



# 岸 真紀子

*Kishi Makiko*



# 岸 真紀子

Kishi Makiko



◎第210回国会 参議院 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会 2022年11月9日

## ◆岸真紀子君

立憲民主・社民の岸真紀子です。

河野大臣、覚えているでしょうか。立憲民主党は、二〇二一年の三月八日に、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に関して、当時のワクチン担当大臣でしたので、喫緊の課題として大臣室で要請書をお渡しをして意見交換をさせていただきました。実は、私もその場に同席をしております、大臣にもお話をさせていただいたところです。

その中で強くお願いしたのが、ワクチン接種に遅滞、混乱が生じないシステムを求めてきたんです。

具体的な内容としては、ワクチン接種記録の管理にマイナンバーを活用することは一概に否定されるものではないんですが、今回は厚生労働省と自治体が接種台帳とV-S-Y-Sの活用を前提に非常に繁忙な体制構築を進めていることから、これ以上の新システムの導入はかえって混乱を招くこと、おそれがあると、緊急を要する今回のワクチン接種にはマイナンバーの使用は見送ることを申し入れたところです。

この言わばV-R-Sというワクチン接種記録システムというものなんですが、これを突如、当時つくるといふふうに言い出して、四月に運用するという状況下での出来事です。

このニュースが出た途端に、自治体の現場

では大変困惑をして、どのようなシステムができるかも分からないし、V-S-Y-Sとか自治体独自の記録台帳があるので、それで進めようと思っていたのに全部やり直しをさせられたところです。

私からも口頭で、新しいシステムつくるとは否定はしないと、これからデータ化をして、大事であると思うんですが、運用時期をせめて四月じゃなくて、当時もうとても混乱していたので、四月ではなくてもう少し遅らせていただけないでしょうかということをお願いしました。

しかし、大臣は、このV-R-Sというのがなかったら市町村間をまたいだ接種が打てないとかという、確かにそういう理由もあるんですが、つくらなきゃいけないんだと聞いてくれなかったというのが実態です。

中島克仁、逢坂誠二、重徳和彦各衆議員もいて、私のことは大臣覚えていないかもしれませんが、首長経験である逢坂誠二衆議院議員からも、大臣に対して、ワクチン、このワクチンというのは、二回目、三回目、今はもう四回目、五回目と行っていますが、この先もずっと打っていくんだから慌てなくていいんじゃないかと、今、それよりも自治体現場は必死に一回目の準備をしているので、システムに問題があったら対応ができなくなるということをお願いしています。

こういったやり取りを大臣は記憶、覚えていらっしゃるでしょうか、まずお伺いします。

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君 (デジタル大臣)

去年のワクチン接種、各党会派からいろいろな御要望をいただきました。VRSについてもいろいろな御意見がありましたけれども、あれをやっていなかったら更なる大混乱が起きていたと思いますので、新しいことをやる時にはいろいろな人がいろいろなことを言いますが、やっぱりきちんと物事は決めてやる、それが大事だと思っています。

#### ◆ 岸真紀子君

覚えていらっしゃるということですのでよろしいですね、各党からいろいろな意見を言われて。

そのVRSの問題なんですけど、では、デジタル庁に確認をしますが、ワクチン接種会場などでどんなトラブルがあったかというのをお願いします。

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君 (デジタル大臣)

VRSの導入当初、なかなか読み取りに時間が掛かるといったことがありました。これは、バーコードあるいはQRコードを最初から予診票に入れておけばよかったんですけども、そういうことが必須ではないということで、OCRラインを読まなければいけなかったというようなことがございましたが、まあそういうことはありましたけれども、これ紙でやっていたらこんなことでは済まなかったんで、VRSを入れたメリットというのが最大限発揮されたと思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

大臣はそのようにおっしゃるし、デジタル庁としてもこれは必要だったということをおっしゃるんですが、やっぱり当時は相当混乱を来していたことは本当に厳しく指摘をせざるを得ない実態にあります。

デジタルの利活用というのは、データをデジタルで管理したり流れも円滑化することによって労力の削減や人為的なミスを防ぐ、またその後の二次利用、例えばこのVRSであれば今はワクチン接種証明に使っているんで、そういったことからいけば、後からでもシステムを改変すれば使えるというメリットは否定はしません。

しかし、混乱しているときに迷走するシステムを押し付けられた、強要されると、当時のように二度手間、三度手間、後々、七十センチの台を置いてタブレットを置いて読み込むとか、読み込んだ後に数字が誤って入力をされるので、結局もう一回残業をしながら全部の確認をしないといけないというような、自治体ではそういった混乱が招いています。

もっと言えば、ワクチンの供給量も足りなくなっていて、残念ながらワクチンをキャンセルしないといけない、そのキャンセルの電話に数分、数分どころか何十分と時間を取って、なおさらこういった混乱が自治体の現場に生じています。自治体の現場が混乱を生じるといことは、残念ながら、住民の方にそれだけワクチン接種が滞って遅くなってしまいうことになるので、本当に大きな問題だと感じています。

デジタル庁も、かといって、これを障害を起こしたくてやったわけではないのは重々承知しています。それはもうもちろんです。

これからも各省庁、なぜこれを、じゃ、もう一回振り返って言っているかということ、これからも各省庁のシステムにも関わっていく上で忘れていただきたくないというのが現場目線ということなんです。現場が使いづらかったり、そのシステムによって住民の暮らしがどうなるのかということを中心に置いていただきたいということで、再度これを持ち出させていただきました。

その点、河野大臣はどのようにお考えか、お伺いします。

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君 (デジタル大臣)

委員は大きな考え違いをされていると思いますが、VRSを導入していないで紙でやっていたら、あんなことでは済まない、自治体の疲弊はもっともつとひどかったと思います。最初からVRSを導入したからこそ、様々なワクチンの量が把握をできましたし、ワクチン証明書を出すときにもスムーズにいったので、あれをVRSを使わずに紙でやっていたら、こんなことではなく、自治体はもっともつと疲弊をしていたんだと思います。

#### ◆ 岸真紀子君

大臣、お答えいただけていない。現場の目線がこれからのシステムに大事だということをお伺いしているのです、その点について再度お願いします。

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君 (デジタル大臣)

現場目線でこれが必要だから入れたわけでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

ここに余り時間を取りたくないんですが、これからの各省庁とか自治体のこれからシステム運用をするに当たっての目線として現場の声が必要ですよねという確認をさせていただいているので、その点について再度お伺いします。

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君 (デジタル大臣)

現場のことが必要だというんだったら、VRSを入れるなというような暴論にはならなかったと思います。

#### ◆ 岸真紀子君

随分かみ合わないのだからこれ以上言いませんが、VRSを入れるなというわけではなくて、導入は少し慎重になるべきだったということ、これを指摘はさせていただいているところです。ただ、これ以上やり取りをしてもなかなか進んでいきませんので、次の質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種証明書についてお伺いをしますが、現在、マイナンバーカードを持っている人しか電子版というのは発行されないという実態に、アプリですね、若しくは申請自体もカードを持っていないとオンラインでできないという実態にあるんですが、住民の利便性を考えると、改善できないのかなと考えるところです。例えば、その人しか知らないワクチンの情報とかが手元にあるんですし、素人考えで申し訳ないんですが、私はできるんじゃないかなと。しかも、悪用するような、ワクチン接種証明書って悪用するようなものではないので、マイナンバーカードの普及促進を優先して考え

なくてもいいのではないかと思うんです。

あえて、カードでなければ申請できないということがちょっと私には理解ができないのですが、カードがなくてもシステムはつくれないものなのか、ワクチン接種証明書だけではなくて、その他のこれから電子申請においてもカードありきでなければならないという考えにとらわれない方がいいのではないかと思うんですが、この点についていかがでしょうか。

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君 (デジタル大臣)

ワクチン接種証明書に関して申し上げます。マイナンバーカードをお持ちでない方も、紙での申請、紙での発行ということをやらせていただいております。利便性を考えてマイナンバーカードでしっかりとこれからもシステム進めていきたいと思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

どうにもこう答弁がかみ合わないというか、質問の意図が分かってももらえないんですが、カードありきということで考えてしまうと、紙での発行というのはできてはいます。ただ、その紙での発行自体も申請はオンラインでできない実態にあるんですね。だから、そういったところを、DXを進めるといふのであれば必要なのではないかということ、こういった質問をさせていただいています。

ワクチン接種証明がマイナンバーカードを持っていないとできないので、実際に申請数が、カードの申請数が増えたとも聞いています。しかし、例えば、十月から実質の制限が解除されて、旅行に行きたい方、証明書を

申請しようと思う方がその時点でマイナンバーカードを申請しても、発行には一か月から二か月掛かるので、それでは現状間に合わない。役所に行くか、郵送でやり取りしなければならない状況にあるので、こういったことを本当であればもっと改善すべきではないかということ、これを再度申し入れておきます。

次の質問に入ります。

岡田地方創生大臣の政治資金についてお伺いいたします。

既にほかの委員会でも衆参問わず質問をされていると承知をしていますが、岡田大臣が代表となっている自民党石川県参議院選挙区第二支部の政治資金収支報告書から、宣伝事業費の広報掲示板管理料を計上し、地元有権者に買取疑惑とも取れる支出がされている問題に、岡田事務所としてはあくまでも維持管理への対価と説明をされていますが、これは大臣、金額も含めて買取と取られても仕方がないのではないかと思うんですが、その点について再度お伺いいたします。

#### ◆ 国務大臣 岡田直樹君

##### (内閣府特命担当大臣《地方創生》)

既に国会等でも御説明をしておりますが、一部報道がございまして、それに事実と反する内容が多くございまして、改めて事実関係を御説明申し上げたいと思います。

まず、御指摘のあった政党の広報掲示板についてであります。これは自民党の参議院石川県第二支部が党勢拡大を図るための政党活動の一環として支援者の土地や家屋に設置をさせていただいているものであります。掲示板を個人の所有地内に設置させていただいていること、また、屋外のため広報掲示板や

貼られたポスターなどが剥がれたり傷んだりすることも多くございまして、そうした際には御自身で修理をいただいたり、また事務所への連絡などを行っていただくとともに、日頃からそうした不具合がないかということを確認するなどの管理も行っているところでありまして、こうした設置に対する対価、あるいは管理に対する対価として広報掲示板管理料を支出いたしております。

実際に、例えば過去一年振り返ってみますと、四回にわたってこのポスターの交換作業を行っておりますが、その際には支援者から貼り替えの御協力をいただいているなど、こうした点からも管理の実態はしっかり認められると考えております。

また、ポスターの交換時以外にも、例えば広報掲示板の設置箇所が一つの地域の中でも分散しているような場合、車両で巡回して不具合がないか確認をいただいたり、また、不具合が生じた際は、くいであるとか、そうした補修用の資材を調達いただいて、軽トラックなどで現場に搬送して御使用いただくなど、御自身で修理いただく例も多くございます。

このように管理の実態は確実にございまして、車両や、あっ、謝礼や選挙区内での寄附に該当するというものではなく、公職選挙法や政治資金規正法に抵触するとの指摘も当たらないと申し上げたいと思います。もとより、お言葉ではありますが、買取との指摘は全く当たらないということを申し上げたいと存じます。

また、この広報掲示板一か所について年間二千五百円という額を支出しておりますが、個人の所有地内に設置していただくことへの

対価や、不具合がないかの確認、不具合が生じた場合の修理、事務所への連絡、こうした管理を行っていただいていることへの対価という性格に鑑みれば、これは妥当な水準であると考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

たとえ二千五百円でも、果たしてこれが本当に、まあ買取ではないとそれはおっしゃると思いますが、ではないというのはなかなか、最大だと八万円の方もいて、実費なのかどうかというのがちょっと分かりづらいですし、本当に難しい説明だと思うんです、今のだと。

ちなみに、二〇二一年の二月三日に、二〇一九年の参議院選挙の公職選挙法違反で有罪判決を受けた河井案里さんが議員辞職をしました。その約二週間前の一月二十一日に、当時の官房副長官であられました岡田大臣はこのように申しておりました。一般論として、政治家は責任を自覚して国民に疑念を持たれないように襟を正すべきだと述べ、さらに、政治家の出处進退は自らが決めるべきものだろうと記者会見でおっしゃっていられています。

大臣、これは正直、人ごとではないのではないかと思いますので、御自身が疑念を持たれ、今、国民にも疑念を持たれていると重ねて申し上げておきます。

ただ、大臣としての問題はそれはそれとして、大事な地方創生についてこの後は聞いていきたいと思います。

これまでの地方創生についてどのように捉えているのかということなんです。まち・ひと・しごと創生総合戦略は、二〇一五年度

から二〇一九年度の五か年間で第一期、そして二〇一九年度から二〇二四年度までを第二期として進めてきました。今度はデジタル田園都市国家構想交付金とリニューアルをするとなっていますが、これまでのまち・ひと・しごとがどうであったのかなど、検証と評価を伺います。

◆ **国務大臣 岡田直樹君**

(内閣府特命担当大臣《地方創生》)

これまで地方創生、すなわち、まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで進めてまいりました結果、地域の魅力向上、にぎわい創出の観点から、地方創生関係交付金の活用などを通じまして、地域の皆様の創意工夫を生かした取組が全国各地で推進されました。

このことに加えて、地方への資金の流れの創出、拡大の観点から、千団体以上の地方公共団体において企業版ふるさと納税が活用されたことがございます。また、地方への人の流れの観点から、東京圏からの移住が約千三百市町村において進んだ、このことも大きなことで、一定の成果を上げてきたものと考えております。

その一方で、仕事、交通、教育、医療、福祉、こうした各面で地方にはやはり様々な社会課題が残っておりまして、結果として東京圏への転入超過が継続していると、こういう課題も引き続き背負っているというところであらうと思います。

◆ **岸真紀子君**

ありがとうございます。一部の地域では移住者が増えるなど、一定の成果はあったとお

伺いをしました。

問題は、中山間地域を抱える、先ほども触れておりましたが、中山間地域を抱える小規模の地方自治体で国が用意をしているこの地方創生関連の交付金を使うことが困難になっているのではないかと問題提起をさせていただきます。

その要因の一つとして考えられるのが、事業の対象が企業やNPO法人等の団体というふうになっておりまして、個人への給付は対象外となっているということがあります。中山間地域を抱える小規模自治体は、既に産業が人口流出であったり高齢社会によって限られている実態にあります。企業やNPO法人などの団体数も少ないため、どうしても、地方創生関連の交付金を申請したくても、担えるところ、団体がないというので、どうしてもほかの自治体よりも、ほかの自治体というのは、一定程度都市の自治体よりも少なくなってしまうがちになっています。本来はこういった地域、自治体こそが支援を必要としています。しかし、メニューが使いづらいといったことが問題なのではないかと。事業の対象を個人給付にまで広げれば、これまでとは異なった方法で地方に仕事をつくり出して、新しい地方創生ができるのではないのでしょうか。

大臣、対象を広げて、人口規模が小さな町村でも使いやすくしていただけるなどの努力をしていただけませんかでしょうか。

◆ **国務大臣 岡田直樹君**

(内閣府特命担当大臣《地方創生》)

お答え申し上げます。

これまで、地方創生に向けた地方公共団体

の自主的、主体的な事業に対して、地方創生推進交付金などにより支援をしてまいりました。この交付金については、平成二十八年度に創設されたわけでありますけれども、全地方公共団体のうち八割強の団体の事業を採択させていただくなど、委員御指摘の中山間地域あるいは過疎地域も含めて、小さな自治体も数多く地方公共団体に御活用いただいていると、こういうふうに認識はいたしております。

内閣府としては、地方創生推進交付金を更に多くの自治体に、おっしゃるとおり、更に多くの自治体に御活用いただくために、事前相談の受付、出張相談会の開催、ガイドラインや事例集の策定といった取組を通じて、地方公共団体による事業の企画立案を積極的に御支援申し上げているところであります。更に努力を続けていきたいと思っております。

また、今後は、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決、魅力向上の取組を加速化、深化する観点からも、デジタル田園都市国家構想交付金を創設することといたしておりますが、引き続き、やはり地方のニーズ、様々な御意見、こうしたことにしっかりと耳を傾け、各地方公共団体の、小さな自治体も含めて、自主的、主体的な取組を後押しできるよう、しっかり取り組ませていただく所存でございます。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

是非、なかなかその個人まで広げるのは難しいという事情は分かりつつも、できるだけ多くの方、中山間地域も含めた小規模自治体で使えるようにしていただきたいです。

それと、地方創生絡みで二つこの質問したんですが、岡田大臣に一人で答えていただいているんですが、実は役職、立場が違いました、地方創生担当大臣とデジタル田園都市担当大臣ということで、何かちょっと分かりにくいというのが、私、これ三月のときにも質問させていただいているんですが、もう少し分かりやすくなれないのかなということもあります。それはまあ余談ですが。

次に、マイナンバーカードをめぐる諸課題についてお伺いをします。

二〇二三年度創設の自治体に配分する予定のデジタル田園都市国家構想交付金の一部について、住民のカード取得率が全国平均以上でなければ受給を申請できない仕組みにするという問題を伺います。

交付金の一部は全国のモデルとなるような事業を実施する自治体に配分となっておりますが、カードの取得率が全国平均以上で全住民の取得を目標に掲げていなければ受給を申請できないというのは事実なのかどうか、確認いたします。

#### ◆ 政府参考人 布施田英生君

(内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官)

お答えいたします。

本年六月閣議決定しましたデジタル田園都市国家構想基本方針では、デジタル田園都市国家構想交付金による支援に際してマイナンバーカードの普及状況などを評価することを検討することとしております。

これを受けまして、現在、交付金の対象の一部の全国的なモデルケースとなるようなデジタルを活用した先進的な取組について、

デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及が進んだ自治体は地域のデジタル化に係る取組をより一層強力に展開できる環境が整えられるものと考えられることも踏まえ、この先進的な取組につきましては、現状、交付率全国平均以上かつ全住民への交付を目標として掲げていることを申請条件とすることを検討しております。

一方で、他の地域で既に確立しているデジタル活用の優良モデルを横展開する取組などにつきましては、交付金の採択に当たって交付率は勘案事項としまして、交付率にかかわらず申請可能とします。また、デジタル実装のための計画策定、開発、実証などを主内容としない従来の地方創生の取組につきましては交付率は考慮しないなど、交付金の事業内容に応じた対応を検討しております。

#### ◆ 岸真紀子君

十一月一日の参議院の総務委員会での質疑で答弁されたことによりますと、検討中とはいえ、仮に公表されている直近の九月末の交付率を基準としたら、マイナンバーカード交付率が全国平均以上の団体は六百十団体と答えていました。

千七百十八自治体のうち六百十団体だと、約三五%しか申請できないことになり、一部のやつとはいえ。今後、十二月末までにマイナポイントで駆け込みがあったとしても、平均以上なので、平均値が上がれば同じく申請すらできない自治体が出てきます。こんな設計はやっぱりおかしいです。

で、このマイナンバーカードの交付率が高いところは都市部が多いのではないですか。東京都とか首都圏は人口が多くてもカード交

付が比較的多い、まあマイナポイントでもらえるから若い人がカードを作ったというのがあります。しかし、進んでいない自治体を見ると過疎地域が見受けられていて、本来、デジタル田園都市国家構想はこういった地域こそ支援すべきなのではないかというところですね。制度設計が全くもっておかしい。ましてや、モデル事業を見てもマイナンバーカードには関係していない事業ではないですか。

岡田大臣、これは撤回していただきたいんですが、どうでしょうか。

#### ◆ 国務大臣 岡田直樹君 (内閣府特命担当大臣《地方創生》)

お答え申し上げます。

ただいま政府参考人が御答弁を申し上げましたが、私は順番を逆に御説明をしたいと思っております。私がまず強調いたしたいことは、そもそも、デジタル実装のための計画策定、開発、実証等を主な内容としない従来の地方創生の取組については、このマイナンバーカードの交付率は考慮しない方針で検討をしておるといことでございます。

その上で、デジタル田園都市国家構想交付金は、デジタルを活用し、地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速、深化させるこのデジ田構想の実現を支援していくものでありまして、地域のデジタル化に係る取組が強力に展開できる環境としてマイナンバーカードの普及は重要であると考えております。

そして、交付金の対象の一部の全国的なモデルケース、先ほども申しましたけれども、全国的なモデルケースとなるようなデジタルを活用した先進的な取組、これを幾つかと聞いてみましたら、前回の採択団体数でいえば

四十団体、モデルケースは四十団体ということでもあります。これについては、現状、交付率全国平均以上かつ全住民への交付を目標として掲げていることを申請条件とすることを検討しておると。

そしてまた、他の地域で既に確立されているデジタル活用の優良モデルを横展開する取組、これは、前回の採択団体数でいえば四百六十七団体ということで、先ほど申し上げた先進的な四十団体よりはずっと多い数になっております。こうして、交付金の採択に当たっては、この横展開の場合は交付率はあくまでも勘案事項ということで、交付率の低い団体も含めて、交付率にかかわらず申請できるようにすることを検討いたしております。

このように、デジタル化に関する交付金の事業内容に応じた対応を検討しております。地方公共団体が行おうとするデジタル化の取組に支障が生じないように、引き続きしっかりと検討を進めてまいりたいと存じます。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。勘案をしていくという御答弁をいただきましたので、引き続きみんなが使えるようにしていただきたいというところです。

政府が、二〇二四年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に切り替える方針を決めたようですが、多くの方々が懸念の声を上げています。この発端は河野大臣の発言だと認識しておりますが、あらかじめ厚生労働省や総務省など関係省庁との連携調整ができていなかった

たのではないかと疑うぐらいなもので、この間の衆参の委員会でも曖昧な答弁が続いていると感じています。

デジタル庁にも不安の声が多く寄せられていると説明されていましたが、現段階では何件で、どんな声があるのか、お伺いします。

#### ◆ 政府参考人 村上敬亮君 (デジタル庁統括官)

事実関係、お答え申し上げます。

ウェブサイトで集めました、十月十三日から十一月七日十八時まで、五千件弱でございます。内容としては、カードの安全性に関する御質問、御意見が四割、カードの取得が義務化されるのかという御質問が三割、紛失時のサポートや再発行手続について改めて御質問いただく内容が二割等となっております。これらの質問につきましては、昨日三時、かなり同じ内容のものがかぶっておりますので、ウェブサイトにてこれらに対するお答えを掲載し、公表しているところでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

多くの声が寄せられていて、それはホームページに、公式サイトに載せたということですね。

私は、デジタルを何のために進めるのかと、基本的なことが広まっていないということに危惧しています。住民にとっての利便性、行政側にとっての効率化、しかし、このどちらも今混乱を招いているからこそ多くの不安の声が、多分五千件以上にももっともつと議員の皆さんのところにも届いていると思うんです。私のところにも届いています。

このカードはあくまでも手段であって目的ではありません。手段であるマイナンバーカードの普及が目的になってしまっていないかどうかというのを河野大臣にお答え願います。

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君（デジタル大臣）

全くそのようなことはございません。

#### ◆ 岸真紀子君

恐らくそれぐらいの答弁だろうなという想像はしていたのですが、本当に、そういうことをちゃんと一つ一つ答弁ちゃんとしていかないと、全くこれいつまでたっても広がっていかないと思います。

カードの普及は便利になればおのずと増えていくので、河野大臣が進めるべきことは、今のように全然答えていない、全然説明になっていない、私は少なくとも理解できませんでした。使い勝手が悪いということがやっぱり問題なんじゃないかと。マイナンバーカードにこだわらずに、さっきも言いましたが、行政サービスを受けやすくするというトランスフォーメーション、行政の変革こそが大事であると私は考えます。

また、大事なことは、個人番号制度、マイナンバー制度ですね、この導入の原点に立ち返って、困っている人に向き合って、例えばですが、例えばですよ、旧民主党が掲げていた、検討していた日本型軽減税率制度、還付ポイント制度のような仕組みであったり、給付付き税額控除を議論していただきたいというのが本当は先なんです。でも、これは財金だと思いますが。

マイナンバー制度導入の原点についての見

解を河野大臣にお伺いします。

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君（デジタル大臣）

マイナンバーを導入することによって、国民の利便性を向上させ、行政の効率化を進め、公平公正な社会をつくっていく、それが理念でございまして、それに向けてデジタル庁しっかり取り組んでいきたいと思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

その理念が本当であればもっと前面にはなきやいけないんですが、今残念ながらマイナンバーカードが前面に出てしまった状況を招いてしまっているのは大臣なんじゃないかと私は思います。

このマイナンバーカードを持たない理由で一番多いのがプライバシーとか個人情報、先ほどの問合せにもあった四割がセキュリティ問題だと言っていました。病歴などの個人情報を公的機関がどの範囲まで共有するのか、いずれ何でもかんでも情報を集めて一元化されるのではないかといった懸念も持たれています。デジタル社会の形を分かりやすく示していく必要があると考えています。

昨年成立したデジタル関連五法案は、束ねて一括審議したので、なかなか国民の皆さんに政府のデジタル社会の形成は伝わっていないのではないかと厳しく言わざるを得ません。また、セキュリティの向上は急ぎの課題で、先月末も大阪とか静岡で、医療機関、サイバー攻撃、システム障害を生じています。情報管理の安全性をどう高めていくかというのも重要なので、この二点について現段階で答弁できるものがあればお願いいたします。

## ◆ 国務大臣 河野太郎君 (デジタル大臣)

デジタル社会、我々が目指しているものは、一人一人に合ったサービスを通じて多様なことが実現をする社会をつくってまいりたいというふうに思っております。

セキュリティーについていろいろ御懸念の声が寄せられておりますが、マイナンバーカードに多くの情報が入っているものでもございませんし、政府の中で情報がどこかで一元的に管理されているものでもありませんし、これからもそうするつもりはございません。そうした御懸念に対してしっかりとお答えをしていきたいと

いうふうに思っております。

## ◆ 岸真紀子君

あわせて、時間もないので、ですが、セキュリティー対策も是非積極的にお願いします。

それと、今のように丁寧に答弁されると何か理解も広まっていくと思うんですが、先ほどのようにそっけない態度で答弁されるとなかなか理解は広まっていかないのではないかとということをお申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

## ◎第210回国会 参議院 総務委員会 2022年12月1日

### ◆ 岸真紀子君

立憲民主・社民の岸真紀子です。

松本大臣となってからは初めての質問となりますので、よろしく願いいたします。

前回の野田国義議員からも地方自治に関する質問がされていましたが、改めて私も大臣に確認させていただきます。

私は自治体職員の経験がございまして、二〇〇〇年以前までは地方自治体において様々な地域の課題を住民のために取り組むことができていました。ですが、この二〇〇〇年という地方分権の年でもあったんですが、これ以降できなくなる状態に追い込まれていた経験があります。三位一体改革で地方交付税が当時は大幅に削られたり、市町村合併や行財政改革、いわゆる合理化というものをせざるを得ない状況がつけられてきました。また、追い打ちを掛けるように、夕張市の財政破綻で見せしめのように財政健全化法という

ものができましたので、見事に地方公務員の数というのは大幅に減っていきました。こういったことがかえって地域の活力を奪って、結果として地方の人口減少に歯止めが掛からなくなったのではないかと考えます。

ただ、この政策云々については今日は聞きませんので、地方公務員の数を大臣はどのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

自然災害やコロナ禍を踏まえて、国家公務員と同様に地方公務員の数というのも業務量と見合っていないというのが実態です。相当疲弊しています。必要な人員を確保すべきと考えますが、大臣の見解を伺います。

### ◆ 国務大臣 松本剛明君 (総務大臣)

岸委員に御答弁申し上げたいと思います。

地方公共団体の定員につきましては、各団体において行政の業務の合理化、能率化を図

るとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理に努めていただくことが大切であると考えております。

各団体においては行政需要の変化に対応しためり張りのある人員配置を行っていただいているものと承知をしており、かつて地方公務員の職員数が減少基調であった時期にあっても、例えば防災対策に携わる職員や福祉事務所の職員は増加しております。近年では、一般行政部門の職員数は、地方創生や子育て支援などへの対応もあり、平成二十六年を境に七年連続で増加し、令和三年四月までの間で約二・六万人の増となっているところです。

今般の新型コロナや大規模災害のような事態に対しては、全庁的な応援体制の確保や会計年度任用職員などの採用のほか、団体間の応援により対処していただくこともありますが、各団体においては様々な工夫も交えながら適正な定員管理に努めていただいているものと認識いたしております。

#### ◆ 岸真紀子君

徐々に確かに増えてはきているんですが、まだまだ足りているとは言えない実態にあります。また、大臣の答弁にもあった会計年度任用職員というのも大幅に増えていたり、委託先の労働者も増えています。非正規雇用で働く労働者、いわゆる官製ワーキングプアの問題も深刻となっています。

このことについてはまた別な機会に、公共サービスを支える立場というのをどうやって守っていくかということをもた別な機会に質問させていただきたいと思いますが、是非この非正規公務員ということもしっかりと大

臣には念頭に置いていただきたいと言いまし、次の質問に入ります。

総務省は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、保健所で対応業務に当たる保健師を二〇二一年から二二年度の二年間で約九百人増員するために地方交付税を充ててきましたが、今年度で一応その財政措置は終了するということになるのでしょうか。効果はどうであったのかという検証と併せて、保健師以外の専門職や事務職も不足しています。保健所の交付税措置の増額は必要不可欠と私は考えています。何度も要請をしているところではございますが、恒久化を含めて増員措置を継続していただきたいのですが、いかがでしょうか。

#### ◆ 政府参考人 原邦彰君 (総務省自治財政局長)

お答えいたします。

保健所において感染症対応業務に従事する保健師について、今御指摘ありましたが、コロナ禍前と比べて、令和三年度と四年度の二年間で四百五十名ずつ、合計九百名の増員を行っております。

厚生労働省の調査によりますと、今分かっている段階で、令和三年度の感染症対応業務に従事する保健師は、コロナ禍前の平成三十一年から実質的に約七百名増員されているというふうに承知しておりまして、自治体の実情に応じた保健所の体制強化が一定程度図られているものと認識しております。

今御指摘ありました令和五年度以降のお話でございまして。保健所の保健師の方、それから、今御指摘ありましたのは、その他の職員の方の体制の在り方については、現在、厚生労働省に

において、地方団体の意見を踏まえるとともに、保健所の実態を把握した上で検討を進めていると承知しておりまして、総務省としても所管省庁の検討結果を引き続きよく伺って対応してまいりたいと思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

今答弁いただいたとおり、厚生労働省が所管となるので、もちろんその厚生労働省での検討というのも大事だと思いますが、やっぱり総務省というのはそもそも地方自治体を管轄するところなので、ここは待ちの姿勢ではなくて、これだけやっぱり疲弊している保健所の実態を見ると、これは考えていくべきではないかということ再度言うておきます。

次に、自治体からの要望に森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める声があります。

現在は、人口割りによる配分が多い、大きいために本来必要とする山林地域への配分が小さくて、森林を持たない大都市への配分が多いのが実態です。これは税負担のこともあるので一定程度理解はするものの、実際には使い切れない大都市が出てきたり、森林を多く有しているのに金額が少額過ぎるといったことで、有効な活用ができていないというような実情を招いています。

森林環境譲与税を使って森林の整備等を着実に進めるためにも、山林、山村地域等の再生に一層取り組むことができるように、対象となる森林面積割合の見直しなどが必要と考えますが、今後の方針をお伺いします。

#### ◆ 政府参考人 川窪俊広君 (総務省自治税務局長)

お答え申し上げます。

森林環境税及び森林環境譲与税は、納税者の理解を得つつ、森林の有する公益的機能を維持増進するために創設された制度であり、全国の地方団体において森林整備や木材利用等に有効に活用されることが極めて重要であると考えております。

御指摘のありました譲与基準の見直しに関しましては、これまでの衆参両院の総務委員会の附帯決議におきまして、各自治体の森林整備の取組や施策の効果を検証しつつ、必要がある場合には所要の見直しを検討するとされていることも踏まえまして、地域の実情に応じた様々な取組の内容や森林環境譲与税の活用状況等を勘案して、地方団体の意見も十分に伺いながら丁寧に検討してまいりたいと存じます。

#### ◆ 岸真紀子君

自治税務局としても大事だということは認識していただいていると思いますので、引き続き前向きにお願いいたします。

今回の補正予算に関連する地方交付税法の改正案は何と評価すべきなのか、若干悩みます。

二〇二一年度の国税決算に伴う地方交付税法定率分の増加が一兆六十七億円、二〇二二年度の国税収入の補正に伴う交付税法定率分の増加が九千四百四十四億円の計一兆九千二百一十一億円なのに、本年度の交付税増額分は四千九百七十億円、残りの一兆四千二百四十二億円は次年度への繰越しとすとなっています。

この分け方でよいのかどうか。例えば、二〇二一年度の補正予算は交付税特別会計借入金の償還に八千五百億円として充てていま

したが、なぜ今回はしなかったのか。このような内訳が最適だと考えた理由をお答えください。

◆ **政府参考人 原邦彰君**  
(総務省自治財政局長)

お答えいたします。

今御指摘もございました今回の補正予算、地方交付税の増が一・九兆生じました。これに伴いまして、今年度の普通交付税の調整額分の追加交付、あるいは地方自治体が独自の地域活性化策等を円滑に実施されるための財源、こうしたことのために、四年度、今年度の交付税を約五千億円増額するとしております。残りまして一・四兆円は翌年度の財源に繰り越すこととしております。

その考え方でございますけれど、まず令和三年度は、当初予算において、新型コロナウイルス感染症の影響で地方税や交付税の法定分が大きく落ち込むという見通しの下に臨時財政対策債の発行を大幅に増やしてございました。また、元々予定していた交付税特別会計借入金の償還を後年度に繰り延べるといったいたしました。

そうした中であって、令和三年度の補正は、法定分が四・三兆円という形で大幅な増となりましたので、当初想定していた臨時財政対策債を増やしたものですから、その償還費を措置するという、また、交付税特会の借入れも後年度に繰り延べてございましたものですから、これを元に戻して繰上償還するというを実施いたしました。

今年度においては、そもそも交付税の法定分の増が一・九兆円と令和三年度よりも大幅に少ないという事情がございましたし、ま

た、当初予算で臨時財政対策債は抑制することがある程度できていたと。

こうした事情もありまして、令和三年度にありました臨時財政対策債の縮減や交付税特別会計の償還などは、一・四兆円、今、来年度に繰り越しましたので、来年度の予算の中でしっかりと検討したいと、こういう考え方で今回の措置を講じたということでございます。

◆ **岸真紀子君**

本当に、先にもらうのがいいのか、後にもらうのがいいのかというのは悩ましい問題ではあります。

今回の増額分の扱いについて、地方自治体からの要望や意見は聞いたのでしょうか。地方の意向をどのように把握をして改正案に反映しているのか、伺います。

◆ **政府参考人 原邦彰君**  
(総務省自治財政局長)

お答えいたします。

地方の意見ということでございます。いろんなチャンネルを通じまして、我々、地方団体の意見を聞いております。

特に主なもの申し上げますと、まず地方からは、地域の生活、経済への更なる支援に国と地方が総力を挙げて取り組むことができるよう、令和四年度の地方交付税を増額してほしいということ、それから一方で、令和五年度においても、やはり地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保をしてほしいということ、特に安定的な交付税総額を確保していく、こういうような御要望をいただいております。

こうしたことも踏まえまして、先ほど申し

上げましたとおり、今年度に地方交付税約五千億円を増額し、残り了一・四兆円を来年度の財源として繰り越すということとしたところでもあります。

なお、今回の補正予算の内容につきましては、全国知事会、市長会、町村会からそれぞれ高い評価をいただいているところでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

今の答弁にもあったとおり、令和五年度においても安定的な確保をお願いしたいという要望があったと言っていました。

次の質問なのですが、次年度への繰越し一兆四千二百四十二億円は、過去の経過から見ても大きな額となっています。総務省が八月に発表した二〇二三年度地方債計画案を見ますと、臨時財政対策債に一兆三千十三億円と見込まれています。

今回、一兆四千二百四十二億円を繰り越すと、臨時財政対策債を発行せずに済むという見方もありますが、来年度のその臨時財政対策債の抑止となるのか、お伺いします。

#### ◆ 政府参考人 原邦彰君 (総務省自治財政局長)

お答えいたします。

今、令和五年度の概算要求時の御指摘がございました。

概算要求、夏の段階の仮試算でも、やはり、今おっしゃったとおり、財源不足がかなり引き続き生じております。

一方、御案内のとおり、ウクライナ情勢ですとか資源価格の動向等々、いろいろと経済には非常にリスク要因があるというような

もここに来て見えてきております。

そうしたこともございまして、財源不足、経済の動向の不透明さ、こういったものもございまして、一・四兆円を先ほど申し上げましたとおり繰り越し、来年度の繰越財源として活用することとしております。

いずれにいたしましても、令和五年度の当初予算、こうした税収動向もにらみながら、この一・四兆円も活用し、交付税総額を適切に確保しつつ、臨時財政対策債の発行抑制など、地方財政の健全化にも努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ◆ 岸真紀子君

今言われたとおり、そもそもこの臨時財政対策債は地方自治体からは不評の制度で、地方財政の安定的な、不安定さを、地方財政の不安定な状態を避けることは重要になっています。そのためには、やはり根幹として、地方財源の確立には法定率の引上げが欠かせません。総務省の悲願でもあると私は考えます。

この法定率について、松本大臣の就任中に達成していただきたいと強くお願いするところですが、大臣の答弁をお願いいたします。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君 (総務大臣)

地方財政の健全な運営が大切であることは委員御指摘のとおりであると私も認識しております。

そのためには、本来的に交付税率の引上げなどにより地方交付税総額を安定的に確保することが望ましいというふうに考えられるところではありますが、この交付税率の引上げについては、現在、国、地方共に厳しい財政状

況にあるため、容易ではないということでもございます。

今後も、交付税率の見直しなどにより地方交付税総額を安定的に確保できるよう、粘り強く主張いたしまして、政府部内で十分に議論してまいりたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

岸田総理も来年度の交付税増額に言及されていたと思いますので、当然、法定率の引上げなのかなと期待していたところなんです。是非、引き続きお願いいたします。大臣に精力的に財務省に掛け合ってくださいということもお願いいたします。

昨年に続いて今年と二年連続で国税収入の増加に伴う交付税の増ですが、一方で、二〇二二年度の臨時財政対策債は一兆七千八百五億円です。コロナ禍で国税収入の見積りは確かに難しかったと承知はしますが、二〇二一年度当初予算や二〇二一年度補正予算での税収見積りも甘かったがゆえに、地方自治体は本来発行が必要ななかった多額の臨時財政対策債を発行したという見方もあります。補正だけ見ると上回ったからいいでしょうとなるかもしれませんが、今年度の臨財債は大きかったという問題です。

税収見積りと実績がなぜこんなに乖離したのか、理由を財務省に、そして総務省には税収見積りが地方財政に及ぼした影響について伺います。

#### ◆ 政府参考人 小宮敦史君 (財務省主税局国際租税総括官)

お答え申し上げます。

令和三年度決算税収は、補正後税収を三・

二兆円上回り六十七・〇兆円となりました。これは、受取配当を始めといたしました所得の全体的な増加、世界経済の回復に伴う需要増や円安等による好調な企業収益、円安、資源高を背景とした輸入の増加などの要因により、所得税、法人税、消費税等が増加したことによるものです。

また、令和四年度補正後税収は、当初予算税収を三・一兆円上回り六十八・四兆円となる見込みとしております。これは、見積りの土台となる令和三年度の税収が決算において上振れをしたことに加えまして、足下の課税実績、雇用、賃金の伸び、企業業績の見通しなどを反映し、所得税、法人税、消費税等が増加すると見込んでいるためです。

#### ◆ 政府参考人 原邦彰君 (総務省自治財政局長)

地方財政への影響について私の方から御答弁申し上げます。

税収については、今財務省の方からも御答弁ありましたが、見積りの時点では適切であったものと存じますけれども、経済には不確実性が伴うものでありまして、国税収入額の見積りから増減が生じることはある程度やむを得ない面もあると考えております。ただ、このように国の税収動向によりまして地方交付税の額が増減するということとなりますので、これまでも、国税の増額補正の場合、あるいは逆に減額補正の場合は臨財債を年度途中で更に追加することはできませんので交付税で補填するというのもやっております。

いずれにいたしても、その都度その都度法律改正をお願いして、財政当局とも協議の

上、必要な対策を講じて、地方団体の財政運営に支障が生じないということが一番大事でございますので、そういったことでこれまでも対応してまいりましたし、これからも対応してまいりたいと思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

なるべく、本当に計画がずれてしまうと大分影響が出るので、しっかりとそこら辺をさせていただきたいということです。

ちょっと質問を順番入れ替えまして、最後の質問を先にさせていただきます。

十月十八日に地方のデジタル化の現状や課題を共有するためのデジタル車座対話というのが全国知事会とデジタル庁で行って、その中で知事会から、基幹システムの標準化になるに当たっての違約金ですね、システムの違約金が発生するから、これを国として対応できないかという要望に、政府は違約金は国が負担しないといけないと言及したという報道がありました。

報道も含めて、このシステム標準化に係る経費は全て国が負担するという事によろしいか、大臣に伺います。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

デジタル基盤改革支援補助金は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を踏まえて、ガバメントクラウド上の標準準拠システムへ各自治体のシステムを移行させるために、これまで合計千八百二十五億円を計上し、国費による財政支援を行っているところでございます。

具体的な補助対象は、移行計画策定などの準備経費やシステム移行に要する経費等であ

りますが、委員御指摘の違約金など、リース残債等の現行契約期間の変更等を行う場合に不可避免的に発生する追加的な経費についても対象と含めることとしております。

本年十月に閣議決定された標準化基本方針では、全ての自治体における移行スケジュールや移行に当たっての課題を把握し、その解決に自治体と協力して取り組むこととされたところです。これを踏まえ、まずはこれらの課題を把握するため、移行スケジュールや違約金の発生月数に関する調査を実施しており、今後、移行経費に関する調査も実施する予定としているところでございます。

これからも自治体の実情や御意見も丁寧に向いながら、令和七年度末の移行目標に向けて、総務省として移行経費を始めとした必要な支援を検討してまいりたいと思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

是非、引き続き財政確保をお願いいたします。

次に、マイナンバーカードについてお伺いをします。

もう時間もなくなってきたので、まず、来年度の地方交付税にマイナンバーカードの交付率を算定に入れるというのはやめてほしいというのを強く要望しておきます。答弁は、これで時間がなくなったので要りません。やっぱり、オンラインシステム進めたとしても、普及率の一〇%だろうが八〇%だろうが、実はシステムに係るお金というのは変わらないので、これは決してやるべきではないということをおっしゃいます。

このマイナンバーカードの事務は、その交付税の普及率反映すると言ったときから、す

ごく自治体の担当者が圧力が掛けられてしまっているような実態もあります。でも、この事務というのは、二〇一九年十一月二十八日、参議院総務委員会で江崎孝議員が質問していますが、交付、カードの発行については法定受託事務です。国の仕事なので、自治体に国がいろんな口出しをするのは分かるんですが、カードを作ってくださいとかという普及活動は自治事務だというふうになっています。なのに、なぜここまで圧力を掛けられなきゃいけないのかというのが疑問です。

このニュースが出てから、本当にいろんな自治体の担当者は相当疲弊してしまっていて、しつこく国から普及率を上げろと言われてたり、毎週のように都道府県からどうなっているんだと、先週よりも交付率が上がっていないんじゃないかというようなことを再三にわたって聞かれていて、もう今やマイナちゃんというあのキャラクターを見ただけで具合が悪くなる、精神的に、本当に笑い事ではない、追い込まれているような実態にあるんです。

大臣は、この自治体の混乱とか、首長がこの交付税に反対しているんだと、算定に入れるのは反対しているといったような、こういった声を聞いているのかどうかというのを伺いいたします。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

この交付税の算定に当たって、マイナンバーカードの交付率というのは指標の一つということですが、何よりも、地域のデジタル化に係る財政需要を全体的に拡充する中で、そうした財政需要を的確に算定に反映する観点から指標の一つとして用いる方向で検討している、是非この申し上げたところを御理解

をいただきたいと思います。

その上で、各自治体においても御尽力をいただいているところと承知をいたしております。マイナンバーカードの普及促進は重要な政策テーマであるデジタル社会の基盤となるもので、私どもも大変重視をしているところであることはそのとおりでございます。政府全体としてカードの取得の加速化に取り組んでいるところですが、出張申請を始めとする申請促進策に取り組む市町村の役割も大変大切であると考えているところでございます。

総務省では、市町村と十分に協力して普及促進に取り組むため、自治体との間の連携体制を活用し、国の最新情報や全国の先進的な取組事例を提供するとともに、それぞれの自治体から現状や課題を丁寧に聞き取らせていただくなど、現場の立場に立って自治体の取組の後押しに取り組んでまいってきておるところで、引き続きそのようにしてまいりたいと思います。

自治体からは、例えば、安定的な交付体制が確保できるように必要な財政支援が必要だ、カードの安全性や利便性について国において広報を強化してほしいといった御意見、御要望もいただいておりますので、そういったことをいただいているということをしつかりと踏まえてまいりたいと思っております。

各市町村においては、補助金なども活用しつつ、企業や地域への出張申請受付など精力的に普及促進に取り組んでいただいているものと承知をしております。各団体、御尽力いただいている職員の皆様に改めて敬意を表したいと思います。

総務省としては、引き続き、自治体と緊密

に連携いたしまして、マイナンバーカードの普及促進に取り組んでまいりたいと思っております。ところでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

いろいろ言いたいことがありますが、時間なので質問を終わります。

## ◎第210回国会 参議院 予算委員会 2022年12月2日

#### ◆ 岸真紀子君

立憲民主・社民の岸真紀子です。

パネルを御覧ください。（資料提示）北海道新聞及び共同通信の記事から、岸田政権の原発政策転換となる行動計画案のポイントをまとめたものを用意しました。これを見ていただくと、東日本大震災以降、これまでは新設、増設、新增設、建て替えは想定してこなかったものを、廃炉を次世代型原発に建て替えに大きく原子力政策を転換するもので、本当に驚くとともに憤りを感じました。

東京電力福島第一原子力発電所は今もデブリの取り出しを開始できずにいるなど、廃炉完了の行方は全く見えていません。私は、先月末に福島県双葉町の東日本大震災・原子力災害伝承館を訪れ、その際、福島県浜通りの町村を車からですが見てきました。本当に人はまだまだ戻ったとは言えず、復興はいまだ緒に就いたばかり、深く感じました。あの震災は、原子力災害、本当に実際に今も続いており、建て替え増進、建て替えの推進であったり、原発政策の転換はあり得ません。

先日、私の事務所にも福島県の方々が訪ねてくださりまして、帰還できると国が言っても実際には住民が帰ることはできていない、復興はまだまだの状態、原発回帰のこの政府の考えは到底受け入れられないとおっしゃっていました。

岸田総理、福島の方々、そして原発に不安を感じる国民に思いをはせているのか、最初にお伺いいたします。

#### ◆ 国務大臣 岸田文雄君（内閣総理大臣）

ウクライナ情勢に伴うエネルギー供給の不安定化や価格高騰、また気候変動対策の加速による脱炭素電源の必要性の拡大、また老朽火力発電所の閉鎖の加速等に起因する国内発電設備容量の減少、こうした国内外の情勢変化を踏まえて、エネルギー安定供給の確保のため、原子力発電の問題に真正面から取り組む必要があると政府としては判断をいたしました。

原子力については、いかなる事情よりも安全性が最優先であり、今後とも、独立性の高い原子力規制委員会が厳格に規制を行っていく方針、これは変わりはありません。こうした方針で国民の不安や不信な思いに对应していきたいと考えています。

現在、資源エネルギー庁の審議会において議論を行っているところであり、専門家の意見も踏まえ、年末までに具体的な結論を出せるよう検討を進めていきたいと考えています。

#### ◆ 岸真紀子君

この建て替えというのは、十一月二十八日の原子力小委員会に提出された原子力政策の

基本原則と政策の方向性・アクションプラン案の次世代革新炉の開発、建設に記されています。そこには、原子力の価値実現、技術、人材維持、強化に向けて、地域理解を前提に、次世代革新炉の開発、建設を推進ともあります。

この原子力の価値実現とは何を意味するのか、経済産業大臣にお伺いします。

#### ◆ 国務大臣 西村康稔君（経済産業大臣）

お答え申し上げます。

原子力小委員会では、本年二月からの議論を経まして、八月の段階で中間論点整理をまず取りまとめております。その整理の中で、エネルギー政策の大原則であるSプラス3Eの深化につながる原子力により実現すべき価値として記載をしております。具体的には、革新技術による安全性向上、安全強化に向けた不断の組織運営の改善、我が国のエネルギー供給における自己決定力の確保、GXにおける牽引役としての貢献、こういった内容を、委員の御意見を取りまとめた形でそうした内容を整理しております。

その上で、御指摘の十一月二十八日、原子力委員会、小委員会では、こうした論点を整理したことに基づいて、この価値の実現に資するか否かという観点から政策の方向性に関する議論を行いまして、その内容を整理した素案をですね、行ってきたもの、それを整理した素案を二十八日の小委員会で提示したということでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

やっぱり全然理解ができないんです。安全、安心が確保されない原子力にそうした価

値があるはずがありません。今の説明は再エネの価値についての誤りではないかと思うぐらいです。

この行動計画案には次世代革新炉とあって、革新という言葉を広辞苑で調べると、旧来の組織、制度、慣習、方法などを変えて新しくすることとあります。このパネルには、原子力小委員会、原子力小委員会原子炉ワーキンググループで使ったものですが、革新炉開発の資料です。これを見ていただくと、一番上に革新軽水炉とあって、既存技術を活用とか既存軽水炉のサプライチェーンとか現行の軽水炉とあって、既存技術を活用とかそういうふうに、今までと変わらないということですよね。その下の小型軽水炉は、SMRとも言われてはいますが、アメリカでは商業化、まだ実態には、実際には使われていません。高速炉や高温ガス炉も未実現、核融合炉に至ってはある意味夢物語といった実態です。

結局、この革新軽水炉は、いかなる攻撃や自然災害にも耐え得る安全性というのならまだしも、原発が本来目指すべき安全性の、安全面での改良を行うものにすぎないのではありませんか。どういった点で革新なのか、まず経産省にお伺いします。

#### ◆ 国務大臣 西村康稔君（経済産業大臣）

御指摘のように、次世代革新炉と呼ばれるもの、幾つかのタイプがありまして、そこに、資料にお示しをされたとおりであります。

そのうち、革新軽水炉、これは、私も三菱重工あるいは日立、様々意見交換を行ってきましたけれども、耐震性を向上させる例え

ば半地下の構造で、地震なり外からの攻撃にも強い半地下の構造、それから、万が一の際に炉心が溶融した場合、それを自然に冷却させるコアキャッチャー、あるいは人や電力を介さずに燃料冷却が可能な受動的な安全システム、それから万が一のときに放射性ガスを外に出さずに分離、貯留する機能、こういったこれまでの軽水炉にはない新たな安全メカニズムの実現に向けた、そうしたメカニズムを実装すべく研究開発を進めているというふうに承知をしております。

#### ◆ 岸真紀子君

大臣の御説明、ありがとうございます。

革新といっても、その様々な安全性を改良していくんだということをおっしゃっています。かといって、それは軽水炉の改良型で、先ほども指摘したとおり、本来やるべきことなので当たり前なのではないかと思うんです。

しかも、小型軽水炉に関しても、小型と言っているのが何となくリスクが減るんじゃないかと思うかもしれませんが、結局は核を使うのでリスクがなくなるわけではありません。心配しているのは、この次世代革新炉という言葉で、何だか新しい技術なんだから、小さいから安心なんだといった間違っただけのメッセージが国民に広がらないかということをお心配しますので、そこをきちんと気を付けていただきたいということを申し入れておきます。

高レベル放射性廃棄物の処理、いわゆる地層処分の文献調査が行われている、私、北海道出身なんです、寿都町、神恵内村では、その賛否で地域が二分されてしまっています。

す。町内では残念ながら話題にすることもタブー視されている実態です。

そして、今度は原発立地での廃炉後の建て替え問題。どうして国は地方に数十年後の難題をいきなり押し付けるのでしょうか。原子力は、エネルギーを使う国民一人一人が自分事として捉えるべき課題です。決して人ごとではありません。しかし、地層処分も建て替えも三十年間以上の長期間にわたる問題であって、これを一定の地域に抱え込ませるようなことは大問題です。

福島復興は緒に就いたばかり、しかも原発不信は未解決のまま。そもそも地域に、地域のことというのは、国から話を持っていくのではなくて、地域が自分で考えて、国は地域の支援に徹するべきです。この点について岸田総理にお伺いいたします。

#### ◆ 国務大臣 西村康稔君（経済産業大臣）

まず私の方からお答えさせていただきます。

高レベル放射性廃棄物の最終処分は、御指摘のように、地域の皆様の理解なくしては進めることのできないものであります。決して国から一方的に押し付けるような、そういうことは決してございません。

現在、御指摘の文献調査を実施中の北海道の二つの自治体におきましては、この最終処分事業に慎重な住民の方も御参加いただいて対話の場も開催をしております。国も毎回出席をし、丁寧なコミュニケーションに努めているところであります。

今後とも、地域の皆様としっかりとコミュニケーションを重ねながら、原子力政策、御理解いただきながら進めていきたいというふ

うに考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

総理にも答えていただけたらよかったです。今、西村大臣からは丁寧な地元での説明と言っていますが、全然丁寧になっていないし、結局その説明会に出席する環境というものがつくられていないというような実態にあります。

もっと言えば、今日は聞きませんが、この核のごみ問題でいうと、結局この二町村しか今まだ実際には手を挙げていない実態で、じゃ、その二町村以外の国民全体が核のごみどうしましょうかという議論形成ができていいのかどうか、そういうところが全然足りていないと私は考えています。

日本という国において原発政策は国民の声をしっかり聞いて進めなければならないんです。ですが、政府だけで決めているようにも印象ができています。このことは本当に問題だと感じています。三・一一を契機として国中に原発への不信や安全性への懸念が高まり、さらに、相次ぐ原子力を取り巻く不祥事で国民の信頼は失墜しています。まさに福島復興はいまだ成らずです。

原発は、経済合理性や環境負荷の観点からの検討で足りるものでは決してありません。被災者の痛みにも寄り添うことが必要です。原子力発電所、そして原子力規制委員会は共に安全性向上への取組を日々講じなければなりません。そして、国策として原子力政策を進めてきた国に求められるのは、安全性の確立、国民の声を真摯に受け止めることです。原発立地の声、地域の声、国民の声を聞く、そのためには実際に対話の場を設けるなど

様々な方法を活用して丁寧に進めなければなりません。

最後にこの点について、原発問題の最後に岸田総理のお考えをお伺いします。

#### ◆ 国務大臣 岸田文雄君（内閣総理大臣）

まず、東京電力福島第一原子力発電所の事故によりいまだに多くの方々が影響を受けている中で、こうした事態を防げなかったことへの反省はいつときたりとも忘れてはならないと考えます。

このエネルギーを取り巻く状況、あるいは原子力の必要性、安全性の確保に向けた取組など、原子力政策の在り方については、国民の皆様のご関心の喚起、理解の促進に向けて粘り強く取り組んでいく必要があると認識をいたします。そのために、今経産大臣からも御紹介をさせていただきましたが、全国での対話型説明会の開催や、さらにはホームページを通じた情報発信などに取り組んでいるわけですが、委員の方からまだ不十分だという御指摘もありました。

今後とも、多様な手段を通じて政府と国民の皆様とのコミュニケーションの強化、これに取り組んでまいりたいと思います。コミュニケーションの在り方としてより良いものを絶えず考えていきたいと思っています。

#### ◆ 岸真紀子君

総理、問題がもう一つあって、この原発の政策を転換するようなことなんです。選挙でこれ諮ったかどうかということなんです。これは、選挙後に、選挙で言わないで選挙終わったら出してくるというのは、民主主義を否定しているんじゃないかということも私は

強く抗議をしたいと思います。

これは、国民の理解というのは、本当に今おっしゃっていただいたようにやっていくんだと、本当にこれもっと分かりやすくみんなに伝えていかないと、全然理解なんか進んでいきません。是非そのことをお願い申し上げます。

次に、旧統一教会の問題についてお伺いいたします。

旧統一教会関連団体による被害が深刻なことは、この臨時国会でも再三にわたって同僚議員が質疑で明らかとしてきました。政府の被害者救済法案が昨日閣議決定されましたので、その懸念点を質問させていただきます。

総理はこれまでの予算委員会で、入信当初に不安をあおられるなどで困惑し、その後は自分が困惑しているか判断できない状態で献金を行ったとしても、その状態から脱した後本人が主張して取消し権を行使することが可能な場合はあると答弁しています。

これは、困惑をしていることを裁判上で原告が立証できた場合には明確に対象となりますが、では、困惑が立証できない場合はどうなるのでしょうか。長く勧誘行為を受けていて合理的な判断が付かない場合や、信心している状態が分からない状態での献金についての取消しはできるのか、総理の答弁をお願いいたします。

#### ◆ 国務大臣 岸田文雄君（内閣総理大臣）

新法案では、不安を抱いていることに乗じて勧誘を行う場合は取消し権の対象といたします。これは、入信当初だけでなく、その後の献金についても当てはまると考えられます。したがって、入信当初のみに不安をあお

られた場合で、その後は外面的には自分から進んで献金を行っているように見えたとしても、その不安を、その不安を継続して有していて、そのような不安に乗じられて勧誘され、後から振り返ってみて困惑されていたと気付いた場合には取消しの対象となり得るものと考えています。

そして、委員の御質問は、後からそういった状況を立証できるのかという御指摘ですが、もちろんこれは個別具体的にこの法律を当てはめなければならないので、このいろいろなケースがあるとは思いますが、この献金に至るまでの悪質な勧誘行為を具体的に示す、入信当時におおられた不安が根底にあったことや、被害者本人が献金当時の状況を客観的に振り返れば困惑していたと考えられることを主張することで、被害者本人が当時困惑していた蓋然性が立証し得るものであると政府は考えています。

#### ◆ 岸真紀子君

大分踏み込んでいただいたんですが、更にちょっと確認をさせてください。

御本人が、当時は困惑していないと思って献金をし、取消し権を行使しないと例えば意思表示、ビデオだとか念書というものを取られてして、取られていたというか、してしまっていたと。しかし、後から御本人が、当時は困惑させられていた、教団に言わば思い込まされていた、つまりは合理的判断ができなかったんだと気付いて後から取消ししたいと思ったときに、念書の効力はなくなるのでしょうか。そして、取消しができるのか。その辺も、総理、改めてお伺いします。

## ◆ 国務大臣 河野太郎君

### (内閣府特命担当大臣《消費者及び食品安全、デジタル改革》)

この念書の件はもう既に何度も答弁をしておりますが、個別具体的な事例によるものではございますが、寄附の勧誘に際して、法人等の不当勧誘行為により個人が困惑した状態で取消し権を行使しないという意思表示を行ったとしても、そのような意思表示の効力は生じないと考えられると思います。

法人などが、寄附の勧誘に際して個人に対して念書を作成させ、あるいはビデオ撮影をしているなどということを行えば、そのこと自体が法人等の勧誘の違法性を基礎付ける要素の一つとなり、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求が認められやすくなる、そういう可能性もあるんだろうと思います。

## ◆ 委員長 末松信介君

補足はございませんですね。

## ◆ 岸真紀子君

本当は総理にお答えをというか、総理に要求をしていたものでございました。

次に、旧統一教会の勧誘行為というのは、例えばですが、環境問題に興味があるので、ちょっとこういうものに来ないかというふうに誘われたりとか、別なテーマから何となく勧誘をされていたり、友達、親しい仲間ですね、そういった方から関係を利用して信頼を勝ち取っていくという手法もあります。

政府の法案では、寄附の勧誘に関する禁止行為が狭過ぎて使えないのではないかと、また、支援された方々からは、配慮義務に挙げられているようなことを本来であれば禁止す

るのが重要で、これでは救えないのではないかと懸念があります。

教会が政府の考えている法案を逆手に取って抜け道とならないのか、総理にお伺いします。

## ◆ 国務大臣 岸田文雄君 (内閣総理大臣)

禁止行為の対象とする場合、行政措置や刑事罰の適用にもつながるものですから、現行の日本の法体系に照らせば、要件の明確性、これが必要となります。他方、この不適当な寄附勧誘のありようは様々なものが想定され、一概に要件を規定できない。このために、禁止行為と配慮規定の二段構成を取ることによって最大限抜け道をなくして実効性を高めることを政府としては目指しました。

これ、配慮義務に反するような不当な寄附勧誘が行われた場合、民法上の不法行為の認定やそれに基づく損害賠償が容易になり、更に実効性が高まるものと考え、こうした構成を取った次第であります。

## ◆ 岸真紀子君

岸田総理にこの被害者の救済への思いがあるのであれば、今お話ししていただいたような、例えば配慮義務に、その明確化できないものを配慮義務規定にしているというんですが、やっぱり配慮義務規定の方が抜け道になりにくいんです。どうしてもこう利用されなくなる……(発言する者あり) 抜け道になりやすい、抜け道になりやすい、済みません、ありがとうございます。

それで、済みません、配慮義務はやはりこの禁止規定にすべきであると思います。きちんと条文化することを、まだこれからも議論

続くと思いますが、是非総理の決断でしていただきたいということをお願いいたします。

それで、次の質問に入っていきます。

私の地元である北海道は、毎日、新規感染者、コロナの感染者が非常に多い状態にあります。病床使用率も多くて、政府は新型コロナウイルス感染症の現下の状況をどう捉えているのでしょうか。第八波という今後の感染拡大、さらには季節性インフルエンザとの同時流行の現時点での見通しをどのように想定し、対策するのか、総理にお伺いします。

#### ◆ 国務大臣 岸田文雄君（内閣総理大臣）

新型コロナについては全国的に新規感染者の数、増加が継続しております。また、季節性インフルエンザも一部の地域で増加傾向が継続しており、同時流行を含め、今後の推移に注意が必要だと考えます。

この冬に向けて、同時流行も念頭に、これまで拡充強化していた医療体制に加えて、この都道府県、都道府県と連携しながら、発熱外来や電話・オンライン診療の体制強化、健康フォローアップセンターの拡充等に取り組んできたところです。

例えば、今般、同時流行に備えて各都道府県が策定した外来医療体制整備計画を合計すると、地域の実情に応じた様々な取組の結果、この冬の最大診療能力は、今までと比較して更に約十三万人分強化され、約九十万人となる見込みです。単純な積み上げとしては、ピーク時の発熱外来等の受診見込み者約七十五万人を一定程度上回る診療能力が確保される見通しとなっています。

引き続き、都道府県と連携しながら、感染拡大時にも外来医療体制が確実に稼働するよ

う万全を期していきたいと考えています。

#### ◆ 岸真紀子君

先日、感染が分かって症状が出た方にお話を聞くと、現在でもどこに連絡をすればいいのか分からないとか、発熱外来が混雑しているといった実態があると聞きました。

インフルエンザとの同時流行も見据えた発熱外来体制整備をどのようにするのか、既に消防の救急体制は搬送困難事案が多数出ている実態があります。自宅療養者の急変に対応する体制の確保、重症化予防薬の調達、供給などを厚生労働大臣にお伺いします。

#### ◆ 国務大臣 加藤勝信君（厚生労働大臣）

今、総理からの御答弁の中にもありましたけれども、まずは重症化リスクの高い方に対する医療体制を重点的に確保する、また、それ以外の方にも必要な医療がしっかりと提供できるように、発熱外来についても診療時間を拡大するとか、今、かかりつけの患者さんしか診ないというところもあるので、そうではなく他の患者さんも診てほしいとか、あるいは箇所数を増やすとか、こういった努力をしていただいで、さっき言った数字まで来ております。

さらには、電話診療、オンライン体制の、診療の体制の強化、それから今ありましたその健康フォローアップセンター、これも回線数を増やすなどの拡充に努めていただいでいるところでございますので、そういった取組を進めていきたいというふうに思っております。

その健康フォローアップセンターにおいては、登録をしていただいで、体調悪化時には医療機関を紹介できるようにしていくという

こと、それから、救急搬送体制のお話がありました。実際、救急搬送で来られた方の三分の二は入院せずに帰宅されているという、そういった数字もございます。これは、ある意味では発熱外来に行けないので救急車を呼んでいる方もいるんだらうと。そういった意味で、先ほどのようなまず発熱外来をしっかりと拡充していくということと、それから、やはり呼ぶべきかどうか迷う方もいらっしゃいます、正直言って。そういった相談体制も周知し、強化していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、新型コロナウイルスの重症化予防を目的とした経口治療薬について、政府では、パキロビッドという薬については二百万人分を確保し、医療現場に供給をしております。また、ラゲブリオは、これ既に一般流通、普通の薬の流れで提供しておりますけれども、これについてもしっかりと在庫を確保しているということを確認しながら、こうした治療薬もそれぞれの現場で使っていただけるように努力をしていきたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

今おっしゃられたように、救急は呼んでも結局は入院せずに済むというようなことを言っていますが、一方で、それに救急車が使われてしまうので、ほかの急患、急患というか急病者というのが連絡、一一九に連絡しても救急車で運んでもらえないというふうな実態があるので、本当に深刻な実態にあると思います。

数だけでは分からない部分もあるかもしれませんが、重症化しにくい変異株と言われて

いても、コロナに感染して自宅等で亡くなられた方はいらっしゃる現況です。このことからいえば、残念ながら適切な医療につなぐことができていないのではないかと。症状が出れば速やかに検査、治療が受けられる体制とすることは、先ほどお話ししたあの救急搬送困難事案でいっても大事なことです。

そこで、お尋ねをしますが、コロナを二類相当から五類へ変更する協議はしているのでしょうか。検討の見通しは怎么样了のか。もし五類とする場合には、その際の公費負担の在り方などを厚生労働大臣にお伺いします。

#### ◆ 国務大臣 加藤勝信君（厚生労働大臣）

まず、新型コロナウイルス感染症への対応については、専門家の御意見も含めて、新型インフルエンザ等感染症というこの分類、これは当面維持しつつ、変異しているウイルスに応じて柔軟に対応するというところで、これまで全数届出の廃止等の措置を講じてきたところでありますが、さらに、同時流行も想定した対応で、先ほど申し上げたような取組を今進めさせていただいておりますが、これも現在の分類を前提に進めさせていただいているところでございます。

感染法上の取扱いについては、新型コロナウイルスの病原性、まあ重篤性ですね、あるいは感染力、あるいは変異の可能性、これどう評価するのかということになるわけですが、こうしたことについて国民の皆さんの理解を共有できる基盤をつくっていくということが大事だと考え、先日の厚労省のアドバイザーリーボード、専門家の会合です、分かりやすい考え方を深掘りをして示していただき

たいということをお願いをまずしたところでございます。

さらに、衆議院における感染症法改正案の修正も踏まえて、引き続き、公費負担の在り方、今御指摘があった、も含めて、専門家の御意見も聞きながら、また最新のエビデンスに基づいて早期に議論を進めていきたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

いろんな御意見があるかもしれませんが、その公費負担、もしも落とす場合には公費負担をしっかりとしてほしいというところではあります。

コロナとインフルエンザの同時対応の抗原検査キットについてお伺いします。

医療機関では既に足りていると聞いていますが、一般の方にもこれから必要となると思うんですが、いつからこのダブル検査キットというのが流通するのか、お伺いします。

#### ◆ 政府参考人 八神敦雄君

(厚生労働省医薬・生活衛生局長)

新型コロナとインフルエンザ同時対応の一般用の抗原検査キットについてお尋ねをいただきました。

新型コロナとインフルエンザの同時検査キットにつきましては、新型コロナとインフルエンザの同時流行対策としまして、十一月二十二日のアドバイザリーボードにおきまして議論をいただき、O T C化の手続を今進めているところでございます。

十一月二十八日、薬事・食品衛生審議会におきまして、O T C化の要件をまとめたガイドライン、これを検討いただきまして、翌二十九日に発出をしております。製造販売業者が一般用の検査キットについて承認申請をするということが可能になってございます。これを受けまして、既に製造販売業者の中に承認申請をしている企業も出ております。現在、P M D A、医薬品医療機器総合機構において審査をしているところでございます。

実際の流通につきましては、承認後、製造販売業者の準備が整い次第、薬局等への出荷が開始されるというものと承知をしております。

#### ◆ 岸真紀子君

現下の課題、様々な、真摯、を受け止めていただくことをお願い申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございました。

### ◎第210回国会 参議院 消費者問題に関する特別委員会 2022年12月9日

#### ◆ 岸真紀子君

立憲民主・社民会派の岸真紀子です。

本日質問をする石橋議員、そして石垣議員、そして私の三人は、七月に立憲民主党の中に立ち上げました旧統一教会被害対策本部

の事務局をさせていただきました。この後、合わせて百四十分質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

この私たちの対策本部では、これまでも何度も何度も会合を重ねて、被害当事者であつ

たり被害者を支援してきた弁護士や団体の方々からお話を聞いて、被害者のこの救済に向けて取組を進めてきました。この法案に至るまで様々な方に御協力をいただきましたことに、この場を借りまして感謝を申し上げます。また、政府、そして与野党協議において御尽力いただいた議員の皆様にも、この間の取組に敬意を表します。

その上で、衆議院において法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案の修正をされた事項について、提出者に何点か質問をさせていただきます。

修正案によって、第三条、法人等は寄附の勧誘等を行うに当たっての配慮義務に十分にと追記しました。十分に配慮しなければならないとしたことでの効果や意義、意味をお伺いいたします。

#### ◆ 衆議院議員 山井和則君（修正案提出者）

御質問ありがとうございます。

配慮義務の規定にいかにも実効性を持たせていくかということがこの間の与野党協議の一大論点でございました。第三条に十分にとの文言を加えることによって、法人等が個々の寄附対象者の状況や実態に応じて第三条各号に掲げられている事項についてより細心かつ慎重な配慮が求められることとなり、これにより法人等の配慮義務への注意を更に促し、配慮の実効性がより一層高まる効果が見込まれ、新たな被害者発生をより防ぐことができるものと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

より細心かつ慎重なということで、これか

ら被害の防止に向けて取り組む意味ということでお伺いをしました。

次に、第三条に規定する配慮義務について、その遵守がなされていないため、個人の権利の保護に著しい障害、支障が生じていると明らかに認められる場合に、勧告、報告、公表と加えられる修正がされました。

これまで被害の当事者や被害者弁護団からはヒアリングを重ねてきて、その中心となったのも実は山井議員だったんですが、この山井議員がその現場の目線を踏まえた観点でまだまだ不十分とされる点はどこにあるとお考えなのか、また、その課題を踏まえた上で、被害の救済と防止の実効性をより高めるための方策についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

#### ◆ 衆議院議員 山井和則君（修正案提出者）

御質問ありがとうございます。

今、野党案作成者から見た積み残しの課題、解決の方向性についての御質問をいただきました。

二世の方々を中心に、被害者の方々は、今、最大の積み残し課題は宗教二世の方々の救済、支援だということをおっしゃっておられます。また、債権者代位権の実効性にも懸念があるという発言をされておられます。野党案では、特別補助制度、いわゆる家族取消し権、本人に代わって二世や家族が財産を取り戻す権利が提案されておりました。また、配慮義務の実効性も積み残し課題となっております。

つきましては、一昨日も河野大臣が衆議院で答弁されたように、法律成立後に速やかに検討会を立ち上げ、二世被害者などの声を聞

きながら、法律の施行状況や実効性の検証などの議論を進めていくことが期待されると考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

昨日のテレビ、衆議院で法案が可決されたのでテレビでも報道がされていて、その宗教二世の方が番組に出られて、一步前進ではあるんだけど、やっぱりまだまだ積み残された課題があるとおっしゃっていましたが、涙ながらに。そして、決してこの法案ができたとしてもこの後も私たちが忘れないでほしいというようなメッセージを私も昨日見て、今、山井議員から、積み残された課題というか、まだまだ残っている課題のことを共有できたと感じています。

次に、附則第五条の法律の見直し規定は、施行後三年としていたものを与野党協議によって二年にしたと承知しておりますが、それでも残念ながら、まだ長いといった不安の声であったり懸念の声があります。

なぜ二年としたのか、全国靈感商法対策弁護士連絡会や被害当事者も一年にしてほしいという声が多いところなんですけど、このことについてどうお考えでしょうか。

#### ◆ 衆議院議員 山井和則君（修正案提出者）

御指摘のように、当事者や弁護士からは見直し期間は一年に短縮をしてほしいという要望も強くいただいております。そういう中ではありますが、当初の三年後の見直しから二年後の見直しに一年短縮されたことは大きな一步前進だと考えております。

この意味は、本法案は、被害者救済に向け

た終わりではなく初めの一步、しかし歴史的な一步であるとの認識を踏まえ、国会質疑等様々な場面で政府に見直しを促すとともに、立法府における検討もこれからも与野党協力して継続していきたいと考えてまいります。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

また、今のこの修正案の提出者の答弁も踏まえまして、河野大臣にお伺いをします。

与野党協議により、配慮義務に十分に追記したことであつたり、見直しの時期のめどを早めたことは評価をしていますが、事態は深刻であつて、かつ、法案、本法案で足らざるところがあると被害者を支援してきた全国靈感商法対策弁護士連絡会からも指摘をされているところです。

この修正を踏まえて、十分に配慮した行政の対応と早期の見直しを政府にお願いしたいのですが、河野大臣の御答弁をお願いいたします。

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君

（内閣府特命担当大臣《消費者及び食品安全》）

衆議院で行われました修正の趣旨を十分に踏まえた法律の運用、適切に行ってまいりたいと思っております。

また、法律の施行状況、あるいは社会経済情勢の変化、こうしたものをしっかりと捉えながら適切に対応していきたいと思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

河野大臣にもう一点お伺いしますが、見直しに当たって、先ほど山井議員の答弁にもあ

りました、十二月七日開催の衆議院消費者問題に関する特別委員会で、立憲民主党の柚木道義議員から、法施行後に様々な運用状況を含めての検討会の設置を大臣に求めたところ、大臣、かなり前向きな答弁をいただいたところです。

そこで、再度確認させていただきますが、法施行後、この法案の施行後の状況確認を行う検討会の設置に向けて実行していただけると期待してよいか、大臣にお伺いします。

◆ **国務大臣 河野太郎君**  
(内閣府特命担当大臣《消費者及び食品安全》)

はい、しっかりやってまいりたいと思います。

◆ **岸真紀子君**

ありがとうございます。是非引き続きお願いいたします。

それでは、修正案に対する質疑は以上なので、委員長、修正案提出者の御退席いただいても構いません。お取り計らいをお願いいたします。

◆ **委員長 松沢成文君**

じゃ、宮崎さんと山井さんはここで御退室いただいて結構です。ありがとうございます。

◆ **岸真紀子君**

新法の債権者代位権は不十分な状態であることは、先ほどの答弁のやり取りであったり、この間のいろんな議員からの指摘されてきた事項です。扶養義務などの制限があつて

実際には使えないのではないかと。

新法の中の債権者代位権は民法に関連してのことなので、確認をさせていただきますが、例えば、不当な寄附の勧誘により老後のための備えが、蓄えがない親の面倒を子供が見ている場合、子供が支出している親の介護や生活のための費用を被保全債権として債権者代位権における活用ができるのか、政府の参考人にお伺いします。

◆ **政府参考人 松井信憲君**  
(法務省大臣官房審議官)

現行の民法についてお答えいたします。

債権者代位権は、自らの権利を保全するために必要な限度で他者の権利を行使することを認める制度です。

介護等費用に係る債権が発生するかどうかは、個別の事案における具体的な事情によるため、一概にお答えすることは困難でございます。

その上で、一般論としてお答えすれば、介護等を受けている者のためにその費用を立て替えていることなどにより介護等を受けている者に対する立替金償還請求権等の債権が発生している場合において、保全の必要性など債権者代位権のほかの要件が満たされるときは、その介護等の費用を負担した債権者は、その債権を被保全債権として介護等を受けている債務者に属する権利を行使することができます。

◆ **岸真紀子君**

個別のことなのでそのケース、ケースによっても違うけれども、一般論として当たり得る場合があるという御回答ということによ

ろしいでしょうか。ありがとうございます。

でも一方で、個別のケースなので、もしかしたらこの債権者代位権では救われる幅が狭いかもかもしれないというところがまだ残っているということだと存じます。

衆議院の附帯決議に、六番目として、「親権者が寄附をしている場合には未成年の子が債権者代位権を行使することは困難であることから、未成年者の子の援助を充実すること。」というのが附帯決議として付けられました。

これはとっても大事な指摘であり、現実的に、例えばですが、中高生が信者である親の寄附によって生活が困窮し著しい状況であるとした場合、それが献金等によって貧困だったり困窮な場合であっても、それを認識している未成年の子が自ら自力で債権者代位権を行使するというのは相当難しいと考えます。

そのため、こういった状況下でどういった相談や支援、援助ができるのか、政府の見解をお伺いします。

#### ◆ 政府参考人 植田広信君 (消費者庁審議官)

既に御説明ありましたように、債権者代位権は、自らの権利を保全するために必要な限度で他者の権利を行使することを認める制度でございます。新法案におきましては、これを使いやすくすることで家族らの被害の救済に資することができないかということで検討をしてきたこととございます。

今御指摘がありましたように、未成年の子供たちが行使するのは難しいのではないかという御指摘でございましたけれども、それにつきましては、家族らが債権者代位権の適切

な行使により被害回復等を図ることができるようにしっかり支援をしていくことが大事だというふうに考えておまして、法テラスと関係機関が連携した相談体制の整備など、特に未成年の子供の被害救済に資するような相談体制の整備、必要な支援を行ってまいりたいと思います。

具体的には、未成年者の権利行使については、親権者による適切な親権の行使が期待できないなどの場合、親権の停止、未成年後見人の選任、親権者と子との利益が相反するときの特別代理人の選任など、各種の手続が生じるということと承知しております。

もともと、困窮している未成年者が自ら訴訟等の手続を行うことは実際上困難だということとございますので、例えば新法案における債権者代位権の行使等を行う場合には、特に法的な支援を含めた支援が……

#### ◆ 委員長 松沢成文君

審議官、もう少しはっきりと発言してください。聞こえません。

#### ◆ 政府参考人 植田広信君 (消費者庁審議官)

はい。

ちょっと繰り返しになって恐縮ですけど、よろしいですか。(発言する者あり)

困窮している未成年者が自ら訴訟等の手続を行うことは実際上困難な場合もあり得ると考えられますので、例えば新法案による債権者代位権の行使等を行うとする場合、特に法的な支援を含めた支援が重要になってくるというふうに考えておるところです。

引き続き、その支援の在り方も検討してま

います。

#### ◆ 岸真紀子君

前段のところ、ちょっと聞き取りづらかったんで、なかなか聞こえなかったんですけど、恐らくいろんな政府としても支援をしていくということで御答弁をいただいたと思います。

その中には、法テラスだとか専門的な知識を持った方もそこにやっていくというふうに聞こえたんですが、ただ、それをまだまだ残念ながら周知がされていないというか、どこに支援すれば、この間も相談窓口というのはあったんですが、なかなか本当に、じゃ、全体的に広がっているかというところではないので、ここの周知は引き続きこの支援というのが大事になってくるので、国としても、政府としてもしっかりと行っていただくようお願いいたします。

私たち立憲民主党は、先ほどからも言っていますが、七月の下旬から旧統一教会による高額献金などの状況を被害者等から聞いてきました。様々な問題がある勧誘で入会をさせられたというか、いまだに残念ながらその教義を信じ込んでしまっていて、自分自身は問題がないと思っている方も多いというような二世の話とかを聞きました。あと、ちょっと環境に興味ないって言いながら勧誘をして、何の団体かは言わずにビデオセンターに連れて行って、もう何か月も掛けて、気が付いたらもうすっかり信じ込ませられていたというような事例も多く聞きました。

なので、最初から、旧統一教会なんだよと、家庭連合なんだよと言っているわけではなくって、自分に、その方に興味があるよう

なこととか、親しい仲を利用してきた方が多いと聞きました。で、気が付いたら、さっきも言ったように教義を信じ込んでしまっていて、家族に黙って、高額な献金を教団から求められるので寄附をしてしまったり、あとは、とても高い、普通の本なんですけど、三百万円で購入をさせられたとか、そういった、何でしょうね、物なども購入させられて、それは自分のお金があればというところなんですけど、それだけではなくて、例えば親戚に借金をしてまで、その借金の仕方も、それに使うんだということを言わずに、例えばお子さんの大学に通わせたいからというようなことを言って借金をしたとか、気が付けば、自分は借りていないんだけど、家族が献金をするために金融機関に借金をして、金融機関から連絡が来て初めて分かったというような実態もありました。

本当に私も正直、あの事件があって以降、初めてこんな実態があるんだというのを知ってびっくりしましたが、本当に壮絶なものです。宗教二世など、この家族の暮らしまでもがむしばまれる実態が多くあります。で、そのことからいえば、債権者代位権の行使ができるのかどうかは救済にとっては重要な観点です。

この法案によって被害者が救済されていくのかを政府として把握することは重要です。債権者代位権の行使がされた事例の把握が必要ではないかと、何回も名前出して申し訳ないですが、柚木議員からの衆議院での質問がありましたが、民事ルールによる私人間の権利行使の状況を政府が把握することは困難であるというような答弁がなされてきました。

それでは、この救済法の障害というか課題はどのように確認していくのかというところなんです。より救済の実効性を高めるための見直しにつなげるためにも、施行状況、運用状況の確認はどのようにしていくのか、お伺いいたします。

◆ **政府参考人 植田広信君**  
(消費者庁審議官)

御指摘のありましたとおり、債権者代位権は民法上の民事ルールであることから、その運用状況の全容の把握は困難な面があるというふうに考えておりますけれども、法テラスと関係機関による相談対応の結果などを分析しながら、運用面の課題などについてしっかりと把握してまいりたいと考えております。

◆ **岸真紀子君**

法テラスや相談だけで把握できないと思うので、何かもう一つ工夫が必要なんではないかなと考えます。そこも是非検討をお願いします。

第四条の寄附の勧誘に関する禁止行為について、禁止行為の種類が六類型だけ列挙されていますが、六類型だけでは限られていて狭過ぎるのではないかと、これほかの方も再三にわたって質問していますが、家庭連合の被害には、信仰による使命感や義務感から表向きは進んでお金を出しているように見えるものも多くって、それらは困惑したものとは言えないと、先日の衆議院の参考人質疑で弁護士会の川井弁護士が、家庭連合の実態に即した禁止行為を策定していただきたいと政府に要望をしておりました。

消費者契約法の困惑類型に限定することな

く、被害の実態に合わせて問題行為を幅広く列挙する必要があると考えますが、この点についていかがでしょうか。

◆ **政府参考人 植田広信君**  
(消費者庁審議官)

新法案でございませけれども、現行の法体系の中で可能な限り最大限、禁止行為や取消し権の対象を規定したというふうに考えております。社会的に許容し難い悪質な寄附の勧誘行為を禁止するということとともに、不適切な勧誘行為を受け困惑した中で行われた寄附の意思表示は瑕疵があることから、寄附者を保護するための取消しを認める制度ということでございます。

更にとということでございますけれども、寄附の勧誘に当たっての配慮義務を規定するという二段構成を取っております。これにより、配慮義務に反するような不当な寄附勧誘が行われ、寄附の勧誘が行われた場合、民法上の不法行為の認定や、それに基づく損害賠償請求が容易となるということで、これまで以上に実効性が高まったものというふうに考えているところでございます。

◆ **岸真紀子君**

植田審議官、もう少しマイク近づけていただけると幸い、ちょっと聞こえづらいところがあります。

第四条の六号に、禁止行為の一つとして靈感等による知見を用いた告知が禁止されていますが、この禁止行為には、重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げることが要件に含まれています。

禁止行為における必要不可欠であることを告げることは、全国靈感商法対策弁護士連絡会からも、この必要不可欠を要件とするのは余りにも厳格が過ぎて、これでは実務上、結局被害救済に用いることが今以上に困難となると指摘がされています。

これまでもこの部分の質疑が出されていますが、私もこれはやっぱり問題だと考えています。河野大臣、この不可欠の文言の削除はなぜできないのでしょうか。削除すべきではないのでしょうか。

◆ **国務大臣 河野太郎君**  
(内閣府特命担当大臣《消費者及び食品安全》)

必要不可欠要件は、必ずしも必要不可欠という言葉のままに告げる必要はなく、勧誘行為全体としてそれと同程度の必要性や切迫性が示されている場合には適用可能と考えております。多額の寄附に至るような悪質な勧誘事例の多くはそのような必要性や切迫性を有しているものと考えられることから、政府案で十分実効的に対応できるものと考えております。

御指摘の部分だけを単に必要とすると、厄払いなど一般的に許容されている宗教活動などにまで対象が広がってしまいかねず、真に取消しに値する程度に不当な勧誘行為を適切に捉えることが困難になると思っております。

◆ **岸真紀子君**

私の父は、実は神主でもあるんですが、厄払いに頼んでくる方というのは自分から、自ら来るのであって、こちらから言うわけではないので、その事例だと余り当てはまらな

いのではないかとやっぱり思っていました。

次に、第九条の取消し権の行使期間について、一年、五年となっていますが、やはりこれでは、マインドコントロールから抜け出すためには相当程度の時間を要することからいえば、改善とはなるものの、結局救えない人が多いのではないのでしょうか。ここをもっと伸ばすことはできないのか。なぜなら、脱退した信者は、脱会してからもしばらくは精神的に不安定だったり、すぐに弁護士等に相談することができない場合が多いからです。

河野大臣、民法の不法行為のように、少なくとも二十年間は取消し可能とすべきではないのでしょうか。

◆ **国務大臣 河野太郎君**  
(内閣府特命担当大臣《消費者及び食品安全》)

取消し権の行使期間については、民法よりも取消し対象が広がることとの比較考量で、権利を適切に行使することができない状態から脱するために相応の期間を要する事例があることを踏まえ、寄附の意思表示をしたときから十年間とするなど、いわゆるマインドコントロール以外の類型の取消し権の行使期間よりも長い期間を設定をすることとしておりますので、これで十分ではないかと思えます。

◆ **岸真紀子君**

長い設定期間というふうに一般的なものよりはしてはいるんですが、でも、やっぱりこれではなかなか旧統一教会の状況でいうと難しいのではないかと考えます。そうですね、

これはなかなか、なかなか納得がし難いところでございますが。

次の消費者契約法及び国民生活センター法の改正法案についての質疑に移ります。

本法律案では、靈感商法に係る取消し権の要件を当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱えていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げることに改めるとしてありますが、これはどのような消費者被害の実態を踏まえたものなのでしょうか。これによって消費者庁の靈感商法等の悪質商法への対策検討会で使い勝手が悪いと言われていたものが改善されて使い勝手が良くなるのか、お伺いします。

#### ◆ 政府参考人 植田広信君 (消費者庁審議官)

旧統一教会の被害の関係でございませけれども、裁判例などや報道されている例から見ますと、献金、旧統一教会の被害につきましては、自発的に献金であるとか物品の購入をしているように見えていませけれども、実は、本人や親族の不利益が生じる旨を告げて不安をあおったり、その不安に乗じて、そのような不安を解消する手段と称して教義を教え込まれ、困惑させられて悪質商法や悪質な被害に遭っているのではないかというふうに考えております。

こうした被害につきまして、今回の改正で、親族の不利益を対象に追加することや不

安に乗じる場合も対象にすると、不安に乗じる場合も対象にするなどの措置を行ったところでございます。これによりまして、脱会等で困惑状態から脱した後、購入時は困惑していたということを後から気が付いていただければ、それを主張、立証していただければ、消費者契約法第四条三項六号に基づき、その契約、意思表示を取り消し得るものというふうに考えておりますので、今回の改正で十分実効的なものになったというふうに考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

確認をさせていただきますが、この文言に現在とか将来というふうに入っているのです、これは死後又は来世の不利益や既に亡くなっている親族の不利益について不安をあおった場合にも取り消し得るものなのでしょうか。例えば、あなたのお母さんがあの世でというか、天国で苦しんでいると言われてたりした場合は当てはまるのか、お答えをお願いいたします。

#### ◆ 政府参考人 植田広信君 (消費者庁審議官)

消費者契約法の改正法案では、第四条三項六号の取消し権の要件として、本人の不利益だけでなく親族の不利益も対象としたところでございませけれども、その対象となる親族は存命の親族を想定しておりますけれども、亡くなられた親族の不利益、例えば亡くなったお母さんが地獄で苦しんでいるといったようなものは、本人自らの不利益というものと同等のものと捉え得るものというふうに考えております。また、本人の死後でありますと

か来世の不利益といったものについても、本人の現在生じ又は将来生じ得る不利益として捉え得るものというふうに考えておるところでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

たとえば、現在とか、現存し、現在生きている方じゃなくても、そのことを脅すことによって自分の心身にもやっぱり不利益が生じるからという解釈ということではよろしいんですね。ありがとうございます。

次に、本改正案では、独立行政法人国民センター及び地方自治体は、適格消費者団体の求めに応じて、必要な限度において消費者紛争に関する情報を提供することができるものとする改正をされていますが、検討会においてはこのような施策について具体的に議論がされていなかったと思います。なぜこのような改正を行うのでしょうか。適格消費者団体への協力に関する法改正を行う理由を教えてください。また、適格消費者団体側からこのような要望があったのか、お伺いします。

#### ◆ 政府参考人 黒田岳士君（消費者庁次長）

お答え申し上げます。

旧統一教会問題に対する政府の方針が、被害者の救済に向けた相談体制を強化する、また、今後同様の被害を生じさせないための法制度の見直しにしっかり取り組んでいくといったその方針がある中で、この事前のその被害の拡大の防止を図るという観点から、この適格消費者団体による不当勧誘や、不当勧誘に対する差止め権の強化を図ろうというものでございます。

国民生活センターによる重要消費者紛争に関するその情報を提供するというところで、今までよりも情報の幅を広げるとともに、適格消費者団体の支援を行うということを措置しようとしております。

こういった差止め請求権等を行いたい適格消費者団体、常に情報を接しており、情報を欲しておりますのでニーズがあるものというふうに考えておりますし、今後、適格消費者団体がこの被害者、被害の拡大の未然防止に資するよう積極的に活用を促していきたいというふうに考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

じゃ、その中身についてちょっとお伺いをしますが、当該団体が差止め請求権を適切に行使するために必要な消費者紛争に関する情報で内閣政令で定めるものというのを提供すると、ことができるとしています。提供される情報は具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。また、この情報提供によって、先ほども被害防止にとか救済について言っていたんですが、被害の予防、救済にどのような効果があるのか、再度お伺いします。

#### ◆ 政府参考人 黒田岳士君（消費者庁次長）

御指摘の第四十条第一項に規定する内閣府令で定めるものとは、国民生活センターにおける重要消費者紛争に関する情報のうち、例えば紛争当事者である事業の名称、当該事業者の住所等の属性、消費者被害の態様等といったものを想定しております。これはまさに、その差止め請求権をどういった事業者又は、この場合ですと法人等にしていくに当たって必要な情報だというふうに考えます。

## ◆ 岸真紀子君

今聞いたような名称だとか属性だとかのものであれば必要なものをしっかりと出していくと、適格消費者団体側に出す、提供していくというのはいいかと。

一方で、この内閣府令なので、後でどんどん幅を広げていくと、いろんな情報の管理の問題もありますので、そこは私は若干慎重にするところも必要なのではないかと。ただ、この救済には必要な情報はやっぱり出していつて、一緒に取組を進めていただくというのが重要かと感じます。

次に、この適格消費者団体は、現在、消費者庁のホームページで検索をすると全国で二十三団体しかありませんでした。しかも、内容を見ると一部の大都市に限られていて、これ、できれば各都道府県に一つはあるべきなのではないかと。ここをもうしっかりとその救済とか相談とかに協力してもらおうと思うのであればもう少し広げていくことが必要なのではないかと考えますが、今後、この適格消費者団体を広げ、更なる相談、救済の一助としていく考えがあるのか、政府として、お伺いをいたします。

## ◆ 政府参考人 黒田岳士君（消費者庁次長）

適格消費者団体という団体は、その消費者が一人一人の力だと泣き寝入りしてしまうといったことを防ぐために、その消費者に代わって、なかなか一人では太刀打ちできないような事業者に対して不当な勧誘やその不当条項の削除等を求めるものでありますから、できる限り多くの消費者がアクセスできるということが重要だと考えております。

全国で今二十三ということでありまして。地図に落としてみると、いろいろ薄い、例えば

四国は一つしかないとか、東北も少ないとかあります。ただ、東京の団体では例えば全国から受け付けているというところがございしますので、そのカバーとしては、見かけは全国を今カバーできているのではあるんですけども、ただ、やはりアクセスが、あと、今デジタル化も進んでおりますので、昔に比べれば、直接行けなくてもオンラインで会議するとかいったことでカバーできるようにはなっていると思いますけども、やはりできる限り多くの消費者の方がアクセスできるということが大事だというふうに思っておりますので、現在存在している適格消費者団体の方々が活動しやすいような環境整備に取り組むとともに、さらに、この適格消費者団体になりたいと考えている消費者団体に対して適切な指導、あっ、支援を行ってまいりたいと考えております。

## ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

適格消費者団体がしっかりした団体なのかというチェックは必要なものの、やっぱりそれを地域でアクセスしやすくするというのはすごく重要な観点だと思いますので、引き続き取組を政府としてもお願いいたします。

改正案では独立行政法人国民生活センターの役割強化となっています。国民生活センターにも期待するところなんですけど、とはいえ、限られた、国民生活センターも限られた人員でカバーできるのかなという若干の不安があります。

政府として予算の拡充などをしていくのか、河野大臣にお伺いをします。

## ◆ 国務大臣 河野太郎君

### (内閣府特命担当大臣《消費者及び食品安全》)

二次補正でまず十億円を確保いたしました。これでADRあるいは消費生活相談の拡充をしっかりやっていきたいと思っております。

オンラインなどを使ってこの相談員の研修みたいなことを速やかにやっていかなければいけないと思っておりますし、相談員の質、量の拡充といったものも必要になってくると思います。やはり人が肝腎でございますから、拡充すると同時に、やはり研修などをしっかりやって能力を高めていかなければいけませんので、まずこの補正でいただいたものでしっかりそれを努めていきながら、将来的に更にどの程度必要になるのか見極めながら、リソースは確保していきたいと思っております。

## ◆ 岸真紀子君

大臣、ありがとうございます。

補正予算、二次補正で十億円というところなんですけど、大臣がおっしゃられたように、これでまだ十分というわけではないということだと思うので、是非引き続き予算の確保、頑張ってくださいようをお願いいたします。

次に、衆議院の附帯決議の八番目に、「親族間の問題、心の悩み、宗教二世を含むこどもが抱える問題等の解決に向け、法的支援にとどまらず、心理専門によるカウンセリング等の精神的支援、児童虐待や生活困窮問題の解決に向けた支援等を一体的・迅速に提供するなどの支援体制を構築すること。」とあります。

これまでも宗教に関する相談は、地方では、地方です、大都市じゃなくて地方、地方では、

相談窓口や支援を専門とする人材がいらないなど、適切な支援に至らなかったという問題が残念ながらありました。今後、地方や地域での相談や支援体制をどのように考えているのか、河野大臣にお伺いします。

## ◆ 国務大臣 河野太郎君

### (内閣府特命担当大臣《消費者及び食品安全》)

これまでも、地方における相談体制の強化ということで、この統一教会に関する合同電話相談窓口における対応などを基にしたQアンドAを配布しております。また、相談内容が宗教に関わるということのみを理由として消極的な対応を行わないようにするよう通知をしているところでございます。

また、このほかに、補正予算の中で、例えば、この地方の取組を支援するための五億円の特別枠の創設、あるいは先ほど申し上げましたけども、現場の相談員の方々に対する研修、これはオンラインを使ってやれるんだろうと思っております。そのようなことで、まず相談員のスキルあるいは専門性の向上にしっかり取り組んでいきたいと思っております。

## ◆ 岸真紀子君

多くは、いろんな窓口が地方でできてくると思うんですが、地方自治体における被害者救済の役割も大きくなると考えています。国は地方自治体に対してどのような支援を行っていくのかということをお伺いしたいと思います。

大臣も今おっしゃったように、オンライン研修とか、すごく大事だと思うんです。財政確保の問題であったり、相談支援等を担う人材の確保というのも、すぐできるわけではないので、

やっぱり徐々に強化をしていくということが重要です。

それで、これまでの相談や支援など、特に宗教に関するものというのは地方にとってなかなか蓄積データがないというような実態なので、先ほど大臣がおっしゃったQアンドAというのをこの間も相談として活用されたというところなんですけど、このQアンドAを是非データ化をしていただいて、AIの技術なんかも取り入れて、例えばこういう質問のキーワードみたいなのを入れたらぴぴっと、こういう対応をしましたよみたいなシステムを構築していただけた方が、恐らくどの地域に行っても、初めて、例えば件数が少なくても対応ができるのではないかというふうに考えますので、そういった自治体への支援をしていただきたいのですが、大臣のお考えをお伺いします。

◆ **国務大臣 河野太郎君**  
(内閣府特命担当大臣《消費者及び食品安全》)

ありがとうございます。それはなかなかいいアイデアだなと思います。

また、それ以外にも、専門性の高いスキルを持った方、これ電話なりオンラインの相談であれば、これどこにいてもそこへ振り分けるということが出来ますので、デジタルの技術を使いながら、いろんなことが考えられるというふうに思っておりますので、実効性の上がるようなことをこれからしっかり検討してまいりたいと思います。

◆ **岸真紀子君**

ありがとうございます。

なるべくたらい回しにならないような連携を

取っていくというのも大事だと思いますので、その点は気を付けていただくようお願いいたします。

消費生活相談員もきつとこれからいろんな相談を受けていくことになると思うんですが、処遇が全然改善されていない実態にあります。

去年の二〇二一年の五月二十一日の本会議で特定商取引法の改正のときに私が質問させていただきましたが、この二〇一四年六月に成立した改正消費者安全法を踏まえて、当時の森消費者担当大臣から「いわゆる「雇止め」の解消を含む消費生活相談員の処遇改善について」という書簡が出されています。内容は、消費生活の専門性を考慮し、相談員が日々の研さんと実務経験の積み重ねにより獲得した技術、知識を生かせるように、雇い止めを解消したり処遇を改善していくことを強く期待するといった書簡になっています。

しかし、残念ながら、今も非正規で雇用そのものが不安定かつ低賃金といった課題があります。消費者相談は複雑化、高度化する中、本法案によって更なる宗教など業務過多が想定されます。

消費生活相談員の処遇改善に向けて、担当大臣としての決意をお願いいたします。

◆ **国務大臣 河野太郎君**  
(内閣府特命担当大臣《消費者及び食品安全》)

この問題は、もう統一教会の問題にかかわらずやっていかなければいけないことだと思います。しっかりとした専門性を身に付けてもらってスキルを向上させていくためにも、このキャリアパスというものがしっかり見える形にならなければいけないんだらうと思っ

ております。

まずは任用回数に上限を設けないとか、この雇い止めの問題、これはもう森大臣を始め、これまでも様々取り組んでまいりましたが、これは地方公共団体にしっかり働きかけをしていきたいと思っておりますが、このキャリアパス、将来の姿というのが見えるようなことができるように、そこはちょっと消費者庁としても心を砕いてまいりたいと思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

是非、その雇い止めも実は本当毎年毎年問題が起こっていて、法制度としては別に再度の任用は認めているんですが、どうしても運用面で自治体が間違った任用をしているので、しかも、消費生活相談員というのはやっぱり蓄積が何よりも大事です。どれだけ経験を積んだかによって対応が高度な技術になっていくということがありますので、是非ともこの部分も積極的に処遇改善に向けて取り組んでいただくことをお願いいたします。

この救済法については、あくまでも悪質な法人等の寄附であったり不当な勧誘を防止するものであります。NPO法人などからは、公益法人とかいろんな様々な団体がありますが、寄附が集まりづらくなるのではないかとといった懸念も出ています。昨日の石橋議員の質問にも盛り込まれていた問題です。

一般的な団体の活動を止めるものでは決してないものなんですが、不適切な献金と一般的な寄附募集を区別する何か明確かつ客観的な基準は必要ではないかと考えますが、大臣の御見解をお願いいたします。

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君

(内閣府特命担当大臣《消費者及び食品安全》)

この法案の第十二条で、様々な法人の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意をしなければならないということを規定しております。また、この法案で定めております禁止規定は、社会通念上かなり悪質、不当な勧誘行為と考えられるものであって、真つ当に寄附を募っている法人であれば、禁止規定もとより、配慮義務についてももう当然に配慮されているものというふうに思っている、そういうものに限らせていただいております。

ですから、通常のNPO法人、公益法人その他に関して申し上げれば、寄附の勧誘に支障がある、あるいはこの寄附文化の醸成といったものに支障が出るとは想定し難いと思えますし、逆に、こうしてこういう不当な勧誘がきっちり規制されるということが、この寄附の勧誘行為に対する、何ていうんでしょう、安心感みたいなものを生み出していく、そういうことにもつながっていくようにしなければならぬと思っております。

必要な広報活動はこれしっかりやって、法人の皆さん、あるいは寄附をされる国民の皆様にきちんと広報していくことが大事だと思っておりますので、その部分についてしっかりやってまいりたいと思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

本当に、本当、本来であれば真面目にいろんな活動をしているNPO法人を止めるものではないですし、むしろ、この法案によってそうい

う悪質なものを排除していくとか除外をしていくということが大事だということなので、そこはやっぱり広報の仕方というのが大事になってくるかと思います。

ちなみに、NPO法人とか公益法人からこういうような御意見が出されていますが、参考人でも構いません、そういった方々と対話はされてきたのでしょうか。

#### ◆ 政府参考人 黒田岳士君（消費者庁次長）

対話という形ではありませんけども、直接話を伺う機会もございました。率直な御意見もただけまして、何で消費者庁なんかこんな寄附のところを所管されているのかなという執行されるのはけしからぬということで、内閣府に所管を持っていつてくれないのかとか、いろいろそういった御意見も直接いただきました。私の方からも、この中身についても説明させてはいただいたんですけども。

他方、やはり実際にお金を集めるところでの御苦勞というのも直接伺うことができまして、そのときに感じたのは、私もこの寄附の話については何度も似たような答弁をしてきているんですけども、まだまだ、この消費者庁、また別の事業といたしまして、消費者のそういった社会課題の解決に消費者自身が参加していくという意識を高めるというのも消費者のミッションの一つだと認識しているんですけども、その部分ももう少し頑張っていないと、お金を出す方の意識も高めていかなきゃいけないというふうに感じたところがございます。

#### ◆ 岸真紀子君

是非とも引き続き、法案成立後もNPO等の

声も聞いていただくことをお願いいたします。

最後の質問になりますが、法案はどうしても難しいんです。私たち立憲民主党も議員立法出したときに、内容をなかなか皆さんに御理解いただくというの相当難しいというのを感じたところなんです。

ただ、この被害の、先ほど大臣もおっしゃっていましたが、被害の防止と救済、この内容をいかに国民に分かりやすく伝えていくかというのはとても大事だと思うんです。大臣としてこの広報とか分かりやすさというのをどのようにされていくのか、最後にお伺いをいたします。

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君

（内閣府特命担当大臣《消費者及び食品安全》）

今回措置されます禁止規定ですとか配慮義務といったことについて、関係の団体のみならず、国民の皆様一般にもしっかりと認識をしていただく必要があると思いますので、なるべく分かりやすい資料を作って、広報の仕方も少し考えて、全国隅々に行き届くように考えていきたいと思っています。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

本当に法案というのはどうしても分かりづらいというのがあるのと、どうしても行政の広報の仕方だと一部の方にしか、例えば自治体の職員とかそういうところにしか行かなくて、広く一般、特に、今被害を受けているのは、残念ながら家族が一番被害者だと思っている方が多いんです。そうすると、お子さんであったり未成年の方というのも含まれてくるので、ここに対しても相談を含めてどうやって分かりやすく

広めていくかというのがとても重要になってく  
ると思います。

引き続き、大臣、先頭に立ってこの被害救済

に向けて広報等を進めていただくことをお願い  
申し上げます、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

◎第211回国会 参議院 資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会 2023年2月8日

◆岸真紀子君

立憲民主・社民の岸真紀子です。

三人の参考人の先生の皆様、今日はありが  
とうございました。

最初に、廣瀬参考人にお伺いをいたしま  
す。

エネルギーは食料を作るにも必要ですが、  
調査会のテーマでもあるエネルギーは、もち  
ろん資源にも精製する過程で必要となってき  
ます。そのような中、ロシアによるウクライ  
ナ侵攻で、日本は直接的な影響を受け、世界  
的にもエネルギー危機を迎えることとなりま  
した。ロシアにとって、ウクライナ侵攻して  
も、実際に長期化しておりますし、さらに経  
済制裁も受け、国内からも歓迎されていない  
のではないかとと思われるようなところもあ  
ります。

エネルギーが発端ではないかという先生のお話  
がありましたが、政治的合理性を欠いて、論  
理的に説明が難しいロシアのウクライナ侵  
攻を直面して、エネルギー調達の多角化が  
必要な日本はどうロシアと付き合ったらよ  
いか、廣瀬参考人の御見解をお伺いします。

◆参考人 廣瀬陽子君

(慶應義塾大学総合政策学部教授)

ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりでして、今のロシ

アの状況というのは決して合理的ではありま  
せんし、ロシア自身もここまでの制裁が来る  
ということを想定しておらず、展開としてか  
なりプーチン大統領も戸惑っている面がある  
と思うんですけれども、それでも現実として  
これだけ制裁が起きてしまっている以上は、  
それに一応強気の態度で臨んでいるというの  
が現状だと思います。

恐らく国民はまだその状況がよく分かって  
いないというところもかなりあって、その制  
裁が、ロシアが暴挙をやっているから制裁が  
起きているというよりも、やはりロシアが欧  
米に非常に弾圧されているというような、そ  
れが一つの象徴であるかのように捉えられて  
いる向きがありまして、その点は非常に厄介  
であるというふうに思います。

そういうわけで、ロシアはこの制裁もプロ  
パガンダに変えてしまっているところがある  
わけなんですけれども、日本としましては、  
やはりここは非常に考えなければいけないべ  
きところがたくさんありまして、企業の収益  
の面と、あと日本のエネルギー安全保障と、  
ちょっと二つ分けて考える必要があると思う  
んです。実は、安倍総理の時代はちょっと  
それがごっちゃになっていて、日本のロシア  
政治との潤滑油のような形で、何かビジネス  
であるとかエネルギーへの進出というところ  
が結構あった部分があると思うんですけれど

も、それは完全にもう切り離して考えるべきときだと思います。

ただ、サハリン1、2ですとかヤマルの事業などについてはやはり日本の企業が入ってしまっているというところで、その企業の活動、損益については、やはりちょっとその政治の問題だけで考えられないところがあると思います。

他方で、日本のエネルギー安全保障という側面から考えますと、今、日本のエネルギー安全保障ということでサハリンの権益を維持しているところもありますが、むしろそれは危険な面もありまして、というのは、ロシア自身が日本を非友好国だと言っているわけですね。非友好国にエネルギー依存をするというのは非常に安全保障の観点からは危険だと思われるので、そこは、今後そのエネルギーの転換をするというのは時間が掛かると思いますし、やはり長期契約をしないと非常にエネルギーというのは高く付くものなんです。

そういう意味では、軽々に何かほかのところに乗り換えるということも難しいところではありますので、相当長期的な戦略を練った上で、最終的にはロシアから完全撤退をしていくということを考えた方が日本の安全保障の一番芯の部分が確立されていくのではないかと思います。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございました。

次に、大場参考人にお伺いいたします。

ロシア産の輸入削減を決めたEUのお話とかがあったと思います。資料の方にも、ドイツとかの産業用のエネルギーの需要の方が

減ったというのがあったんですが、やっぱりこのエネルギー、脱炭素社会の実現に向けても、エネルギーをどうやって使う、バランスというのが、省エネという観点だったり高効率というのが大事になってくると考えているんですが、このロシア産のエネルギーに依存しないという手法として、省エネとか高効率だけでは対応できないものの、エネルギーの安全保障とか資源高騰の回避を図っていくためにも必要な観点だと思いますので、このドイツの産業用が大幅に減少している理由とか、そういった背景とかあれば教えていただきたいです。

#### ◆ 参考人 大場紀章君

##### (合同会社ポスト石油戦略研究所代表)

ありがとうございます。

ドイツの産業用用途のガス消費量が減っているのは、単純に値段が高くなったために、ガスをたくさん使うようなガラスであるとかセメントであるとか、あとパルプですね、そういったガス多量消費産業の価格競争力がなくなっただけで生産量を、生産自体を停止しているということによるものになります。

#### ◆ 岸真紀子君

それでは、どちらかという、背景的に、経済が悪化をしたのでそうなったということという理解でよろしいでしょうか。(発言する者あり)

#### ◆ 会長 宮沢洋一君

大場参考人。指名されてからお願いします。

◆参考人 大場紀章君

(合同会社ポスト石油戦略研究所代表)

ごめんなさい。

おっしゃるとおりでございます。

◆岸真紀子君

分かりました。ありがとうございます。

ただ、やはりこの省エネとか高効率というのをいかにやっていくかというのがすごく日本にとっても大事ではないかと考えているところでは。

次に、白石参考人にお伺いをします。

まとめのところで、Sプラス3Eのところで様々な御提案をいただきました。いかにこのバランスのいい答えを出していくかというところで、政治が重要なポイントだというふうにおっしゃっていただきました。まさに、政治でどうこのエネルギーミックスを取っていくかというのは大事なポイントではあると感じています。

一方で、ただ、その決める段階に当たっては、やっぱり丁寧な国民の理解というのが広がっていかないと、やっぱりうまくいかないのではないかと私は考えています。先ほどもヨーロッパのウクライナ疲れのようなことにもなりかねないということもあって、いかに理解をしていくかというのが大事になってきます。

例えば、原発だけではなくてソーラーパネルも含めて、立地している自治体と使っている言わば大都会の住民ではまたこの意識も違ってくるかと思うんですが、エネルギーというのがすごく難しくって、なかなかこれがみんなの、国民の理解が広まっていくというのがすごくいつも難しいテーマだなと思っ

ているんですが、参考人が考えるこのエネルギーについてどうしたら国民にも分かりやすく伝えていける、アプローチとかの何かヒントのような御意見とか、難しいことを言っていますが、お考えがあれば教えていただきたいと思います。

◆参考人 白石隆君

(公立大学法人熊本県立大学理事長)

率直に言って、もしそういうものがあれば教えていただきたいと思いますが。

ただ、率直に申しまして、国民が全員合意できるようなことというのはほとんどないということはやっぱり申し上げたいと思います。これは原子力発電についてもそうですし、あるいは、先ほど御指摘されたとおり、太陽光発電についても、そのソーラーパネルを置いている地域の人たちというのはできればそんなものはない方がいいというふうに言っている方が多数おられますので、どんな問題についてもそのところはバランスをどう取るかという問題だろうと私は考えております。

先ほど私は、それが政治の責任というか、政治に期待しておりますと申し上げたのは、そういう国民のいろんな考え方も踏まえた上で是非バランスを取れた答えを出していただきたいと。ただ、そういう答えというのは私は一つじゃないと思います。ですから、そのところでは、先生方の間でいろんな考え方の違いがあるのは分かっておりますので、是非柔軟に、何かショックがありますと私も含めて国民の考え方というのは変わりますので、そこも含めて是非柔軟にエネルギー政策についても決めていただきたいというふう

思います。

#### ◆岸真紀子君

非常に難しい質問をしたとは思いますが、丁寧にお答えをいただきましてありがとうございます。

最後に言われたとおり、いろんな考えの方が

いて、もちろん議員の中にもいろんな考えがあって、国民の中にもあって、だからこそ丁寧に説明をしてなるべく多くの意見を聞いていたり、また、いろんな考えを持っていてもいいんじゃないかというところだと思うので、参考にさせていただきたいと思います。

おおむね時間なので終わります。

## ◎第211回国会 参議院 総務委員会 2023年3月16日

#### ◆岸真紀子君

立憲民主・社民会派の岸真紀子です。

最初に、立憲民主党の小西洋之議員の参議院予算委員会での質疑によって公表されることとなりました放送法第四条第一項に関する政治介入問題について伺います。

この問題は、磯崎陽輔元総理補佐官が議員個人の行動とはならない立場であることを重く考えなければなりません。公開された七十八枚に及ぶ総務省の公文書を読むと、磯崎元総理補佐官が執拗に総務省職員へ迫っていたことが記されており、総務省職員にとっては総理の意向と捉えなければならず、相当なプレッシャーを受けていた背景をも読み取れる内容となっています。政治的公平に関する放送法の解釈について、磯崎補佐官関連という文書を見ると、一連の動きが要約されています。

今日は、その磯崎元補佐官も含め、当事者である参考人を要求しましたが、自民党始め与党の皆さんの御理解が得られず、呼ぶことができません。大変残念であります。

この中身について少し、経過を知らない方もいるかもしれませんので読み上げさせてい

たきます。

まず、これ、平成二十六年十一月二十六日水曜日、磯崎総理補佐官付きから放送政策課に電話で連絡。内容は以下のとおり。放送法に規定する政治的公平について局長からレクしてほしい。コメンテーター全員が同じ主張の番組。そして、その後に個人、番組の名前が書かれています。これは偏っているのではないかという問題意識を補佐官はお持ちで、政治的公平の解釈や運用、違反事例を説明してほしい。二十八日金曜日、磯崎補佐官レク。磯崎補佐官から、政治的公平のこれまで積み上げてきた解釈をおかしいというものではないが、番組を全体で見るときの基準が不明確ではないか、一つの番組でも明らかにおかしい場合があるのではないかという点について検討するよう指示。

十二月十八日、二十五日、磯崎補佐官レク。更に前向きに検討するよう指示。括弧、補佐官は年明けに総理に説明した上で国会で質問したいとのこと、括弧閉じ。

平成二十七年一月九日、ここからは磯崎補佐官レクが続いています。十六日金曜日、二十二日木曜日、二十九日木曜日。

そして、二月十三日金曜日、高市大臣レク、状況説明。二月の十七日火曜日、二十四日火曜日、磯崎補佐官レクが続きます。

三月二日、山田総理秘書官レク、状況説明。三月五日、磯崎補佐官から安倍総理に説明。括弧、今井、山田総理秘書官同席、括弧閉じ。三月九日月曜日、平川参事官から安藤局長に連絡。高市大臣と安倍総理の電話会談結果。十三日金曜日、山田総理秘書官から安藤局長に連絡。括弧、高市大臣と安倍総理の電話会談結果、括弧閉じ。

四月一日水曜日から四月七日火曜日までは、答弁案の調整ということで、米印、山口補佐官付きと放送政策課の補佐の間でのやり取り。

五月十二日火曜日、参議院の総務委員会。自民党の藤川議員からの政治的公平に関する質問に対し、磯崎補佐官と調整したものに基づいて高市大臣が答弁とあります。

この中身が今大変問題になっていまして、それを今日は問いただしたかったというところでは。

この闇深い問題として、総理補佐官、背景にある総理の意向に沿う内容とするよう自民党議員に、あろうことかこの参議院の総務委員会で、やらせ質問といいますか仕込み質問というのか、言葉には難しいですが、そういったことが答弁をするためにシナリオが残されており、これは政治介入以外の何物でもありません。これがもしも二〇一五年当時であれば、それこそ当時の政権は倒れていたかもしれません。だからこそ、嚴重取扱注意としていたと推察します。

政治的な問題は本日は取り上げません。大事なことは、この文書が、公務員としての本

質である国民全体の利益のために奉仕すべきという心得が総務省の中にあつたと私は心から敬意を表するとともに、改めて、公務員の誇り、本質を守らなければならないという立場で質問をしています。

こういった政策等の決定までの過程、流れを後からでも検証できるように担保すること、きちんと公文書を作成し保存することは重要であると考えます。大臣の見解をお伺いします。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

公文書の保存の重要性について御質問をいただいたと理解をいたしております。

公文書管理法第四条において、行政機関は、意思決定過程や事務事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう文書を作成しなければならないとされているところでございます。作成した文書については、公文書管理法第六条により、保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならないとされております。

御指摘のとおり、公文書を幅広く保存していくことが重要であると考えており、公文書等の管理を行うことを通じて適切かつ効率的な行政の運営を行うとともに、国等の諸活動を国民に説明する責務を果たすべく適切に取り組んでまいりたいと考えます。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。大臣、本当にこの公文書を残すということが大事なので、ある意味この総務省の職員はきちんとこれまで文書を残してきたということが今回明るみになりました。

この現段階では、高市元総務大臣が関係したかどうかの部分が捏造だとおっしゃられています。ただ、大臣は相当そのお仕事というのを、相当忙しくて、次から次へと任務がありますので、恐らくお忘れになっているのではないかと。捏造とひどい言葉で総務省を侮辱すべきではないと考えますが、恐らく八年も前のことなので記憶が曖昧なだけだと思います。決して事実をねじ曲げることはないようにしていただきたいというのと、あわせて、先ほども言いましたが、今後も政策等の決定がなされていく過程はきちんと文書化をして保存していただくことを強くお願いいたします。

次に、二〇一五年五月十二日の参議院総務委員会での質問に対する高市大臣の答弁によって、その後、二〇一六年二月十二日に総務省は、政治的公平の解釈について、先ほど、括弧、政府統一見解、括弧閉じを発出しています。この政府統一見解について、私は撤回すべきと考えます。

少し過去の総務委員会の質疑を振り返りますが、二〇一六年の三月三十一日、参議院総務委員会において吉川沙織議員は、二〇一五年五月十二日の参議院総務委員会での総務大臣の答弁や二〇一六年二月十二日に示された政府統一見解は、一つの番組のみでも政治的公平性に反する可能性があることを示しているとも読めますが、今回示された見解は、過去の答弁、現在発行されている逐条解説の内容に比べ、踏み込んでいようにも見えますが、大臣の見解はという質疑に対し、大臣からは、放送法第四条第一項の政治的公平に関する解釈は、従来のもの、現在販売されている平成二十四年版逐条解説と変わらないと答

弁をされています。

さらに、政府統一見解では、政治的公平性について、従来の番組全体を見て判断するとの解釈に加えて、一つの番組のみでも判断する場合がありますとしています、でも、今大臣はそれはないとおっしゃいました。少し中略をします。一つの番組のみで、判断で業務停止命令がなされることはないということによいかという吉川沙織議員の問いに対して、高市大臣は、一〇〇%ございませんと答えています。

確認しますが、この答弁は現在も変わっていませんよね。事実だけ短く答弁お願いします。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

今委員が御指摘されました平成二十八年三月三十一日の参議院総務委員会における吉川沙織議員からの御質問、高市大臣からの答弁、これにつきましては、私も高市大臣の答弁と同じ認識でございます。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

そこまではっきりしているのであれば、今、松本大臣がすべきことは政府統一見解を撤回することではないですか。放送行政に疑念を持たせるべきではないんです。この当時に、例えばキャスターが降板になったり、いろんなことがありました。放送業界が萎縮してしまったと言わざるを得ません。疑わしき大本となっている政府統一見解を撤回すべきです。

松本大臣、総務省としての見解は変えていないのであれば、統一見解は意味を成していないということになりますし、一度出したけ

れども必要なかったとして撤回すべきではないですか。その点、いかがお考えですか。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

政府統一見解は、政治的に公平であることについて番組全体で見て判断するという従来の解釈を補充的に説明し、より明確にしたものと承知しております。番組全体を見て判断するとしても、番組全体は一つ一つの番組の集合体であり、一つ一つの番組を見て全体を判断することは当然のことであると考えております。

この放送番組全体を見て判断するという考えの下、一つの番組でも極端な場合においては一般論として政治的に公平であることを確保しているとは認められないことがあることは、昭和三十九年四月二十八日の参議院通信委員会において政府参考人が答弁しているところであることも御案内のとおりかというふうに思います。

従来の解釈を変更するものとは考えておらず、放送行政を変えたとも認識しておらず、放送の関係者にもその点について御説明の機会をいただく折に御説明をさせていただいたというふうに聞いており、御理解をいただいているのではないかと認識しております。

これからも慎重に適切に法にのっとって放送行政を進めてまいりたいと思っております。政府統一見解は撤回するものではないというふうに考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

全くもって不十分な答弁ですよね。変えていないのであれば、こんな余計な補充的説明は要らないです。なおかつ、疑わしい

これのやり取りがあつて、やらせ質問もあつてということがあるのであれば、これ大臣が決断して撤回すればいいんですよ。一度出したからといって、これはやっぱりちょっと今の時代に合っていないということで撤回はできると思うので、そこはしっかりと撤回すべきだということを強く要請して、今日は法案の質疑なので質疑の方に入らせていただきます。

まず、地方交付税と地方税法の質疑は二回に分けて行われます。たっぷり時間をいただきましたので、深掘りまでして今日は質問させていただきます。

保健所等の恒常的な人員体制強化について、最初にお伺いいたします。

二〇二〇年三月以降、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、私も再三にわたって保健所と地方衛生研究所の人員不足の問題を総務委員会で取り上げてきました。二〇二一、二〇二二年度も保健所保健師の増員に必要な地方財政措置を行い、二〇二三年度についても、感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を四百五十人、保健所及び地方衛生研究所の職員をそれぞれ約百五十人を増員できるよう、普通交付税措置として、道府県の標準団体の措置人数について、感染症対応業務に従事する保健師を六人、保健所、地方衛生研究所の職員を各二人増員することとしています。前進したことは評価をいたしますが、気になる点があるのでお聞きします。

一般財団法人地方財務協会が発行している「地方交付税制度解説（単位費用篇）」というのがあるんですが、これを遡ってみます

と、衛生費における保健所等の全体の職員配置数は、二〇一六年の四百七十五人が最少数となり、その後僅かに増加してきています。

しかし、内訳を見ますと、二〇一三年度は、課長職十三人、職員Aという給与の高いグループ、係長とか、補佐級というふうになっていますが、これが二百八十二人、職員Bという給与の低いグループ、係長とか一般職員の百九十六人、合計四百九十一人となっています。課長職以外の職員AとBの割合は六割対四割でした。

しかし、二〇一四年度になると、課長職は十三人、給与の高いグループの職員Aは百六十九人、給与の低いグループ、職員Bは三百二人の合計四百九十一人。全体の人数と課長職の人数は変わってはいないんですが、職員AとBの割合が三・五割と六割に逆転をし、人数は変わらないけれども、実質的に給与費を削減しようというニュアンスにも見受けられるという問題です。

二〇二二年度に至っては、課長職二十一人、職員A百三十九人、職員B三百五十七人の合計五百十七人と、人数は増えているんですが、給与の高いグループが約三割、給与の低いグループが約七割という、構造としてバランスの悪さが目立っています。

この二〇一四年度と二〇一九年度に職員Aと職員Bの配分を大きく変えた理由を教えてください。

#### ◆ 政府参考人 原邦彰君 (総務省自治財政局長)

お答えいたします。

普通交付税の単位費用の積算に当たっては、今御指摘のありました課長補佐相当の職

務に就く職員を職員A、給料が少し高い、それから係長以下相当の職務に就く職員を職員Bとして給与費を積算しております。

この職員A、Bの構成割合につきましては、それぞれ地方公務員の実態調査、給与実態調査ということが、そういう実態調査などの指標がございまして、その指標を見ながらその配置を変えているということにしております。

具体的には、今、例えば二〇一四の前の年の二〇一三年の実態調査では課長補佐相当職の比率が二三%と低かったものでございまして、したがって、今御指摘のあったような実態、それが職員Aの比率が当時はかなり高かったものでございまして、実態に合わせてその職員Aから職員Bへ移替えをしたということございまして、給料を下げるとか、そういう目的で行ったものではございません。

#### ◆ 岸真紀子君

なかなか卵が先か鶏が先かみたいなものもあったり、決して、総務省としては実態調査に基づいた配分をしているんだと言いつつも、残念ながら、今現在でいうと三対七というふうに、非常にこれだと若い職員しかいなくなってしまうという構造になっています。

そこで、更にお聞きをしますが、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、総務省としても対策を取ってきて、保健所の職員は徐々に増加してきた経過もありますが、現状は、今言ったとおり、若手職員や経験年数が浅い職員が多くなってしまっています。

しかし、新たな感染症もあるということを踏まえると、二〇二三年度の増員分については経験のある職員を配置するためにも職員A

の配分を増やすべきと考えますが、いかがでしょうか。

◆ **政府参考人 原邦彰君**  
(総務省自治財政局長)

今御指摘をいただきました職員A、Bの問題でございますが、直近の平成三十年度の地方公務員の実態調査、これを見ましても、今申し上げた課長補佐相当職ですね、職員Aの方、これの比率が二二・八%と低かったということもございまして、今御指摘のあった増員分については、職員Aが低いものですから、職員Bの若手の職員で増員をして配置したというふうにしております。

◆ **岸真紀子君**

幾らやってもこれが繰り返されるとは思うんですが、どうしても最近採用を多くしているんで、若手、実績になるとやっぱり若手が多くなるから実数で調べるとそういう配分になるんだということなんですが、なかなかこれが誤ったメッセージに逆になってしまって、さっきも言いましたが、卵が先か鶏が先かということになって、人事異動で若手しか置かなくなっているというような現状も保健所では見受けられるので、少し現場でも、自治体がちゃんと考えなくてはいけない問題ではあります。可能な限り、やっぱり保健所のバランスという、年齢構成のバランスとか経験年数のバランスというのはきちんと取っていただきたいなという意味合いで質問をさせていただきました。

あと、細かい話なんですけど、二〇二三年度地方団体の歳入歳出総額の見込額に、第十二表、職員数の増減状況というものがありま

して、ここに小さく注意書きが書いてあります。保健所等職員の増員に関する記載がありますが、地方衛生研究所の記述であったり、保健師以外の職員も増員するのに、漢字で等というふうに丸めて書かれてしまっています。これだと、せつかくこの各委員会とかでも保健所の構造を増やせ増やせと言って、議論経過も踏まえて、例えば地方衛生研究所の職員も保健所の保健師以外の職員も増員したのに自治体が分かりづらいのではないかなという危惧があります。

総務省としての意図というか、今回盛り込んだ内容が正確に自治体へ分かるようにしていただきたいですし、次年度以降にもしこういうふうな措置をするのであれば明確な記載が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

◆ **政府参考人 原邦彰君**  
(総務省自治財政局長)

お答えいたします。

令和五年度の地方財政計画においては、次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえて、委員からも臨時国会でも御指摘いただきましたが、保健所あるいは地方衛生研究所の恒常的な人員体制の強化を図るために、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を四百五十名増員、また、保健所や地方衛生研究所の事務職員についてもそれぞれ百五十名増員をしております。

地方財政計画の記載は御指摘のとおりであります。私ども、こうした保健師や職員の増員については、今年の一月に各地方団体に対して事務連絡を、増員したということを発表しておりますし、また、全国の都道府県財政

課長、市町村担当課長を集めた会議を開催して今の内容も周知しております。地方団体においては、保健所や地方衛生研究所の体制強化に取り組んでいただきたいということを要請したところであります。

また、厚生労働省においても、全国の都道府県の厚生労働関係部局等に対し、このような増員の周知が行われていると承知しております。

今後とも、厚生労働省とも連携しつつ、しっかりと必要な周知に努めてまいりたいと存じます。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

じゃ、事務連絡とか担当課長会議、財政担当課長会議では丁寧に説明をしていただいているということで、まあ少し安心しました。引き続き、分かりやすくしていただきますようお願いいたします。

前回の委員会質疑で、野田国義議員が公立病院の薬剤師が足りていない問題を取り上げていましたが、保健所や地方衛生研究所にも薬剤師というのがいまして、ここが不足している問題があります。少ない職員の中での負担が重くのしかかっています。

ドラッグストアとか調剤薬局の方が初任給は高く、どうしてもこの公衆衛生分野には来てくれないという問題が顕著に表れています。また、保健所等で働く公務員獣医師も同様に、例えば、小動物病院の人気は高いんですが、残念ながら牛とか豚とか鶏といった食品衛生など公衆衛生行政を担う専門職のなり手は不足しています。

また、実態としては、経験年数の浅いス

タッフが多くて、経験豊富な一部職員に負担が重くのしかかっている実態があります。地方では、採用を募集しても応募がなくてなかなか厳しいという声も多くお聞きします、専門職について。

地方自治体ではとても悩んでいる問題になりますが、保健所の専門職の確保対策について厚生労働省としてどのようにお考えなのか、お伺いします。

#### ◆ 政府参考人 鳥井陽一君

(厚生労働省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

地域の住民の健康保持や増進のために公衆衛生に関する知識、技能は不可欠でございます。専門職が果たす役割は重要と考えております。

保健所においては、地域保健対策を推進する広域的、専門的かつ技術的拠点として、医師、保健師のほか、御指摘の薬剤師、獣医師など多様な専門職人材が専門性を生かしながら幅広い業務に従事しております。獣医師については狂犬病等の人畜感染、感染症や食品衛生、薬剤師については医薬品、薬事衛生等についてそれぞれ知見を有しておりまして、活躍していただいております。

このため、保健師、獣医師、薬剤師等の専門職の、保健所の専門職の人材確保は重要であり、各保健所設置自治体において地域の実情に応じて確保していただいているものと考えておりますが、厚生労働省といたしましても、地方自治体の声も聞きながら、必要に応じて、好事例の周知などにより自治体の取組を支援してまいりたいと考えております。

### ◆ 岸真紀子君

事例集をなるべく多くして、好事例を推していくということも大事です。

ちなみに、保健所の保健所長さんも医師なんですけど、この方が、なかなか医師を確保できないことということもあって、二つの保健所を掛け持ちしているという事例も少なくないという問題があります。これだと公衆衛生がやっぱり弱くなってしまいますので、しっかりとこの専門職を確保できるということをもっともっと積極的に国としても考えていただきたいということを要請しておきます。

連合にも加盟する労働組合、自治労が、二〇二二年十一月二十五日から本年の一月十九日まで、保健所とか保健センター、地方衛生研究所で働く職員に対してアンケート調査を行いました。その結果、そこで働く職員の二％が過労死ラインの月八十時間以上の時間外労働を経験しているという結果が出ています。コロナ前と比べて、八三％が業務量は増加した、七七％が業務量に対して適切な人員配置となっていないと答えています。国からも保健所に対しての通知は出していただいていますし、過労死ラインを超える過重労働がいまだにあることから、適正な労務管理というのが引き続き必要になっています。

前回の委員会で、竹詰仁議員から地方公務員の長時間労働について質疑をされていますが、保健所の過重労働対策についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

### ◆ 政府参考人 鳥井陽一君 (厚生労働省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

今回の新型コロナの感染症対応に御従事い

ただく中で、やはり保健師等の保健所職員の労働が大きくなったという問題があり、これらの職員が安心して働くことができますよう、必要な環境整備というのが必要であると考えております。

厚生労働省といたしましては、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて、健康危機管理対応力を、等を強化するために、まずは、先ほど来申し上げておりますように、感染症対応業務に従事する保健師を増員する地方財政措置を講じていただくとともに、健康観察や生活支援などの業務については、外部委託とか都道府県での業務の一元化、それから保健所外部から有事における保健師等の応援職員の仕組みである I H E A T を構築するなど、業務の合理化、効率化を推進しております。

また、次の感染症危機に備えては、平時のうちから計画的な人員確保を含めた体制整備を進めるために、昨年十二月に成立した改正感染症法等に基づきまして、保健所設置自治体に対して、保健所の整備を含めた予防計画の策定や、これに対応したそれぞれの保健所単位での健康危機対処計画の策定を求めることといたしております。

こうした取組を着実に進めるとともに、引き続き、感染症有事にも対応可能な保健所の体制構築を支援してまいります。

### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。引き続き対策を取っていただくようお願いいたします。

次に、コロナ対応ではカスタマーハラスメントが大きな影響を与えることが先ほど紹介したアンケート調査で見えてきました。保健所でコロナ対応をしていた職員の五％がカ

スハラを受けたという結果があります。

例えば、無理な要求があつて断ると、感染して亡くなったらおまへのせいだと言われたり、早くワクチン接種券を送ってこないと殺すぞと脅されたり、コロナで何かあつたら保健所のせいだと言われたといったような具体的記述もあつて、心身共に過重労働が続いていることが分かります。

コロナ患者で入院できずに自宅で亡くなった方もいるので、本当に職員として元々相当精神的にきつい中で、更にカスタマーハラメントで言葉を受けて追い打ちを掛けられているというような実態にあります。

公務におけるカスタマーハラメント対策というのが保健所以外でも必要と考えますが、総務省の見解をお伺いします。

#### ◆ 政府参考人 大沢博君

(総務省自治行政局公務員部長)

お答えいたします。

カスタマーハラメント対策についてでございますが、労働施策総合推進法によりまして地方公共団体はパワーハラメント防止のための必要な措置を講ずる義務を負っているわけですが、いわゆるカスタマーハラメント対策については義務ではなく、事業主が行うことが望ましい取組という位置付けでございます。

しかしながら、総務省といたしましては、地方公共団体に対しまして、公務職場に特有の要請に応える観点から、カスタマーハラメントに関する苦情相談があつた場合に、組織として対応し、その内容に応じて迅速かつ適切に職員の救済を図るといったことが、これは国家公務員に関して人事院規則等に定

めておりますので、これと同様の対応を行っていただきたいという要請をしまいにりました。

カスタマーハラメント対策について措置を講じている地方団体は年々着実に増加をしておりますが、昨年六月一日現在の段階で、措置を講じられていない団体が約四割ほどございます。これを踏まえまして、昨年十二月に、カスタマーハラメント対策等についても適切に取り組むよう改めて要請をいたしました。

今後とも、地方公共団体における取組状況をフォローアップしながら、対策の実効性が確保されるよう助言をしまいにりたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。総務省としても努力をいただいているということで、でも、残り四割はまだということなので、引き続き御協力をお願いいたします。

次に、公衆衛生の現場では、過重労働やカスタハラなどでメンタルヘルス不調を訴える職員が増加しています。残念ながら離職も起きてしまっている現状にあつて、地方公務員のメンタルヘルス対策ということの強化というのは欠かせない問題となっております。

改めて、この総務省としての対策、お伺いいたします。

#### ◆ 政府参考人 大沢博君

(総務省自治行政局公務員部長)

お答えいたします。

近年、地方公共団体のメンタルヘルス不調による休務者が増加傾向にございます。

総務省では、関係団体と連携をいたしまして、令和三年度より、総合的なメンタルヘルス対策に関する研究会を開催をいたしまして、対策の在り方を検討をしております。

令和三年度におきましては、この研究会の報告を踏まえて、各自治体がメンタルヘルス対策の計画を策定することによって全庁的な体制で総合的に取り組むことが必要だという点について、地方団体に助言を行っております。

さらに、今年度の研究会におきましては、メンタルヘルス不調の予防から職場復帰、さらには再発防止までの取組を取りまとめた計画を各自治体が自主的に策定できますよう、こちらの方で標準的な計画のモデルを策定することにしています。このモデルについては、今月末を目途に各自治体に情報提供をすることを予定しております。こういったことなどを含めて、自治体のメンタルヘルス対策が一層推進されるように取り組んでまいりたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

今月末に何らかの指針が出るということなので、それが出たらまた更に深掘りしてお話を聞いていきたいと思っております。

ただ、この地方公務員というのがやっぱりいかに地域の住民にとって大事なのかというのは、新型コロナウイルス感染症対応で多くの方が御理解いただけたと思っております。ここがいなくなってしまうたら大変だということもありますので、引き続き積極的な対策をお願いいたします。

保健所や地方衛生研究所からは、慢性的な人員不足もあって、教育、研修、人材育成で

すね、これができていないという実態があります。

これまでは、海外で発生した新型コロナウイルス対応というのがある意味日本では主流でしたが、海外発症だけとは限らないということもあります。地球温暖化も考えると日本で発症する可能性も否定できないと言われております。公衆衛生の抜本的強化が必要で、そのための研修というのには欠かせません。

しかし、座学であればオンライン研修が可能なんですが、実技というのはオンラインには限界があります。なぜ、じゃ、研修に行けないかということ、人員不足で研修に行くことができないという問題があります。

新たな感染症に向けた対策としても、公衆衛生行政の教育、研修、人材育成というのは必要ですが、予算の確保も含め、厚生労働省としてどのようにお考えなのか、お聞きします。

#### ◆ 政府参考人 烏井陽一君

(厚生労働省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

御指摘のとおり、保健所や地方衛生研究所の職員の人材育成は重要と考えておりました。厚生労働省といたしましては、地方自治体の人材育成に向けた取組支援の充実に取り組んでおります。

具体的には、健康危機の発生に即応できる人材育成を計画的に進めるために、昨年十二月に成立した改正感染症法等に基づきまして、保健所設置自治体に対して、保健所や地方衛生研究所を含めた職員の人材の養成や資質の向上のための取組を含めた予防計画の策定を求めるとともに、これに対応して、各保

健所や地方衛生研究所においても研修や実践型訓練等を含めた計画の策定を求めることといたしております。こうした計画の策定、実施に必要な人員を先ほどの令和五年度の地方財政措置に盛り込んでおります。

また、予算でございしますが、令和五年度予算におきましては、I H E A T要員に対する研修や保健所に従事する保健師の研修等への補助や、地方衛生研究所で実施する検査能力の向上等に資する実践的な訓練に対する財政支援を盛り込んだところでございます。その上で、都道府県における組織横断的なマネジメント、あるいは計画的な人員配置の推進といったことも求めてまいりたいと考えております。

引き続き、これらの人材確保、人材育成については支援をしてまいります。

#### ◆ 岸真紀子君

厚生労働省が総務省に地財措置というのを要請していくと思うので、今回少し人員は増えていくということになるんですが、引き続き積極的に要求をしていっていただくことをお願いいたします。

次に、二〇二三年度以降も引き続き児童虐待防止対策体制の強化を進めるために、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランというものが策定され、これに基づき児童相談所の児童福祉司と児童心理司の増員目標が設定され、本法案では、二〇二三年度は、児童福祉司約五百三十人、児童心理司約二百四十人の増員に必要な地方財政措置がされていきます。

増員されることは評価しますが、一方で懸念もあるのでお伺いをします。

最初に、児童相談所の業務は虐待だけではありません。厚生労働省にお伺いしますが、児童相談所における相談の種類別対応件数は最新データで何件で、何%なのか含めて教えてください。

#### ◆ 政府参考人 野村知司君

(厚生労働省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

御指摘のように、確かに児童相談所に参ります相談の中には、虐待にとどまらず、その他いろいろな案件がございます。

令和三年度中の児童相談所における相談対応件数でございますけれども、全体では五十七万一千九百六十一件というふうになってございます。

これをお尋ねの相談種類別に見てまいりますと、児童虐待の相談を含みます養護相談と分類されますものが二十八万三千一件、これは先ほどの五十七万件というものの中に対する割合で申し上げますと四九・五%。次いで、障害相談、障害の関係の相談、これが二十万三千六百十九件、これを同じくパーセンテージで申し上げますと三五・六%。育成相談が四万一千五百三十四件、これは全体の七・三%。非行の相談が一万六百九十件、一・九%。保健相談が千四百四十一件、これは全体の〇・三%。残りはその他ということで、その他の相談が三万一千六百七十六件、全体の五・五%。これらを合計しまして五十七万強という件数になってございます。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

今、二〇二一年度中の相談対応では

五十七万一千九百六十一件、うち児童虐待相談を含む養護相談が約五割、療養、療育手帳や発達障害などの障害相談が三五・六%、その他、育成相談や非行の相談などがあつたり、虐待以外の相談が約五割という状況にあるということでした。

児童相談所の職員に聞くと、例えば障害相談があると、ほぼ午前中は全てその業務に追われて、合間に虐待や非行相談対応といったことを行っているというような状況であります。ニュースで上げられるのはどうしても児童相談所といえば虐待対応のイメージが強く持たれていますが、実は相談件数でいうと虐待は半数以下というような実態で、他の業務の方がとても多いという状況です。この実態をきちんと把握していなければ、幾ら人数を増やしても現場が大変な状況は変わらないということになります。

地財措置に当たって虐待以外の部分も加味されたのかどうか、総務省にお伺いいたします。

#### ◆ 政府参考人 原邦彰君 (総務省自治財政局長)

お答えいたします。

児童相談所の児童福祉司等については、政令で定める配置基準に基づいて各地方団体が必要な配置を行えるよう、先ほど御指摘がありました五年度も計画的な増員を図っているところであります。

この配置基準でございますけれども、児童虐待相談対応以外に、今御指摘のありました虐待以外の相談も含めまして業務量を勘案して、児童相談所の平均的な相談件数に対応できるよう配置基準が定められております。加

えて、児童虐待相談対応件数が多い児童相談所については更にその件数に応じた加配を行うと、加配も仕組まれております。こういったことも含めて増員を図ってきているところでもあります。

いずれにしても、今後とも児童相談所については必要な体制が確保されるよう、関係省庁と連携しながらしっかりと適切に対応してまいりたいと存じます。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。現場ときちんと対話をしていただいて、引き続き確保をお願いいたします。

今回、児童福祉司を二〇二四年度までに千六十人、児童心理司を二〇二六年度までに九百五十人増やすということになりましたが、本来は児童福祉司と児童心理司は一对一、一人ずつですね、子供とか保護者と対応するには一对一で、一人ずつ入って対応するというのが望ましいし、現場も望んでいるものです。せめて、児童福祉司が三人に対して児童心理司が二人という三対二が望ましいんですが、計画だと二対一という現状と変わらないことにならないのではないかと考えます。

厚労省に伺いますが、本プランは必要に応じて見直しとありますが、これは改善していくのでしょうか、お伺いいたします。

#### ◆ 政府参考人 野村知司君 (厚生労働省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

児童心理司でございますけれども、児童相談所におきまして、心理に関する専門的な知識あるいは技術を使いながら、子供の精神

面の状態のアセスメント、心理的ケアといった、こういった児童相談所の機能を果たしていく上で重要な役割を担っていただいているものと考えております。

この児童心理司につきましては、児童福祉法施行令において、御指摘のように、確かに児童福祉司二人に対して一人を配置するということが標準とされております。

そうしたことも踏まえまして、昨年末に新たに策定をいたしました新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランにおきまして、令和八年度末までに九百五十人程度の増員、全国で三千三百人の体制を目指すということを目指したところがございます。厚生労働省といたしましては、まずはこの現在掲げました目標値について、各自治体で児童心理司が確保できるように研修等の支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

その上で、ただいま御指摘ございました、この児童福祉司と児童心理司の割合を、例えば一対一でございますとか、あるいは三対二に引き上げていくと、つまり児童心理司の配置数を更に増やしていくという点でございますけれども、これ、現状の配置基準でありましてもなかなかこの必要な数の児童心理司の確保に苦勞をしていると、苦慮をされているという自治体もあることなどを考慮いたしますと、まあ、にわかにといいましょうか、直ちにといいましょうか、そうした見直しを行うことにはまだ課題があるとは認識はしております。

そうした中ではございますけれども、昨年行われました児童福祉法改正の中で、民間との協働によって子供や保護者に対して心理カウンセリングなどの心理的ケアも行う親子

再統合支援事業といったものを制度の中に位置付けをさせていただいたところがございます。

そうしたことも通じまして児童相談所による支援の強化を図っていくことを考えておりました、このような取組、新しい事業の活用なども通じまして、親子への心理的な支援を行う体制というのを強化をしてまいりたいと考えてございます。

#### ◆ 岸真紀子君

まずはというところで今回はこういうふうになっているんですが、引き続きやっぱり、忙しいからこそやっぱり募集しても来ないという問題があると思うので、人を増やしていくというのは重要だと考えます。

今は毎年増員しているので一定程度仕方がないのかもしれませんが、経験年数が一年未満とか三年未満が半数近いというのが今の現場実態です。特に児童福祉司は経験が必要で、スーパーバイザーと言われる方々がもっとたくさん必要であると考えますが、スーパーバイザーを大胆に増やす考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

#### ◆ 政府参考人 野村知司君

(厚生労働省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

御指摘のように、確かに令和四年の四月一日現在における児童福祉司の勤続年数の割合、これを見てみますと、経験年数が三年未満の方の割合が半数を超えてございます。そういう意味では、指導や教育、こういった経験の浅い児童福祉司の方に対する指導や教育を担うスーパーバイザーの役割というのはこ

れ引き続き重要であると、体制の強化を図っていく上でも重要であると考えてございます。

そのため、平成三十年に決定をいたしました児童虐待防止対策体制総合強化プラン、こちらの方では、スーパーバイザーを三百人程度増員する目標を立てて、全国で九百人を超える体制づくりというのを目指してまいりましたが、実際、今年度までには三百四十人の増員ということで、若干目標を上回るようなスピードで増員が図られてきたところでございます。

さらに、来年度以降につきましても、この児童相談所の児童福祉司、あるいは先ほど申し上げた心理司、こちらの体制強化を図ることと並行する形で、この十二月に策定した新たな体制総合強化プランの中では、スーパーバイザーを二百五十名程度増員をする目標を立ててございます。令和四年度で九百六十人程度であったものを令和六年度には千二百十人程度に引き上げていこうというような目標でございます。

厚生労働省といたしましては、各自治体が行いますスーパーバイザー任用のための研修に関する経費の補助を行いますほか、昨年の児童福祉法改正によって創設をされます子供家庭福祉分野の認定資格、これは平成、失礼いたしました、令和六年四月からスタートを予定しておりますけれども、こちらの新たな認定資格というものを取得した場合には、スーパーバイザーの任用要件となる実務経験年数を、現行ですとおおむね五年ですが、この認定資格を取った方に関してはおおむね三年とするということなど、各自治体でスーパーバイザーを確保する、養成していくため

の取組というものを支援していこうとしていくところでございます。

このように、いろいろな取組を通じまして、今後ともスーパーバイザーの増員、確保にしっかりと努めてまいりたいと考えてございます。

#### ◆ 岸真紀子君

引き続きお願いします。

増員計画があっても人が来てくれるかという問題もあります。現状、児童福祉司や一時保護所職員の特殊勤務手当は未実施の自治体があると聞きました。これはなぜ手当てされていないのか、理由を把握しているか、伺います。またあわせて、一時保護所については措置費として国庫負担しているの、子供の福祉のためにも実施させるべきと考えますが、見解を伺います。

#### ◆ 政府参考人 野村知司君

(厚生労働省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

精神的、肉体的な負担が大きい業務の性質でございますとか、あるいは専門性を有する人材確保、こうしたものが求められております一時保護所の職員につきましましては、令和二年度より措置費の拡充、これ御指摘の月額二万円の特務手当でございますけれども、この措置費の拡充による処遇改善を可能としているところでございます。

この処遇改善を未実施である自治体の数でございますけれども、令和四年四月時点で、児童相談所を設置いたします七十六自治体のうちの十三自治体で未実施、逆に言えば残りの自治体では実施をされているというところ

でございます。

これらの自治体で処遇改善にまだ着手ができていない理由につきましては、現時点で網羅的に聞きをしたり把握をしているわけではございませんが、例えば、児童福祉分野のほかの施設ですね、一時保護所以外の施設における職員の処遇とのバランスを考える必要があるなど、個々の自治体ごとに職員の処遇に関する調整事項があるのではないかとこのように考えております。

今後、個別に状況をお伺いしながら、国として更に何かできることがないかというのを考えつつ、様々な場を活用しながら、まずは今回のこの処遇改善の加算、これの実施、着手を促してまいりたいというふうに考えてございます。

#### ◆ 岸真紀子君

残り十三自治体なので、ここもしっかりと、措置費で出しているから、きちっと出してもらおうように引き続き努力をお願いいたします。

一時保護所を始めとし、その他、その先の児童養護施設が不足している問題について伺います。

家庭保護などを進めているので、国の統計資料を見ると、児童養護施設等には大幅な空きがあるようにも思われますが、実際には、地方には空きがあるけれども、都市では足りていない。割愛という制度でほかの地域と協議することができるかとされていますが、数だけ見ると空いているように見えても、大都市を中心にマッチングしていない、足りていないというのが実態です。

やはり施設は必要であり、家庭養護を進め

るという考えはいいんですが、現場ではなかなか難しいという実態があったり、ほかの地域だと転校などを伴って、子供の福祉として考えると、当然ながら居住地で保護することが重要になってきます。

こういった現場実態の把握はできているのか、また対応をどのようにするのか、お伺いいたします。

#### ◆ 政府参考人 野村知司君 (厚生労働省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

御指摘のとおり、一時保護所につきまして、特に都市部を中心に一部の一時保護所について定員超過が慢性的に続いているというような現状があると承知をしております。その上で、その解消を図っていくというのが大きな方向性として必要であるというふうに考えてございます。

厚生労働省といたしましても、これまで一時保護所の整備のために国庫補助の引上げというのを累次行ってまいりましたけれども、令和三年度の第一次補正予算におきましては、この定員超過解消に向けて、自治体の方で計画を策定いただき、厚生労働省の承認した場合には、整備費の補助率を二分の一から十分の九までかさ上げをすることといたしまして、これを令和五年度まで措置としては続けることに現状しております。

また、御指摘のありましたその一時保護の次としての施設などがございますけれども、この一時保護からの措置先となります社会的養護関係施設につきましては、例えば児童養護施設につきましては、令和三年の末時点での定足、充足率は約八割というふうになって

おりまして、全国ベースで見ますと必ずしも不足している状況にはないというふうな状況でございます。

一方で、やはりこれも主に都市部でございますけれども、児童養護施設の中には例えば年度末に一時的に定員超過する施設があるなど、タイミングによっては一時保護中の児童の措置先がなかなか見付からない、調整できない、結果として一時保護が長引くというふうな事態にもつながっている場合もあるというふうに認識をしております。

こうした点も踏まえまして、児童養護施設等の施設でございますとかあるいは里親さんといった社会的養護を必要とする子供たちの措置委託先につきまして、令和七年度からの整備あるいは確保の目標といったものを設定するための都道府県社会的養育推進計画の策定に向けて、現在、調査研究を実施しているところでございます。そういった成果も踏まえながら、地域において、この社会的養護を必要とする子供たちの措置委託先の必要な整備であるとか確保、こういったものが図られるような取組を進めてまいりたいと考えてございます。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

次の質問は、ちょっと時間も限られてきたので、要請だけしておきます。

虐待の通報に関して、児童相談所だけではなくて、本来は市町村の役割も大きいのです。しかし、多くの市町村でもマンパワーに限界が来ていて、そこまでやり切れていないという実態も見受けられます。

今回は児童相談所の増員だけとなっていま

すが、虐待を未然に防いだり対応するには市町村の体制強化は欠かせません。これは、これまでもずっと市町村の職員もっと増やすべきだということを言ってきたので、今日はちょっと時間がないので答弁なくても大丈夫ですが、でも、市町村の職員も、御承知のとおり、微増はしているんですが、業務量と見合っていない人員となっています。総務省として引き続きこの市町村の職員の数を図っていくということを改めてお願いだけ今日はしておきます。

次の質問に入ります。

市区町村のこども家庭センターは、母子保健と家庭児童相談を一体的にしていくというものになっていますが、配置されている職員の多くは会計年度任用職員が多い実態にあります。正規職員の配置を求めていくことが子供の福祉に必要で、例えば兵庫県の明石市は、児童福祉司は国基準だと十人なんですけど二倍の二十人、児童心理司だと五人なんですけど八人というふうに二倍になっているし、弁護士とか保健師とか児童指導員とかも本当に多く配分しているような実態です。

もっともっと子供の福祉に必要な配置を求めていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

#### ◆ 政府参考人 野村知司君

(厚生労働省大臣官房審議官)

今し方御指摘ございましたこども家庭センター、これは、昨年行われました児童福祉法の改正により平成六年四月からの施行ということで、児童福祉とこういった母子保健とが連携した相談の拠点ということで設置を進めていこうとしているものでございます。

厚生労働省といたしましては、この新たに創設されることも家庭センターについて、各自治体がそれぞれの実情に合わせて整備を進めることができるよう、そのセンターに必要な人員配置などの設置、運営に係る検討を進め、財政面を含め必要な人材確保に係る支援を併せて検討してまいりたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。引き続き増員を図っていくことをお願い申し上げます。

次に、東日本大震災の分についてお伺いします。

二〇一一年三月十一日から十二年が経過しました。東日本大震災分については、震災復興特別交付税が九百三十五億円確保されています。

私は、本年一月中旬に福島県浜通りの原発災害による被災を受けた自治体を訪問して、様々な課題をお伺いしてきました。残念ながら、帰還ができる地域でも住民の帰還率は数%という実態にあります。この問題は昨年の三月十五日の総務委員会でも問題提起させていただきましたが、昨年と状況は変わっていません。

松本大臣は福島県を訪問して現状を見てきているので状況は知っていただいていると思いますが、被災自治体からは、二〇一一年度から二〇二〇年度までの復興期間十年間が終了し、現在は第二期復興・創生期間で、二〇二五年度までは見えているんですが、二六年度以降はどうなるのかという不安の声がありました。

長期視点でここはしっかり確保していただ

きたいんですが、大臣の見解をお伺いします。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

委員おっしゃったとおり、東日本大震災から十二年を迎えたところでありますし、私は、発災当時、政府の一員でもありましたので、これまでも復旧復興には私としてできる限り懸命に取り組んできたつもりでございます。今回の福島出張も、その意味で最初の出張地として是非福島の実情を拝見をしたいと思って伺わせていただきました。今は岸田内閣の一員として、閣僚全員が復興大臣であるとの強い思いの下で東日本大震災からの復旧復興に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

おっしゃったように、福島を拝見をさせていただいて、東日本大震災からの復興は着実に進展している一方で、原子力災害の被災地につきましましては今後も中長期的な対応が必要であるということは実感をいたしているところでございまして、令和三年三月に閣議決定された東日本大震災からの復興の基本方針においては、原子力災害被災地域について、第二期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って復興再生に取り組むこととされ、当面十年間、本格的な取組を行うこととされております。

そして、この基本方針の中では、第二期復興・創生期間の五年目に当たる令和七年度に復興事業全体の在り方について見直しを行うこととされており、コロナ禍でも、震災復興特別交付税の在り方につきましても、関係省庁と連携しつつ、しっかりと検討し、被災自治体が必要な復旧復興事業を確実に実施できるよう万全を

期してまいりたいと思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

引き続き、今から確保できるという明言はできないかもしれませんが、大臣の今おっしゃっていただいたように、やっぱり最後までやっていくんだということを引き続き訴えていただくようお願いいたします。

ちょっと質問を飛ばしまして、物価高騰の対応ということで七百億円を単年度分で計上していただいております。

ちょっと飛ばしますが、この七百億円の算定には、公共施設の、例えば体育館とか公民館とか保育所とか、指定管理者制度とか民間委託も考えられます。そういった委託先も含めたところがこの電気、物価高騰に対応できる対象となっているのでしょうか。当然、直営、委託に縛りはないと思いますが、そのことが分かるようにしていただきたいのですが、総務省の答弁をお願いいたします。

#### ◆ 政府参考人 原邦彰君 (総務省自治財政局長)

お答えいたします。

今御指摘にありました光熱費高騰への対応として、五年度の地方財政計画、七百億円の一般行政経費の増額でございます。これは、学校ですとか福祉施設ですとか図書館ですとか文化施設、自治体の、まあ国と違って住民に接する施設が多いものですから、そこで光熱費が高騰しているといういろんな御要請もいただきまして、それを踏まえたものでございます。

この普通交付税においては、自治体の施

設、大変多岐にわたりますので、算入としては、包括算定経費ということで一括して計上することとしております。

今委員御指摘がありましたが、自治体の施設の管理形態、大変様々な形があると思っております。他方、交付税は用途の制限のない一般財源でございますので、この交付される交付税をどのように活用するかはそれぞれの自治体に判断に委ねられておりますので、各自治体において適切に御判断いただきたいと存じております。

#### ◆ 岸真紀子君

これがなかなか、指定管理者制度の問題で、委託料上げないという問題とかもあるので、次の質問とも絡めていますが、岸田政権は所得の向上につながる賃上げを掲げています。それであれば、公の施設の指定管理者制度の下で働く労働者の賃上げもどう考えるかというところを是非大臣にお聞きしたいです。

指定管理者制度は二〇〇三年から施行となって、今年で二十年を迎えます。しかし、指定管理者制度には多くの問題が残されていて、さっきの物価高で付いても実は配分されないかもしれないという問題があったり、そもそも利益を上げてもその分管理料を下げられてしまうというような問題があつて、いや、労働者が幾ら頑張っても賃金アップへつなげることが難しいという制度になっています。

こういった点は改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。

#### ◆ 政府参考人 吉川浩民君 (総務省自治行政局長)

お答えいたします。

指定管理者への委託料につきましては、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定め、別途両者の間で協定等を締結することが適当である旨をこれまでも地方公共団体に助言してきたところでございます。

昨年十月には、人件費も含め、今般の原材料価格、エネルギーコスト等の上昇により指定管理者が負担する経費の増加については、指定管理者と適切に協議を行うよう、地方公共団体に助言通知を出させていただきました。

今後とも、各地方公共団体において、人件費等の最新の実勢価格等を踏まえて指定管理者と協議を行うなど、適切に対応されるものと認識しておりますが、引き続きその趣旨が

徹底されるように助言をしてまいります。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

多分、もっともっと助言をしていかないと、この指定管理者制度のさっきの賃上げであつたり、さっきの物価高騰対策が適切に配分されないという課題があるので、対応お願いいたします。

また、物価高騰については、追加でもしも必要なところは是非財政支援を更にしていただくことをお願い申し上げ、本日の質問は終わりたいと思います。

ありがとうございました。

## ◎第211回国会 参議院 予算委員会 2023年3月22日

#### ◆ 岸真紀子君

立憲民主・社民の岸真紀子です。

昨日、岸田総理がウクライナを訪問し、ゼレンスキー大統領と会談したことが報道されました。詳しくは、後日、何らかの形での国会報告となると思われませんが、冒頭、官房長官に、今回のウクライナ電撃訪問の経過を御説明願います。

特に、現職総理が事前に公表せず戦争当事国を訪れたのは戦後初めてですが、リスク管理がどうであったのか疑問です。一部報道が移動中の姿をカメラに捉え、電撃訪問が事前に明らかになっていました。政府としてこれで本当によかったのかと率直に感じています。危機管理が薄かったのではないか、その辺りも御説明願います。

#### ◆ 国務大臣 松野博一君（内閣官房長官）

お答えをさせていただきます。

岸田総理のキーウ訪問につきましては、諸般の事情を踏まえ検討を進めてきた結果、今回訪問を行うこととしたものであります。

具体的には、戦時下にある国を訪問するという観点から、秘密保全、安全対策や危機管理面等において遺漏のないよう、最適な方法を総合的に検討した結果、総理一行は、インドからポーランド・ジェシュフまでチャーター機を用いて移動し、ポーランド国内からは列車等の陸路でキーウに移動をいたしました。

ウクライナは、先生から御指摘をいただきましたとおり、現在戦時下にあり、通常の警察警護要員による警護ではなく、軍事的な観点を含めた警護が必要な状況にあります。か

かる観点から、ロシア軍による攻撃についての情報の入手、当該情報に基づく避難等を含め、ウクライナでの警護につきましてはウクライナ政府が全面的に責任を負って実施をしたところでございます。

この対応は、これまで他の国の首相がウクライナを訪問した際も基本的に同様であり、日本としても、今般の岸田総理のウクライナ訪問に当たってウクライナ政府と慎重に調整を重ね、安全確保に万全を期した形で訪問を実施をいたしました。

#### ◆ 岸真紀子君

総理も、秘密保持と危機管理、安全対策を万全に期すべく慎重に調整を重ねたとおっしゃっていますが、やっぱり疑問です。なぜあんなふうに報道されていたのかというのは、また後日追及していくことになると思います。

続きまして、三月二十日の本委員会の小西議員の質疑でのやり取りを踏まえまして、放送法の政治的公平をめぐる問題を質疑します。

私は、総務委員会でも指摘をしましたが、この問題は、磯崎陽輔さんが議員個人の行動とはならない総理補佐官の立場であることを忘れてはなりません。公開された約八十枚の総務省の公文書を読むと、磯崎元総理補佐官が執拗に総務省の職員へ迫っていたことが記されており、総務省にとっては総理の意向と捉えなければならず、相当なプレッシャーを受けていた背景を読み取れます。

また、この後伺っていきますが、高市大臣が総務大臣として関わり、しかも現在も閣僚であるにもかかわらず、総務省職員を侮辱す

るに等しい捏造という強い言葉で発言しています。高市大臣によって行政がゆがめられているとんでもない事案となっていることに、私は憤りしかありません。

最初に、今日も参考人質疑を求めましたが、与党に拒否されましたので残念であります。総務省に確認をいただいているところですので質疑をしていきます。

高市大臣は、平成二十七年二月十三日の大臣レクについて、当時の平川大臣室参事官と松井大臣秘書官の二人が絶対にならないということを書いてくれていますと、三月十五日の予算委員会に続いて二十日も明言をし、この絶対にならないという言葉が二人から直接聞いたと答弁しています。

高市大臣に絶対にならないと言ったかどうか記憶にないは、こんなことを二人そろって記憶がないなど、ありまして、あり得ないので、真実は、絶対などと言っていないのではないですか。少なくとも、高市大臣の絶対にならない発言の信憑性は失われ、これを根拠としていた捏造は崩れたことになるのではないですか。

その点について伺います。

#### ◆ 政府参考人 山野謙君

(総務省大臣官房総括審議官)

お答え申し上げます。

本日の理事懇談会でも御報告させていただいているとおり、両名に聞き取りを行った結果、この時期にはNHK予算など放送に関するレクがあったとしてもおかしくないが、個々のレクについては覚えていない、放送法の政治的公平の答弁に関しては、五月十二日の委員会前日に大臣の指示を受けて夜遅く

まで答弁のやり取りがあったことを覚えており、その前の二月に文書にあるような内容の大臣レクがあったとは思わない、それから、NHK予算の時期でもあり、この時期に放送に関するレクが何らかあったとしてもおかしくないが、八年も前のことであり個々のレクの時期や内容は記憶にない、この二月十三日付けの大臣レク文書に記載された内容のレクについても記憶にない、こうした旨の説明をしているところでございます。

改めて、高市大臣から兩名への聞き取りに対してどう答えたか、改めて聞いたわけですが、高市大臣に対し絶対にないという表現をしたかどうかの記憶はないが、先ほど申し上げたことと同様の説明をしたものと認識しているとのことでございました。

以上でございます。

#### ◆ 岸真紀子君

高市大臣に絶対にないと言ったかどうかは記憶にないというふうに答弁をいただきました。

さらに、重ねて聞きます。

先ほどの理事懇で提出いただいた資料の政治的公平に関する行政文書の正確性に係る精査についての三ページになります。

このレクは、五月十一日以前のレクということになるのではないかという答弁があります、報告があります。放送法第四条に規定する政治的公平について大臣レクが存在しなかったとは認識しにくいのではないかと思うというふうに関係者Bの方が説明をしています。このレクは、本当に五月十一日以前のレクでよろしいですか。

#### ◆ 政府参考人 山野謙君

(総務省大臣官房総括審議官)

お答え申し上げます。

平成二十七年の二月十三日付けの高市大臣レク結果とされる文書についてでございますけれども、私どもが聞き取りを行った結果、八年前でもあり、約八年前でもあり詳細についての記憶は定かでないが、日頃確実な仕事を心掛けているので、上司の関与を経た文書が残っているのであれば、この時期、放送法に関する大臣レクが行われているのではないかと認識しているということでございます。

また、ほかの二人に確認したところ、一人につきましては、当時の課長補佐と同様の認識であるとの考えを示しておりまして、もう一人につきましては、このような資料が残っているのであれば、個々の発言内容は別にして、政治的公平についての大臣レクが存在しなかったとは認識しにくいのではないかと思うとのことでございました。

なお、この点については、当時の大臣室の同席者の認識とは必ずしも認識が一致してございません。高市大臣の御認識については既に御案内のとおりでございます。

ほかの三文書でございますけれども、これにつきましても、作成者が不明であるとともに、関係者の認識が必ずしも一致していないところでございます。

以上でございます。

#### ◆ 岸真紀子君

同じく三ページの関係者Aの、文書整理ナンバー二十一という、これ二月十三日のことですが、放送法四条の解釈という重要な案件

を大臣に全く報告していないというのはあり得ないと思うと答えています。これは、政治的公平のレクを大臣に行ったはずだと証言していることでよろしいですか。確認願います。

#### ◆ 政府参考人 山野謙君

(総務省大臣官房総括審議官)

平成二十七年二月十三日の高市大臣レク結果とされる文書についてでございますけれども、先ほども述べましたが、当時の課長補佐によれば、約八年前でもあり詳細についての記憶は定かでないけれども、日頃確実な仕事を心掛けているので、上司の関与を経た文書が残っているのであれば、この時期に放送法に関する大臣レクが行われたのではないかと認識というふうに考えてございます。

#### ◆ 岸真紀子君

関係者Cから、作成者、作成者というのは関係者Aになりますが、この作成者と同様の事実認識を有しており、当時の放送法第四条の解釈についての全体の対応は、大きな流れとして、放送法第四条の解釈について大臣レクがなかったとは考えにくいと認識していると答えています。ということは、二人が五月以前にレクをしているということになります。

当時の安藤、長塩、西潟さんは、事前の二月十三日にレクをしたということによろしいですか。

#### ◆ 政府参考人 山野謙君

(総務省大臣官房総括審議官)

これも繰り返しになりますが、この文書につきまして、当該課長補佐によれば、先ほど

申しました、八年前でもあり詳細についての記憶は定かでないけれども、日頃確実な仕事を心掛けているので、上司の関与を経た文書が残っているのであれば、この時期に放送法に関する大臣レクが行われたのではないかと認識しているということでございます。

また、ほかの二人でございますけれども、これにつきましても、お一方については、当時の課長補佐と同様の認識であると考えてございますし、もう一人につきましても、このような資料が残っているのであれば、個々の発言内容は別として、政治的公平についての大臣レクが存在しなかったとは認識しにくいのではないかと、こういう考えでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

先日の委員会質疑の後段で小西議員が高市大臣に聞いたことを再度伺います。

高市大臣は、かつての部下である官僚が文書を捏造したと言うのであれば、その官僚の皆さんが刑法犯罪を犯し、かつ国家公務員法違反をしたことになりますが、それでも高市大臣は捏造されたとおっしゃるのですか。

#### ◆ 国務大臣 高市早苗君

(内閣府特命担当大臣《知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、経済安全保障》)

二月十三日付けの大臣レク文書を含む四枚の文書につきまして、ありもしないことをあったかのように作ることという意味で私は捏造と発言をいたしました。

総務省も本日晒された報告で認められているとおり、この文書の正確性は確認できなかったということで、やはり不正確な文書で

あるという私の考え方は変わりません。あくまでも表現の仕方であると思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

大臣だけが正確性じゃないと言っているだけで、先ほどの答弁を聞いていると、あったと言っていますよ。

次に、松野官房長官にお伺いしますが、高市大臣の捏造発言は、職員に対する名誉毀損、侮辱行為ではありませんか。

#### ◆ 国務大臣 松野博一君（内閣官房長官）

お答えをさせていただきます。

総務省の行政文書でございますので、総務省から答弁をさせていただきます。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

高市大臣は文書の正確について御自身の認識を述べられた、そのような発言の趣旨だと理解いたしております。

#### ◆ 岸真紀子君

では、松本大臣、違う視点で聞きます。

現在、総務省行政を所管し公文書を扱う担当大臣として、記録と記憶、しかも八年前のことです、どちらが正確性があるとお考えですか。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

行政文書を始め公文書には正確性を期することが望まれるというのは私もそのように考えるところでありますが、今回、本件文書について正確性が確認できなかったことは甚だ遺憾に思っております。

文書の正確性が確認できておりませんので、文書と記憶を比較するということが必ず

しもできないかというふうに思いますが、いずれも、優秀な役所の人たちの記憶が関係者に聞いても一致をしないということでございますので、その記憶、発言を私どもとしては聞き取って国会に御報告をするのが役目と考え、聞き取ったことをそのままお伝え申し上げておるところでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

記録の方が正しいんですよ、一般的に考えて。

松本大臣は、現総務大臣として、部下たちが捏造した、公務員としてあるまじき行為をしたと、高市大臣によって捏造ストーリーを作られていることをどう捉えていますか。

本人たちは捏造していないと、そして松本大臣も正確性は調査中だけど捏造はなかったと答弁しています。しかし、御承知でしょうか。一部のSNS上では、総務省職員を名指しで捏造した人とフェイクが拡散されているんです。無実の罪を高市大臣に着せられてしまっているんです。これをどう捉えていますか。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

高市大臣の御発言については、先ほど申しましたように、この文書について高市大臣の認識と異なるということからそのような御趣旨の発言をされたと理解をいたしております。

私も総務省をお預かりをする大臣として、総務省の職員は、少なくとも私が今見る限りよく仕事をしてきているというふうに思いますし、これまでもそのようにしてきてくれたものというふうに考えているところでございますが、今回、この国会で御議論に付

されている行政文書については正確性が確認できなかったことは甚だ遺憾であると申し上げてきたところでございます。

私どもとしても、今後もしっかり努めてまいりたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

先ほどの答弁で、高市大臣に絶対にないと言ったかどうか記憶にないというふうに、大臣室長、室の方の答弁はあります。で、今日いただいた文書にも、レクについても記憶にないというふうには書いてあるものの、二人とも絶対にないと答弁したことはないと言っているんですね。

保身のためにうそをついたということですか、大臣、高市大臣。

#### ◆ 国務大臣 高市早苗君

(内閣府特命担当大臣《知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、経済安全保障》)

総務省からの報告を見ましたけれども、五月十二日の委員会前日に大臣の指示を受けて夜遅くまで答弁のやり取りがあったことを覚えており、その前の二月に文書にあるような内容の大臣レクがあったとは思わない、また、そのレク文書に記載された内容のレクについても記憶にない、私に対して絶対にないという表現をしたかどうかの記憶はないが、上記と同様の説明をしたものと認識しているということでございます。

私は、今回、この文書がマスコミ等に公表されたのは三月二日だと記憶をいたしておりますが、その後、あの当時の大臣室の職員に、要は、そのレクの相手方とされている方々、三名は情報流通行政局の方でございま

す。まあ私も含めて三名が大臣室から出席をいたしておりました。少しあの文書を見て驚きまして、当時の職員に、この文書に記載されている内容に記憶があるかということで尋ねましたら、やはり先ほど申し上げたような答えがございました。その前の二月の時点で、この件で、二月にこの件で大臣レクがあったとは思わないということで、その内容についても記憶がないということでもございまして、私の記憶と合わせてですね、私自身の認識として、文書にあるような内容のレクややり取りはなかったと確信をいたしました。

あわせて、磯崎元補佐官が放送法に御興味をお持ちということも三月に文書を公開されて初めて知りましたので、併せて磯崎元補佐官から大臣室へ連絡があったことがあるかについても確認したら、一度もないということでございました。

そもそも、この当該文書、二月十三日十五時四十五分から十六時の大臣レク結果とされるメモについて、仮に磯崎補佐官からの伝言を伺い、そして、四枚添付資料が公開文書に付いておりましたが、それらの説明を受け、さらに放送法の解釈について質疑応答したとしたら、とても十五分では取まらないものだと考えております。

基本的に私は、こういった形のレクチャーというのは絶対にこの時期にはなかったと確信をいたしております。(発言する者あり)

#### ◆ 委員長 末松信介君

静粛にしてください。

◆ **国務大臣 高市早苗君**

(内閣府特命担当大臣《知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、経済安全保障》)

ただ、済みません、秘書官に確認した内容は先ほど申し上げたとおりでございます。

◆ **岸真紀子君**

今日も報告いただいたとおり、二つ大事な観点がありまして、大臣は直接その二人の方に聞いたと言ったんですが、二人から直接聞いていないということが報告で分かりました。それとプラス、絶対はないとは答えていない、二月十三日のレクは絶対はないとは答えていないということがあったんです。

これだけいろんなことが出ているのに、なぜいまだにこれ認めないんですか。見苦しくないですか。

◆ **国務大臣 松本剛明君 (総務大臣)**

私どもは、高市大臣の大臣室の方との話ですか、同席者についてお話を聞いて、高市大臣と連絡を取ったと。しかし、私もそうですが、数日前のことで一言一句まではなかなか覚えていないものですから、このような趣旨の発言をしたけれども、どのような表現を取ったかは記憶がないというふうに申しておったので、これをそのまま国会に御答弁をさせていただいたところでございます。

◆ **岸真紀子君**

松本大臣、いいかげん、高市大臣かぼうのやめませんか。松本大臣がやるべきことは、この事案でいえば、公文書として経過を残して保存してきた部下を守るべきではないですか。

◆ **国務大臣 松本剛明君 (総務大臣)**

部下を守り、事実をお伝えするのが役目だと考えております。

◆ **委員長 末松信介君**

それでは、山野官房総括審議官、補足でどうぞ。

◆ **政府参考人 山野謙君**

(総務省大臣官房総括審議官)

ただいまの質問に関しまして、私も先ほど答弁しましたけれども、改めて私ども、高市大臣から両名への聞き取りに対してどう答えたかを聞いておるところでございます。両名からは、高市大臣に対し絶対ないという表現をしたかどうかの記憶はないが、先ほど申し上げたことと同様の説明をしたものと認識しているということでございましたので、これは連絡したということが前提になっているというふうに理解しております。

◆ **岸真紀子君**

絶対ないと言ったかどうか、再度お願いします。

◆ **政府参考人 山野謙君**

(総務省大臣官房総括審議官)

関係者のヒアリングに当たりまして両名の認識を聞いたわけですが、この度、改めて高市大臣から両名への聞き取りに対してどう答えたかを聞いたところでございます。その結果、高市大臣に対し絶対ないという表現をしたかどうかの記憶はないが、先ほど申し上げたことと同様の説明をしたものと認識しているとの回答でございました。

#### ◆ 岸真紀子君

ということは、言っていないということなんです、高市大臣がこれまで答弁してきたけど。

高市大臣は、この捏造発言について誰かを指して答弁をしたことはないとおっしゃいましたが、無責任極まりないと指摘します。先ほども言いましたが、大臣の発言を発端として、SNSで真面目に仕事してきた職員が誹謗中傷を受けている実態にあります。そういった事態を招いた責任を取って、もう大臣お辞めになったらどうですか。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

デジタルを担当しながら、このところSNSを見る時間がなくて拝見をしておりませんが、職員については健康も精神的なことも含めて十分に留意をして、お話があったように職員を守るべく、しかるべく対応してまいりたいと考えております。（発言する者あり）

#### ◆ 国務大臣 高市早苗君

（内閣府特命担当大臣《知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、経済安全保障》）

私の表現の仕方をもってその辞任ということは、少し筋違いな御指摘だと思っております。

私は、あくまでも四枚の文書について、ありもしないことをあつたかのように作るということを捏造と申し上げましたし、総務省でも文書の正確性は確認できなかったということで、やはり不正確な文書であるという私の認識は変わっておりません。

#### ◆ 岸真紀子君

不正確と捏造は全然違うんですよ。強い表現過ぎるんですよ。高市大臣の捏造発言は許されるものではありません。

また、前回の委員会で発言を撤回したものの、質問権をも止めようとするような議会制民主主義を否定する発言まで本委員会で発しています。大臣としての資格がありますか。岸田政権の現職である閣僚が、日本社会にとって善良なる仕事をしている官僚を、自分の保身のためと思われませんが、まるで犯罪者扱いしているような発言をして、かつ、感情的な答弁を繰り返し、しまいには答弁拒否と言える、質問をしないでください発言をして、既に大臣としての資格はないんじゃないですか。

閣議で協議をして、内閣として高市大臣を即刻辞職させるべきです。官房長官、お答えください。

#### ◆ 国務大臣 松野博一君（内閣官房長官）

お答えをさせていただきます。

総務省の行政文書に関する説明は松本大臣からあつたとおりでございますが、閣僚の任命に関することは私はお答えする立場にございません。

#### ◆ 岸真紀子君

官房長官、総理がもうすぐ帰国されますので、今言ったとおり、最後に言ったことが全てなんです。いろんなことが絡んで、今回、予算委員会も振り回しているし、総務省の職員を侮辱しているんですよ。しっかりと辞職を求めるということを申し上げて、次の質問に移ります。

次に、公的セクターで働く労働者の賃上げについて伺います。

岸田総理は、今国会の施政方針演説で、公的セクターや政府調達に参加する企業で働く方の賃金を引き上げますと言いました。公的セクターとは何なのでしょう。公益セクターであれば、一般的に、公益社団、財団法人とか、NPO法人とか、例えば法人格を持たない自治会とか、そういったような団体を指していると思います。しかし、この公的セクターとなると、政府や地方公共団体、特殊法人や独立行政法人を介した形で経営する事業体を含むことになるのでしょうか。

政府として賃上げを目指すというなら、その当事者は既に総理の言葉から期待している人がいます。その期待に応える観点から、公的セクターの定義は法令で明確に規定されているのか、後藤担当大臣にお伺いします。

#### ◆ 国務大臣 後藤茂之君 (新しい資本主義担当大臣)

賃上げは岸田政権の最重要課題でありまして、総理の施政方針演説でも公的セクターや政府調達に参加する企業で働く方の賃金を引き上げる旨述べられたとおり、賃金引上げの推進に当たっては、民間部門だけでなく、官民挙げた取組が重要だというふうにまず申し上げます。

その上で、施政方針演説で述べられた公的セクターという用語については、法令上の定義が置かれているわけではないものと認識しておりますけれども、主に公的に価格が設定されている保育、介護などの分野において、制度に応じて民間給与の伸びを踏まえた改善等を図るとともに、見える化を行いながら、

現場で働く方々の処遇改善や業務の効率化、負担軽減を進めていく必要があるというふうに考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

公的セクターという言葉の具体的意味について、過去の国会における議論では、例えば平成二十四年の三月十三日参議院予算委員会で当時の野田総理大臣は、国家公務員の給与マイナス七・八%削減は、これはもう法律的にも位置付けは明確でございまして、復興財源、まさに臨時特例の措置でございまして、公的セクターに関わっておる皆様にこういう形で御負担を復興のためにお願ひするというのが趣旨と答弁しています。

つまり、このときの見解の公的セクターは、一般職の職員の給与に関する法律が適用される職員が従事している国が含まれ、働く労働者とは給与法が適用される全ての国家公務員もこれに該当するということとなります。政権は違うけれども、政府の答弁であり、岸田総理の施政方針演説における公的セクターと同義と考えてよいですか。後藤大臣にお答え願います。

#### ◆ 国務大臣 後藤茂之君 (新しい資本主義担当大臣)

繰り返しにはなりますけれども、賃上げは岸田政権の最重要課題でありまして、その推進に当たっては、民間部門だけでなく、公務員、そして公的に価格が設定されている保育、介護などの分野においても、民間給与の伸びを踏まえた改善等を図るとともに、見える化を行いながら、現場で働く方々の処遇改善や業務の効率化、負担軽減を進めていく必

要がある、そのように思っております。

そして、公的セクターという言葉の使い方は、先ほど申し上げたように、一義的な、法的定義も一義的な定義もないのではないかというふうに思っておりますけれども、国家公務員の給与については、公務員の適正な処遇の確保や国民の理解を得る観点等から、また労働基本権制約の代償措置といった観点からも、人事院勧告を踏まえて民間準拠を基本とすることになるものと承知しております。

#### ◆ 岸真紀子君

今大臣もお答えになったとおり、公務員の賃金については代償措置の人事院勧告に踏まえてということになるのは言うまでもありません。人事院勧告がなされていない時点で総理が賃上げと言うのであれば、政府が自らの主体と責任で引上げをしますと、総理が賃上げと言うのであればそれをするべきではないかと考えます。

公的セクターで働く労働者とは具体的にどのような職種、労働者を対象としているのか、お答えください。

#### ◆ 国務大臣 後藤茂之君 (新しい資本主義担当大臣)

公的に価格が設定されている保育、介護、障害福祉、看護などの分野の賃上げについて、制度に応じて民間給与の伸びを踏まえた改善等を図るとともに、見える化を行いながら、現場で働く方々の処遇改善、業務の効率化、負担軽減を進めていく必要があると考えております。

それから、公務員給与につきましても、民間の給与をまず引き上げることによりまし

て、構造的賃上げに向けた取組に加えまして、生産性向上支援や価格転嫁対策の観点から政策を総動員して、民間の賃金が上がれば民間準拠の公務員も上がるということも申し添えさせていただきたいと思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

今おっしゃられたその保育とか介護とか障害などといった公定価格による対象が主となるとすれば、春闘における先週の先行大手企業の回答、決着を踏まえつつも、これを中小や地場企業が同等あるいはそれ以上に賃上げができるかどうかというのは社会的にも課題となっています。

いずれにしても、この公定価格に反映される人事院勧告がなされる前に、しかも引上げになるかどうかはこれからという中で賃金を引き上げますと断言されるのであれば、これは人事院勧告とは別次元に政府として措置をするということでしょうか。

#### ◆ 国務大臣 後藤茂之君 (新しい資本主義担当大臣)

もう少しはっきりと申し上げれば、施政方針演説の公的セクターの賃上げといったことで、公務員の給与の引上げということをおっしゃったことではないと。ただ、あくまでこれは直接制度として引き上げるかどうかという問題であって、民間の給与を引き上げていく、民間と公と両方含めてしっかりと賃上げを進めていくことによって公務員の給与も上がるということの御指摘については先生のおっしゃるとおりだと思います。

◆ 岸真紀子君

やっぱり言葉が軽過ぎるんじゃないかと思うんですね。公的セクターって、過去の答弁から見ると含んでいるんですよ。なのに、それを引き上げると言ったら、その方々やっぱり期待すると思うんですね。

この公的セクターで働く労働者に介護、看護、保育、幼児教育などの現場で働く方々は対象となっているのか、具体的には令和三年度補正予算とどう関係しているのかというところです。賃上げ効果を継続するとした令和四年度予算における措置の対象となった職員は公的セクターで働く労働者に該当するのか、お伺いします。

◆ 国務大臣 後藤茂之君  
(新しい資本主義担当大臣)

今、保育、介護、障害福祉、看護も含めて、こういったものが入るということで申し上げましたけれども、私、全体を総括している立場なので、もしそれぞれの職種の皆さんの給料設定、公定価格の設定、診療報酬の設定等についてのお尋ねであれば所管の大臣に聞いていただければと思いますが、私から総論的に申し上げれば、公的に価格が設定されている保育、介護、障害福祉、看護などの分野の職員、こうしたものは前回の三年度補正におきまして3%の引上げで対応しているということでございます。

◆ 岸真紀子君

済みません、確認なんですけど、では、令和三年度の補正予算とイコールということでしょうか。

◆ 国務大臣 後藤茂之君  
(新しい資本主義担当大臣)

三年度の補正予算で対応し、また四年度の当初予算でも報酬等には反映させたものもありますけれども、そうしたことを含めて、しかし、公的にといった場合には、例えば労務設計単価みたいなようなものも一緒に引き上げておりますから、政府としてはできる限り、公的あるいは民間含めて、制度上の担保ができて、そして対応のできるものについては賃金の引上げをやっているということでございます。

◆ 岸真紀子君

令和三年度補正予算での看護、介護、保育の処遇改善では、厚生労働省は看護職員等処遇改善事業補助金の申請の状況を公表していて、申請を行った医療機関が対象の八八・六%、福祉・介護職員の改善臨時特例交付金では同じく七八・一%となっています。

一方で、保育所や学童保育はどのようになっているのか。昨年三月十五日、総務委員会で聞いたときには、各施設で調査を考えていないと無責任な答弁をしているんですが、その後どうなったか、お答え願います。

◆ 政府参考人 吉住啓作君  
(内閣府子ども・子育て本部統括官)

お答えいたします。

保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付状況について、保育所等については、全四万三千四十施設のうち三万七千二百二十六施設から申請があり、八六・三%の施設が補助金の対象となっており、放課後児童クラブにつきましては、全二万六千六百八十三クラブ

のうち一万八千五百五十四クラブから申請があり、六九・五%のクラブが補助金の対象となっております。

#### ◆ 岸真紀子君

令和三年度の補正予算の成立が十二月の二十日でした。その後、都道府県への事業の説明とか、市区町村を經由して保育所に処遇改善、保育所とか学童に処遇改善の事業内容とかが通知されたのは恐らく年明けになります。この時期、現場は新型コロナの感染が蔓延していたので大混乱でした。ましてや、保育所とか学童は小規模事業所なので専門の事務員がいません。そんなときにもかかわらず、期限を二月二十一日とする対応でした。これは、補正予算で措置したけれども、実質的には使うなど言っているようにも聞こえるような対応だったと指摘します。ましてや、書類も面倒くさかったです。

それを見事に、だけど、現場では九千円上がるんだというふうに言われたから保育士とか学童の人たちは期待をしていました。これが見せかけの期待ばかりになっていなかったかという問題です。

岸田総理、政権の賃上げなのかというところで、小倉大臣に明快な見解を明らかにしていただきたいと思います。

#### ◆ 国務大臣 小倉将信君

##### (こども政策担当大臣)

御指摘いただきました令和三年度補正予算によりまして、令和四年二月から九月まで実施をさせていただきました保育士・幼稚園教育等処遇改善臨時特例事業につきましては、できるだけ多くの施設が補助金を活用して処

遇改善を実施していただくよう、地方自治体や保育団体等の関係団体に対して周知徹底を図ったところであります。とりわけ公立施設につきましては、補助金を活用して処遇改善に取り組む市町村の具体例をお示しをするなど、市町村に対し積極的な検討を依頼してきたところであります。

補助金を受けた施設の割合は一〇〇%にはなっておりませんが、保育士等の処遇改善につきましては、まずは各地方自治体や事業者において処遇改善の趣旨を御理解をいただいた上で適切に御判断をいただくべきものと考えております。

私ども内閣府といたしましては、引き続き、各地方自治体や事業者に対しまして、人材確保に向けての処遇改善の取組の重要性について説明するなど、積極的な検討を働きかけてまいりたいと思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

公的セクターの賃上げは、こうやって議論しないと誰が対象なのかも分かりづらい実態にあります。

岸田総理の不用意な発言が更に当事者の期待を裏切ることのないようお願いを申し上げます。私からの質問は終わります。

◆ 岸真紀子君

立憲民主・社民会派の岸真紀子です。

昨日、参議院予算委員会で、放送法の政治的公平をめぐる問題の質疑をさせていただきました。記録と記憶との間でどうしてもなかなか進んでいかないということでした。だからこそ、今日も参考人を呼んで直接お聞きしたかったんですが、残念ながら本日も呼ばれないということです。

総務省には、当事者である職員への聞き取り、そして可能な限りの御報告をいただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございます。

残念ながら、答弁は少し曖昧なものがあったて分かりにくい状況でした。最初に松本大臣をお願いしたいのですが、もっと明瞭に答弁していただくことを今後はお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

御質問にしかるべく的確にお答えすることが私どもの役目と認識をしているところでございます。丁寧な答弁を心掛けておりますけれども、できる限り丁寧に具体的に御答弁できるようにこれからも努めてまいりたいと考えております。

◆ 岸真紀子君

大臣にも丁寧にお答えいただいているとは思いますが、なかなかはっきりと言っていないので分かりにくいというところでは。

この件は予算委員会での質疑に託すことと

いたしますが、問題の本質は、磯崎元総理補佐官が執拗に行政をゆがめようとしたことにあります。前回の本委員会でもお話したところですが、行政文書として残した総務省は正しく、大臣には行政文書を適切に扱っていただきたい、これもお願いできますか。

◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

行政文書につきましては、御案内のとおり、行政文書の定義と正確性についてはそれぞれ考え方がございますが、行政文書を作成するに当たっては基本的に正確性を期することが望まれるというふうに承知をいたしているところでございます。ただ、本件文書、今議論に、国会で議論に付されている文書につきましては、正確性についての精査、確認を行ったところではありますが、正確性が確認できなかったものがあることは大変遺憾に思っているところでございます。

行政文書は、御承知のとおり、現在及び将来の国民への説明責任を全うし、民主主義の根幹を支える重要なものと認識しておりまして、今後、行政文書の作成、管理に当たっては、公文書管理法等の法令の規定にのっとり適切に行われるように徹底してまいりたいと考えているところでございます。

◆ 岸真紀子君

この件は、先ほども言いましたが、予算委員会の方に託しますので、委員長、放送法に関連する政府参考人の方は御退室いただいて構いません。お取り計らい願います。

◆ **委員長 河野義博君**

退席いただいて結構です。

◆ **岸真紀子君**

前回に続いて、地方税、地方交付税法の質疑を行います。

少し通告の順番を入れ替えまして、最初にふるさと納税についてお伺いをします。

ふるさと納税の寄附額が多い自治体にとってはメリットは高いという実態はあるものの、自治体間での過剰な税の奪い合いになっています。高額納税者ほど得をする制度となっているなど多くのデメリットがあることは、私もこの間、二〇二一年、そして二〇二二年の地方税法改正時の委員会質疑で取り上げてきたところです。本日も、地方税法改正法案に関し、ふるさと納税について質疑をいたしますので、お願いいたします。

最初に、二〇二一年度におけるふるさと納税の受入額は八千三百二億円となっており、二〇二二年度の住民税控除額は約五千六百七十二億円、対前年度比でいうと約一・三倍になっています。控除適用者数は約七百四十一万人という状況です。過去最高を更新しているところです。これは一見いいようにも見えますが、地方財政の安定確保やそもそもの税の仕組みからいうと、私は問題だらけだと考えています。

ふるさと納税に関する地方財政計画上の取扱いは、従来から、住民税控除額は地方税の収入見込額から減額される一方、ふるさと納税受入額は歳入に計上されていなかったため、交付団体の住民税控除額分だけ交付税総額等が増加する要因となっていました。

しかし、二〇一四年度は三百八十八・

五億円だったのが、二〇一五年度には千六百五十二・九億円、二〇一六年度には二千八百四十四・一億円に増え、二〇一六年度以降はふるさと納税額が急増したために、二〇一七年度地方財政計画からは、ふるさと納税に係る寄附金の収入見込額の半分程度を三年掛けて段階的に地方財政計画に計上することとし、それ以降も、前年度の寄附金収入の一定額が雑収入として地方財政計画に計上をされています。

まず確認したいのは、地方財政計画に計上されている二〇二三年度のふるさと納税に係る寄附金収入見込額と同年度のふるさと納税に係る住民税控除額の見込額は幾らなのか、お伺いします。

◆ **政府参考人 原邦彰君**

(総務省自治財政局長)

お答えいたします。

ふるさと納税のマクロの地方財政計画の財政措置の在り方でございます。

令和五年度の地方財政計画におきましては、ふるさと納税に係る寄附金収入については、直近の実績を踏まえまして一兆円程度を見込みまして、その一定額を雑収入に計上してございます。また、お尋ねのありましたふるさと納税に係る寄附金税額控除でございますが、これは、ほかの税制上の特例措置と同様に、個人住民税の収入見込額を計上する際、直近の実績等を踏まえて六千三百億円程度を減収額として反映させております。

以上でございます。

◆ **岸真紀子君**

ふるさと納税額は寄附先の自治体の寄附金

収入になる一方で、当該寄附に対する控除によって国の所得税と住所地自治体の個人住民税は減少しています。以前に住所地自治体の減収分についての問題提起を行って回答をいただいているところではございますが、住民税の減収分については、総務省が、交付団体であれば七五%補填していると答弁をいただいたところではございます。

それでは、その七五%補填分は総額幾らになるか、教えてください。

◆ **政府参考人 原邦彰君**  
(総務省自治財政局長)

お答えいたします。

ふるさと納税の今回はミクロの、個別の団体の算定の御指摘でございます。

地方税法の特例措置の規定に基づくふるさと納税制度により生じる各地方団体の個人住民税の減収は、今御指摘ありました普通交付税の基準財政収入額の算定において反映しておりますので、結果的に七五%補填されるということになっております。具体的には、ふるさと納税制度に伴う寄附金の税額控除による個人住民税の減収は、地方税に規定するほかの寄附金控除と合わせて個人住民税の収入見込額から控除されることとしておりますので、お尋ねのふるさと納税に係る分だけを取り出してお示しすることは困難でございます。

ただ、あえて申し上げますと、四年度の算定に用いた基礎数値のベースとなります税務局の調査の令和三年度の市町村税課税状況調べによりますと、ほかの寄附金控除と合わせた寄附金税額控除の総額は、道府県民税、市町村民税合わせて四千四百四十九億円となっ

ております。

◆ **岸真紀子君**

ありがとうございます。

結果的にそれが、先ほどいただいた答弁で、約、税額控除で六千三百億円ぐらいというところに四千四百四十九億円という補填がされるということだとは思いますが。交付税総額が増えているわけではないので、七五%分が全体の交付税総額から差し引かれているということになります。ふるさと納税のような非常に厄介な制度がなければその分配分されるべきものが配分されていないことは地方財政にとってマイナスであると言わざるを得ないという問題意識を持っています。

また、各自治体に配分される地方交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額というものを差し引いて算定されますが、ふるさと納税は、寄附金、寄附先自治体の寄附金収入は基準財政収入額には算定されません。しかし、住所地自治体の控除による減収は基準財政収入額に算入されて、結果として、ふるさと納税を集めた自治体は、交付額は減少せずに、集めたふるさと納税の全額が歳入の増加につながるという構図となっております。

本来であれば、地方税が増えたら交付額が減少するという基本的ルールからいえば、ふるさと納税を集めることに大きなインセンティブを与えていることになり、過度なふるさと納税への優遇ではないかという問題があります。今朝の新聞では、特別交付税で、ふるさと納税、いっぱい収入あったところはマイナスになっているというのはありながらも、普通交付税で考えるとそういう構図となっております。

また、住所地自治体で住民税控除による減収がある場合には、交付団体は、七五%の補填があっても、二五%はないという実態です。本来入ってくる税収入が他の自治体へ、言い方が悪いですが、奪われた形となっています。もっと言えば、東京都などの不交付団体は補填が全くない状態なので、控除額がそのまま減収となってしまいます。

こういったびつな構造は行政サービスの低下になっているのですが、不交付団体におけるふるさと納税の減収額というのは把握しているでしょうか。

◆ **政府参考人 池田達雄君**  
(総務省自治税務局長)

お答えを申し上げます。

減収額といいますと、受入額と控除額を差し引いたものということになりましょうが、我々が把握している寄附金の受入額については会計年度単位の受入額、一方で、個人住民税の控除額については暦年単位の額を基にしたものとなっております。単純な差引きが困難ですので、不交付団体の減収額そのものについては把握をしておりません。

そのため、委員の御質問について、不交付団体の個人住民税の控除額、減収になったものだけについてお答えを申し上げますと、我々が把握しております現況調査によれば、令和四年度普通交付税不交付団体、一都六十六市町村におきます平成四年度個人住民税からの寄附金税額控除額のこの合計額は、都と一体的に、あっ、申し訳ございません、令和四年度普通交付税不交付団体、一都六十六市町村でございますが、令和四年度の個人住民税からの寄附金税額控除額の合計額

は、都と一体的に算定されております特別区分を含めると千六百四十六億円、特別区分を除きますと九百四十二億円、このようになってございます。

◆ **岸真紀子君**

特別区分を含めると一千六百四十六億円、特別区分含めないと九百四十二億円と、かなり大きな減額となってしまっているというところ です。

ふるさと納税への過度な優遇による地方財政に影響をもたらしているとして、ふるさと納税による寄附金収入を基準財政収入額の算入対象とするように求める意見もあります。この後も過度なふるさと納税の取り合いの問題点を述べますが、本当にそういった改善が必要なのではないかという問題意識で質問をしております。

地方税である住民税についての問題提起をしましたが、地方交付税の原資である国税、所得税ですね、もふるさと納税によって控除されるのですが、財務省に伺います。ふるさと納税によっての所得控除の総額は幾らになるでしょうか。直近三年間分をお答えください。

◆ **政府参考人 堀内斉君 (国税庁課税部長)**

お答え申し上げます。

ただいま御質問いただきましたふるさと納税を含む寄附金控除の合計額について直近三年分を申し上げますと、令和元年分は四千四百八十億円、令和二年分は五千三百九十七億円、令和三年分は六千六百三十二億円となっております。

◆ **岸真紀子君**

ありがとうございます。

今御答弁いただきましたが、ふるさと納税だけではなく寄附金全体での数字しか分からないということになりますので、本来所得税として入る分がふるさと納税によって、例えば二〇二一年度実績でいえば八千三百二億円なので、そのうち所得税控除を約二割と考えたとすれば、推察するに約千六百億円が控除となっているのではないかと、これが実質の減収ということにならないのではないかなというふうに考えます。いかがでしょうか。済みません。

#### ◆ 政府参考人 堀内斉君（国税庁課税部長）

お答え申し上げます。

所得税に係る寄附金控除の適用を受ける場合、確定申告書に寄附先やその金額を記載することとされておりますが、国税庁においては寄附先や寄附の種類ごとの金額を集計していないため、ふるさと納税による所得控除の総額についての数字は持ち合わせておりません。

#### ◆ 岸真紀子君

そうですね。そのように答えられると思ったんですが、推察するとおおよそ千六百億円が控除となっているのではないかなというふうに思います。そうなってくると、所得税及び法人税の三三・一％が交付税の原資となっていることからいえば、原資が、金額は定かではございませんが、原資が毀損していると言えるのではないかと考えるところです。

地方税と交付税、地方交付税、どちらも担当している大臣として、この原資が、金額はちょっと定かではないですが、原資が毀損し

ていることについての見解をお伺いします。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

ふるさと納税の地方財政への影響については、先ほども御答弁を申し上げたかと思いますが、地方財政計画では、まず、歳入の地方税収入において、ふるさと納税に係る寄附金税額控除について他の税制上の特例措置と同様にその減収額を反映をさせる、そして、ふるさと納税に係る寄附金収入については、ほとんどの地方自治体において募集の取組が行われていることなどを踏まえて、雑収入としてこの寄附金の一定額を計上する。このような歳入の計上を行った上で地方財政計画を策定し、地方が安定的な財政運営を行うためには必要な一般財源総額を確保することが大切であると、そのように考え、地方交付税総額を適切に確保させていただいているというふうに考えております。

地方自治体の財政運営に支障が生じないように、適正に適切に対応をいたしたいと考えます。

#### ◆ 岸真紀子君

今の制度でいうとそれ以上に答えようがないんだとは思いますが、やっぱり原資分が毀損しているのではないかという問題意識はあります。

地方財政の観点から見ると、どうしてこうなったのという問題はワンストップ特例制度です。

確定申告が不要な給与所得者には、寄附先自治体が五団体以内の場合に限って、当該自治体に申請すると確定申告を行わずに控除を受けられるワンストップ特例制度が設けられ

ました。

某インターネットの仲介サイトにはこのように書いてあります。ワンストップ特例制度とは、ふるさと納税をした後に確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる便利な仕組みです、寄附金税額控除に係る申告特例申請書に必要事項を記入して寄附した自治体にするだけなのでとても簡単、寄附金上限額内で寄附したうち二千円を差し引いた金額が住民税から全額控除してもらえます。

利用者にとってはとても便利ですが、一方で、自治体にとっては、なぜ国税の控除相当分も自治体がマイナスとして負担しなければならないのでしょうか。最低限、これは地方財政の観点から見ると、どうしてこうなったのという問題はどうしても否めないというところです。これ本当見直した方がいいですね。

この利用者にとってですが、最低限、この国税の控除相当分は地方の特例交付金とかそういう手段で国がその財源を補填すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

#### ◆ 政府参考人 池田達雄君 (総務省自治税務局長)

お答えをいたします。

ワンストップ特例制度は、ふるさと納税をした方の利便性向上に資するため、確定申告を不要とすることにより、ふるさと納税に係る寄附についての情報が税務署を経由せずに地方団体間で完結する仕組みでございまして。このような仕組みを取っていることから、この特例を利用した場合の控除は所得税からは行わず、個人住民税において行われることとなっております。

また、この仕組みの背景でございましてけれども、地方六団体の方から、地方創生の推進のために、ふるさと納税の手続を簡素化について検討するよう要望されたことを踏まえて導入されたという経緯がございまして。

このような制度導入の経緯でありますとか、また、そもそも論に戻りますと、ふるさと納税制度は地方税である個人住民税の一部を地方団体間で移転させること、これが検討の出発点であったこと、こういったことを考えますと、このワンストップ特例制度による減収額を国費で補填するというのはなじみにくいのではないかと考えております。

なお、ワンストップ特例制度は、委員の方からも御紹介ございましたが、高額所得者など確定申告を必要とする方や五団体を超える地方団体にふるさと納税をした方は適用の対象外となりますので、制度上、個人住民税における追加的な控除は限定的なものにとどまっているのではないかと考えておりますので、御理解を賜りたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

御理解賜れないんですね。

東京都の特別区長会からは、個人住民税から控除されている所得税分については、本来全額を所得税から控除すべきものであり、地方特例交付金等で国がその財源を補填すべきと提言がされていると思うんです。

これ本当におかしな制度なので、確かに利用者にとってみれば手続が楽です、一か所で済むから。ですが、なぜ自治体はその分まで補填をしなきゃいけない、あっ、減額分を見なきゃいけないのかというところがやっぱり疑問だと思うので、改善はした方がいいと考

えています。再度検討していただきたいということを要請しておきます。

垂直的不公平の問題は、速やかに改善が必要です。ふるさと納税が高所得者ほど有利な制度になっていることは、以前にも本委員会で指摘したところですが、ますますひどくなっているんです。

ふるさと納税は、二千元を除く全額が控除される、上限額は、個人の所得が大きくなるほど控除額が大きくなります。これは、所得税の率は5%から四五%と累進構造となっていて、所得税の適用税率が高い納税者ほど特例控除が大きくなるからです。

さらに、控除だけではなく、自治体からの返礼品は上限三割ですが、カニとか肉とか商品として受け取ることができるので、過去には日経新聞にも、寄附なのにもうかるというタイトルで記事が書かれてしまったということまで起きています。

実際にふるさと納税の利用者の割合を見ると、所得が高い人が多額のふるさと納税を行い、寄附金控除を利用しているというデータもあります。

例えば、ある自治体の返礼品は市内企業が販売する防災シェルター地下型で、全国で二番目に高額の設定額のようなのですが、個人から一億円の寄附の申込みがあったという記事がありました。ほかにも一億円のふるさと納税の設定というのは大変多くなってきています。

この防災シェルターのように、一億円例えばこのふるさと納税したら控除額は幾らになるのか、一般論でお答えください。

#### ◆ 政府参考人 池田達雄君 (総務省自治税務局長)

お答え申し上げます。

委員御承知のとおり、ふるさと納税につきましては個人住民税の所得割額の二割が限度という、この一定の上限がございますが、その一定の上限の中の寄附については、原則として、寄附額から二千元を除いた額が全額、所得税及び個人住民税から控除される仕組みとなっております。

お尋ねのように、一億円のふるさと納税が行われた場合に、仮にこの一定の上限に達していない場合であれば、最大で九千九百九十九万八千円が所得税と個人住民税から控除されることとなります。

ただし、一億円のふるさと納税を行って二千元を差し引いた後の全額が控除されるという方、これは給与所得者の場合でいいますと、おおよそ年収二十数億円以上の方に限られます。また、そうした方は元々個人住民税の額も相当程度多額なものになっていることも御留意いただきたいと思っております。

以上でございます。

#### ◆ 岸真紀子君

とはいえ、やっぱりおかしくないですかという問題なんです。一億円ふるさと納税したら、最大で二千元を引いた残り全てが最大で控除額を受けられ、かつ返礼品も三割が返ってくるという実態です。やっぱりちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思います。

別な問題点を質問します。

ふるさと納税の利用者の多くは、出身地と無関係の自治体に返礼品目当てで寄附を行

い、実質的な節税目的として活用していると言わざるを得ないと私は考えます。

こうした問題を解決するためにも、特例控除を段階的に縮小したり、控除率の上限設定を所得に応じて変えるなどすべきではないでしょうか。

#### ◆ 政府参考人 池田達雄君 (総務省自治税務局長)

委員御承知のとおり、ふるさと納税におきましては、特例的な控除額は個人住民税所得割の額の、先ほど申しあげましたように二割が上限となっており、一定の制限が設けられております。

また、高所得者優遇との御指摘は、過去に一部の地方団体が相当過度な返礼品を提供していたことも御批判の要因の一つであったと考えておりますが、指定制度導入以降は、返礼割合を三割以下、かつ地場産品とすることなどの基準の下で運用されているところでございます。

今後とも、指定制度の下、ふるさと納税制度の適正な運用に私ども努めてまいりたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

ふるさと納税の、今おっしゃられたとおり、返礼品が過度で三割を超えるというのは今大体落ち着いてきたと、私もそれは承知しております。しかし、その返礼品の中身が、今、地場産品とおっしゃいましたが、果たしてそうなのかという問題があります。

二〇二二年六月に、ふるさと納税の返礼品の代わりに現金を受け取れる、現金バックと言われていましたが、IT事業者のサービ

スが問題になりました。これはさすがに総務省も問題として異を唱えていましたが、そういった事例も出てきていると。また、ふるさと納税でポイントがたまっていくという運用をしている仲介サイトもあります。

三月八日、ヤフーニュースには、ふるさと納税で美容整形のチケットが返礼品となっているということが掲載されていましたが、ニュースとして。美容整形のチケットは大人気のようなのですが、もう歯止めが掛けられていません。

また、ウクライナ支援やトルコ地震の募金として募集をし、ふるさと納税の使途として設定した自治体も多く見受けられました。商品名は言いませんが、人気の高い発泡スチロール製ビーズを使ったクッションも返礼品にしたら人気となった自治体もあります。

余りにも自由過ぎて、名前の、ふるさと納税ではなく、官製通販の方が正しい認識になるんじゃないかとさえ言われています。

返礼品が自由過ぎて問題なんじゃないかと総務省に確認したところ、回答は、ふるさと納税は一般財源であり、その使途について特段の基準は設けておらず、各自治体において適切に判断いただくものと返ってきました。

しかし、このままでいいのでしょうか。何でもありの返礼品の現状を見直すべきではないかと考えますが、見解を伺います。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君 (総務大臣)

ふるさと納税について過度の返礼品競争が行われたことなどを背景に、令和元年度に対象となる地方団体を国が指定する制度を導入し、返礼割合を三割以下、かつ地場産品とすることなどの基準を定めたところであること

は御案内のとおりでございます。

地場産品基準については、区域内で生産されたもののほか、区域内において製造、加工等の主要な部分を行うことで相応の付加価値が生じているものなどを返礼品として提供可能としているところでございまして、こうした地場産品を提供することは、新たな地域資源の発掘を促し、地域のPR効果が期待されるほか、雇用の創出や経済の活性化につながる効果もあると考えております。

先ほど御質問をいただいたことは私もずっと伺っておりましたが、今後とも、指定制度の下で、各地方団体と納税者の皆様の御理解をいただきながら、ふるさと納税制度が本来の趣旨に沿って適正に運用されるように取り組みたいと考えております。

#### ◆ 政府参考人 池田達雄君 (総務省自治税務局長)

済みません、大臣の答弁に補足させていただきまして、先ほど委員の御質問の中で、私どもの担当の方が地方団体のそれは判断だというふうに申し上げましたのは、委員の御紹介の中で、ウクライナ支援とかトルコ地震支援に使われているというお話がございました。これにつきましては、これ、返礼品ではなくて、入ってきたふるさと納税の使い道の話でございまして、使い道は、歳出予算に計上して、地方団体がそれぞれの議会の御議決を経て歳出、支出されるものでございますので、これは地方団体の判断だと、そういう意味でございまして。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。私がちょっと認識

が間違っておりました。失礼いたしました。

今大臣もおっしゃったとおり、なるべく、まだまだこれ、いい使われ方もしているところもあるんですが、問題が多いというところだけは認識を共通していただければと思います。

また、年末の東京モノレールを利用したときに、私びっくりしたんですが、ある自治体のふるさと納税のポスターなどでトレインジャックが行われていました。もう全部なんです。ホームも柱も電車の外も、中の中づり広告も全部なんです。全部一つの自治体で、お肉が強調されていたんですね。これがふるさと納税の受入額が例年上位に来ている自治体だったんです。多額の収入があればそれだけ多くの広告料を支払うことができ、更に収入として入ってくる仕組みになっているのではないかという問題です。

財政に乏しい小規模自治体で収入を増やしたいと思ってこれを使いたいと思っても、なかなか広告にそれだけお金を掛けられないという、メリットになっていかないというところがあります。ふるさと納税によって赤字額が大きい町村もたくさんいる実態にあるし、朝日新聞の二〇二三年一月十日の記事にありましたが、返礼品人気で偏る恩恵という実態がますます広がっていくのではないかという問題を持っています。

また、集めるのには相当なこの営業努力というのが必要で、小規模自治体ほど広告料、先ほど言った広告料、手数料、人員が不利な状況を踏まえていることと併せると、大臣はこれ、現状認識、どのようにお考えなのか、確認したいです。

## ◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

ふるさと納税の指定制度の下では、寄附金の募集に係るルールとして、返礼品の調達費用や送料、決済や広報に係る費用を含む募集費用の総額を一年間に受領する寄附金額の五割以下とすることが定められていること、これもう岸委員はよく御案内のとおりかというふうに思います。地域を応援をしたいという納税者の思いに応えるために、寄附金のうち少なくとも半分以上が寄附金の地域のために活用されるべきという考え方に基づくものでございます。

この基準に関して、地方団体の中には結果的に返礼品の調達費用などを含む募集費用の割合が五割を超過した団体もあることから、総務省としても、昨年十月の指定を前に、全地方団体に対して基準を遵守するよう注意喚起の通知を発出したところでございます。

また、今御指摘の広報の在り方につきましては、地方税法に基づく寄附金の募集の適正な実施に係る基準において返礼品を強調した寄附金を誘引するための宣伝を行わないことを規定するなど、制度の趣旨に沿った寄附金の募集を行うことを求めているところでございます。

今度とも、指定に向けた審査の際や各種説明会などの機会を捉えて地方団体に対して基準の遵守を求め、制度本来の趣旨に沿って適正に運用されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

## ◆ 岸真紀子君

本当にいろんな問題があって、難しいんですね、この問題というのは。

ある自治体では、ふるさと納税が自治体財

政にゆがみを起こす要因なのでこれまで積極的に推進してこなかったけれども、それではどんどん財政が、税収が減っていく、取られていくという状況から、新たに専門職員を年収一千万円という待遇で任期付職員を募集するとしました。営業として採用するという事です。何度も言いますが、税ではなく、これ販売になっているという問題があるのではないかと考えています。

また、総務省と今争っているという言い方がいいのか分かんないですけど、泉佐野市のふるさと納税のサイトにも載っていましたが、先ほど言った事務費とかそういったものというのを半額以下にするのは不可能だと。例えば離島である沖縄とか北海道とかですね、まあ私も北海道出身ですが、送料がどうしても掛かってしまうんだと。だから、そのある一定の割合を、私も最初もっと制限すべきじゃないかと思ったんですが、そういった難しさも出てきてしまっているなというふうに感じたところです。

本日取り上げたふるさと納税の問題はほんの一部です。こんなに矛盾した制度をつくっておきながら、その責めを自治体に負わせようというのは間違っています。

本法案では、二年前の基準不適合等にまで遡って取消し事由とすることを可能とすとなっています。こんなに欠陥のある制度なのに、後出しで取消し可能にするというのはおかしくないかという問題意識を持っています。総務省のさじ加減にならないかと。

これを、改正案の期間設定の二年の妥当性というのはだから何なのかというのを伺います。

◆ 政府参考人 池田達雄君  
(総務省自治税務局長)

お答えいたします。

今般、現行制度におきまして、指定期間の終了間際に不適合が発覚した場合などには実務上指定の取消しが困難になっていることを踏まえまして、より公平な制度とし、その適正な運用を図る観点から、最大二年前の基準不適合まで遡って取消し事由とする改正をこの改正案に盛り込んだところでございます。

最大二年前までということでございますけれども、以前御答弁申し上げましたが、これまでの指定取消しの事案で、事案の発覚から指定取消しというところに至るまでの調査の期間等が数か月掛かっていることを踏まえてこのような期間としたところでございます。

また、後出しじゃんけんというような御指摘もございましたが、改正後の規定におきましては、施行日である令和五年四月一日以降の基準不適合について適用される旨の経過措置規定を置いておりまして、施行日前の基準不適合は対象としておりませんので、遡及して適用すると、このようなことはないということでございます。

◆ 岸真紀子君

まず、遡及して適用するということができないというのは分かりました。

ただ、いつでもこの基準を変えてしまうということをこれまでやってきているので、そこだけちょっとやっぱり気になるというところがありますので、そこはしっかりと自治体側に寄り添っていただきたいというところで。あと、丁寧な説明をお願いいたします。

次に、地方交付税法のところの今日は総論

の部分についてお伺いをします。

二〇二三年度地方財政計画では、二〇二三年度の一般財源の総額について、交付団体ベースで前年度比千五百億円増の六十二・二兆円が確保されています。二〇二二年度に引き続き、臨時財政対策債の発行を抑えるなど財政的に言えば改善する見通しとなっておりますが、その主な要因は地方税収入や交付税原資となる国税収入が好調であると見込まれたためと考えます。

しかし、世界的なエネルギー、食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退への懸念など、日本経済を取り巻く環境には先行き不透明な状況もあります。賃上げや物価高に押されて増収になると思いますが、地方経済で見るとなかなか好調という実感が薄い状況です。

地方税や地方交付税の法定率分が大幅に増加すると見込まれている要因について、昨年も同時期の委員会で質疑をしておりますが、本当に大丈夫なのかと、税収見積りが楽観的なものになっていないのか、政府の見解を伺います。

◆ 政府参考人 池田達雄君  
(総務省自治税務局長)

お答えいたします。

令和五年度の地方財政計画では、地方税及び地方譲与税の税収は四十五・五兆円と前年度の地財計画から一・六兆円の増となり、過去の地財計画上の税収や決算額と比較いたしますと過去最高となるものと見込んでいます。

この増収の主な要因でありますけれども、給与所得の増加等により個人住民税が〇・

三兆円の増、企業業績の改善等により特別法人事業譲与税を含む地方法人二税が〇・三兆円の増、消費、輸入の増加等により地方消費税が〇・七兆円、家屋の新增築の増加等により固定資産税が〇・二兆円、それぞれ前年度地財計画を上回ると見込んだところでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

次に、三月九日の参議院本会議において、立憲民主党の野田国義議員も代表質問で松本大臣に法定率の引上げを求めています。逆に言えば、補正予算でも国税が当初の見積りよりも増収となっております、二〇二三年度も増収を見込んでいます。

それでは、なぜ、これだけ国税収入が好調だというのに、二〇二三年度においても法定率引上げが実現しなかったのでしょうか。これだけ税収が好調な今こそ最大のチャンスだったと思うのですが、まずは理由を教えてください。

それと併せて、地方自治体の財政担当者や首長からは、政府の防衛費増額への動きを受けてとても懸念の声があるということをお大臣は御存じでしょうか。自治体は、過去に国の財政難の影響を受けて、小泉・竹中構造改革で相当痛い目に遭った記憶が忘れられないので、防衛費増額のあおりを地方財政で受けるのではないかと懸念もしています。人口減少の中でも国土を守り、全国あまねく人々の暮らしを支えるのは地方自治体です。間違ってもこの交付税を減らすことは許されません。

ほかの議員からも要請がありましたこの法定率の引上げをどこまで本気で大臣お考えなのか、この二つ、お伺いいたします。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

まず、交付税率の引上げについて御答弁申し上げます。

御案内のとおり部分があろうかというふうに思いますが、令和五年度の地方交付税の概算要求に当たりまして、引き続き巨額の財源不足が生じることが見込まれたため、交付税率の引上げについて事項要求を行ったところであるということはこれまでも御答弁を申し上げます。

その上で、予算編成過程において財源不足の補填方法等について議論を行いましたが、国、地方共に厳しい財政状況にある中で交付税率の見直しによる対応をするという結論には至らなかったところであると申し上げざるを得ないところでございます。

交付税率の引上げについては、現在のところ、国、地方とも厳しい財政状況にありますために容易ではありませんけれども、今後とも、交付税率の見直し等により地方交付税総額を安定的に確保できるよう粘り強く主張して、政府部内で十分に議論してまいりたいと思っております。

なお、今の政府側の支出に関連して地方の財政に与える影響ということでございますが、お許しをいただけましたら、局長から補足して答弁をさせていただきたいというふうに思います。

#### ◆ 政府参考人 原邦彰君 （総務省自治財政局長）

お答えいたします。

防衛費の影響のお尋ねでございました。

私もいろいろ接している首長の方々に、防衛費の財源として歳出削減分というのがあ

りますので、その影響を交付税が受けるのではないかという心配をされているというお話は私も承知しております。

具体的な議論始まっておりませんが、私どもとしては、今大臣から御答弁申し上げましたとおり、地方に必要な一般財源総額、交付税額はしっかりと確保していきたいと、このように思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

大臣、ありがとうございます。それは一つの事例で出したんですが、御丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。

本当に、やっぱりその防衛費増額で少し心配をしているという声を幾つかの自治体から聞いておりますので、引き続き地財確保に取り組んでいただきますようお願いいたします。

骨太の方針二〇二一では、令和四年度から三年間の地方の歳出水準について、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、二〇二一年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされました。一般財源総額実質同水準ルールとも呼ばれていますが、二〇一一年度以降、地方財政運営上の重要な方針として延長を繰り返しながら維持されています。このルールの適用によって一般財源総額は安定的に確保され、自治体にとっても、この骨太に書き込まれることによって前年度同様の財源の見込みができるのは安堵してきたのがこれまででした。

その一方で、この同ルールの下では、一般財源が充当される事業費の規模も実質的に同

水準となるので、毎年度増加する社会保障関係費の増加分を新たな財源の確保や給与関係諸費、経費、公債費の減少等で吸収されているという見方もあります。

一般財源総額実質同水準ルールの下であっても、社会保障関係費の増加や重要課題への対応、これに必要な財源が今後とも確実に確保されるのか、また、二〇二三年度の交付団体ベースの一般財源総額が一千五百億円増加したことを踏まえ、同ルールの下でどのような場合に前年度を上回る一般財源総額の増額が認められるのか、実質的に、同水準の意味を含めてどのような政府の見解なのかをお伺いします。

#### ◆ 政府参考人 原邦彰君 (総務省自治財政局長)

お答えいたします。

いわゆる一般財源実質同額ルールのお尋ねでございます。

この一般財源実質同額ルール、考えてみますと、平成十六年、三位一体の改革がございまして、一般財源が年度当初、蓋開けてみたら三兆円近く減ると、こういうことがありまして、各地方団体、予算が組めないという大変な過去の経験がございまして、こうしたこともありまして今のルールに落ち着いているというふうに理解しております。

ルールの趣旨でございますけれども、これは地方の歳出水準について、国の歳出の取組と基調を合わせて歳出改革行いつつも、社会保障関係費、公債費の動向等、増減要素を総合的に勘案して、あくまでも地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保していくという趣旨でございます。

具体的に、令和五年度におきましても、例えば国でやっていないような光熱水費を七百億円増額いたしましたし、また、デジタル経費も五百億円増やして、一般財源、〇・二兆円を上回って六十二・二兆確保しております。

引き続き、そういうことで過去も社会保障費など必要な子育ての経費等も増やしておりますので、どういう場合はどうという形で一律に決まっているわけではございませんが、その年その年しっかりと歳出を見込んで必要な一般財源総額を確保すると、こういうスタンスで今後とも臨んでいきたいと思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

財政局長から今御説明いただいたとおり、過去には本当にこれがないとどうも不安定だったという経過がありますが、今は逆にこれが上限になって、かさになってしまっているんじゃないかという心配があったんで質問させていただきましたが、しっかりと確保していくという答弁でしたので、引き続きそのように取り組んでいただくことをお願いいたします。

スタートが出遅れてしまいました、二〇二三年度から地方公務員の定年延長が二年に一歳ずつ段階的に引き上げられることとなります。二〇二三年度の給与関係経費は二年度分を平準化したものとして計上し、退職手当を一・一兆円としていますが、これはどのように算出したものなのでしょうか。また、二〇二四年度以降も定年の引上げに伴う退職手当をどのように推移していくと見込んでいるのか、お伺いします。

#### ◆ 政府参考人 原邦彰君 (総務省自治財政局長)

お答えいたします。

定年引上げの影響でございます。

この定年の段階的引上げによりまして、二年に一度、定年退職者が生じないということになります。したがって、退職手当の支給額が年度間で大幅に増減するということになりますため、都道府県や指定都市においては、基金を活用するなどして退職手当に係る負担を平準化することが検討されております。また、市町村の多くは都道府県の退職手当組合に加入しておりまして、こうした団体においては、この組合の仕組みを通じて負担の平準化を図るということになっております。

こうしたことがありましたので、令和五年度の地方財政計画においては令和五年度と六年度の退職者の見込みについて調査を行いまして、両年度の退職手当額を推計した上でこれらの合計の二分の一の額、平準化いたしまして、一兆一千三百二十九億円計上することといたしております。

令和の、お尋ねの令和六年度以降の扱いでございませぬけれども、令和五年度と同様、平準化して計上することを基本としつつ、各年度の退職者の実態や見込みなども踏まえながら検討してまいりたいと存じております。

#### ◆ 岸真紀子君

調査をしっかりと自治体につけていただいて、それを平準化したということで、この先もそれをやっていただけるという答弁でしたので、引き続ききちんと確保していただくことをお願いいたします。

定年延長するに当たって、当然ながら、自治体職員の年齢構成とか人材育成、また、コロナ禍でも明るみとなった自治体で公共サービスを担うこの職員の定数の少なさと業務過多というのは、こういったことを考えると、当然ながら、職員の採用抑制はあり得ないということで職員数の増加に伴う財政措置も必要ですので、その観点も、別な機会にしますが、是非覚えておいていただきたいというか、予算措置に当たってはそういったことも念頭に置いていただきますようお願いいたします。

次に、二〇二二年十二月に成立した二〇二二年度第二次補正予算では、交付税原資となる国税の増額補正が行われたことなどに伴って交付税が一兆九千二百一十一億円増加しました。この増加額については、二〇二二年度分として四千九百七十億円を追加交付した上で、残りの一兆四千二百四十二億円を二〇二三年度に繰り越すこととしています。

その際にも私はこういった措置がいいのかどうか確認したところですが、改めて今回、二〇二二年度からの繰越金一・四兆円などを活用して、前年度比七千八百五十九億円減の臨時財政対策債の抑制、八千億円の交付税特別会計借入金償還の前倒し、四千九百二十二億円の国税減額補正精算の前倒しといった地方財政の健全化が講じられていますが、こういった措置をする、実施をする理由というのと、また、今後、国税の増額補正等があった場合にも、補正予算時に交付税増加分の一部を翌年度に繰り越すことを基本として、翌年度の地方財政対策において当該繰越金の全部又は一部を地方財政の健全化のために活用するという考え方が基本になると考えてよい

のかどうかというのを伺います。

また、補正予算によって増加した交付税は、交付税法第六条の三第一項に基づき当該年度に交付すべき、当該年度の臨時財政対策債の縮減等に充てるべきとの意見があることに対してどのように考えているか、総務省の見解を伺います。

#### ◆ 政府参考人 原邦彰君 (総務省自治財政局長)

お答えいたします。

繰越金の扱い、それから臨財債に充てるべきではないかというお話でございました。

今回、交付税特別会計の借入金の償還、それから国税の減額補正の精算を行いましたけれども、これは将来、こうしたものは将来の交付税総額が減る要素になります。したがって、それを前倒しして健全化に資する扱いをするということは、将来の安定的な交付税総額の確保の観点から大変重要だというふうに思っております。

一方、地方団体からは、今御指摘のありました臨財債、これをとにかく縮減すべきであると、こういうお声もいただきましたので、今回はそういうことを全体的にバランスを図るということを基本として、あくまでも一般財源総額、交付税総額を確保した上で、特会の償還や臨財債の縮減やそれから国税の減額補正精算の前倒しということを取り組んだところであります。地方団体からは一定の評価をいただいております。

お尋ねの、繰越金をいつもこのように使うのかというお話でございました。

年度途中で交付税が増加する場合の扱いにつきましても、その時々々の財政需要、当該年

度に必要な財政需要、それから翌年度の税収等を見通した交付税総額の見込み、どういう感じになるのか、それからその時々 of 健全化の取組、こういったものをバランスを図りながら、その都度法律改正をお願いして処理をしてきているところでもありますので、一律に今回と同じようにやるということよりは、今申し上げたようなことを勘案しながら、法律改正をお願いして国会に御審議いただいて処理をしていきたいと、このように思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

皆さん、財政のプロなので、その辺りは毎年状況を見て考えていくということだと思いますが、引き続きなるべく健全化に取り組んでいただくようにお願いします。

それで、先ほどお話のあった臨財債についてですが、二〇二三年度は臨時財政対策債が前年度より七千五百八十九億円の減、九千九百四十六億円に抑制されているということは評価をいたします。ですが、なぜゼロにしなかったのかという疑問があります。

地方六団体からは、臨時財政対策債に頼らず安定的に交付税総額の確保を図ることという要望を受けているのに、なぜなのかというところを一点目、お伺いします。

もう一つまとめて。

二〇二二年度末の見込みでは、臨時財政対策債の累積残高が五十二兆円、交付税特別会計借入金の残高が二十九・六兆円、国税減額補正精算の未精算分、未精算額が三・四兆円です。臨財債の累積残高五十二兆円と最も多いことからいえば、臨財債をゼロにすることを優先すべきだったのではないのでしょうか。

交付税特別会計借入金償還の前倒しや国税減額補正精算の前倒しを優先させた理由を教えてください。

#### ◆ 政府参考人 原邦彰君 (総務省自治財政局長)

お答えいたします。

先ほども御答弁いたしましたけれども、交付税特会の償還、それから国税の減額補正の精算というのは将来の交付税総額を減らす要素でございますので、これにしっかり取り組むということは、私ども、将来の交付税の安定的な総額確保の観点から重要と思っております。

そうした中にありまして、これ、新型コロナの影響が最初ありましたときに、かなり、税収が交付税の法定分も含めてかなり落ち込むということを見込んでありまして、こういった特会の償還や国税の減額補正、こういったもの、ある意味年度途中で交付税が減らないように、その交付税総額を確保して、将来返してあげるよという法律改正をしています。

したがって、ところが蓋を開けてみますと、意外にコロナの影響を、いろいろと景気対策もありまして、税収がそれなりに落ち込まなかったということがありました。こういうことがありましたものですから、そのとき先送りしていた特別会計の償還をちゃんと返そうと、あるいは、そのときに減らさないで将来、そのときには確保して将来返しますよと言っていた国税の減額補正、こういった、コロナの影響によって先送りした健全化の分を取り戻したいということがありまして、このようなことを行いました。

臨財債の縮減をまず取り組むべきだという

お声があるのは十分承知しておりましたが、今のような事情で、それぞれバランスを図りながら取り組んだということでございます。

それから、臨財債の縮減と特別会計の借入れのバランスでございますけれども、今、金利が御案内の状況でございます。交付税特会三十兆円弱をこれ毎年毎年入札をして借り入れているものですから、これ金利非常に心配でございますので、やっぱり特会の借入れの問題にもしっかり取り組みたいということでバランスを取ったと、こういうことでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

財源不足は二年連続で減少して、財源不足が解消した一九九〇年代初頭以来の縮小幅となりました。しかし、この財源不足の縮小は、前年度を上回る地方税であったり、地方税法等の定率分の、法定率分の増加と第二次補正予算の繰越分があったからで、単年度で見るといいんですけど、まだまだちょっと不安定要素も残っているので油断ができないところですので、引き続き、何度も恐縮ですが、健全化に努めていただきたいというところでは。

次に、折半ルールについて伺います。

折半ルールは、二〇〇一年度から法制化されて、その後も延長が繰り返されて現在に至っています。二〇二三年地方財政対策では、折半ルールの適用期間が今年度で終了することを受け、従前と同内容の折半ルールを二〇二五年度まで三年間延長するとしています。

地方の財源不足の補填方法として更に三年間折半ルールを存続させることにした理由を

お伺いしたいです。

また、二〇二〇年と二〇二二年度は折半対象財源不足が生じなかったことからいえば、折半ルールに代わる補填方法についての検討をすべきだったのではないかという問題意識があります。どのような検討が行われて延長となったのか、お答えください。

国と地方の配分比率は五対五を望んでいるのに、全く変わらずこの六対四という実態にあります。入りと出に矛盾があるので、この負担のところだけなぜ国と地方が折半なのか、この理由も、説明も含めてお願いいたします。

#### ◆ 政府参考人 原邦彰君 (総務省自治財政局長)

お答えいたします。

いわゆる折半ルールのお尋ねでございます。

今年は、御指摘のとおり、この三年間の財源不足の補填ルールが切れる年でございましたので、概算要求、これ、この本院でも繰り返し御指摘ありました、まずは、やはり財源に穴が空けば、交付税の法定率、そういうことでしっかり対応すべきであろうということで、財政当局と議論を行いました。今回、引き続き折半、いわゆる折半ルールを継続するというに至ったわけであります。

なぜ折半なのかという御指摘でございますけれども、これは、昔から財源不足の補填ルールとして、昭和五十年代から国と地方が半分ずつ補填するというを基本としてまいりました。

この理由でございますけれども、国と地方それぞれ厳しい財政状況の中であって、地方財政の運営主体である地方と、それから法

令で多くの行政分野で地方に支出を義務付けている国の両者が、やはりお互い責任を持って補填するのが筋であろうということ、また、今税源配分のお話ありましたが、国、地方を合わせた租税総額のうち、地方税とか譲与税、それから交付税の法定分を勘案しますと、その税源の配分がおおむね一対一になっているということがございまして、この折半ルールということでこれまでやってきているということでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

では最後に、公立病院のことについて大臣にお伺いします。

御承知のとおり、公立病院、かなりコロナでも大変な思いをしてきて、財源もかなり厳しい状況にあります。引き続きこの公立病院に対して財政的支援が必要と考えますが、大臣の見解をお伺いします。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

公立病院につきましては、資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、公立病院の新設、建て替え等に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を一平方メートル当たり四十万円から四十七万円へ引き上げて、令和四年度の病院事業債から適用することとさせていただきます。

また、地方創生臨時交付金の物価高騰対応の検討に当たって内閣府に地方の声を届けるなど、関係省庁と連携して物価対策に取り組んでまいりまして、この交付金を活用して公立病院を含む医療機関に対して支援を行っている地方自治体もあると承知をいたしております。

今後の物価高騰対策につきましては、昨日三月二十二日の物価・賃金・生活総合対策本部において物価高騰に対する追加策が決定をされ、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援として、地方創生臨時交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金と申しておりますが、これを増額をすることとされているところであります。

物価高騰の影響は公立病院に限らず全ての医療機関に共通の課題で、診療報酬の改定なども含めて関係省庁において議論をされるものとも考えており、今後の対応を注視してまいりたいと思います。その上で、地域の意見や実情を伺いながら、公立病院の経営状況の実態なども踏まえつつ、関係省庁と連携して、政府全体として適切に対応いたしたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

終わります。

◆ 岸真紀子君

立憲民主・社民の岸真紀子です。

本日は、三人の参考人の先生の皆さん、ありがとうございます。

私、高村参考人にお伺いをしたいと思いません。

参考人のお話で、気候変動は、先ほどのお話にもあったとおり、多発するこの自然災害の面からいっても、命であったり経済の損失、本当に大きな課題になっていることが分かりました。

それで、先生の資料にあった五十ページのこのカーボンニュートラルにとって重要な観点というところで、マテリアル効率性戦略というふうにありました。

私も、どうしてもこのエネルギーの需要と供給で考えると、省エネという観点がいかに大事かと考えています。

先ほどは、家庭から出る小型家電のリサイクルは国と地方の、地域の連携が必要だというふうにおっしゃっていましたが、ある意味この事業所という大きな単位においてのこのリサイクルの効果という方が期待が持てるんですが、ここについては、かといって企業努力だけでは難しいところがあると思うんです。

そこで、先生には、企業努力だけではなくて、国としてすべきことがないかどうかというのを伺います。

◆ 参考人 高村ゆかり君

(東京大学未来ビジョン研究センター教授)

岸先生、どうもありがとうございます。

特に、本日資料に付けましたマテリアルの効率性と気候変動の連関についてでありますけれども、それをうまく、つまり資源循環を回しながら、それによって排出を減らし、しかもクリーンエネルギー、エネルギー転換に必要な資源を日本の国内の中でしっかり確保していくという中で、私は幾つか先行する取組も出てきていると思っております。

企業の中で、本来であれば競争相手である企業が連携をして必要なリサイクルの仕組みをつくるといったような取組が出てきております。これはプラスチックですけれども、花王さんとライオンさんが、まさに競争されている企業さんですけれども、地域、これはリサイクルを行う実際の中小の企業さんなども連携をしてこの仕組みをつくっていらっしゃいます。それ、自治体などのやはり回収がないとこれもできないということで、これを、こうした取組を進めようということが、先ほど経産省のところでの自律的な資源循環の戦略であり、しかも、更に期待するのは、環境省が所管している廃棄物の政策、自治体との連携の上で、ここをうまくつなげていくことが本当に鍵であるというふうに思います。

具体的な省庁間の連携、そして地域の実際にそうしたリサイクルの仕組み、しかも住民側の協力が恐らく必要なこの仕組みを地域の中で自治体とともにつくっていく、それを是非国として支援をしていただきたいというふうに思っております。

◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

もう一点、高村参考人にお伺いしたいんですが、北海道では胆振東部地震でブラックアウトを経験したということもありまして、やっぱり地域分散型、地産地消のエネルギーというのが必要なのではないかと考えています。その点、ソーラーシェアリングは地域の課題も解決できると参考人は先ほどおっしゃっていましたが、具体的にどんなことが可能性としてできるのかというのを再度お伺いいたします。

#### ◆ 参考人 高村ゆかり君

(東京大学未来ビジョン研究センター教授)

岸先生、ありがとうございます。

北海道の胆振沖地震の点も御指摘ありましたけれども、電力システムをできるだけコスト効率的に脱炭素、排出を減らす方向に結び付けていくときに、もちろん系統、送電線の増強は必要だと思います。洋上風力一つ取っても、今まで相対的には送電線ネットワークの弱い地域にむしろ洋上風力のポテンシャルがございまして。

繰り返しますように、系統の増強は必要だと思っておりますが、同時に、コスト効率性の観点からは、そうした再生可能エネルギー、洋上風力などの電力があるところに需要家が行っていただくということが実は全体から見るとコスト効率的であります。そういう意味で、先ほど京セラさんの例を御紹介したのはその趣旨もございまして。地域の再生ということ、地方を活性化していくという政策とも結び付けていく、そうした事例だと思っております。

先生が御指摘になったソーラーシェアリングですけれども、太陽光についていきます

と、二〇三〇年のエネルギーミックス、電源構成の実現には、今、更に二倍程度の太陽光の導入が必要だという、今、新しいエネルギー基本計画はそうした内容になっております。その中で、やはり空間限られた日本においてソーラーシェアリングって非常に重要な役割を果たすと思います。

先ほど言いました農業者にとっていわゆる違う収入源を得るとということにもなりますし、同時に、今日御紹介をしました匝瑳の例で申し上げますと、災害時にはその農業者が地域の住民に緊急の電源として提供するという地域の災害時の電源としても自治体と連携をされています。

これは本当に地域の知恵と工夫だと思っております。こうした施策をやはり地域でつくっていくというのが災害に強い地域をつくる、日本をつくる上でも重要ではないかと思っております。

以上でございます。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

次に、竹内参考人にお伺いします。

今、送電網の話があったと思うんですが、先ほど参考人も、島国だからということで、十六ページにこの送電線の開放モデルというふうに書かれています。ただ、送電線を整備するには、これまでは大手の電力会社を中心にそれは相当お金も費用も掛けてやってきているので、ここが回収できない、それだけ掛けたお金を回収できなかつたら、かえって小規模の事業者、電力会社が参入できなくなるんじゃないかという懸念もあります。

ここでおっしゃっている、何というんで

しょうね、この電力システム改変の再設計というのは大手に影響が出ないのかどうかという観点でお伺いをします。

◆ 参考人 竹内純子君

(特定非営利活動法人国際環境経済研究所  
理事 東北大学特任教授)

御質問いただきまして、ありがとうございます。  
ました。

済みません、最後の部分がちょっと聞き取れなかったんですが、何に影響がないと。

◆ 岸真紀子君

大手の電力会社が、費用は掛けるんだけど、最終的なところで小規模事業者に何か利益が流れてしまわないかという心配が若干あるんですね。その点についていかがお考えなのか、お伺いいたします。

◆ 参考人 竹内純子君

(特定非営利活動法人国際環境経済研究所  
理事 東北大学特任教授)

ありがとうございます。クラリファイできました。

こちらで書かせていただいた、資料の十六で書かせていただいた点は、我が国の電力自由化の再設計ということで非常に大きなコンセプト的な絵を描かせていただいております。電力自由化、欧米で行われたもの、電気事業というと発電、つくる、送る、それから売るという三つに大きく大別されますけれども、つくる部分と売る部分、ここは自由化をして競争させる。ただ、送るというのは、もうここは公共財であると。言わば、送配電網を公共設備、言わば高速道路のように開放

して発電事業者と小売事業者それぞれの競争を活性化しよう、これが今まで我が国が目指してきた欧米型といいますか、自由化のモデルでございました。これが本当にあるべき姿だったのだろうかというところを提言をさせていただいたものでございます。

まず、発電と送配電が分離をするということになると、まあ体はちっちゃくなります。今、大手の電力会社さんの資金調達というのは、ほぼほぼ送配電事業で確実に見込めるキャッシュフローというところによっているところがある。これを分離してしまうと、資金調達というようなところ、まあ設備産業ですから、要は借金の利子をいかに小さくするかが電気料金に極めて大きな影響を与える事業でありながら、分離させて体力そいでしまっている、これが今の我々の自由化でございます。

それよりも、我々の日本のこの電気代を下げるためには、発送電はむしろ大型化して、かつ、今地方に九社あるわけで、まあ沖縄も入れますと十社ございますけれども、地域ももう少し集約をするような形を考えてもいいのかもしれない。

こういった形で、体力を大きくして、発送電は強くして、小売の部分はサービスを競う、こういったことのアイデアを書かせていただいたものでございまして、むしろ送配電の部分に関する投資回収の漏れというようなところは考慮する必要は特にないかなというふうに考えてございます。

◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

なるべくどこにも影響が出ないようにきち

んとしていかなきゃ、それがあある意味、蟹江参考人にはちょっともう時間がないので聞けないんですが、SDGsにある労働という分

野にも関わってくることだと思うので、参考にさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

## ◎第211回国会 参議院 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会 2023年4月14日

### ◆ 岸真紀子君

立憲民主・社民の岸真紀子です。

先ほどもありましたが、一九九三年に衆参両議院において地方分権の推進に関する決議が全会一致で可決してから、今年は三十年の節目を迎えます。

一九九三年の地方分権決議には、ゆとりと豊かさを実感できる社会を実現していくために、地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられており、中央集権的行政の在り方を問い直し、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れとあります。これは、それまでの成長優先から生活重視への転換が求められ、そのためにも住民に身近な自治体の役割への期待が込められていると読み解きます。

例えば、福祉や教育などは対人のサービスであり、それは当然ながら地域に密接した自治体でしか担えません。国が担おうとしても、新型コロナウイルス感染症のように、無理であったということは言うまでもありません。しかし、現実では、財源は地方へ十分に移譲されずに、実質的な権限が地方にあるとは言い難いものとなっています。ましてや、徹底的な歳出削減があったり、集中改革プランなどで人員は抑制されてきましたので、多くのものは、自治体では国の仕事をこなすだけで忙殺されておまして、住民のための

サービスをしたくても人員不足や財源不足でできないといったような実態にあります。

いわゆる地方分権一括法は今回で十三次となります。岡田大臣は、これまでの地方分権をどのように捉え、何が課題であるか、お考えをお聞かせください。

### ◆ 国務大臣 岡田直樹君

#### (内閣府特命担当大臣《地方創生》)

岸委員にお答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、一九九三年、平成五年から三十年にわたり、地方分権改革を行っておりますが、平成五年からの第一次改革及び平成十八年からの第二次改革では、主に国主導による集中的な取組を行い、国と地方の関係を対等協力の関係へ転換するための制度改革を様々に行ってまいりました。

また、平成二十六年に導入した提案募集方式は、地方の具体の意見をお伺いして、それを基に制度改革を行う仕組みで、令和四年までの九年間で地方から三千件を超える御提案をいただき、このうち、内閣府で調整を行った約二千件のうち、約千七百件について提案の趣旨を踏まえた対応などを行ってきており、地方の側からも一定の評価をいただいているところだと思います。

その一方で、提案募集に当たって、都道府県単位では全ての地方公共団体から御提案を

いただいているわけでありませけれども、市町村単位では、先ほど先生おっしゃいました、地方が極めて忙しいということもあろうかと思いますが、まだ提案を行ったことがない地方公共団体が六割を超えております。現場の貴重な気付きが埋もれているおそれがあるのではないかと、こうしたことも課題として認識をしております。

このため、内閣府としては、地方に職員を派遣して地方公共団体向けの研修会を行うほか、提案募集方式について実例を含め分かりやすく解説したハンドブックを配布し、より多くの地方公共団体から御提案をいただけるように努めているところであります。

さらに、先ほどから話が出ております本年三月に閣議決定した計画策定等に関するナビゲーションガイドのように、個々の地方公共団体からの提案を検討する中で、地方公共団体に共通する課題を抽出し、特にこの計画策定については極めて公共団体から煩雑であるという、そういう御指摘も受ける中で、地方公務員の皆さん、大変お忙しい、厳しい状況の中で、地方の負担軽減につながるような取組、今回新たに開始をしたところであります。

引き続き、地方の声を真摯に受け止め、地方公共団体の負担軽減や地域の自主性、自立性を高めるための取組を着実に進めてまいりたいと存じます。

#### ◆ 岸真紀子君

今大臣の御答弁にもありましたこの第一次地方分権改革では、国と地方の関係が上下主従の関係から対等協力に変わって、機関委任事務制度の廃止であったり、国の関与に係

る基本ルールの確立などを実施し、地方分権型行政システムが構築されたとしてはいますが、先ほども述べたとおり、三十年たって中央集権化に戻ってきているのではないかという感じが否めないというところです。

住民主導の個性的な地域分権型行政システムを構築するために欠かせないことは、やはり地方財政の秩序の再構築ではないかと私は考えます。担当大臣として、自治体が望んでいるような税源移譲となっていないこと、言わば地方分権でいえば途上にあることをどのように捉え、分権推進の立場からどう取り組んでいくのか、お伺いいたします。

#### ◆ 国務大臣 岡田直樹君

##### (内閣府特命担当大臣《地方創生》)

お答え申し上げます。

御指摘の国と地方の税財源配分の在り方については私は直接の担当ではございませんが、地方分権改革の観点から私の考えを申し上げますと、これは、地方公共団体の財政的な自立のためには基盤となる地方税財源の充実確保が必要不可欠と、このように認識をいたしております。一方で、国と地方の税財源配分の制度設計については、税負担の在り方を含めた制度全体を視野に入れて専門的に検討をする必要もあり、地方税財政制度を所管する総務省等において丁寧な検討が行われることが適当であると考えております。

その上で、岸委員の御指摘も踏まえ、内閣府としても、国と地方の役割分担を踏まえて、地方の税財源の充実確保につながるように、総務省等の関係省庁と連携をして必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

## ◆ 岸真紀子君

今大臣がおっしゃっていただいたように、本当の主流はやっぱり総務省と財務省との折衝だったりするとは思いますが、分権の立場からも、是非内閣府からも後押しをお願いいたします。

本改正案の内容は自治体から提案のあったものと承知はしていますが、去年の質疑で指摘させていただきましたが、提案募集方式では本当の意味での分権にならないではないかという問題意識を持っています。本来の目指していた分権改革は、自治体の自主性、自立性の強化ではないでしょうか。提案募集方式のどこをどう改善し、今回の法案提出となったのか、お伺いします。

## ◆ 政府参考人 加藤主税君 (内閣府地方分権改革推進室長)

お答え申し上げます。

現在の提案募集方式でございますが、二月から五月まで地方からの提案を受け付け、その後、提案団体や関係府省へのヒアリング、調整等を経まして、十二月に対応方針を閣議決定するという、こうしたスケジュールで進めているところでございます。

なかなかタイトなスケジュールでございますが、そうした中におきましても、類似する制度改正等を一括して検討するため、重点的に募集するテーマ、これが今年度、今回、令和五年は連携、協働と人材確保を設定しておりますが、こうした取組のほか、早期にいただいた事前相談についてその内容を全国の地方公共団体に情報提供するなど、分野横断的な提案を出しやすくする環境づくりに努めております。

また、提案を受け付けた後にも、その内容につきまして全国の地方公共団体に情報提供いたしまして、追加共同提案という形で賛同意見や支障事例の補強に関する意見等を寄せていただくことで、提案内容の更なる充実、補強を図っております。

なお、今回の改正に盛り込まれました住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大でございますが、これにつきましては、地方公共団体からの提案内容が所有者不明土地対策に幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを活用できるよう求めるものであったこと等を踏まえまして、総務省におきまして全省庁に調査し、検討した結果、成案を得たものでございます。

このように、関係府省の協力も得まして、同様の構成、事情を有する事務をすくい上げまして統一的な整理を行っていくことは、提案募集形式によります成果を大きくする上で有効なものではないかと考えているところでございます。

こうした改善を積み重ねておりますが、今後も地方の現場の声も踏まえながら、重点募集テーマの活用など更に工夫を凝らしまして、地方分権改革に資する横断的な制度改正、この実現に取り組んでまいり所存でございます。

## ◆ 岸真紀子君

これ、毎年本当に、内閣府の皆さんには本当に膨大な事務量だと思えます。決められたスケジュールの中で、様々な省庁とか自治体の声を聞きながら調整するというのは本当に相当大変な御苦勞をされているというのは承知をしております。ただ、やっぱり更なる

改善をしてなるべく分権に近づけていくということが必要だと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

質問、ちょっと一つ最後に回しまして、飛ばして言います。

先ほども答弁にありました、住民基本台帳ネットワークの利用の改正ということで、昨年の第十二次地方分権一括法でも、これ、私もそのときに質疑の中で、農業委員会とかほかの法律、森林法とかも含めて、提案を待っているだけではなくて積極的な事務軽減を図るべきではないかと質問した経緯があります。なので、先ほど答弁いただいたように、省庁の方からこの関連に関係するものはほかにもないかということで調べて今回出てきたことは評価をいたします。

今回の改正案では、住民基本台帳法、戸籍法共に市町村の公用請求に係る事務の効率化を図るとともに、速やかな空き家対策などが可能となることが期待されます。一方で、不正や濫用されないのかという懸念があります。特に、今回は戸籍情報についても他の市町村へ照会の依頼を掛けなくても取得可能となるので、負担軽減を図りつつも、濫用防止策としてどのようなことをお考えなのか、法務省及び総務省にお伺ひします。

◆ **政府参考人 松井信憲君**  
(法務省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。戸籍法の関係についてお答え申し上げます。

令和元年の戸籍法改正によって、本年度末から本籍地以外の市町村においても戸籍証明書の交付を可能とする、いわゆる広域交付が実施される予定でございます。もっとも、そ

の請求権者は戸籍に記載されている者などに限られておまして、行政機関が法令の定める事務を遂行するために必要がある場合に行う戸籍証明書等の交付の請求、いわゆる公用請求については広域交付の対象とは予定されていなかったところでございました。

今回の一括法案は、この広域交付の請求権者の範囲を見直し、市町村内のある部署が当該市町村の戸籍窓口で請求する場合に限って公用請求を広域交付の対象とするものであり、戸籍窓口における審査を経て交付の可否が決定されるため、新たに戸籍情報を取り扱うことができる者が増えるわけではございません。

また、戸籍法においては、戸籍事務に関して知り得た情報の不正利用について罰則規定が設けられているとともに、法務大臣及び市町村長はシステム上の情報の漏えい防止措置を義務付けられております。具体的には、広域交付を行うシステムにおいて、生体認証を含む二要素認証による利用者制限や操作ログの管理を行うなど、不正な利用を防止するための万全な対策を講じているところでございます。

◆ **政府参考人 三橋一彦君**  
(総務省大臣官房審議官)

住民基本台帳ネットワークについてお答えいたします。

住民基本台帳ネットワークシステムは、市区町村の住民基本台帳の情報をネットワーク化し、氏名、住所等の本人確認情報によりまして全国共通の本人確認ができるシステムでございます。その運用に当たりましては、個人情報保護やセキュリティー対策が重要と考

えております。

このため、住基ネットにつきましては、本人確認情報の提供を行う行政機関や利用事務を法律や条例に具体的に規定いたしますとともに、専用回線の利用やファイアウォールによる厳重な通信制御、通信の暗号化といった様々なセキュリティー対策を講じております。

また、内部の不正利用の防止に関しましても、システム上、住基ネットと接続する端末の操作に当たりまして、生体認証等により正当なアクセス権限を有していることを確認すること、市区町村において職員が住基ネットを操作した履歴、記録を保存することなどの措置を講ずるとともに、住民基本台帳法におきまして、住基ネットから取得した本人確認情報の守秘義務違反についての罰則を加重することとしております。

さらに、毎年、国や地方公共団体など住基ネットの利用主体に対しまして、セキュリティー対策に係る研修会を実施することとともに自己点検を行っていただくよう求めておりまして、引き続き、こうした取組を通じまして個人情報保護やセキュリティー対策の充実を図ってまいります。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございました。

本当に、職員同士なのでそんな不正は起きないとは思いながらも、しっかりとこのセキュリティー対策、個人情報の保護の、濫用防止ということが必要になってきます。

行政においても、様々な手続のデジタル化が進んで利便性が向上される一方、個人のプライバシーをどう守るかという観点が大変重

要になってきます。これまで、自治体独自の取組として、住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合、希望する本人に交付したことをお知らせする本人通知制度を導入している市町村が実際にあります。今後は更にデジタル申請と証明書交付がしやすくなっていくと考えたときに、不正な申請と発行への対策、対応が必要と考えます。

二〇一五年の質問主意書に対する答弁を見ますと、当時は政府として実施状況を調査することを考えていないとしていましたが、それから八年が経過しました。本人通知制度の実施状況と課題について政府としてどのようにお考えか、伺います。

#### ◆ 政府参考人 三橋一彦君 (総務省大臣官房審議官)

お答えいたします。

住民基本台帳制度におきましては、自己の権利行使や義務違反に必要な場合など正当な理由があるものにつきましては、本人等以外の者からの申出に対しまして住民票の写し等の交付を行うことが可能となっております。この際、その事実を本人に通知する取組を一部の市区町村において当該自治体の判断により実施されているものと承知をしております。

このような取組がいわゆる御指摘のありました本人通知制度と呼ばれているものと承知をしておりますが、これに関しましては、証明書を交付した旨が本人に通知されることによりまして、正当な理由に基づく交付請求を萎縮させる効果を生じるおそれがあること、また債権者が訴訟手続等を行う際に債権者の利益を害するおそれがあることなどの指摘もあるところでござ

います。また、市区町村におきまして通知に係る事務処理上の負担が生じるといった課題があるものと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

デジタル化に伴うこの個人情報保護の一環として、本法案にある市町村の公用請求に伴う閲覧履歴や第三者による取得状況など、マイナンバーカードを活用して本人が確認できる仕組み、若しくは自治体だけの対応には限界があるので、国が統一的な本人通知制度の整備が必要と考えます。

そこで、ちょっとここでお聞きしたいのは、自己情報コントロール権について政府の見解を伺います。

#### ◆ 政府参考人 山澄克君

##### (個人情報保護委員会事務局審議官)

お答え申し上げます。

議員御指摘のいわゆる自己情報コントロール権というものにつきましては、その内容、範囲及び法的性格に関しまして様々な見解がございまして、明確な概念として確立しているものではないと承知しておりますが、関連いたしまして、個人情報保護法の第一条におきましては個人の権利利益を保護することというのを法目的として掲げられておりまして、この法律におきましては、地方公共団体を含む行政機関等につきましても、個人情報の取扱いに対する本人の関与の重要性に鑑みまして、開示等の請求を可能とする規定を設けておりますとか、あるいは個人が予期しないような不当な個人情報の取扱いを受けることを防ぐ観点から個人情報の目的外利用を制限しておりますとか、そういうような規定が

ございます。

いずれにいたしましても、個人情報保護委員会といたしましては、デジタル社会の進展等を踏まえまして、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護が図られるよう適切に対応してまいりたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

是非とも、個人情報保護委員会でも積極的に自己情報コントロール権についてもっと議論を進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本法案では、罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、例えば固定資産課税台帳の情報を市町村が利用できるものとする事となります。これは以前から自治体現場では困っていた課題で、これが実現すれば、被災者の生活再建の円滑化、迅速化につながるので担当課としても望んでいると聞いています。でも、逆に言えば、なぜこういった改善が市町村からの提案があるまでなされなかったのか、また、これ以外に災害時の事務簡素化や軽減の課題はないのか、伺います。

#### ◆ 政府参考人 五味裕一君

##### (内閣府大臣官房審議官)

罹災証明書は、被災者支援の判断材料として活用されていることから早期の発行が重要であり、その前提となる被害認定調査についても迅速に行う必要がございまして。

調査の実施に当たっては、図面の作成等に時間が掛かるとの問題意識は持っておりましたが、これまで具体的に固定資産税、固定資

産課税台帳等の情報を活用したいという要望や提案はございませんでした。今回、地方分権提案におきまして、自治体、北海道北広島市、千葉県船橋市を中心といたしまして具体的な提案をいただいたことから、自治体と歩調を合わせて法改正につなげることとしたものでございます。

また、調査の簡素化、負担軽減、更なる簡素化、負担軽減でございます。

これまで、内閣府やUR都市機構の職員による現地での調査支援や総務省の応急対策職員派遣制度による派遣などの人的支援を行うとともに、河川の氾濫などの場合に、浸水深、浸水した深さによりまして住家の損害割合を算出する簡易手法の導入、航空写真等の活用などの取組を進めてきたところでございます。

また、こうした取組に加えまして、内閣府が開発いたしましたクラウド型被災者支援システムを活用した罹災証明書の早期交付や民間の調査システムとの連携の促進、自治体と損害保険会社等の民間企業との連携事例の提供など、さらには令和五年度予算を活用いたしました内水氾濫による被災住家の浸水深判定の課題や手法に関する調査検討などを通じまして調査の更なる簡素化等を図ることとしております。

引き続き、内閣府におきましては、自治体と連携をいたしまして、被災者支援が円滑に進むよう被害認定調査の迅速化に取り組んでまいります。

#### ◆ 岸真紀子君

大分改善はしていただいたのは今の答弁を聞いて感じたところですが、更なる、なるべ

く迅速にできるように取組を進めていただくようお願いいたします。

次に、順番をちょっと入れ替えまして、十一番目の質問に行きます。

指定都市及び中核市において、認定こども園の認定又は認可に関し、これまでは都道府県への事前協議を必要としていたものを事前通知へと見直すこととしています。事後ではなく事前に通知とするならば、都道府県からストップが掛かるということが想定されているのでしょうか。また、全ての権限を指定都市等に移しているといいながらも、これでは権限移管に見えないという問題があるので、この点についての理由をお伺いします。

#### ◆ 政府参考人 黒瀬敏文君 (こども家庭庁長官官房審議官)

お答えいたします。

事前協議の見直しについてお尋ねをいただきました。

現行制度では、指定都市等の域内の認定こども園を指定都市等が認定、認可するに当たりましては都道府県への事前協議が必要となっているところですが、これは、認定こども園は市町村域を越えて利用されることが想定をされることから、施設の適正配置等を担保する観点から、都道府県知事が広域的な観点から連絡調整を行いつつ、域内の需給状況を踏まえ、認定、認可の可否を判断する必要があるため設けられたものでございます。

こうした中、今般の法案では、指定都市等による市町村計画の策定、変更の際の都道府県との協議により、マクロでの需給の調整は基本的にはなされているというふうに考えられることから、近年の運用状況も勘案しまし

て都道府県への事前協議を廃止することといたしました。

一方で、都道府県は引き続き施設の広域的な需給を把握しておく必要があるため、指定都市等からの通知は必要であると考えておりました。また、例えば都道府県と指定都市等がそれぞれ同時並行で認定こども園の認定、認可の手続を行う場合で、一方が認定、認可を行うと供給超過になるといったような場合など、個別事案については事前の調整が必要になるということも想定されるため、指定都市等からの通知は事前というふうにしたところでございます。

こうした趣旨によるものでございますので、都道府県が影響を及ぼすといったような趣旨で事前通知を求めるものではありませんし、指定都市等域内の認定こども園の認定、認可の判断に当たっては、認可等の基準に沿って指定都市等において適切に対応いただきたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

今答弁いただいたように、都道府県においても指定都市等の状況把握は必要であるとは考えますが、何か分かりにくいなと思って、権限が移譲されているのに事前に通知をしなきゃいけない、事後でもよかったんではないかという問題意識がありました。

次に、本法案の建築基準法改正により、建築主事の任用に必要な建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直しをすることになります。その中で、二級建築士試験合格者による受検を可能とし、当該受検者を対象とした検定に合格した者は、建築副主事等として小規模な建築物等に限り建築確認関係事務を行

うことを可能とするとしています。

このことにより一級建築士は特化して業務ができることとなりますが、新たなこの建築副主事等とはどのような職で、小規模な建築物等というのはどのようなものを想定しているのか、安全確認など審査能力の確保は担保されるのか、お伺いします。

#### ◆ 政府参考人 石坂聡君

(国土交通省大臣官房審議官)

お答えいたします。

建築副主事は、一級建築士試験又は二級建築士試験に合格した者で、小規模な建築物が建築基準に適合するかどうかを判定するため必要な知識を問う二級建築基準適合判定資格者検定、これ新たに設けますけれども、これに合格し、かつ建築行政又は建築確認検査の業務に関して二年以上の実務経験を有する者の中から都道府県知事等が選任することとしております。

建築副主事の業務範囲でございましてけれども、小規模な建築物想定をしておきまして、戸建て住宅が中心になるかと考えられます。こうした戸建て住宅の設計につきましては、二級建築士の試験に合格しているということをもって必要十分な知識、技能はあると考えてございます。

また、それを審査するということにつきましても、今般新たに設ける検定、先ほど言いました二級建築基準適合判定資格者検定、これに合格していただかなければいけませんので、それによって確認をさせていただきたい。さらには、二年以上の実務経験ということでございますので、小規模な建築物、戸建て住宅中心になりますけれども、確認検査は

十分に可能である、そういうふうを考えているところでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

きちんと安全は担保されるということを確認できました。

自治体で不足している建築主事の確保策として自治体から要望のあった建築基準適合判定資格者の登録要件を柔軟にすることになります。これは、急場をしのぐことはできても、建築主事の継続的かつ安定的な確保となるとは残念ながら思えません。

現在の深刻な課題である建築主事の継続的かつ安定的な確保に向けては給与面も本来は含めた対策が必要と考えますが、まあ給与面は多分難しいと思いますけど、国土交通省としてどうやって確保していくかという考えをお聞かせください。

#### ◆ 政府参考人 石坂聡君

(国土交通省大臣官房審議官)

お答えいたします。

御指摘のように、建築確認を滞りなく実施するためには、建築主事の担い手の確保に加えて、業務の効率化、こうしたことも同時に進める必要があると考えているところでございます。このため、建築確認のオンライン化を進めることによって、申請側、審査側の双方の事務負担を軽減すること、また、中間検査、完了検査等のリモート、遠隔実施ですね、こうしたことを進めることによって現場の立会いの負担を軽減することなど、建築行政に関するDXを促進し、一層の業務の効率化、こうしたことも行ってまいりたいと考えてございます。

国交省におきましては、各地方公共団体の皆様方と建築行政職員の声、これをしっかりお聞きした上で、建築主事等の人材確保、育成に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

例えば条件不利地とかは、そういったDXとか使ってカバーできるというのは一つの考えだと思うんですが、やっぱり災害とかがあったときには現地に建築主事とかがいるということも重要ではないかと思うので、また別な確保策も更に検討を深めていただければと思います。

もう一つ、個別法について。

交通安全の確保策でいえば、例えば、通学路の安全策は、住民や学校の要望をもっと受け入れ、実行する体制が重要となってきます。本法案で計画作りをやめることによって期待される効果は何か、また住民等の要望を速やかに受けられる環境整備に向けどのような取り組みでいくのか、見解を伺います。

#### ◆ 政府参考人 滝澤幹滋君

(内閣府大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

令和四年の提案募集におきまして、市町村交通安全計画につきその作成に係る努力義務について見直しを求める提案ございまして、この提案を受けまして全国の市町村を対象に意見を求めましたところ、都道府県交通安全計画と重複する内容が多い、また、計画作成に係る事務負担が多く、現場の施策に割く時間が相対的に少なくなるなどの意見があったところです。

一方、そういった計画等が関係機関への協力依頼や予算要求の際に有益であり、引き続き法定計画としての位置付けを求める意見もございました。

こうしたことから、交通安全基本法における市町村交通安全計画等の位置付けは残しつつ、その作成を努力義務からできる規定に改正することとしたものでありまして、この改正によりまして、計画作成の可否につき、それぞれの市町村の交通環境や交通事故情勢、関連する都道府県の計画、事務負担、体制等を総合的に勘案した上で、地域の実情に応じた判断が一層可能となるものと考えております。

都道府県、市町村などそれぞれの地域における行政、関係団体、住民等の協働により、地域に根差した交通安全の課題の解決に取り組んでいくことは重要であると認識しておりまして、内閣府といたしましても、地域の実情に即しましてリソースを適切に配分し、関係機関が緊密に連携して対策を講じていくよう促してまいります。

#### ◆ 岸真紀子君

交通安全については本当に連携がすごく大事だと思うので、なるべくその市町村が事務負担が軽減された分しっかりと都道府県とつながれるように引き続き推進をお願いいたします。

岡田大臣にお伺いします。

計画等の見直しを求め提案されたものが九十三件合計ありまして、各府省と調整し、本法案にあるように、市町村の先ほど聞いた交通安全計画とかの作成もできる規定に改正するものとなっていたり、ほかの法案や政令

等でも改善できるものとして整理をされたと聞きました。市町村から提案のあったものだけでは見直しは不十分であると、だけれども考えています。

政府としても、三月三十一日に、効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーションガイドを閣議決定していますが、今後どの程度本格的に見直していかれるのか、大臣にお伺いします。

#### ◆ 国務大臣 岡田直樹君

##### (内閣府特命担当大臣《地方創生》)

ただいま御指摘のありました効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーションガイドでございますが、これを着実に運用し、一つには新規の計画の抑制、二つには既存の計画の見直し、この二点を実現していくことを目指しております。

まず、新規の計画の抑制については、各府省が法律案の検討段階で計画以外の他の手法の検討や既存計画との統合などを検討する。また、計画の新設がどうしても必要な場合には、地方六団体などに対して早期に情報提供を行い、計画等によらざるを得ない理由をしっかりと説明し、地方の御理解を得ることを徹底していきたいと考えております。

さらに、既存の計画については、ナビゲーションガイドに沿って、各府省において定期的に計画の在り方の見直しを進めていただくことにしております。

こういった各府省におけるナビゲーションガイドの運用が徹底されるように、内閣府としても必要な説明や働きかけを行ってまいります。

各府省に対してナビゲーションガイドの定

期的な周知を行う、また、各府省が新たな制度を内閣府に相談する際に、ナビゲーションガイドに沿った手順、検討が踏まれているかを確実にチェックする、そして、既存の計画に関して地方分権改革有識者会議の知見もいただいて、実効性を有する見直しの検討を考えております。

このように、各府省との連携を密に行い、ナビゲーションガイドを着実に運用して、国と地方を通じた効率的、効果的な計画行政の実現を期して地方にお応えしてまいりたいと、このように考えているところであります。

#### ◆ 岸真紀子君

本当にこれからのものとこれまでのものというのを分けて考えていくことが必要だと思っています。しかも、議員立法、閣法だけでなく議員立法も結構計画策定というものを義務付けているものがあるので、これ議員のみんなも考えていかなきゃいけないことなのではないかと考えています。

本当はもう一問最後に質問をしたかったん

ですが、時間も限られているので考えだけ述べさせていただきます。

今日、私は、この法案に、質疑に対して、これ実はすごく束ねられていて、七つの法案で関係省府庁もまたがっています。なので、委員長にも御迷惑をお掛けしましたが、誰が誰だかという、答弁者がなかなか難しいというところもあって。本来であれば、それぞれの法案で一つずつきちんと議論を深めることが必要だと考えています。束ね法案というもので、一部輕易なものがあるので一緒にやっているという説明は受けたものの、やっぱりこれは幾ら提案募集方式だといっても分かりづらいのではないかと問題意識があります。

ちなみに、今回の提案募集では、例えば自治体の非正規公務員、会計年度任用職員の勤勉手当は、地方自治法改正案として総務委員会できちんと議論が深まる予定となっています。こういうふうにもっと深めて考えていくことがこの分権一括法にも必要なのではないかとこの考えを述べて、質問を終わります。

ありがとうございました。

### ◎第211回国会 参議院 資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会 2023年4月19日

#### ◆ 岸真紀子君

立憲民主・社民の岸真紀子です。

本調査会一年目の締めくくりに、日本のエネルギーをめぐる重大な課題である原子力問題に絞って意見を表明します。

私の地元北海道は、高レベル放射性廃棄物の地層処分、いわゆる核のごみ問題に直面しています。現時点では北海道の二町村でしか

調査は行われておらず、地層処分研究のための地下施設が唯一設けられているのも北海道です。なお、北海道には原子力発電所もあります。

原子力問題は、これまでも国民の理解とといった言葉を用いて語られることが多いのが実態です。しかし、原子力に関する国民の理解が深まっているかと問われれば、分かりや

すい説明からは懸け離れており、政府など推進しようとする情報の発信が中心、肝腎の国民不信の払拭となるリスク面の情報は軽んじられ、そのことによって、かえって国民、もっと言えば原発立地自治体や周辺自治体に暮らす住民の不安が拭い切れていません。

一方、昨今の国際情勢による電力価格高騰に当たって、電気事業者が原発再稼働と電気料に強い関係があるかのような言い回しをしているからかと思いますが、二〇一一年の原発事故直後に比べると再稼働に理解を示す方が増えたとの報道があることは私も承知しています。

しかし、国内で起きた過酷事故は、たったの十二年前。今も故郷に帰れず、帰還したとしても悩み苦しんでいる方々の現状を見れば、リスクを度外視することはできません。政府などが言う国民の理解と私が申し上げたい国民の理解とは異なります。

政府は一般的に国民と言いますが、残念ながら、みんなが自分事として考え、理解しているとは言い難いのではないかと。この間の調査会でも、原発立地自治体と大都市の温度差が再三お話しされていたことにも表れています。北海道においても、核のごみ問題の矢面に立たされている地域とその他の地域では、道民でありながらも、同じように関心を持っているかということ、人ごとや無関心となっているのが実情です。これは地元紙のアンケート調査の結果にも表れています。

どのエネルギーにもメリット、デメリットはあって、理解が欠かせないのは同じですが、単に原発再稼働イコール環境配慮のエネルギーの安定供給とするのは危険です。デメリットを話し合っていくことこそが必要であ

り、そのマイナス面をしっかりと捉え、不安の払拭ができたという本当の理解が深まらない限り、とかくリスクの大きい原子力を進めるべきではありません。

確かに、原発が再稼働すれば電力事業者の経営は一時的には良くなると思います。しかし、残念なことに、不祥事の続く原発を再稼働して国民の安全は守れませんし、仮に再稼働で電力事業者の経営が楽になったとしても、核のごみ処分方法や費用はどうするのか、ここもしっかりと決めなければ将来世代への負の先送りでしかありません。

その上、福島原発廃炉の先行きは不透明、廃炉後の絵姿が描けていないALPS処理水、原発敷地内に使用済燃料が積み上がっている問題、高レベル放射性廃棄物の処分場がないどころか、低レベルを含め核ごみ処分は決まっておらず、頓挫しているのを認めない核燃料サイクル、実効性を伴えない避難経路の問題などなど、原発が安全か否かを議論する前に解決しなければならないことが山積みになったままです。

私は、国のエネルギー政策に翻弄された旧産炭地域の出身であるからこそ、雇用や地域経済に関係するエネルギー政策はしっかり議論することが必要と考えます。

エネルギー基本計画に研究開発が明記されていることはある意味当然であり、今ある原発、そして廃炉を安全に進めるために、原発人材の確保は重要な課題です。とはいえ、二月に策定されたGX基本方針に原発の開発、建設と記したことは、基本計画を飛び越えており、矛盾したものと言わざるを得ません。未曾有の大事故を起こした日本の原子力は慎重にも慎重を期さなければならないのに、拙

速に決めたことは大きな問題であり、反対です。

原子力の運転期間を、他律的に停止した期間を除外するというルール変更も、原子力規制委員会がしっかり審査するとしても、老朽化や脆化の懸念が強くなります。

以上、一年目の調査を通じ、主に原子力をめぐる諸課題に係る意見を申し上げました。

当調査会では、原発賛否以前に解決すべき問題点が与野党問わず示されました。このような忌憚のない議論ができる場合は非常に貴重です。政府始め関係各位には、この調査会で与野党を通じ示された意見を真摯に捉え、住民が安心して暮らすことのできる社会の実現に力を尽くしていただきますようお願い申し上げます、私の意見表明とします。

## ◎第211回国会 参議院 総務委員会 2023年4月25日

### ◆岸真紀子君

立憲民主・社民の岸真紀子です。

松本大臣、今日お誕生日のようで、おめでとうございます。お祝い申し上げます。ますますの総務行政への御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

この度の地方自治法の改正内容は、一点目として、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等を行う、二点目に、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、三点目として、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等の措置となっております。

地方議会のなり手不足は、先ほども委員の方からいろんな深刻さがあるということが御紹介をされました。私も、先日行われた統一自治体選挙で定数割れであったり無投票当選となった自治体も多く、本法案だけでは残念ながら解決しない課題が残されていると感じています。若者や女性など多様な人が参画できるよう、例えば働いている人が立候補しやすくするための休暇制度の創設であったり、議会におけるワーク・ライフ・バランス、さ

らにはハラスメント対策など、特に女性の議員を増やすということにはこういった観点が必要です。

引き続きの環境整備を超党派で、党派を超えて今後も議論を積み重ねていくということが大事だと考えていますし、政府においても、適宜見直すなど改善を図られますようお願いいたします。

また、公金事務の私人委託については、利便性の向上となる一方、若干不安があります。例えば、受託者や再委託者において納入者のプライバシー保護の徹底であったり、自治体が負担する手数料はどうなるのかとか、あとは地方銀行が万が一この収入減になったときの影響など、懸念点もあります。施行後も効果や課題等を把握して御対応いただきますように、政府に最初に求めておきます。

それでは、本日は時間も、五十分ありますが、限られておりますので、自治体で働く非正規公務員、会計年度任用職員の勤勉手当に関連をして集中して審議をさせていただきますので、よろしくようお願いいたします。

会計年度任用職員制度は、二〇二〇年の四

月に施行されてから三年が経過します。この三年間振り返ると、地方自治体は新型コロナウイルス感染症対策を始めとする住民の命と暮らしを守るための過酷な対応に終始してきました。そのような中、会計年度任用職員についても、重い責任を背負って必死の奮闘が続いてきました。

一方、二〇一七年の第九十三通常国会における地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律は、常勤職員の大幅な削減が圧倒的に地方自治体で進められてきたことに対して、自治体の果たすべき役割や業務がむしろ増大するとともに、行政需要が多様化、複雑化する中、地方自治体の安易で無秩序な任用により臨時・非常勤職員が継続的に増加をし続け、極めて不適切な任用や処遇が深刻化したことで、これを制度として適切なものに改める措置であったと理解をしております。

しかし、例えば、新たに支給された会計年度任用職員への期末手当は、同額分をあるうことか月例給より引き下げるなど、法制度の趣旨に明らかに反する運用が一部の自治体で行われるなどの事態があり、このことは、いまだ会計年度任用職員を始めとする臨時・非常勤職員の役割や存在の意義、その重要性に対する自治体の認識が全体として不十分な状況であると指摘せざるを得ません。

本法案の審議に当たり、会計年度任用職員を始め臨時・非常勤職員の役割や存在の意義、重要性を、政府そして国会の責任という観点から改めて全ての地方自治体に徹底すべきであるという立場で、またそのことから前提をすれば、常勤職員との権衡、具体的には任用形態間の格差解消を始めとして、適切な処遇が不可欠であるという問題意識があります。

最初に伺いたいことは、地方自治体を始めとする公務における行政運営の原則として常勤中心主義という概念がありますが、これはどのようなものなのか、お答えください。

◆ **政府参考人 大沢博君**  
(総務省自治行政局公務員部長)

お答えいたします。

御指摘の考え方でございますが、公務の中立性の確保や職員の長期育成を基礎といたしまして、職員が職務に精励することを通じて公務の能率性を追求し、質を担保する観点から、各自治体の公務の運営におきまして任期の定めのない常勤職員を中心とするという趣旨でございまして、この点については会計年度任用職員制度導入時にも各自治体に対して通知をしているところでございます。

◆ **岸真紀子君**

この常勤中心主義という概念を裏付けるものとして、過去に昭和三十八年四月二日の最高裁判決があります。この判決は、職員の任用を無期限のものとするのが法の建前であると指摘をし、これは、職員の身分を保障し、職員を安んじて自己の職務に専念させる趣旨に出たものと承知をしております。

会計年度任用職員は、少なくともその任用期間において身分が保障され、安んじて職務に専念いただくという地方公務員法の趣旨は当然に適用されるものと考えますが、見解を伺います。

◆ **政府参考人 大沢博君**  
(総務省自治行政局公務員部長)

御指摘のとおり、会計年度任用職員につき

ましても、その任用期間におきまして、地方公務員法二十七条の分限及び懲戒の基準に関する規定、いわゆる身分保障の規定が適用されるものと理解をしております。

#### ◆ 岸真紀子君

先ほども言いましたが、建前という言葉がこの最高裁判決にありまして、物事には建前があれば本音があつて、これは法律においても存在しております。

最高裁があえて建前と指摘したその意図、例えば建前とは理想であつて、現実的には本音は異なるものがあるということだとは思いますが、それはともかく、常勤中心主義という言葉だけが独り歩きをして、結果として、常勤以外は全て周辺であるという曲解であつたり誤解があつて、そのため、会計年度任用職員始め非常勤職員が自治体において残念ながら軽んじられているのではないかという懸念があります。こういった間違つた、曲解とかですね、こういったことに対して、総務省の認識をお伺いいたします。

#### ◆ 政府参考人 大沢博君

(総務省自治行政局公務員部長)

お答えいたします。

会計年度任用職員を始めといたします臨時・非常勤職員につきましては、自治体が地域の行政課題に対応して、また住民のニーズに応えつつ効率的で質の高い行政の実現を図る上で、常勤職員と分担、協力をしながら、各職場におきまして重要な役割を果たしているものと考えております。

総務省といたしましても、臨時・非常勤職員が適正な任用や勤務条件の下で勤務ができ

ますように、制度や運用の改善に取り組んできたところをございまして、今後とも、自治体の実態などを十分に踏まえまして、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

今公務員部長からもありましたが、重要な役割を果たしているということが本当に大前提なんです。

会計年度任用職員制度が施行された二〇二〇年四月一日現在における地方自治体の臨時・非常勤等の職員数は全体で六十九・四万人、このうち会計年度任用職員が六十二・二万人で、約九割がパートタイム、フルタイムではなくてパートタイムという実態、そして女性の割合が全体の八割を占めていることが総務省の調査によって明らかになっています。

その後、総務省は、二〇二二年四月一日時点における再度任用時の空白期間の有無など、施行状況等に関する調査は行っていると承知をしておりますが、直近における自治体の臨時・非常勤職員数、会計年度任用職員数、同職員におけるパートタイムの割合、女性の割合があれば教えていただきたいのと、また、増減の理由や背景を含め、御承知であればお答えをお願いしたいところです。お願いいたします。

#### ◆ 政府参考人 大沢博君

(総務省自治行政局公務員部長)

会計年度任用職員の調査でございませけれども、これまで運用に関する幾つかの個別論点については、これは毎年度調査を行っているところをございませますが、自治体に勤務する

臨時・非常勤職員の総数につきましては、おおむね四年に一回程度の調査といたしております。御紹介いただいた令和二年度が今現在のところ最新の数値ということになります。

そこで、令和二年度の前の、前回の平成二十八年度調査と比較をいたしますと、臨時・非常勤職員全体としては約五万人増加をしております。

また、パートタイム勤務や女性の割合につきましては、先ほど委員が御紹介いただいた数値ですと平仄が合わないものですから、比較の基準を合わせるために、会計年度任用職員単体ではなくて臨時・非常勤職員全体の数値で申し上げますと、女性の割合、これはいずれの年度も約七五%でございまして、ほとんど変化していない一方で、パートタイムに勤務している者の割合、これは約七割から八割に増加をしているというところでございます。

臨時・非常勤職員の全体の増加要因といたしましては、効率的で質の高い行政の実現を図りつつ、複雑化、多様化する行政需要に対応するため、非常勤の地方公務員を御活用いただいていることによるものと考えております。例えば、近年では教員業務支援員でありますとか特別支援教育支援員が増加しているなどの要因が考えられるところでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

全体の地方自治体の会計年度任用職員なので、先ほどおっしゃられた、自治体、市役所等で働く会計年度だけではなくて、教員等も含まれて、過去に比べると五万人増加をして

いると。ただ、これ本当にそうなのかというのはまだまだ明らかにはなっていないですし、可能であれば、自治体が調査するというのは忙しいことは分かっているんですが、正確なニーズであったり状況を把握するということは、やっぱり調査も必要なのではないかと考えています。

あと、パートタイムがやっぱり約七割から八割増加というのは、残念ながら、やっぱり会計年度任用職員制度に置き換わるときに、移行するときにパートタイムになってしまったという事例が多くあると考えています。それはなぜかということ、今日やるこの勤勉手当の問題であったり退職金の問題だったりあるので、またそういった課題は今後も引き続き随時質疑とかをしていけたらと考えています。

次に、二〇二〇年四月の会計年度任用職員制度施行以降、地方自治体において、コロナ対応で人的、業務的な負担は相当なものがあります。このため、会計年度任用職員を始めとする非常勤職員が大幅に増加したのではないかと、今直近の数字がないので分かりませんが、まあ想像としてそうなんではないかと考えます。そのことからいえば、国難とも言われた危機を会計年度任用職員等の奮闘によって乗り越えてきたと言っても過言ではないと考えますが、その点についていかがでしょうか。

#### ◆ 政府参考人 大沢博君

(総務省自治行政局公務員部長)

新型コロナウイルス感染症への対応においては、各自治体において平常時の事務と異なる対応が行われたところでございます。このような

状況の中で、常勤職員とともに、会計年度任用職員を含む非常勤職員につきましても、新たに任用することや配置を一時的に転換することを含めまして、様々な人員配置上の対応が行われたものと認識をしております。

その上で、それぞれの職員が保健福祉部門を始めといたします各分野の職場において、大変困難な状況の中で、確実かつ的確な住民サービスの提供を行っていただいたものと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

本当にこの三年間は、何とか耐え抜くのに、職員の、正規の職員も増やす努力もしてきたけれども、やっぱり会計年度任用職員の力が大きかったというふうに考えます。

大臣、これまでのこのやり取り聞いていただいたと思いますが、重要性というのがすごく分かっていたいただいたと思うんです。

改めて、この二〇一七年の四月十三日の総務委員会の質疑でも、当時の総務大臣は、地方自治体の臨時・非常勤職員の役割や存在の意義について、行政の様々な分野で活躍いただいております、現状において地方行政の重要な担い手であるとの認識を明らかにしています。現在においても踏襲されているとは思いますが、それ以降の地方行政の経過と実情も踏まえ、改めて、地方自治体の会計年度任用職員、そして臨時・非常勤職員の役割や存在の意義、重要性に対する総務大臣の見解をお伺いいたします。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

各自治体におきましては、ただいま御指摘

もありました新型コロナウイルス感染症への対応などの緊急の対応も含め、複雑化、多様化する行政需要に対応するため、一般的な行政事務のほか、教育や子育てを始め様々な分野において会計年度任用職員の方々が地方行政の重要な担い手として御活躍をいただいているものと考えております。

そのような認識の下、会計年度任用職員制度は、臨時・非常勤職員の任用及び処遇を適正化するために令和二年度に導入したものであり、これにより期末手当の支給を可能とするとともに、今回の改正法案により勤勉手当の支給を可能とするなど、処遇の改善を図ってきているところでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

大臣からの御答弁にもあったとおり、地方行政の重要な担い手であるという見解を全ての地方自治体が認識共有することがとても重要になってきます。そのための総務省の格段の努力を引き続きお願いしたいので、お願いいたします。

このような役割と意義を踏まえれば、適正な処遇の確保が不可欠であり、その際、少なくとも給与、勤務条件における地方公務員法等の要請でもある国の非常勤職員との均衡並びに地方自治体の常勤職員との権衡を図るべきものと考えますが、このことについて明確な答弁をお願いいたします。

#### ◆ 政府参考人 大沢博君

（総務省自治行政局公務員部長）

会計年度任用職員の給与につきましては、国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点か

ら、これまで期末手当の支給を可能とする法改正を行うなど処遇改善を図ってきておりまして、さらに、本日御審議いただいている地方自治法の改正案において勤勉手当の支給を可能としているところでございます。

また、会計年度任用職員の給与水準の決定におきましては、地方公務員法に定める給与決定原則にのっとり、類似する職務に従事いたします常勤職員の給料表を基礎としつつ、職務の内容や責任、職務経験等を考慮いたしますとともに、期末手当の支給割合など具体的な支給方法につきましても、常勤職員との取扱いとの権衡を踏まえて決定する必要があると考えております。

今後も、丁寧に地方自治体の状況等を把握をしながら、ヒアリングの機会等を活用いたしまして、適正化が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。丁寧な説明等をお願いいたします。

本法案における会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定は、国の非常勤職員との均衡並びに地方自治体の常勤職員との権衡という観点から措置されるものと考えますが、二〇二二年の三月十六日、この当委員会における私からの質疑において、当時の公務員部長は、勤勉手当に関して、国の期間業務職員への支給に係る最近の運用状況等も踏まえ検討すべき課題で、地方公共団体の意見を伺うことに着手すると答えています。

そこで、本法案の提案に至る過程において、総務省はどのように地方自治体の意見を

聞いてきたのか、伺います。

#### ◆ 政府参考人 大沢博君

(総務省自治行政局公務員部長)

お答えいたします。

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関しまして、昨年度、ヒアリングの場などを活用いたしまして地方公共団体から意見を伺ってまいりました。各地方公共団体からは、勤勉手当を支給する場合には適切な地方財政措置を講じてほしい、人事評価を実施するための十分な準備期間が必要であるといった意見が多いという結果でございました。

こうした地方団体からの意見も踏まえまして、今般、地方自治法の改正法案を今国会に提出させていただいたところでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

例えば、今回の法案にも関係してきますが、令和四年度地方分権改革に関する提案募集において、提案団体から指摘された地方公共団体の意見には三点あったと承知しています。一点目は、会計年度任用職員は、新型コロナウイルス感染症対策を始めとした公務の運営に当たり、欠かすことのできない存在である。二点目が、同一労働同一賃金の原則を踏まえ、常勤職員に準じた給与制度とすることで不均衡を解消し、待遇改善につなげる必要がある。三点目が、会計年度任用職員の給与と国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員の給与とで均衡を図り、待遇改善を行うことにより、会計年度任用職員の人材確保や会計年度任用職員の意欲向上といった効果が見込まれ、ひいては行政サービスの向上に資するものと考えられるという。

この三点について、総務省はどのように応えたのかお伺いします。

◆ **政府参考人 大沢博君**

(総務省自治行政局公務員部長)

委員御指摘のとおり、地方分権改革に関する提案募集におきまして、十九の府県及び市区町から、市区町等から、国の非常勤職員等との均衡を図り、待遇改善を行うことにより、人材確保や意欲向上といった効果が見込まれることなどを踏まえまして、会計年度任用職員への勤勉手当の支給を可能とする法改正等を行うべきとの提案があったところでございます。

これを受けまして、昨年十二月二十日付けで、令和四年度中に結論を得ることとして、その結果に基づいて必要な措置を講ずるといった対応方針を閣議決定されたところでございます。

さらに、この対応方針を踏まえまして検討し、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする地方自治法の改正法案を提出をしたと、こういう経緯でございます。

◆ **岸真紀子君**

地方自治体の意見として貴重かつ適正なものであって、地方自治体全体としての共有化について総務省の特段の配慮を求めます。

本法案は、勤勉手当の支給について、条例で支給することができるかとされています。地方自治体における給与の支給が条例に基づくことは前提ではありますが、支給することができるというその効力に関する課題があります。

そこで、地方自治法第二百三条、第二百三

条の二、第二百四条に共通していますが、報酬又は給与は支給しなければならないと義務規定としていることに対し、諸手当は支給することができる、言わば義務規定ではない規定がされていることの相違は論理的にどのような解釈となるのか、お伺いします。

◆ **政府参考人 大沢博君**

(総務省自治行政局公務員部長)

お答えいたします。

地方自治法におきまして、報酬、給料の支給は義務規定である一方で、諸手当の支給は任意規定となっております。これは、全ての職員が支給対象者である報酬、給料とは異なり、諸手当は支給要件を満たした者にのみ支給されるものであることから義務規定とはしていないものと承知をしております。

なお、諸手当の支給は任意規定ではございますけれども、地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則に基づき支給するものでありまして、各地方公共団体においてそれぞれ手当の支給要件が定められているものと承知をしております。

◆ **岸真紀子君**

諸手当の方は、だから、対象者が例えば特別勤務手当とかが一部の方なので、することができるとなっている。だけど、基本的には、常勤職員がそうであるように、勤勉手当も今回はみんなが支給されるということになっていくというところの確認で、次の質問に入ります。

法律案では、第二百三条の二第四項中、期末手当の下に又は勤勉手当を加えとあります。既に会計年度任用職員に期末手当が支給

されている下、国家公務員の非常勤職員との均衡の観点という法律案の趣旨において、人事院の非常勤職員給与決定指針が期末手当及び勤勉手当としていることを踏まえ、地方自治体は、期末手当と勤勉手当のいずれかを支給すればいいということではなく、期末手当と勤勉手当のいずれも支給すべき趣意と理解してよいか、確認をいたします。

また、自治体に、こういった又はという規定になってしまっているの、誤解や任意の解釈などが生じないよう厳格な対応が必要と考えますが、自治体に対する通知など具体的にどのように対応するののかも含め、お答えをお願いいたします。

◆ **政府参考人 大沢博君**  
(総務省自治行政局公務員部長)

お答えいたします。

今回の改正案では、パートタイム会計年度任用職員に対しまして期末手当又は勤勉手当を支給できることとしております。これは、手当の性質上、ごく限られた場合に期末手当のみが支給される職員も生じ得ることから、法制上、期末手当又は勤勉手当を支給できるという規定となっているところでございます。

委員御指摘のとおり、法案成立後には会計年度任用職員に対しては、国の非常勤職員との均衡を踏まえ、期末手当と勤勉手当のいずれも支給することが基本になるものと考えております。

総務省としては、期末手当と勤勉手当の支給が適切に行われますよう各地方公共団体に対して助言を行う予定でございまして、具体的な内容については今後検討してまいりたい

と考えております。

◆ **岸真紀子君**

例えば、二〇一七年五月九日の衆議院総務委員会の質疑において、当時の公務員部長答弁では、法律上はできる規定ではございますが、地方公共団体において期末手当を支給すべきものと明快な見解を明らかにしています。

勤勉手当についても、国の非常勤職員との均衡並びに地方自治体の常勤職員との権衡という観点から期末手当と同様の取扱いであると解するが、ここは相違がないか、確認をいたします。

◆ **政府参考人 大沢博君**  
(総務省自治行政局公務員部長)

お答えいたします。

勤勉手当の支給については、法律上はできる規定でございますが、国の非常勤職員において支給が進んでいることや会計年度任用職員の適正な処遇の確保の観点から、法案が成立した場合には地方公共団体において勤勉手当を支給すべきものと考えております。これは国の非常勤職員の取扱いを踏まえた期末手当の支給についての考え方と同様でございます。

◆ **岸真紀子君**

明確にありがとうございます。すべきものということを徹底していただきたいということを再度お願いいたします。

次に、会計年度任用職員の八割が女性という実態を踏まえて質問いたします。

政府は、賃上げが日本の社会経済にとって喫緊の課題としています。我が国の賃金はこれまでの新自由主義的な経済政策により様々

な格差が拡大をしてきました。その意味で、官民を問わない全ての働く人たちの賃上げに向けて格差の解消は極めて重要な問題であると考えます。

そこで、第一の問題としての男女間の賃金格差の是正について、女性活躍推進法や女性版骨太方針二〇二二に基づき、地方自治体も開示が義務付けられていますが、開示の時期及び単位はどのようになっているのか、お答え願います。

◆ **政府参考人 大沢博君**  
(総務省自治行政局公務員部長)

お答えいたします。

地方公務員におきます男女の給与差異につきましては、昨年六月に決定をされました女性版骨太の方針二〇二二におきまして、国、自治体においても民間企業と同様、女性活躍推進法に基づく開示を行うこととされましたことから、各自治体に対しまして具体的な算出及び公表の方法につきまして昨年十二月に通知を発出をしております。

この通知におきまして、公表の時期につきましては、初回の公表は令和四年度実績を本年六月末までに公表することといたしまして、公表の区分につきましては、民間部門における公表区分を踏まえ、任期の定めのない常勤職員、任期の定めのない常勤職員以外の職員及び全職員の三つの区分により公表するとともに、任期の定めのない常勤職員については役職段階別及び勤続年数別による給与差異を公表することとしております。

◆ **岸真紀子君**

賃金格差の開示は、あくまで実態を把握し

た上で、格差の要因を詳細に分析をして女性の処遇改善につなげるためのものであることは、この女性版の骨太方針が指摘しているところです。

格差の要因が公務員給与における配偶者手当など制度に起因していることがないのか、あるいは運用の問題なのかを把握するためにも、開示の単位は例えば課とか部とか任命権者ごとになるべく小さい範囲で行うべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

◆ **政府参考人 大沢博君**  
(総務省自治行政局公務員部長)

お答えいたします。

先ほど申し上げました男女の給与差異の公表方法について示した通知におきましては、各自治体は男女の給与差異について、より詳細な情報や補足的な情報を任意に公表することができるものとされております。

例えば、各団体の実態を適切に説明する観点から、職種、任用形態、勤務形態等により更に詳細に区分した職員のまとまりごとに公表することが考えられるといったことをお示しをさせていただいております。

また、扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者として男性職員による受給が多い場合など数値のみでは男女の給与の差異について説明が困難である場合に、情報公表を行う様式の説明欄というものがあまして、その説明欄を有効に活用をして、その状況についてより詳細、補足的な情報を公表することも可能としております。

男女の給与差異の公表は女性の職業選択に資するために求職者等に対して情報提供することを目的としておりまして、各自治体にお

いては、目的に沿った情報公表となるよう適切に御対応いただくとともに、女性活躍に関する課題の把握、分析を行い、女性の職業生活における活躍の推進のための取組を進めていただきたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

大分改善はされてきたんですが、残念ながら、例えば女性だと扶養手当を支給されない、まあ職員担当段階で止めてしまうとかと、そういう事例とかも昔はあって、大分改善はされてきましたが、そういったものをチェックするためにもなるべく明らかにしていくということが重要になってきます。

女性版骨太方針は、正規、非正規雇用の日本の労働者の男女間賃金格差は他の先進国と比較して大きい、また日本の女性のパートタイム労働者比率は高いと指摘をしています。一方、地方自治体の臨時・非常勤職員における女性の割合は八割で、常勤全体の地方公務員の割合にすると約四割、同じく一般行政職の割合約三割を大きく上回っているものとなっています。

このような実態を踏まえ、格差の第二の問題として常勤、非常勤の間の給与格差が指摘されるところです。つまり、併せて公表される全ての職員における男女の給与の差異について、男女間の格差を解消するためには、常勤、非常勤という各々の区分の中だけでの問題にとどまらず、任用形態間の格差解消を併せて、そしてより一層進めることが不可欠であると考えますが、このことについての見解をお伺いします。

#### ◆ 政府参考人 大沢博君

##### (総務省自治行政局公務員部長)

男女間の給与格差についてですが、まずは女性職員の活躍推進が重要であるということもごさいます。政府では、第五次男女共同参画基本計画において、地方公務員の管理職に占める女性の割合などの成果目標を定めておりまして、その達成に向けて取組を進めていきます。

また、会計年度任用職員につきまして、その給与水準ですが、地方公務員法に定める職務給の原則等の給与原則にのっとりまして適切に決定する旨が、する必要がある旨、これまでも丁寧に助言してきたところであり、さらに、会計年度任用職員に対して、期末手当に加えて、本日御審議いただいている勤勉手当の支給を可能とする地方自治法の改正案を提出させていただいたところでございます。

引き続き、会計年度任用職員の処遇改善に努めてまいりたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

具体的には、常勤職員の給与との権衡について、類似する職務に従事している常勤職員の給与に対して非常勤職員の給与をどのように決定しているのかということがありますが、地方自治体における現状の運用等に関する総務省の考え方について明らかにしていただけますか。お願いします。

#### ◆ 政府参考人 大沢博君

##### (総務省自治行政局公務員部長)

先ほども申し上げましたが、総務省としては、会計年度任用職員の給与水準については、地方公務員法に定める給与決定原則に

のつとりまして類似する職務に従事する常勤職員の給料表を基礎とするなど適切に決定する必要がある旨、これまでも丁寧に助言をしまいにりました。

多くの地方公共団体においては、こうした総務省の助言を踏まえ、おおむね制度の趣旨に沿った給与設定がなされてきておりまして、例えば約九割の団体におきまして、類似する職務に従事する常勤職員の給料表を基礎とした給与決定がなされているところでございます。

一方で、必ずしも制度の趣旨に沿った運用がなされていない団体もいまだ一定数存在しているところでございまして、総務省としては、実態を丁寧に把握をしつつ、ヒアリングの機会等を活用して処遇の適正化が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

どうしても今実態ではまだまだそぐわっていないところがあるという御回答がありました。

違いが分からないというところがあるんですね、常勤と非常勤が、同じような仕事をしていたり。例えば、今四月ですが、新年度に入って新規採用の正規の職員が入ってきた職場があります。そこでは、昔からずっと長らくその会計年度任用職員の方が仕事をされていて、言わば異動してきた、新しく異動してきた常勤の職員であったり新規の採用の職員よりも詳しいんですね、仕事が。で、むしろ新人教育までもしているような会計年度任用職員もいます。責任の重さであったりその重要性ということで考えると、もう本当に違い

が分からなくなってきたような実態も見受けられるので、なるべくちゃんとこの処遇改善していくんだということを重きを置いていただきたいというところです。

例えば職務内容について、その要素だけでは抽象的であって、具体的、詳細に常勤職員と非常勤職員の職務内容を比較検証する基準が必要であると考えられますが、政府の見解はいかがでしょうか。

#### ◆ 政府参考人 大沢博君

(総務省自治行政局公務員部長)

お答えいたします。

個々の職にどのような職員を任用するかについては、各自治体において、対象となる職の職務の内容や責任に応じて、任期の定めのない常勤職員や臨時・非常勤職員などの中から適切な制度を選択していただくべきものでございます。

総務省からは、対象となる職が、業務の性質に関し相当の期間任用される職員を就けるべき業務に従事する職であり、勤務時間に関しフルタイム勤務とすべき標準的な業務の量がある職である場合には、任期の定めのない常勤職員等をその職に就ける必要がある旨通知をしているところでございます。

具体的には個々の事例に即しまして各自治体で御判断をいただきたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

なかなかその各自治体での御判断がばらばらであるという問題意識はまだまだありますので、引き続きの課題として今後も機会あればやり取りをさせていただければと思います。

次に、会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として、地方公務員法第二十四条の均衡原則が適用されることとなります。

そして、総務省の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルというものがありますが、この中には、民間企業の労働者の給与水準との権衡については、各地方公共団体において、人事委員会による公民比較を通じて民間給与との均衡が図られている常勤の職員の給与を基礎とすることにより、間接的に実現されると考えられますとしています。

これは、常勤職員における公民の比較が毎年四月時点で行われて、それに基づく給与改定が四月に遡及していることから、まあ人事院勧告の取扱いですね、こういったことからいうと、会計年度任用職員の給与改正について、マニュアルの中に問い十三の八というのがありますが、この中でこう書いてあります。常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することが基本としていることの意味というのは、四月に遡及して改定することが基本であるというのが総務省の考え方と理解しますが、いかがでしょうか。

◆ **政府参考人 大沢博君**  
(総務省自治行政局公務員部長)

委員のただいまの御指摘のとおり、会計年度任用職員の給与決定につきましては、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することが基本と考えておりますが、各地方公共団体の実情に応じて判断いただきたい旨、各地方公共団体に助言をしているところでございます。

実際の給料、報酬水準への反映時期につき

ましては、こうした助言を踏まえ、各地方公共団体において判断をしてきたものと承知をしております。

◆ **岸真紀子君**

この後も聞きます。

昨年の二〇二二年度における地方自治体の会計年度任用職員の給与改定はこの考え方により行われているものと思いますが、具体的に、昨年、具体的に言うとはですね、人事院勧告では月例給が引上げとなりました。これは、会計年度任用職員制度ができてからは初めての引上げだったと思うんですね。これについてどういった実態になるのか、総務省として把握をしているのか、お伺いをいたします。

◆ **政府参考人 大沢博君**  
(総務省自治行政局公務員部長)

会計年度任用職員の令和四年度の給与改定に係る実施時期につきまして、本年一月に各地方公共団体に対しまして調査を実施しております。

その結果でございますが、全体の約二割程度の団体が令和四年四月に遡及をして改定を行っており、七割程度の団体が令和五年の四月、したがって翌年度でございますけれども、令和五年四月から改定することとしていたということでございます。

◆ **岸真紀子君**

今のお話を聞くと、昨年、会計年度任用職員制度ができてから初めての人事院勧告で引上げとなったけれども、残念ながらこの導入時の事務マニュアルにもあるような運用とい

うのがされていないというか、二割はその年の四月に遡及をしたけれども、七割が今年の四月からの、要は新年度予算からの適用となってしまうという御答弁だったと思います。

本来であれば、本当にこれがすごく問題で、せつかく処遇改善するために会計年度任用職員制度というのが導入をされて、常勤との均衡とか国家公務員との権衡とかというのを、均衡とかをしっかりとしていくという制度であったのにもかかわらず、今の状態はそういう実態があるということをごに在る皆さんにも御承知をしておいていただきたいと思ひます。で、これが問題なんです。

総務省は、会計年度任用職員制度の導入等に向けたこの事務処理マニュアルの問ひの十四の一で、期末手当を支給すべきものとする根拠として、期末手当ですね、今までの、出されてきた期末手当の根拠として、新地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則から、以下の国家公務員を取り巻く情勢を踏まえと前置きをしております。

具体的には、国家公務員の非常勤職員については、人事院の非常勤給与決定指針において期末手当に相当する給与を支給するよう努めることとされ、また、人事管理運営協議会幹事会申合せ、こういう会議があるんですが、国家公務員の給与を決めるやつですね、この申合せにおいても支給するものとすると言われてることを挙げています。

ここで、人事院の非常勤給与決定指針及び人事管理運営協議会幹事会申合せについて、国の非常勤職員の給与の取扱いとの均衡に関して、総務省が自ら指摘したこととして、期末手当や勤勉手当に限らず給与制度及び運用

の全般に及び、例えば非常勤職員の給与改定時期も当然その範囲であります。

そこで、お伺ひしたいのは、国家公務員の非常勤職員の給与について、二〇一七年五月二十四日の人事管理運営協議会幹事会申合せの、遅くとも改正給与法施行の翌月から改定が、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とすることに、三月二十二日、今年の三月二十二日に改正されまして、同日には同様の人事院の非常勤給与決定指針の改正が行われています。

この意味というものは、常勤職員と同様に四月に遡及することを徹底させるという河野国家公務員制度担当大臣の本年三月九日の参議院内閣委員会における明確かつ揺るぎない答弁から始まっておりまして、当然、地方公務員の非常勤職員にも同様の措置が図られる必要があるものと考えますが、改めて、この国家公務員の非常勤、非常勤、非正規公務員の取扱いと同じくしなきゃいけないと思うんですが、給与改定の時期、遡及に関する明確な見解を総務大臣に明らかにしていただきますようにお伺ひをいたします。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

会計年度任用職員の給与については、地方公務員法に定める給与決定原則に基づいて決定される必要があり、人事委員会勧告を踏まえた常勤職員の給料表を基礎とすることなどにより、その趣旨に沿ったものとなります。したがって、常勤職員の給料表が改定された場合、会計年度任用職員についても常勤職員の取扱いに準じた改定を行うことが基本となると考えております。

総務省といたしましては、遡及適用も含

め、常勤職員の取扱いに準じて改定する場合の具体的な対応方法等について自治体から聞き取りを行うなど、対応を検討してまいりました。今後、会計年度任用職員の給与改定の実施時期について、遡及適用を含め、常勤職員の給与改定の取扱いに準じた改定を基本とするよう自治体に対して要請する方向で取り組んでまいりたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

大臣、ありがとうございます。

明確に、基本とするんだというふうで要請をしていくということに、常勤の職員に準じた改定が基本なんだということを要請していくということで御確認させていただいたと解してよろしいでしょうか。済みません、よろしいですかね、公務員部長、今ので。はい、ありがとうございます。

最後に、先般、二月十三日に総務省のホームページを見ました。質問ではないです。総務省のホームページを見たら採用情報が掲載されておりまして、総務省の大臣官房会計課総務係非常勤職員の募集要項というのがありまして、この募集要項には住居手当の支給が明記されておりました。一方、同じ日に総務省の行政評価局行政相談管理官室非常勤職員の募集要項というのも載っておりまして、こっちには住居手当の支給が措置していない、されていないということになっておりました。ホームページ上なので実際は違うのかもしれませんが、そのように明記されていなかったんです。これを考えると、総務省の中でも、残念ながら同じ非常勤でも不平等な取扱いがなされているのではないかと想像するんですね。

国の非常勤職員の適切な処遇については、

なお多くの課題が存在しております。総務省の最高責任者である松本大臣には、是非そういう話かもしれませんが、そういったところも認識をしていただいて、更に改善、内部でも改善をしていただきたいですし、先ほどから約五十分間にわたって質問してきました地方自治体の会計年度任用職員を含む非常勤職員の大半は女性であって、八割女性なんです。なおかつ、少子化対策が我が国における喫緊の課題となっている中、実はこの自治体で働く会計年度任用職員の中にはシングルマザー、いわゆる一人親家庭の働きながら子供を育てている方も多いのが実態です。これは本当に現場に行くと、そういった、これじゃ生活できないんだという声を非常に多く聞いています。

こういったことを考えると、非常勤という仕事により生活や育児を行っている現状を、現実を直視すべきであって、早急な生活関連手当、生活関連手当の支給なども、引き続き地方行政の重要な担い手にふさわしい適正な処遇の改善の努力をすることをお願い申し上げまして、本日の質疑を終わります。

どうもありがとうございました。

◆ 岸真紀子君

立憲民主・社民の岸真紀子です。

最初に、山中規制委員長に、次世代の革新炉という言葉についてお伺いをいたします。

革新という言葉を広辞苑で調べますと、旧来の組織、制度、慣習、方法などを変えて新しくすることとありました。

原子力小委員会の原子炉ワーキングチームでは、革新炉開発の資料を見ると革新軽水炉とあって、既存技術を活用とか、既存軽水炉のサプライチェーンとか、現行の軽水炉と同水準とかとありまして、言ってみれば今までと余り変わらないのではないかというふうにも感じているところです。

そこで、まず委員長にお伺いしたいのは、この革新軽水炉というのはどのようなものなのかというのを、是非とも技術者というか委員長の立場から分かりやすくお答えをいただきたいというところです。よろしくお願ひします。

◆ 政府特別補佐人 山中伸介君  
(原子力規制委員会委員長)

お答えいたします。

一般的に公開されております情報の範囲で申し上げます。いわずに、いわゆる大型革新炉と呼ばれるものについては基本的には既存の軽水炉の延長上にあるものが多く、また、いわゆるSMRと呼ばれる小型炉につきましては、軽水炉や高温ガス炉、高速炉などの様々なタイプが開発されておるようでございます。既設炉とはかなり異なる炉型となるのではないかと、思います。

いずれにいたしましても、御指摘の次世代革新炉につきましては、事業者から具体的な炉型の提案がなく、規制委員会としては認識を申し述べることは現状ではできません。規制委員会としては、事業者からの提案を踏まえて、その熟度に応じて、必要な規制基準の考え方を含め、規制の在り方を検討していきたいと考えているところでございます。

一方、高温ガス炉、ナトリウム冷却高速炉等の試験研究炉の適合性審査については、私自身直接担当をしている経験がございました。それぞれの炉の今後の商業炉としての技術的な比較ができるほどの熟度にはまだ至っていないというふうに考えております。

◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。まだ上がってきていないので、まだ規制委員長の立場としてはお答えが難しいということでした。

ただ、一部、やっぱり少し触れていただいて、結局、この政府が言う次世代革新炉という言葉を使って、何となく安全なのではないかとか新しい分野なのではないかというふうに思いがちな国民ってたくさんいると思うんですが、なかなか、従来の軽水炉を改良型にしていたりとか、あと、新しいもので、研究、委員長も実際に研究にも携わっていたというところはまだまだこれからの技術で完成もしていないというものであるというところで、言いたいのはですね、やっぱりこれが独り歩きをして、何となく安全性が新しくできるんだというイメージでいくと間違った施策になるのではないかと考えています。なの

で、ちょっと確認をさせていただいたというところでは。

ちなみに、小型モジュール炉も、もうとてもちっちゃいので、なかなか商業炉としては難しいんじゃないかというところがあります。

次に、三月二十八日に、原子力規制委員会で、山中委員長が記者会見において、日本原子力発電株式会社敦賀発電所二号炉の再稼働に向けた審査について、結構厳しく打切りも含めて最後の決断をしないといけない時期だと述べています。委員長が打切りの可能性にまで言及するのは異例であったと承知しています。高速増殖炉の「もんじゅ」は似たようなケースでストップしたことがあります、これは一体どういう経過だったのかということになります。

審査資料の誤りということみたいですが、どういうことだったのかということで、四月五日の時点では、一旦取下げか申請の補正か二者択一を迫ろうとしたけれども、差戻しといいますか、その後の規制委員会で討議を行った結果は変更許可申請の一部補正を求めるということになったとはいえ、何がそこまで最初の時点で規制委員長に言わせたのかというのを、委員長から見た現状と課題をお答えいただきますようお願いいたします。

#### ◆ 政府特別補佐人 山中伸介君 (原子力規制委員会委員長)

お答えいたします。

日本原電が敦賀二号炉の審査におきまして提出した新規制基準への適合性の判断と根拠となります科学的実績データに誤りが続きまして、実質的な審査に着手できないという不

適切な状況が続いておりました。

このような状況を解消すべく、本年の四月五日の原子力規制委員会において、今後の審査の進め方として、申請を取り下げさせるか、あるいは一部補正を求めるかの二案を討議いたしました。

その結果として、申請を一旦取り下げ、ゼロベースで審査をし直すことはかえって審査を長引かせるということになりますので、実質的な審査に着手可能な状態になることを前提に、設置変更許可申請の一部補正を求めることに決定をいたしました。

その後、令和五年四月十一日の日本原電とのCEO会議において日本原電の村松社長から会社としての意思確認を行ったところであり、しっかりと対応いただけるものということをその場で確認をいたしました。

#### ◆ 岸真紀子君

今の状況としては、もう一度差し戻してというか、再度提出を求めているという実態で、社長ともお話をされたということです。

でも、なかなかこれ審査が、それまでの間に、これまでの審査ですね、なかなか委員長としても不満が残ったものなのではないかと、対応等も含めて、そういうところがあったのではないかとこのように考え、今の答弁を聞いても思うところです。

ほかにも確認をしたいことがあるので次の質問に行きますが、次に、青森県六ヶ所村で建設されている使用済核燃料の再処理工場についてお伺いをいたします。

これ、一九九七年完成の予定が、既に延期で二十六年目となります。結局いつ動くのかということなんですが、原子力規制委員

会としても事態を重く受け止め、日本原燃株式会社の経営層と意見交換を行ったというニュースを拝見しましたが、現状等を教えていただけますでしょうか。

◆ **政府特別補佐人 山中伸介君**  
**(原子力規制委員会委員長)**

お答えいたします。

現在、令和四年十二月二十六日に申請をされました第二回の設計及び工事の計画の認可の審査中でございます。約六万ページに及ぶ設計及び工事の計画の認可の申請書のうち、現時点で約三千百ページに、誤記や落丁だけではなくて、古い設計情報を記載するといったものが確認されております。

これらの申請書の不備につきましては、経営層のマネジメントの問題が一因と考えられることから、本年四月十四日に、増田日本原燃社長との間でCEO会議を公開で実施をいたしました。適切なプロセスマネジメントの下に、審査に足る審査資料を提出し、基準適合性審査ができるよう、社長が責任を持って対応すべきであるという旨を伝えました。

原子力規制委員会としては、現時点において再処理施設の竣工時期についてまだ申し上げられる状況にはございませんけれども、引き続き適切な審査資料に基づき厳正な審査を進めてまいり所存でございます。

◆ **岸真紀子君**

なかなか原子力規制委員会もこの六ヶ所については相当苦勞をされている経過を読み取れるというか、今の御答弁を聞いても思うところでは。

この六ヶ所再処理工場とも関連してくるの

で経産省にお伺いをしますが、日本において使用済核燃料をリサイクルする技術の先駆けでもある日本原子力研究開発機構の東海再処理施設でガラス固化体が根詰まりを起こして停止したと発表し、さらに新たなガラス溶解炉を入れるということのようなのですが、現在どうなっているのか、経産省として把握をしていますか。

これは、北海道が全国で唯一文献調査をしている地層処分の前提でもあり、核燃料サイクルの前提となるガラス固化体に関わってくる問題です。機構は文科省の所管ではあるものの、その技術は六ヶ所再処理工場を使うことにもなるので、経産省に現状と課題をお伺いします。

◆ **政府参考人 山田仁君**  
**(資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官)**

お答え申し上げます。

日本原子力研究開発機構の東海再処理工場におきまして、ガラス溶融炉内の廃液に含まれる白金族の、白金族元素が堆積するということがガラス固化のプロセスが一部阻害されたため、当初予定されていた作業手順のつとって作業を中断したものと御承知をいたしております。

今御指摘ございました六ヶ所再処理工場のガラス溶融炉につきましては、大きさやガラスの形状等が異なることから、日本原子力研究開発機構の東海再処理工場と一概に比較できるものではないと承知をしておりますが、六ヶ所再処理工場につきましては、二〇〇六年から実施したアクティブ試験を踏まえて技術的な課題は解決されているものと認識をし

ております。具体的には、六ヶ所再処理工場では、高度な温度管理を行うとともに、予防的に洗浄を実施することにより、白金族元素の堆積を抑制する対策などを講じておるところでございます。

そのため、東海再処理工場におけるガラス固化作業が中断したことにより六ヶ所再処理工場に同様の不具合が生じるとは考えてはございませんが、日本原子力研究開発機構による知見も必要に応じて活用してまいりたいと、このように考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

今御説明いただいたのだと、まるっきり同じじゃないから余り影響ないよというのかもしれませんが、なかなかそうではなくて、やっぱり技術として、この再処理に関する技術として最先端だったところがなかなか根詰まりを起こしているということは重く受け止めるべきだと考えています。

六ヶ所再処理工場の見通しも立っていませんし、その分野では、先ほども言いましたが、パイオニアの東海再処理工場でもうまくいっていない。万が一この技術がうまくいったとしても、「もんじゅ」が頓挫していて、プルトニウムをウランと混ぜたMOX燃料を原発で燃やすプルサーマルで使うとしても、現在、四基しか動いていなくて、プルトニウムを消費する量は限られていますので、どんどんどんどん増えていくことになっています。

経産省は、プルサーマル発電に新たに同意した自治体に交付金を出すとして、何だかお金で何とかしようとしているようにも見えますが、不具合も起きやすいし、リスクも

高く、なかなか住民の同意は得られないと考えます。この調査会でも過去に指摘をしておりますが、日本がプルトニウムを大量に保有していることは米国からも懸念が出されています。

こういった状況にある中で、いつまでこの核燃料サイクルを続けるのでしょうか。そろそろ本気で断念の方向で議論すべきではないかという指摘をさせていただいて、そのことについて里見政務官にお答え願います。

#### ◆ 大臣政務官 里見隆治君 (経済産業大臣政務官)

御答弁申し上げます。

第六次エネルギー基本計画で閣議決定をしておりますとおり、現在は、高レベル放射性廃棄物の減容化、有害度の低減、そして資源の有効利用などの観点から、使用済燃料を再処理し、回収をしたプルトニウム等を原子力発電所において有効利用する核燃料サイクルを推進していくことが我が国の基本的な方針となっております。

こうした観点から、六ヶ所再処理工場については、日本原燃が二〇二四年度の上期のできるだけ早期の竣工に向けて適合性審査等の対応を着実に進めるよう、その取組を随時確認しながら指導し、円滑な竣工の実現を目指しております。

その上で、電気事業連合会は、二〇二〇年十二月に基本的なプルサーマル導入の方針を示すプルサーマル計画を公表し、二〇三〇年度までに少なくとも十二基でのプルサーマル実施を目指す旨を表明したところでございます。

現在、先生御指摘のとおり、プルサーマル

を行う計画を有している原子力発電所のうち、高浜三、四号機、玄海三号機、伊方三号機の四基がプルサーマルで再稼働済みでございます。さらに、六基が原子力規制委員会の審査を受けており、今後、審査が進み、プルサーマルを実施する原子力発電所の再稼働が増えればプルトニウムの消費も進んでいくものと見込まれております。

政府といたしましても、プルサーマルの政策的意義を国民や地元に向けて丁寧に説明するなど、プルサーマルを一層推進していくこととしておりまして、引き続き核燃料サイクルを着実に進めてまいりたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

核燃料サイクルを止めるとなれば、電力会社に今ある、資産としてある使用済燃料が負債になるという問題があったり、むつ市の中間貯蔵施設にあるものをどうするかという問題が起きたり、六ヶ所再処理工場や大間原発など、これまでたくさん費用を投じてきた問題があったり、様々な課題があることは確かです。とはいえ、どう見ても核燃料サイクルについては破綻をしていると言わざるを得ません。これ以上費用を掛け続けるのはいかなものかと思えますし、現実的ではないと考えるので、やっぱりここしっかりともう一回立ち止まって議論をした方がいいということ、再三にわたっても言っているんですが、今日もそのように伝えておきます。

次に、核燃料サイクルにも関わってきますが、高レベル放射性廃液をガラスでうめた後の地層処分をめぐる、現段階では北海道の寿都町と神恵内村が文献調査というものを

行って二年が経過をしました。文献調査は、活断層や火山など、処分場として適切でない場所がないか、論文や地形図などの資料を詳しく調べるものと承知をしておりますが、当初から、神恵内村の方においては、原子力発電環境整備機構が三月二十九日に行った住民との対話の場でも、評価基準案を基に判断した場合、第二段階となる概要調査候補地として村内で残るのは南部の一部のみとの見解を示しています。村内で候補地と見込まれるとした場所は、国が二〇一七年に示した科学的特性マップとほぼ同じです。

そもそもこの文献調査というのは何だったのか、何の文献を見たのか、どういう意味での調査をしたのか、経産省にお伺いします。

#### ◆ 政府参考人 山田仁君

##### (資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官)

お答え申し上げます。

最終処分場の選定プロセスは、最終処分法に基づきまして、まず文献や資料を基に地域の地質データを調査分析する文献調査、続いてボーリング調査等を行う概要調査、また、地下施設での調査、試験等を行う精密調査と、地域の理解を得ながら段階的な調査ステップを踏みつつ取り組んでいくものでございます。

この選定プロセス中の最初の調査である文献調査でございますが、こちらにつきましましては、現地調査を含む概要調査に進むかどうかについて地域に御判断いただくために、地質データ等を調査分析して情報提供を行う事前調査的な位置付けでございます。

具体的には、調査実施主体である、先ほど

名前ございましたNUMOでございますが、NUMOにおきまして地域固有の地質図や学術論文などを収集し、また、その収集データに基づき火山や活断層による地層の著しい変動がないか等を評価した上で報告書にまとめるということとなっております。

現在は、文献調査段階での評価の考え方、言わば評価基準につきまして国の審議会において様々な分野の専門家に御議論いただいているところでございます。北海道の二自治体における文献調査につきましては、全国初の調査であるということもありまして、引き続き丁寧に評価していく考えでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

神恵内村は積丹岳もあって、南部の一部のみしかないと当初から分かっていたことで、地元の住民を分断して二十億円もの交付金を払って、何だったのかなという疑問が残ります。

また、最近のニュースでは、NUMOが、驚くことに、なぜか神恵内村に道外からウナギの養殖事業をしている企業との仲介を行ったというものがあります。結局、この文献調査というのは、調査という言葉は使っていますが、説得の時間なのかとさえ思えるような動きです。

ウナギに関し村内では、道外からの新規参入で歓迎ムードがある一方、NUMOが町づくりに関与を強めることに強い懸念、これで押し切られてしまうんじゃないか、何となく地域活性化が進んだからいいんじゃないかと思われるかもしれないという村民の声も多々あります。それは、文献調査の次に、ボーリングなど実質的な調査となる概要調査という

ものが次に控えていて、そこへの警戒心でもあるというところでは、NUMOが地域活性化に貢献した実績をアピールして、なし崩し的に最終処分とされるのではないかという強い危機感も聞いています。

文献調査から二年が経過しましたが、寿都町と神恵内村の今後の見通し、万が一概要調査へと進むことになれば地域住民の合意はどのように形成、得られるのか、経産省にお伺いします。

#### ◆ 政府参考人 山田仁君

##### (資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官)

先ほどもお答え申し上げましたが、先ほども申し上げたとおりでございますが、現在、文献調査の評価基準を審議会で議論中でございまして、まずはこれを丁寧に進めていきたいと考えております。その上で、最終処分場の選定は地域の理解なくしては進めることはできないものだというふうに考えておりまして、国としては、地域において処分事業の賛否に偏らない議論を丁寧に重ねていくことが重要だと考えております。

こうした観点から、現在、対話の場などを通じまして地域の理解が深まるよう最大限取り組んでいるところでございますが、地域におけるその合意形成の在り方につきましては自治体としての判断を尊重することが重要と考えてございまして、国としては、引き続き地域におきまして丁寧に議論を重ねてまいりたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

本日の日経新聞の朝刊にも載っていたんで

すが、このNUMOに一任する手法でこの文献調査を進めてきたんですが、途中から、専門家を加えてデータを評価する手法を取るよう経産省が提案をしたとなっています。じゃ元々NUMOだけでは無理だったのかと思うところもあるんですね、この動きを見ると。なかなか理解がし難いということは申し添えておきます。

次に、政府は、GX基本方針において、文献調査受入れ自治体等に対する国を挙げてと記載をしております。これは国が文献調査の候補地に全力で取り組むと言っているようなものですが、地層処分以外の候補地の見通しはあるのか、お伺いします。

◆ **政府参考人 山田仁君**  
(資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官)

お答えを申し上げます。

処分地が決まったフィンランドやスウェーデンや、選定プロセスの最終段階にありますフランスなど、先行する諸外国では十件程度の関心地域から順次絞り込んでいるように、我が国でも最初の段階である文献調査の実施地域の拡大が重要だと認識をしております。

これまでも全国的に対話活動を実施してきたところでございますが、今後は、基本方針の改定案に沿って、少なくとも百以上の自治体を対象に掘り起こしのための全国行脚でございませうとか、国から地域への調査検討等の段階的な申入れなどに取り組む考えでございませう。

国としては、地域に寄り添いながら、最終処分の実現に向けて取組を加速してまいりたいと考えております。

◆ **岸真紀子君**

今のその百以上、少なくとも百以上となってくると、これ、一自治体二十億円という、まあざっくり言うと交付金になってくるので、百以上となるともう相当な金額になってくる可能性もあるということなんですか。そこだけもう一回お答えください。

◆ **政府参考人 山田仁君**  
(資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官)

今申し上げましたところにつきましては、文献調査の拡大を目指しまして、訪問する自治体を拡大して対応していくということでございます。

◆ **岸真紀子君**

訪問する自治体ということなんですかね、百というのは。そういうことでよろしいですね。

◆ **政府参考人 山田仁君**  
(資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官)

訪問する自治体を、百以上のところに訪問して掘り起こしに図っていきたいと考えております。

◆ **岸真紀子君**

となると、私が質問したほかの候補地があるんですかというのは、まだまだ何も決まっていないということです。

ただ、一方で、国が努力していくということに少し恐ろしさも考えています。先ほども少し触れましたが、二十億円という交付金

を元に自治体に手を挙げてくださいというように言ってしまうている実態なんです、結局、こうなってくると、今も何となくニュースを見ると、離島が手を挙げつつあるみたいな報道が出ています。離島とか半島とか中山間地域とか、結局、財政的に乏しくて、条件不利地というところがこの交付金とか国が言うお金で買われてしまう可能性があるのではないかという懸念があります。

その中で、今もう北海道では起きてしまっていますが、自治体の中で住んでいる人、若しくは自治体の、その手を挙げた自治体以外の周辺の住民の方、こういった方は残念ながら分断を迫られている。これは、今のことでなくて、過去にも高知で起きてしまったということもありますので、一生懸命やりたいというのは分からなくもないんですが、一方で、余り国が介入をし始めると、なかなか自主的な合意形成になっていかないのではないかと懸念だけは伝えておきます。そこはやめてほしいというところです。ただ、国が責任を持ってこの核のごみ問題に取り組んでいくというのは重要だと私も考えています。

次に、東京電力柏崎刈羽原子力発電所のテロ対策不備の検査の途中経過を公表し、確認した二十七項目のうち六項目で改善が必要としました。運転禁止命令の解除は見通せない状況にあるといってもよいのではないかと考えます。

柏崎刈羽原発は、テロ対策ができていない、何度もいわゆる不祥事を起こしていて、これではちょっとどうなのかなと思うところがあります。原子力を動かす大前提である信頼回復とならないのではないかと、安全が求められる原子力において適格がないのでは

ないか、いまだに原子力の業界では安全性に真摯に向き合っていないのではないかと落胆するところです。

この経過を踏まえて、原子力規制委員長にお伺いしますが、運転禁止解除の見通しはあるのでしょうか。

#### ◆ 政府特別補佐人 山中伸介君 (原子力規制委員会委員長)

お答えいたします。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所につきましては、令和二年度に発生いたしましたIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能一部喪失事案を受けまして、令和三年四月から追加検査を行っているところでございます。

令和五年三月八日の原子力規制委員会において、原子力規制庁から追加検査の状況について報告を受けております。具体的には、委員御指摘の二十七課題のうち二十一で改善が見られるものの、不要な警報が減少していない、会議で協力会社の意見が取り上げられていない等の六つの課題が残っていることを確認いたしました。

現在、追加検査の報告書を取りまとめることを指示しております。令和五年五月、公開の会合で報告を受け、その結果を踏まえ規制委員会で判断することになりますけれども、現時点で特定核燃料物質の移動禁止命令の解除は厳しい状況にあると考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

次に、経産省にお伺いをしますが、柏崎刈羽原発は、一七年に規制委員会の審査を合格し、安全対策工事を二一年一月に完了と公表

をしました。しかし、直後に一部完成していなかったことが判明、しかもその後、前後にですね、IDカードの不正使用や検査装置の不具合といった核防護上の問題が相次いで明らかとなり、再稼働に向けた作業が止まりました。

また、つい先日も遅れて公表しておりますが、一月十九日に防護区域に入る際の点検で、無許可のスマホが手荷物検査で見落とされて、それが四月十三日に発表されるということもあったようです。

ちなみに、今日ですかね、二十五日の、昨日も、山中委員長が東電の福島第一原発一号機の原子力圧力容器を支える鉄筋コンクリートの土台が損傷していた問題をめぐって、東電の対応、検討が遅いことに不満も述べています。

これだけ度重なる問題があつて、言いづらいんですが、公表が遅かったり隠そうとしているのではないかというふうにも思われます。こういったことは、現場は一生懸命頑張っていると思います。安全のために頑張っています。だけど、経営側の問題がやっぱりあるのではないかと云々ざるを得ません。会社として住民や国民の信頼を本当に得ようと考えているのかさえ疑わしく思ってしまう。

この状態で、再稼働の資格は得られないのではないかと考えるんですが、里見政務官の御見解をお伺いします。

◆ **大臣政務官 里見隆治君**  
(経済産業大臣政務官)

御答弁申し上げます。

原子力規制委員会による個別の発電所の審査や検査については、高い独立性を有する原

子力規制委員会の所掌であり、コメントは差し控えさせていただきます。

その上で、柏崎刈羽原子力発電所における一連の核物質防護事案については、経済産業省としまして、原子力規制委員会の検査に真摯に対応すること、核物質防護体制の再構築や地域からの信頼回復に緊張感を持ってしっかりと対応することに関して東京電力を繰り返し指導しております。

地元や国民からの御理解は、原子力事業を進めていく上での基本でございます。東京電力には引き続き、安全対策、核物質防護対策の再構築はもちろんのこと、組織改革を着実に実行し、信頼回復に全力を挙げてもらいたいと思います。

経産省としても、事業を監督する立場から、こうした東京電力の取組を指導してまいりたいと考えております。

◆ **岸真紀子君**

少なくとも、本当に今、たとえ再稼働をしていなくても、やっぱりきちんと安全に管理をしなければいけないということであると、やっぱり経産省からもしっかりと、その安全を管理するのと信頼を回復するということがも伝えていただきたいと思います。

次の質問は、ちょっと一個飛ばして、また後で時間があればやりますが、昨年からの国民からの関心も高かった、高経年化した発電用原子炉の安全規制に関するルールを変更する、いわゆる原子力規制委員会が短期間で決めてしまった原子炉の使用期間ルールを変更するということについて、先日、規制庁が分かりやすいようにと資料を作って規制委員会に提示をしたようですが、規制委員会の公

式サイトには載っているんですけど、とてもちょっと見付けにくいところにあります。PRをするのであれば、もっときちんと分かりやすいところにすべきではないかという問題意識です。

まだまだ内容は難しく、これは誰向けの発信なのか、そこが曖昧では、なかなか幾ら資料を作ってもみんなに伝わっていかないという問題があります。もっと分かりやすく、そして見付けやすいところにすべきと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

#### ◆ 政府特別補佐人 山中伸介君 (原子力規制委員会委員長)

お答えいたします。

今般、高経年化した原子炉の新たな規制制度を定める法律案を国会に提出をさせていただきましたが、この新制度案が国民にしっかりと御理解いただけるように取り組むことが重要であると考えております。

そのため、本年二月から、私から事務方に対して、公開の検討チームを立ち上げ、新たな制度の国民への分かりやすい説明等について検討を進めるよう指示を行ったところでございます。御指摘の資料は、その指示を踏まえて事務方が作成し、四月十八日、原子力規制委員会での中間報告として説明を受けたものですが、これで終わりであるとは考えておりません。今後も改善を続けていきたいというふうに思っております。

専門的な内容を分かりやすくお示しするにはなかなか難しいところがあるのは事実でございますし、科学的、技術的な内容を簡単に説明することの困難さというのは感じているところでございます。ホームページの構成、

あるいは専門的な内容をより分かりやすい表現にするなどの改善には今後とも継続的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

その資料にですね、三ページに原子炉等規制法による安全規制の全体像という項目がありまして、その中に、規制基準が全て守られることで事故を完全に防止できるわけではありませんが、必要最低限の安全性が確認されたことになりまして、この必要最低限の安全性というのはどういうことなのか、これ、時間限られています、短く御説明をお願いします。

#### ◆ 政府特別補佐人 山中伸介君 (原子力規制委員会委員長)

お答えいたします。

原子力施設の安全確保の一義的な責任は事業者であり、原子力規制委員会として事業者には代わって安全性の説明をするべき立場ではないと考えております。

その上で、原子力規制委員会としては、考え得る限りの規制要求を行い、事業者がいかに安全確保に努めても、絶対安全、一〇〇%安全ということは申し上げることはございません。新規制基準への適合性は、リスクがゼロであるということを保証するものではございません。

このような認識の下、規制基準が全て守られることで事故を完全に防止できるわけではありませんが、必要最低限の安全性が確認されたことになるということを表現したものでございます。

## ◆ 岸真紀子君

今言われたとおり、難しいのは分かるんですが、何か逆の意味に捉えられる表現なの

で、そこは改善を求めて、質問を終わります。

## ◎第211回国会 参議院 本会議 2023年4月28日

## ◆ 岸真紀子君

立憲民主・社民の岸真紀子です。

会派を代表し、ただいま議題となりました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案について、河野デジタル大臣、加藤厚生労働大臣、齋藤法務大臣、後藤全世代型社会保障改革担当大臣に対し、質問します。

まず、束ね法案の問題について伺います。

本法律案の概要は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、マイナンバーの利用範囲の拡大、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し、マイナンバーカードと健康保険証の一体化、いわゆる健康保険証の廃止、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等に係る手続の整備、戸籍等の記載事項への氏名の振り仮名の追加、行政機関の長等からの預貯金口座情報等の提供による登録の特例の創設と、大変幅が広く、かつ、人々の暮らしに関わり、今後の日常生活に影響を及ぼすものであります。

我が会派は束ね法案の問題提起を再三してまいりましたが、本法律案についても複数の法改正を束ねての国会審議とされました。先ほど述べたとおり、内容的にも国民の理解が必要であるにもかかわらず、何の法律が改正されるのか分かりづらく、国民への情報提供

という観点からも問題です。

最初に、なぜ束ねたのか、このように複数の法改正を束ねて審議が深まるとお考えなのか、国民への情報提供という観点を踏まえ、河野デジタル大臣にお伺いします。

次に、マイナンバーカードと保険証との一体化によって保険証を廃止する理由について伺います。

マイナンバーカードの申請状況は、本年四月二十三日時点で約九千六百五十万件、人口比で約七六・六%と公表されています。本法律案により健康保険証を廃止し、マイナカードで代替するとなれば、誰しもが早く作らなければならないと切迫感すら覚えると推察します。実際にマイナンバーカードの申請、交付を担う市町村の担当者、さらには国民健康保険の担当者からも、政府が二〇二四年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナ保険証に切り替えると発表した直後から、住民からの問合せや不安の声が殺到した、国からの情報がない中で大変混乱したなどの声をお聞きしました。また、住民の皆さんからも、保険証廃止によって医療が受けられなくなるのではないかとといった不安の声をお聞きしています。

例えば、昨年改正された道路交通法では、希望すればマイナンバーカードを運転免許証代わりとすることができることになりました

が、健康保険証のように廃止とはしていません。なぜ健康保険証は廃止されなければならないのか理解できません。加藤厚生労働大臣に納得できる説明を求めます。

我が国は、全ての国民が公的医療保険に加入することにより、病気や事故に遭ったときの高額な医療費の負担を軽減する医療保険制度を構築しています。日本医師会の公式サイトには、国民皆保険の成立により、新生児や乳児、高齢者の受診が増え、現役世代も安心して働くことができるようになりました、そのおかげで日本は経済成長を成し遂げ、世界有数の経済大国になりましたとの記述があるように、国民皆保険により我が国で暮らす人々の生活基盤が安定していると言っても過言ではありません。

しかし、二〇二二年十月十三日に河野デジタル大臣が記者会見において、二〇二四年秋に健康保険証の廃止を目指す旨の発言を行い、これを受け、本法律案は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者に対して健康保険証に代わり資格確認書を交付するとしています。保険加入者がマイナンバーカードを取得し、かつ健康保険証として利用しているか、そうでない場合には健康保険、そうでない場合には資格確認書を申請しなければ保険診療を受けられないというのは、国民皆保険制度の趣旨から外れるのではないのでしょうか。加藤大臣の見解を伺います。

また、健康保険証の廃止はマイナンバーカードの取得を事実上義務化するものであるとの指摘があります。例えば、介護老人保健施設等からは、マイナンバーカードの管理が困難であるなど、既に混乱の声が上がって

ます。

加藤大臣は、介護等現場の声を聞いているのか、聞いているならどう対応するのか、事実上の義務化との指摘にどう説明するのか、併せて伺います。

政府は、健康保険証の廃止に当たり、本法律案の成立後は新規の被保険者証は交付しないこととしているため、施行規則を改正し、被保険者証の交付に係る規定の削除等を行うことが想定されます。政府は、医療機関、薬局においてオンライン資格確認の導入を促進してはいますが、現段階では医科診療所の普及はまだ七割に達していません。整備が整わない中、マイナ保険証では確認できない事態が起きないのか何うとともに、単に導入を進めるという意気込みではなく、医療機関等からの要望を踏まえた対応を求めますが、加藤大臣の答弁をお願いします。

国民健康保険料は、毎月の給与から天引きされる健康保険料とは異なり、自主的な納付が必要であり、保険料の滞納が生じやすいことから、滞納者に対する短期被保険者証、被保険者資格証明書の交付といった仕組みがあります。本法律案では、健康保険証の廃止に伴い、保険料滞納者に対して交付される短期被保険者証の仕組みも廃止されることとなりますが、医療を必要とするときに利用できなくなる事象は起きないのか、命や健康が守られるのか、対応策を加藤大臣に伺います。

公金受取口座の登録促進について伺います。

政府は、例えば二〇二〇年四月実施の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の特別定額給付金のように、緊急時の給付金等を迅速かつ確実に進める方法として、マイナンバー

とともに事前に国に登録する公金受取口座登録制度を促進しています。

本法律案は、国民がより簡易に登録できるよう、行政機関等経由登録の特例制度を設けることとしています。この特例制度は、既存の給付受給者、具体的には年金受給者を想定し、日本年金機構から書留郵便により一定事項を通知した上で、同意を得た場合又は一定期間内に回答がなかった場合でも同意したものとして、内閣総理大臣が当該口座を公金受取口座として登録することを可能とするものです。同意した場合は問題ありませんが、一定期間に回答がない場合を同意したものとして扱うというのは余りにも乱暴であり、問題と指摘します。なぜ明示的な同意ではなくオプトアウトとしているのでしょうか。これまでどおり対象者に丁寧な説明を尽くすことこそがマイナンバーへの信頼を醸成するものであり、このような乱暴なことはすべきではないと考えますが、河野大臣の答弁をお願いします。

勝手に同意とみなされることになりますので、さすがに通知くらいは必要と政府も考えているのか、本法律案では登録結果を当該預貯金者に通知するとしています。この一連の郵送料や日本年金機構の事務に係る人員強化が必要と考えますが、費用見込み総額もお答えください。また、この特例制度は年金受給者を想定しているため、対象は高齢者です。口座番号にも関連することを踏まえれば、特例制度に便乗した特殊詐欺への懸念もあります。年金受給者を始め家族を含めた周知が重要と考えますが、広報などの周知方法を河野大臣に伺います。

次に、本法律案では、戸籍及び住民票等の

記載事項並びに署名用電子証明書の記録事項に氏名の振り仮名を追加し、マイナンバーカードに氏名の振り仮名を記載することとしています。このことによって、いわゆるきらきらネームが付された出生届が提出された場合、市区町村によって認められるか否かに差が出ることはないのでしょうか。これまで振り仮名が適切ではないことを理由として出生届が不受理となった事例はあるのでしょうか。齋藤法務大臣に伺います。

また、今後、市区町村の窓口で住民とのトラブルが起きるのではないかと強い懸念があります。戸籍等の記載事項への氏名の振り仮名の追加に関する具体的な基準を定める必要があると考えますが、齋藤大臣の見解を伺います。

本法律案では、既に戸籍に記載されている者については、改正法の施行後一年以内に氏名の読み方を届け出ることとされています。その際、書面又はマイナポータルによる振り仮名の届出をした場合はその読み方が記載されることとなりますが、届出がない者は、施行の一年後に本籍地の市区町村長が住民票情報を基に職権で振り仮名表記を戸籍に記載するとしています。しかし、住民票情報の振り仮名も任意や便宜的なものであって正確ではないと考えますが、こういった行政側の一方的なやり方でトラブルとならないのか、齋藤大臣の見解を伺います。

また、届出期間が一年間というのは、市区町村の準備、さらには国民への周知広報も含めると短過ぎるのではないのでしょうか。市区町村の窓口が混雑したり、読み方に関する問合せや対応など、過度な事務負担が生じると考えますが、期間の妥当性、市区町村の負担

軽減策について齋藤大臣に伺います。

そもそも、マイナンバー制度は税と社会保障の一体改革が原点であって、社会保障・税番号大綱の低所得で資産も乏しい等、真に手を差し伸べるべき者に対して、給付を充実させるなど、社会保障をよりきめ細やかに、かつ、的確に行うことが重要であり、そのためにも受益、負担の公平性、透明性を高めようとするものであるとの文言を踏まえたものです。

マイナンバー制度は、当時の民主党政権が、国民のより正確な所得、資産の把握に基づく柔軟できめ細やかな社会保障制度として、税額控除制度を導入するために必要であることから設計されたものです。しかし、本法律案を見ても、そうした観点は見失われ、健康保険証の廃止など、政府が強引に何が何でもカードを普及させようという姿勢は、本来の目的からそれているのではないかと指摘せざるを得ません。

政府は、本来の目的であった、マイナンバーによって給付付き税額控除の導入に向けた検討は行っているのか、また、導入に向けた課題があるのであればそれは何か、全世代型社会保障改革担当の後藤大臣にお伺いします。

最後に、立憲民主党は、国民のための行政と社会のデジタル化につながるマイナンバーの利用拡大などは推進しており、希望する人がマイナ保険証を利用すること自体は否定しません。しかし、国民皆保険の下、誰もが必要なときに必要な医療が受けられる体制を堅持するためにも、健康保険証を存続させるべきであると強く抗議し、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣河野太郎君登壇、拍手〕

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君（デジタル大臣）

まず、本法律案を束ね法案とした理由等についてお尋ねがありました。

本法律案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、デジタル社会の基盤であるマイナンバー及びマイナンバーカードの利用の推進に関する各種施策を講じるものです。各法律の改正内容の趣旨、目的は同一であり、各法律の改正条項もマイナンバー法を軸に相互に密接な関連性を有することから、一つの改正法案として提案いたしております。

引き続き、国会での御審議やホームページへの掲載等を通じ、国民の皆様への丁寧な説明と内容の周知等に努めてまいります。

なお、国会の審議の在り方は国会で御判断いただくものと考えています。

次に、公金受取口座の登録方法についてのお尋ねがありました。

本法律案において創設する特例制度は、デジタル的な手法によらない簡易な登録方法を用意することによって、幅広い世代でより簡単に給付金等をお受け取りになることができる基盤を整備するためのものです。また、不同意の回答を行う機会の確保等にも十分配慮した制度としています。本制度の実施を通じ、より多くの方に手続面の負担なく公金受取口座を登録していただくことにより、迅速かつ確実な給付を実現してまいります。

最後に、公金受取口座の特例制度に関する周知策等についてお尋ねがありました。

本制度における事務内容の詳細は検討中であり、必要経費についても関係省庁等とともに

に精査しているところです。

また、本制度に乗じた第三者による個人情報の窃取等が生じないよう、デジタル庁や日本年金機構が対象者に対して個別に年金口座情報等の個人情報をお尋ねすることはないことなども含め、広く周知徹底を図ってまいります。（拍手）

〔国務大臣加藤勝信君登壇、拍手〕

#### ◆ 国務大臣 加藤勝信君（厚生労働大臣）

岸真紀子議員の御質問にお答えをいたします。

健康保険証の廃止についてお尋ねがありました。

マイナンバーカードによる受診により、御自身の健康、医療に関するデータに基づいたより良い医療を受けられるようになるなど、カードと健康保険証の一体化には多くのメリットがあります。

これを踏まえ、来年秋に健康保険証を廃止しますが、廃止後にオンライン資格確認を受けられない状況にある方は資格確認書により受診していただくことで、必要な保険医療を受けられる制度上の対応を講じてまいります。

マイナンバーカードで受診するメリットを実感していただけるよう、医療機関での環境整備を進めるとともに、こうしたメリットなどを国民の皆さんに丁寧に説明してまいります。

健康保険証の廃止と国民皆保険についてお尋ねがありました。

オンライン資格確認を受けられない状況にある方には資格確認書により受診していただきますが、この資格確認書の取得について

は、オンライン資格確認を受けられない状況にある方に申請を勧奨するなど、保険医療を受けられる国民皆保険の趣旨から必要な対応を行うこととしております。

マイナンバーカードの取得強制への懸念と介護施設でのカードの管理についてお尋ねがありました。

マイナンバーカードは、申請に基づき交付されるものであり、健康保険証との一体化はカードの取得を義務付けるものではありません。

また、認知症の当事者や介護施設の関係者などからヒアリングを行った結果を踏まえ、今後、施設入所者のカードの管理の在り方などについて、取扱いの留意点などを整理した上で周知するなど、安心して管理することができる環境づくりを推進してまいります。

関係省庁と連携し、引き続き、関係団体の御意見も伺いながら詳細の検討を進め、介護施設の入所者のマイナンバーカードを利用したより良い医療を受けていただくことができるよう取り組んでまいります。

オンライン資格確認についてお尋ねがありました。

本年四月からの医療保険のオンライン資格確認の原則義務化に当たっては、導入に必要なシステム改修への補助金の拡充などを行っております。また、医療機関などからの要望も踏まえ、システム整備が間に合わないなどやむを得ない事情がある場合の経過措置を設け、財政支援も延長いたしました。

直近の導入ペースなどを踏まえれば、本年九月末までに義務化対象施設への導入は可能と考えておりますが、やむを得ない事情で導入できない場合にも、資格情報のみを確認できる簡素な仕組みを開発中であり、健康保険

証の廃止後も、全ての保険医療機関で円滑に資格確認が行われ、受診できるよう取り組んでまいります。

短期被保険者証の廃止についてお尋ねがありました。

短期被保険者証は、健康保険証に有効期間を設定したものであり、来年秋の健康保険証の廃止に伴って廃止することとしていますが、廃止後は、マイナンバーカード又は資格確認書により、引き続き現物給付により保険診療を受診することができます。

現行の短期被保険者証の対象となる国民健康保険料の滞納者の方々については、健康保険証の廃止後も引き続き丁寧な納付の勧奨等を行ってまいります。（拍手）

〔国務大臣齋藤健君登壇、拍手〕

#### ◆ 国務大臣 齋藤健君（法務大臣）

岸真紀子議員にお答え申し上げます。

まず、氏名の振り仮名が適切でないことを理由として出生届が不受理となった事例についてお尋ねがございました。

現在は氏名に振り仮名を付けることが制度上も実務上も存在しておりませんので、振り仮名が適切でないために届出が認められないということは想定されませんが、過去には、申出により名の読み方を戸籍に記載することが認められていた時期がありまして、その当時においては、名の振り仮名が適切でないことを理由に届出が認められなかった事例があると承知をしております。

次に、名の振り仮名の基準についてお尋ねがありました。

全国の市町村の戸籍窓口における運用を統

一するため、氏名の振り仮名の届出に関する審査方法等について、法務省民事局長通達等において具体的に定めることを検討しています。また、市町村において判断に苦慮する事案については、管轄法務局に対する当該届出の受理の可否についての円滑な照会体制を構築したいと考えています。

次に、氏名の振り仮名の追加に伴う行政手続上のトラブルへの懸念、届出期間の妥当性及び市区町村の負担軽減策についてお尋ねがありました。

本法律案では、氏名の振り仮名の届出がされない場合には、市町村において戸籍に氏名の振り仮名を記載することを予定していますが、事前に戸籍に記載する予定の振り仮名を通知することとしています。行政手続上のトラブルが生じないように、これらの手続について丁寧に周知、広報してまいります。

氏名の振り仮名の届出期間を一年としたのは、国民が届出をする機会を確保しつつ、本改正の目的の早期実現を図るためであり、妥当な期間だと考えています。

本改正により、市区町村においては一定程度の作業が発生することになります。その負担を軽減する観点から、法務省民事局長通達等を発出するほか、マイナポータルを活用等により事務の効率化を図ることなどの措置を検討してまいります。（拍手）

〔国務大臣後藤茂之君登壇、拍手〕

#### ◆ 国務大臣 後藤茂之君

##### （全世代型社会保障改革担当大臣）

岸真紀子議員の御質問にお答えいたします。

給付付き税額控除導入に向けた検討状況及び課題についてお尋ねがありました。

給付付き税額控除については、生活保護など同様の政策目的を持つ制度との関係を十分に整理することがまずは必要であると考えております。

その上で、新たに給付付き税額控除を導入するに当たっては、所得や資産の把握が必要であるといった課題のほか、行政の執行可能性やコストといった課題等があり、慎重に検討していく必要があると考えております。  
(拍手)

## ◎第211回国会 参議院 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会 2023年5月19日

### ◆ 岸真紀子君

立憲民主・社民の岸真紀子です。

本当は保険証の問題も今日取り上げたかったんですが、なかなか時間も限られていますし、前回、杉尾議員、そして、あっ、前々回ですね、前は小沼議員が取り上げたので、私はその他の項目について今日は中心に質疑を行いたいと思います。

本法律案では、戸籍及び住民票等の記載事項並びに署名用電子証明書の記録事項に氏名の振り仮名を追加をして、マイナンバーカードに氏名の振り仮名を記載することとしています。マスコミはきらきらネームだけをちょっと話題にしているので、なかなか分かりにくいんですが、この改正案によって、名前というアイデンティティ、これが変えられてしまうおそれがあります。

四月二十日の衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会では参考人質疑が行われておりまして、その中で、日本労働組合総連合会、通称連合ですが、連合の富田珠代参考人はこのような発言をしています。氏に対する届出についてなぜ筆頭者でなければ駄目なのかと法制審でも繰り返し答弁を求めてきたけれども、現行の戸

籍法がそう定めているからという答弁だったと、こんなニュアンスのことを言っているんです。

しかし、様々な事例があることは法制審の中でも議論が行われてきたと承知をしています。

例えば、ヤマザキさん、ヤマザキさんという名前ですが、東日本ではヤマザキと濁点になりますが、西日本ではヤマサキというふうに濁らないことが多く、夫婦でも、仕事の関係で東京と大阪に離れて暮らしている夫婦がいて、住民基本台帳登録には便宜上これまでヤマザキとヤマサキそれぞれ登録してきた方もいらっしゃるし、職場においても使用しているし、海外出張などに必要なパスポートも、同じ戸籍だったとしてもローマ字表記が異なるというケースが現行あるんです。

本法案によってこういったケースはどのようになるのか、法務省に伺います。

### ◆ 政府参考人 松井信憲君

(法務省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

氏の振り仮名につきましては、戸籍に記載される方全員が共同をして届出をすることと

すれば大きな負担となってしまうこと、戸籍に記載される氏は戸籍の筆頭者の氏であって氏の振り仮名は当該戸籍に記載された氏の読み方であること、その氏を従前から使用しており読み方に最も詳しいと考えられるのは戸籍の筆頭者であることなどから、戸籍の筆頭者が届け出ることとしております。

御指摘のように夫婦間で異なる氏の読み方を使用している場合でも戸籍の筆頭者が氏の振り仮名を届け出ることとなりますけれども、届出に当たっては配偶者と話合いや調整をすることが望ましいと考えているところでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

調整をすることが望ましいと。また後ほど確認をさせていただきます。

既に、地域性もあって、先ほども言ったように、それぞれ使用してきた名前があります。それが今後、振り仮名表記によって統一されることとなりますが、百歩譲って、さっき言ったようにそれぞれにすると大変だということも理解をするので、でも経過措置というのが必要なのではないかという問題意識です。

こういった濁点問題について、パスポートはそのまま使えるのでしょうか。まあ少なくとも有効期限まではそのまま使わせていただきたいという要望があるんですが、名前を変えたいわけでもないのに、政府から突然、振り仮名を付けるんだということ、変える手続をしなければならないのかと、そういったような不安の声も聞いています。それとも、さっきも言いましたが、有効期限まではそのまま使用しても構わないか。これは混乱なく運用していくためにも大事な観点だと思いま

すので、外務省にお伺いします。

#### ◆ 政府参考人 松尾裕敬君 (外務省大臣官房参事官)

お答え申し上げます。

旅券の氏名は、現在、旅券法施行規則第九条第一項において、戸籍の氏名について国字の音訓及び慣用により表音されるところによるとされております。

旅券の申請に当たっては、各々の申請者が戸籍の氏名の読み方及びそのローマ字表記を記載して申請することとなっておりますが、民法の夫婦同姓、夫婦同氏制の趣旨を踏まえ、外務省として夫婦で同じ氏の読み方を用いて旅券を申請するよう求めることとしております。

戸籍法、戸籍法改正後の対応について現時点で仮定の質問にお答えをすることは困難でございますが、そのような前提で申し上げますと、戸籍法が改正されて戸籍の氏名に振り仮名が付された場合は、その読み方のローマ字表記を旅券の氏名として申請してもらうことが考えられます。

一方、仮に、現在、夫婦で異なる氏の読み方を用いて旅券の発給を受けている方々がいる場合には、戸籍の氏名の振り仮名が夫婦で同じものとなれば当該旅券のローマ字表記との間に相違が生じることとなりますが、それ自体は旅券法第十八条に規定する旅券の失効事由には該当しないため、旅券が失効することにはならないと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

なかなか、難しく説明されると分かりにくいかもしれませんが、要は、有効期限までは

それは失効されないということの答弁だったと解しています。それはすごく大事なことなんです。

これが、今回のことによってわざわざ届出変更に行かなきゃいけないんじゃないかというふうに、誤った、誤ったというか、もう一つの手続に行かなきゃいけないということにならないように、これはこの周知の仕方も重要になってくると思います。今後のこととこれまでのことは、なかなか、分けて段階的に考えていく必要があるのではないかという問題意識で質問をさせていただきました。

次に、氏の仮名表記に係る届出人は戸籍の筆頭者となりますが、先ほども少し答えていただきましたが、先ほどのようなケースもあって、場合によっては、勝手に筆頭者が届け出たことによって夫婦間がトラブルを起しかねないのではないかという、余計なお世話かもしれませんが、懸念があります。勝手に、私はサキを使っていたのに、何で勝手にザキでもう届け出たんだということになりかねないというトラブルです。

重要なことは、先ほど少し答弁をいただいているのですが、自己の名前を正確に呼称される権利であって、国民への周知に当たっては、配偶者に対する配慮が必要であることが分かるように、要は、家族間でちゃんと調整をした上で氏の仮名表記を届け出ることが望ましいということをして国の責任で周知していただきたいです。そのことについて法務省の見解を伺います。

◆ **政府参考人 松井信憲君**  
(法務省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

全国民の氏名の振り仮名を円滑に収集し、戸籍に記載することは極めて重要であり、そのためには国民の皆様の理解を得ることが必要だと認識しております。

氏名の振り仮名に関する規定の施行に当たっては、氏名の読み方のルールのほか、現に戸籍に記載されている者に対する戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名の通知や、市区町村長が戸籍に記載した振り仮名についての変更の届出の手続などについて十分な周知を行う必要があると考えておまして、委員御指摘の読み方が夫婦で異なるという場合も含め、市区町村や関係府省等と連携しつつ、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

◆ **岸真紀子君**

なかなか、市町村だけでは、今回、本籍地ということもあるので一つの市町村でいいのかという問題がありますので、やっぱりこれは国が責任を持って周知、広報をしていく。ただ、なかなか、法務省で周知、広報しても、法務省の例えばホームページを見る人がどれぐらいいるかというとなかなか難しいので、例えばデジタル庁とかほかの省庁も含めて協力要請を求めるとか、そういったことが必要なのではないかと思います。

何度も言いますが、筆頭者だけではなくて配偶者も届出の当事者としての機会がちゃんと担保されるということを広報していただきたいというところです。

次に、名付けの許容範囲について伺います。

これまでの命名文化や名のり訓、有名なものは、鎌倉殿とかで有名になりましたが、頼朝

さんとか、そういう名のり訓、本来の漢字ではなくてこれまで認められてきた名前というのがあります。それと昨今のきらきらネーム、ピカチュウみたいなやつですね、光と書いて宇宙の宙でピカチュウという名前だったりとか。そういったように、よほどのことがない限り現行は許容されています。今後も名付けの権利を保障していただきたいんですね。なるべく広く許容していただきたいということです。

氏名の仮名表記の許容性及び氏名との関連性に関する審査では、戸籍法に、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならぬとなっていて、ちょっと、認められているものでなければならぬというのが、言い回しも含めて分かりにくいんじゃないかと思うんです。これは一般に認めると解してよいかというところなんです。

条文は条文として、今後の周知、広報には、なるべく国民に分かりやすいものにしなければなりません。まずは、答弁ではつきりと、名前の、この名付けの許容範囲は幅広く認めるよということをお答えいただきたいんですが、いかがでしょうか。

#### ◆ 政府参考人 松井信憲君 (法務省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

氏名の振り仮名については、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならぬとされておりますが、一般に認められているものかどうかは、社会において受容され、慣用されているかどうかという観点から判断されることにな

ります。

具体的には、漢和辞典など一般の辞書に掲載されている読み方については幅広く認めることが考えられ、一般の辞書に掲載されていない読み方についても、届出人から個別に説明を聞いた上で、社会において受容され、慣用されているものかどうかを判断することになります。

なお、氏名の振り仮名の許容性及び氏名との関連性については、先ほど御紹介のあった法制審議会の議論もございしますが、いわゆる名のり訓を幅広く許容してきた我が国の命名文化を尊重するという観点から、氏名の振り仮名を幅広く許容するべく、柔軟に運用することが適切であると考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

本当にいろんなケースが考えられると思うんですね。

私の記憶では、昔、私がまだ子供のときだったと思います、子供じゃないか、もう就職していたかもしれないかもしれませんが、悪魔君という名前を付けようとして、これは認められないんじゃないかと。明らかにその後にも支障を来すようなケースというのはこれまでも認めてこなかったとは思いますが、今後もあるまでも本当にこれはどうなんだというような名前以外であれば許容していただきたいと思えます。

今例示で挙がっているのは、例えば海と書いてマリン、これはオーケーとかというような例示が挙がっているとは思いますが、そういう、分かりやすく周知、広報が必要なのではないかと考えていますので、引き続きの周知、広報の努力と許容範囲を認めていただ

きたいという要望をしておきます。

政府は氏名の仮名表記を簡単に考えているようなんですが、国民にとっては大きな変更なんです。かつ、実際に住民と接する市区町村の窓口の職員は、様々なケースがあった場合に今後対応していかなくてはなりません。

また、恐らく、市町村からの照会とか相談を実際に受けることになるのは、法務省の本局ではなくて、地方局、地方法務局になると考えています。この地方法務局も職員数が物すごい少ないんですね。こういう実態の中で市町村から問合せを受けてもマンパワーが足りていないのではないかと考えます。

今回、該当となるのは約一億二千万人の国民です。携わる市区町村の職員や地方法務局の職員が混乱なく進めるための国としての取組、支援策をお伺いします。

#### ◆ 政府参考人 松井信憲君 (法務省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

届出された氏名の振り仮名の具体的な審査方法については、法務省民事局長通達等で運用の基本的な在り方を明らかにし、各市町村の戸籍窓口において統一的な取扱いが確保されるようにしっかりと取り組んでまいります。また、必要に応じ、市町村から管轄法務局に受理の可否について照会していただくなど、実際に事務処理をする市町村や市町村から照会を受ける管轄の法務局が対応に困らない体制を構築したいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

なかなか難しい問題はあるかもしれませんが、例えば生成AIとか、プライバシーの問題、

プライバシーじゃないや、正確性の問題だとか、いろんな問題はあるかもしれませんが、みんなが分かりやすく、共通の認識に立てるような仕組みづくりというのも是非とも検討をしていただければと思います。

少なくともコールセンターとかヘルプデスクは私は必須であると考えますが、これを設けるというような見解があるか、検討の余地があるのかというのをお伺いします。

#### ◆ 政府参考人 松井信憲君 (法務省大臣官房審議官)

今御指摘は国民、市町村の負担軽減策についてだろうと思いますが、一つ、氏名の振り仮名の届出方法については、窓口や郵送というほかに、マイナポータルを利用したオンラインでの届出が可能となるようにデジタル庁と調整を進めているところです。

御指摘の問合せ窓口の在り方も含めて、国民や市町村その他の負担軽減策についても引き続き検討してまいります。

#### ◆ 岸真紀子君

これからの、法案も通っていないし、予算付けもこれからだと思うので、きっとこれからの議論だとは思いますが、少なくともヘルプデスクというのは必要なのではないかと考えています。マイナポータルももちろんその一つの手法ではある、分かりやすくですね、そこはデジタル庁につくり方とか協力をいただくようお願いをします。

次に、戸籍等に読み仮名を付すに当たっては、先ほども言いましたが、一億二千万人を超える全ての国民にまず通知をして、届出をしてもらって、国籍、筆頭等の確認などと

いろいろな作業が必要となるんですが、高齢者や障害者、DV被害者など、届出が困難な方々、配慮が必要な方にはどのように対応するのでしょうか。しかも、今回この氏と名で届出人が異なります。氏は筆頭者が届け出るんですが、名は一人一人、皆さん一人一人ですね、届け出るということになっていくんです。手法が違うので、なかなか一般的には分かりにくいのではないかと思います。かといって、これ個人の問題なので、私は一人ずつ届け出るとするのは正しいやり方だと思っていますが、この届出困難な方への配慮策をお伺いします。

また、例えば戸籍の筆頭者が、例えばの話なんですが、DV加害者で、被害者への嫌がらせでこれまで使用してきた振り仮名を全く違うものに変えてしまった場合に、DV被害者が行政サービスを受けられなくなる可能性も否定はできません。こういった事象があった場合にも被害者救済策を講じられるように柔軟な対応を、関係省庁と連携が必要だと考えていますが、見解をお伺いします。

◆ **政府参考人 松井信憲君**  
(法務省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

本法律案においては、本籍地の市町村長は、その施行後遅滞なく、現に戸籍に記載されている方に対し、戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名をまず通知するという事になっております。

そして、現に戸籍に記載されている方に係る氏名の振り仮名の届出については、市町村の戸籍窓口に出頭する方法のほか、郵送による届出や使者による届出も可能でございます

し、先ほど申し上げたとおり、マイナポータルの利用も可能とする方向でデジタル庁と調整中でございます。このように、制度の導入に当たっては、高齢者など届出が困難な方々にも十分に配慮しているところでございまして、関係府省と協力するなどしてその周知、広報に努めてまいります。

質問の後段のDV加害者などの事例についてでございますが、DV加害者である戸籍の筆頭者と被害者である配偶者等が話し合う環境にならない場合などでは、戸籍の筆頭者から配偶者等が認識しない氏の振り仮名の届出がされる余地もあるところでございます。このように届出された氏の振り仮名が実際に使用していたものと異なるような場合には、配偶者等は戸籍の記載に錯誤があるものとして、戸籍法百十三条によって、家庭裁判所の許可を得て戸籍の訂正を申請することが考えられます。

◆ **岸真紀子君**

今のような手法もあると。例えば勝手に変えられたら、家裁に申し出てできますと。それが、なかなか、DV被害者の方がそういったことの情報が入るかどうかというのもあるので、これはDVを担当している内閣府とも連携をしていく必要があると思います。

通告していなかったんですが、何よりも大事なのが、DV被害者が危険にさらされることがないようにしなきゃいけないですね、今回の届出で。その対策はできますよね。

◆ **政府参考人 松井信憲君**  
(法務省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

今国会に提出しております民事裁判手続の

デジタル化に関する法律案というものがございまして、今審議中でございますけれども、それに、成立いたしますと、家庭裁判所における審理もデジタル化され、ウェブで、直接裁判所で対面しなくてもできるということにもなります。また、現在でも直接会わないように家庭裁判所の方で適切な運用をされているとは思いますが、さらに、制度的にそのような担当ができるということで対処が可能であろうと考えているところです。

#### ◆ 岸真紀子君

ありがとうございます。

本当に、DV被害者にとってみれば、どこかに出頭するとか行くとかということが本当に怖いというのもあるので、別の分野かもしれませんが、引き続きそういった努力をしていただきたいと思います。

先ほど言っていた、この届出が困難な事例ということで郵送とかするというふうにおっしゃっていましたが、高齢者や障害者などは既にもう施設に入所されている方の場合も考えられます。届出には施設職員の協力が欠かせないのではないかと考えますが、ただでさえ業務過多と言われている例えば障害者施設とか高齢者施設になっています。対応が本当にできるのか、しかもちょっと複雑なので、内容がちゃんと分かりやすく伝えないと難しいんじゃないかなと思うんですね、氏と名が違うとかですね、そういった懸念があります。

こういった施設の協力体制、支援体制をどのように考えているか、お伺いします。

#### ◆ 政府参考人 松井信憲君 (法務省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

先ほど申し上げたとおり、施設に入所されている方にとっては、例えば、郵送による届出や施設の職員などを使者としてする届出なども可能でございますし、マイナポータルの利用も可能とする方向でデジタル庁と調整中のところでございます。このような制度の導入に当たっては、高齢者の方々の御不便にも十分配慮した上で、今の申し上げたような届出の方法などについても十分な周知、広報を図り、関係省庁とも連携を取ってまいりたいと思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

今関係省庁とも十分連携していくというので、多分依頼文とかを高齢者施設とかに送ることにはなると思うんですが、丁寧に実施に当たってはしてほしいということです。

次も、今までも十分細かいかもしれませんが、更にちょっと細かい話になるんですが、住民登録と戸籍は住所地がリンクをしていません。同じ住所じゃないというところなんです。住民登録は実際に居住する住所を登録しなければなりません、本籍地はそもそも住所という概念がないので基本的に自由です、戸籍の付票には住所を登録はしていますが。

なので、例えば、よく言われているケースが、東京都千代田区千代田一番、いわゆる皇居です。ここに結構多くの方が本籍地を置いていると、婚姻の際にここを本籍地にするケースもあると聞いています。あとは、大阪城とか甲子園とか、そういうところに登録をしているというケースも伺っているんです。

が、本籍地の自治体が仮名表記の届出を周知をしたり確認することになるんですが、全くこれまで関わったことのない、住民、その地域に住む方であれば住民なので何らかの関わりがあるんですが、全く関わりがない地域も想定されます。そうなってくると、相当その自治体が苦勞するのではないかと思うんですね。

まず、住所を特定できるのかということの御説明をいただきたいのと、本改正に当たって、居住時と全く関係のない地での登録についてということは、本当は住所地でやった方がいいんじゃないかとか、そういった議論が行われたのかどうか、また、こういったケースに対する自治体への支援、全く違うところ、本籍地はうちなんだけど関わったことない方へのアプローチをしなきゃいけない自治体への支援は国としてどのように行うのか、お伺いします。

#### ◆ 政府参考人 松井信憲君 (法務省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

まず、本籍地市町村において住所を把握しているのかどうかという点でございしますが、本籍地市町村が作成している戸籍の付票には住所が記載されておりますので、戸籍に記載されている方の住所を把握することが可能でございします。

その上で、議論の状況でございしますが、法制審議会戸籍法部会においては、戸籍の氏名の振り仮名に関する通知について、お尋ねのように、住民の住所や振り仮名情報を把握している住所地市町村が対応すべきとの議論がされたこともございします。しかし、最終的

には、戸籍事務の取扱いであるという理由から、戸籍事務を管掌する本籍地市町村において対応すべきであるとして法制審議会にて要綱案を取りまとめられたところです。本籍地市町村においては、振り仮名情報についても住所地市町村との間で連携する方法について、今後、関係府省と法務省とで検討してまいりたいと考えております。

このように、システムの改修が必要になりますけれども、既存システムの改修についても市町村において極力負担が生じないように配慮してまいりたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

システムの改修も、本当に、これから自治体の仕事としてはどのようにやるかというのまだ情報がない中なので、本当に今からちょっとどうなるんだろうという心配をしておりますので、そこはしっかりと支援をしていただきたいと思ひます。

更に確認なんですけど、あるきっかけで住民基本台帳の振り仮名が間違っていて本人から修正の申出があった場合には、自治体も住基ネットの情報をその都度修正を現在していません。その際、年金と住基ネットがシステム連携をしているので、住基の振り仮名が変わると年金の振り込みが止まるといった事象が現行も起きています。

この法案によって振り仮名が変わること、同様に、年金等システムが連携している振り込みがされなくなることが大量に想定されるのではないかという懸念があります。でも、この年金が一日でも振り込みが遅れるとしたら、生活、暮らしに影響を及ぼすものであって、こういった事象への対策は必要だと

考えるんですが、どのように現段階でお考えなのか、お伺いします。

#### ◆ 政府参考人 宮本直樹君

(厚生労働省大臣官房年金管理審議官)

お答え申し上げます。

年金受給者の氏名や振り仮名が変更された場合には、日本年金機構では、住民基本台帳ネットワークシステムから毎月提供を受けている氏名変更の情報に基づき年金記録上の氏名変更の処理を行うとともに、当該年金受給者に対して、年金の振り込み先として登録している金融機関の口座名義の変更手続が必要な旨、郵送により御案内をしているところでございます。

今般の改正によりまして年金受給者の氏名変更の処理件数が増えることになった場合においても、年金の受取に支障が生じることがないように、関係省庁とも連携しつつ、年金受給者に対して、口座名義の変更のタイミングなどについて様々な機会を捉えて周知、広報を行ってまいりたいというふうに考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

年金事務所の方ではあらかじめいろんな準備をしておくという御回答だったと思います。

本当は、今回、これは年金だけじゃなくて、ほかにもいろんなシステム、公金を受け取るシステムというのが連動しているので、そこも含めて周知徹底というか、準備をした方がいいんじゃないかという質問をしようと思ったんですが、なかなか縦割り行政で、そうすると全部の省庁呼ばなきゃいけなくなっ

て、それだとちょっと難しいということで今回年金を例に挙げたんです。ただ、やっぱりこの問題は振り仮名を付けることによって生じることなので、しっかりとほかの省庁とも、こういうことこれから事象で起きますからねというのは連携をしていただくようお願いをいたします。

次に、住民基本台帳の振り仮名は任意や便宜的なものなんですね、今実際には。これまで、住民基本台帳に振り仮名必要という法律なかったの、あくまでも便宜的に各自治体で付けているだけなんです。

四月二十八日の本会議でも、このことを、私、指摘しましたが、更に調べると、思った以上に現在の住基システムに便宜上登録している振り仮名は、悪い意味で適当に付されているという実態があります。

皆さんのお手元に、今日、配付資料で、ちょっと古い新聞かもしれませんが、二〇一五年の新聞記事を付けていますが、いろんな事象があるんです。失礼ながら、私の今日隣にいる小沼さん、小沼巧委員のことを例に挙げて紹介すると、許可をいただいています。オヌマタクミさんなんですが、例えばコヌマイサオさん、よくありますよね、タクミをイサオというふうに間違っ読んだりする方がいるかもしれませんが、オヌマなのにコヌマタクミさんとなっているのならまだましな方なんですよ、実は。

もっと深刻、これでも、ましと言っても、本人にとっては大変失礼で済みません、もっと深刻な登録がされているケースがあって、私の名前はキシマキコですが、これが、例えば、全て音読みでガン、シン、キ、シというふうに登録がされていたり、キシ、マコト、

ノリ、ネのように全て訓読みで登録されているケースというのが自治体によってはあるそうなんです。多分一括処理しているので、本人に確認しないままずっと過ぎていて、本人も、通知が来るんだけれども、まあ別に漢字は間違っていないし、いいやと思ってそのままにされているケースだと思います。

古い記事ですが、先ほど配った二〇一五年十二月二十六日の日経新聞には、大阪市では、人の名前を何だと思っているのかといった苦情が殺到したとなっています。こういった事象は大阪市だけじゃなくて全国にあるケースで、大阪の新聞の記事は氷山の一角でございませぬ。御本人からの修正の申出があれば変更をしているんですが、基本的には本人から申出がないと今も変わっていません。

今回も、相当、自治体に通知をした段階で苦情が入ることが想定されて、それだけでも職員の負担は、苦情なので相当時間が掛かると想定されます。また、戸籍事務は専門知識も必要とすることから、委託や会計年度任用職員制度というものがありますが、臨時職員では対応できないことも多くあります。

自治体職員数の増員は欠かせないと考えますが、予算措置を含めてお願いできるかと、まあこれからのことだとは思いますが、予算措置を含めてお願いできるかという確認をさせていただきます。お願いいたします。

#### ◆ 政府参考人 松井信憲君 (法務省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

委員からは、市町村の体制強化や予算措置の必要性について御質問があったと受け止めております。

戸籍の記載事項として氏名の振り仮名を追加するに当たっては、市町村において現に戸籍に記載されている方に対する通知や届出があった振り仮名に関する審査や戸籍への記載、国民からのお問合せへの対応など一定程度の事務が発生するほか、これに対応した既存システムの改修も必要になります。

法務省としては、振り仮名の収集について、書面による通知に加えてマイナポータルを活用など、市町村において事務処理の効率化を図り、事務負担を軽減するように配慮するほか、既存システムの改修についても市町村において極力負担が生じないように配慮してまいりたいと考えているところです。

#### ◆ 岸真紀子君

なるべくよろしくお願いいたします。

この記事にもあるように、マイナンバー制度の導入時に郵送料を掛けているので、このときに振り仮名を付していれば、今回のように膨大なエネルギーや時間を投入しなくてもいいし、余計な費用が掛からなかったのではないかと考えます。なぜこのときにしなかったのかなと思うところもありますが、過去のことは言っても仕方がないので、今後のこととして、マイナンバー制度に関連する事業、デジタルに関連する事業なのでデジタル庁にお伺いしますが、今後は先を見据えて中長期的な視点で進めていただくというか、検討をしていただけるかというお答えをお願いいたします。

#### ◆ 政府参考人 楠正憲君 (デジタル庁統括官)

委員御指摘のとおり、政策の検討、実施に

当たりましては、一般的に、将来の行政需要なども踏まえて検討を行うことが国民の利便性や行政の効率化からも非常に重要であるというふうに考えております。一方で、行政の事務は広範にわたり、かつ、例えば災害や感染症の発生など、社会情勢の変化等に応じて柔軟に対応する必要がございます。

今回振り仮名を付すきっかけとなったのも、特別定額給付金十万円給付のときに、振り仮名の情報を持っていないことによって、その口座名義人と実際の住民基本台帳の突合というものを人が目視で行うということで大変な御負担があるということが明らかになって、これは大変でもやった方がいいんじゃないかというふうになったというところもあったというふうに考えております。

デジタル社会の実現に向けては、情報技術が日々進化しており、新しい技術や概念など日々変化する技術トレンドを把握し、新たな技術を導入するに当たっては利便性、効率性、安全性、信頼性等をよく見極めるなどの確に対応していくことが重要でございます。

政府としては、今後のあるべきデジタル社会の在り方について、デジタル社会構想会議において有識者に大所高所からの御議論をいただいているところでございます。

また、デジタル社会の基盤であるマイナンバー制度の検討につきましては、今まさに御審議いただいているマイナンバー法等の一部改正案等も含めまして、ITの専門家や民間の実務家を含む有識者等を構成員とするマイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ、通称マイナワーキングにおいて、フルオープンの中で積極的に御議論いただき、具体的な検討を進めて

まいりました。

今後も、民間の有識者などの御提言や将来の社会の在り方も踏まえて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針であるデジタル社会の実現に向けた重点計画を基に関係府省庁とともにマイナンバー制度を強力に推進してまいりたいというふうに考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

デジタル庁に答弁を求めたから技術の方にどうしてもなりがちなんですけど、やっぱり、この政策というか、それぞれの事業とか、いろんなものが付随していて、これを俯瞰的に見て、それについてデジタルでどう連携していくか、それをやるに当たってどうなっていくかという想像力こそが一番重要だと思いますので、そこは現場の声をもっと聞きながら、誰かが俯瞰して見ていかないといけないということは伝えておきます。

この振り仮名問題については、国民の混乱や窓口での混乱をなくすにはいかに入念な準備をしておけるかというのが肝になってきます。

四月二十八日の本会議での私の質疑に対して法務大臣からは、氏名の振り仮名の届出に関する審査方法等について、法務省民事局長通達等において具体的に定めることを検討していますと。先ほども答弁をいただいていますけど、具体的にどんな内容で、いつ発出する予定なのか、お伺いします。

#### ◆ 政府参考人 松井信恵君

(法務省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

法務省民事局長通達においては、氏名の振

り仮名の具体的な審査方法や制度の基本的な運用方法等を定めることとしています。

氏名の振り仮名に関する改正法案の施行日、この部分は公布後二年を超えない範囲内において政令で定める日となっておりますけれども、それまでに十分に余裕を持って発出する予定としております。

#### ◆ 岸真紀子君

少なくとも、市区町村の担当者は報道ベースでしか情報がない中で不安を抱えていますので、今後、相当な事務量、負担を生じる案件であることから、あらかじめ現場の声を反映することが必要と考えます。現場とのやり取りを踏まえた上でのスケジュール、具体的内容としていただけるか、確認させてください。

#### ◆ 政府参考人 松井信憲君 (法務省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

本法律案の施行に向けて、今後、必要に応じて市町村の意見を聴取することを検討しております。また、施行に向けた具体的なスケジュールについては、可能な限り速やかに市町村に情報提供することを予定しておりますが、その具体的な方法等については引き続き検討させていただきたいと考えています。

#### ◆ 岸真紀子君

検討の中には絶対現場の声を聞くというふうにしていただけるようお願いいたします。

次に、公金受取口座の登録についてお伺いをします。

まず、四月二十八日本会議における私の質疑で必要経費を尋ねたところ、河野大臣から

は、本制度における事務内容の詳細は検討中であり、必要経費についても関係省庁等とともに精査しているところですのでの答弁がありました。本来であれば、法案の審議、議論にはあらあらの予算でもいいので示していただきたかったところです。これは日本年金機構に委託という形になるのかというのをまず確認させてください。

#### ◆ 政府参考人 楠正憲君 (デジタル庁統括官)

お答え申し上げます。

本特例制度に係る年金受給者に対する事前通知及び利用口座情報の提供の事務につきましては、厚生労働大臣から日本年金機構に対し委託をし行うこととしております。

#### ◆ 岸真紀子君

公金受取口座の行政機関等経由登録の特例制度は年金受給者を対象としていますが、ほかにも拡大する予定はあるのでしょうか。あれば、どのようなものを検討しているのか、教えてください。

#### ◆ 政府参考人 楠正憲君 (デジタル庁統括官)

今般の特例制度について、現時点において年金受給口座以外のほかの公的給付の受取口座を対象とすることは想定をしておりません。

対象の拡大につきましては、特例制度を踏まえた登録状況等を勘案し、検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

最後ちょっと分からなかったけど、今の時点

では考えていないということですね。

本会議でも指摘をしましたが、オプトアウト方式はやっぱり問題が大臣あります。せっかく給付金を速やかに給付できるようにしたいという善意のものであるにもかかわらず、丁寧な説明と理解促進を省いて、一定期間内に回答がなかった者を同意した者として扱うみなし同意というのはかえってマイナンバー制度の理解を損なってしまうのではないのでしょうか。

なぜみなし同意とするのか、理由を大臣に伺うとともに、国民に理解の上で御活用いただくには同意又は不同意の回答を明確に求める努力が必要だと考えますが、見解をお願いします。

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君 (デジタル大臣)

公金受取口座は、公的給付、公金を受け取るためだけのものがございますので、この口座を登録することで個人に不利益が発生するということはおよそ考えられません。

現状でこの公金受取口座の登録を見ていると、やはり御高齢のところで口座登録の割合、数がかなりほかの世代と比べて低いというのが現実でございます。デジタル以外の簡単な方法での登録ということを進めることで幅広い世代にこの公金受取口座の登録をしていただいて、今後の公的給付を速やかに受け取れるようにしたいというふうに思っております。そういうこともありまして、今回、年金口座をこの対象としたわけがございます。

事前に御本人宛ての書留郵便をお送りをして中身の説明をすると同時に、一般的な広報もしっかりやらせていただきます。また、みなし同意をした後も、口座の登録を削除したいというお申出があった場合には、これはもう自由に削除ができるということにしており

ますので、御高齢の方にとっても簡便に、メリットがあるだけの登録でございますので、むしろみなし同意で簡単に登録できる方がメリットが大きい、そう判断をしているところでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

メリットがあるというのは、行政ではそう思うかもしれないんですが、一方で、大臣、別な省庁で、管轄している消費者庁の方でいえば、このみなし同意のようなやり方というのはなかなか、もっと慎重にやるべきだというふうに言っていると思うので。

私が言いたかったのは、同意又は不同意の回答を更に、一方的にやっぱりみなし同意でいいよというのではなくて、求める努力というのが必要なのではないかと考えています。

この一定期間、みなし同意の一定期間は三十日以上を想定しているようですが、ちょっと期間が短過ぎるということがあります。例えば、年金受給者の子供などは、子などは、親族が、帰省したときに郵便物を確認するということが多いです。先日お話を聞いた方も、二か月ペースで帰省をして郵便物を確認をして、手続が必要だったらそのときしているから、ちょっと三十日間じゃ短過ぎるなというお話をしていました。

河野大臣もおっしゃっていたとおり、詳細はまだ、本会議では言っていたように、詳細は検討中ということだったのですが、なるべく多くの国民に理解していただくためにも日数は配慮をしていただきたいんですが、これお願いできますか。

◆ 政府参考人 楠正憲君  
(デジタル庁統括官)

今般の特例制度においては、事前通知に係る書面が到達した日から起算をして三十日以上が経過した日までの期間としてデジタル庁令で定める期間を経過するまでの間に同意又は不同意の回答がないときは同意をしたものとして取り扱うこととしておりまして、具体的な期間につきましては今後デジタル庁令において定めることを予定しております。

具体的な期間につきましては、周知に係る期間等踏まえて適切に検討してまいりたいというふうに考えております。

◆ 岸真紀子君

検討という段階なんですが、先ほども言ったように、三十日じゃやっぱり短いということは言っておきます。

次に、年金の受取口座は、年金受給権者受取機関変更届というものがあるんで、これを提出すれば任意で変更できると承知しています。その際、変更後の受取機関が公金受取口座として登録済みの場合は金融機関の証明や通帳等のコピーの添付が不要となるので、これは利用者の手続簡素化、メリットと言えます。

一方で、公金受取口座と年金受取口座は当然ですが連動はしていないので、変更する場合にはそれぞれの手続が必要になります。こういったことがきちんと周知されなければ、例えば年金受給者である本人がどの口座を公金受取口座に登録したのか分からなくなってしまうことも考えられます。

委員の皆さんも銀行の口座を複数お持ちかと思いますが、日々生活する中で、出入金をですね、自由に口座を使い分けていると思うんです

が、そういったように、年金の受取口座も変更するケースというのは決してレアケースではないと聞いています。

本法案の特例制度によって日本年金機構を経由して公金受取口座の登録が行われた場合、例えば、特別臨時給付金などが振り込まれていないなどの問合せが年金機構に来てしまうのではないかと考えます。年金機構の情報連携システムで対象者の公金受取口座を確認することはシステム上は可能なんですけど、当然なことながら目的外の審査はできないとなっています。想定ケースではあるものの、現場となる年金事務所の窓口と当事者である住民とのトラブルを避けるためにもアナログでの問合せ先も必要です。これはどこになるのかという質問をまず一点目。

次に、公金受取口座の変更や削除は、デジタル庁のサイトを見ると、マイナポータルでしかできないと読み取れます。それだと、デジタルを不得意とする人には難しいのではないかと。全くのアナログ申請を受け付けないというのはいかがなものかと指摘せざるを得ません。マイナポータルを自力で手続できない人やマイナンバーカードを持っていない人はどうすればいいのか、口座を解約するしかないのかという懸念まであるので、その部分をお答えください。

◆ 政府参考人 楠正憲君  
(デジタル庁統括官)

委員御指摘のとおり、公金受取口座登録制度に関する問合せ先を分かりやすくお示しするという事は非常に重要であるというふうに考えております。

現在も、デジタル庁のウェブサイトやSNS、市区町村や銀行の窓口で配布されるリー

フレットにおいて公金受取口座登録制度に係る問合せ先を広く周知しているところでございまして、今般の特例制度の実施に当たっても、対象者に対する事前通知のほか、広報等も通じて、このアナログも含めた問合せ先の周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、マイナポータル以外の手段での公金受取口座の変更、削除の対応につきましては、二〇二三年度下期以降、順次金融機関において公金受取口座の変更や抹消が可能となる予定としております。

#### ◆ 岸真紀子君

これからいろいろと改善をしていくという答弁もいただきました。

次に、年金機構が事前通知の発送や回答の受付、電話や窓口への問合せ、ひよっとしたら意見や苦情なども受けるかもしれません。現在の日本年金機構には特例に伴う業務が入っていませんので、当然人員体制や予算も新たに確保が必要です。その点は国が責任を持って予算付けすると理解してよいか、伺います。

#### ◆ 政府参考人 楠正憲君 (デジタル庁統括官)

改正公金受取口座登録法案におきまして、国庫は予算の範囲内で当該特例制度の事務の執行に要する費用を負担することとしておりまして、年金受給者に対する本特例制度の実施に当たっては、日本年金機構が当該事務に要する費用については国が負担することとなります。

#### ◆ 岸真紀子君

この費用が間違っても年金財源から手当てされることのないようにしっかり予算措置をお願いします。

本会議でも触れましたが、高齢者、口座番号といったことを考えると、特殊詐欺なども防止しなければなりません。そのためには、特例制度に係る国民の理解と広報の強化は欠かせません。日本年金機構に任せるのではなく、国が責任を持って周知、広報が必要です。どのようにしていくお考えなのか伺うとともに、こっちも同じようにヘルプデスクといった設置も必要と考えますが、お答えをお願いいたします。

#### ◆ 政府参考人 楠正憲君 (デジタル庁統括官)

今般の特例制度については、デジタル庁としても周知、広報を行うことを予定しております。

具体的な周知方法については現在検討しているところでございませけれども、特例制度の対象となる御高齢の方やその御家族の方などにしっかりと伝わるように、厚生労働省等とも協力をして検討してまいりたいというふうに考えております。

また、委員御指摘のとおり、ヘルプデスクの設置も必要というふうに考えておりまして、検討を進めているところでございます。

特例制度の実施に当たり、混乱が生じないよう万全を期してまいりたいというふうに考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

是非設置の検討をお願いします。

次の質問ですが、今回マイナンバーに関連す

る様々な法改正の内容となっているんですが、ここ最近、本当にこのマイナンバーカードに関連するトラブル事象というのが続いています。

最初に、最近なので、もう時間もないので最近のでもいいですが、発覚したトラブル事象と、原因を把握していればその原因、その後の対応を教えてください。

#### ◆ 政府参考人 村上敬亮君 (デジタル庁統括官)

まず、デジタル庁の方からまとめて、国民の皆様の信頼を傷つける重大な事案であり、不安を与えたことについて改めて大変申し訳なく思っています。

最近の事例の御紹介ということでございますが、一つは、コンビニ交付サービス、別人の証明書が交付される事案、それからもう一つ、本人の主として抹消されたはずの印鑑登録の証明書が交付されてしまったという事案、これはいずれも富士通Japan社が作られましたアプリケーションのプログラミングによるミスということでございます。

これにつきましては、三月以降、総務省、J-LISから総点検を行う要請があつて以降、再度五月、またトラブルが出たものですから、五月八日に今度はデジタル庁から要請という形で全てシステムを止めて総点検をするようにということをお願いをし、現在取り組んでいただいている最中と認識をしております。

それから、全体まとめて、デジ庁としてということだと思いますのでお答え申し上げますと、健康保険証の方でも、これはシステムの自体の問題ということよりも、その結果、かつて保険者がオンライン資格認容デー

タとして登録した情報に誤りがあつたことに基づき、マイナ保険証として使ってみたら違うデータが出てきたと、言わばデジタルで便利になったことによって元々のデータの品質の問題というのが改めて問われているという事象ではないかというふうに考えてございます。

これにつきましては、本年二月に中間取りまとめ公表いたしました三省でのマイナンバーカード、健康保険証の一体化に関する検討会の中でも実は既にもう論点としては取り上げ、当時把握している数字につきましても取りまとめの中では公表させていただいておりますが、改めて問題になっているということも含めて、厚労省において適切に議論をし、我々としても三省で引き続き議論してまいりたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、必要な対策を速やかに、かつ徹底して講じてまいりたい、このように考えてございます。

#### ◆ 岸真紀子君

本当に残念な事象が次から次へと起きています。

いろんな原因があると思いますが、ちょっと、どうしても、三橋審議官には申し訳ないんですが、マイナポイント事業によって一気にカードの取得が増えて、保険証のひも付け作業が増大して、そのことが影響したんではないかとも考えるんですね。

そもそもマイナポイント事業を進めてきた総務省としての反省も必要なのではないかと考えますが、どう捉えているか、お答えください。

◆ **政府参考人 三橋一彦君**  
(総務省大臣官房審議官)

お答えいたします。

地方のデジタル改革を推進していくことは、住民の方々の利便性向上や地域の活性化に資するものであるとともに、自治体職員の事務負担の軽減にもつながるものと考えておりまして、カードの利活用の拡大を図り、地方のDXを推進することは重要となります。

その際には、システムの安定的な運用や個人情報保護、情報セキュリティ対策を確実に実施することは必要となりますが、今回、一連の事案が発生し、特に別人の証明書が交付された事案は個人情報の漏えいに当たるものとして誠に遺憾でございます。

このため、一連の事案を受けまして、全国の自治体や事業者に対しまして、総務省として、地方公共団体情報システム機構、総務省とJ-LISから運用監視の徹底やシステムの総点検等を要請しているところでございます。

自治体が情報システムの運用を事業者に委託する場合におきましては、当該自治体及び事業者において適切に対応いただくことが重要と考えますが、総務省といたしましても、関係機関とも協力してシステムの安定的な運用や情報セキュリティ対策等に必要な対応に取り組み、マイナンバーカードの着実な利活用促進を進めてまいりたいと考えております。

◆ **岸真紀子君**

いろいろと文句も言いたいところもあるんですが、時間もないので、最後に、私たちは、立憲は、健康保険証の廃止には反対しています

が、マイナ保険証は利用したい人ができるようにすることはいいというふうに考えています。

でも一方で、今回のトラブル事案で、一部報道にありましたが、問合せ先も転々と回される、いわゆるたらい回しですね、こういったことになったら、本当に誰を信用して、どこに問合せすればいいのか分からないということがあ

るんです。これ、最低限様々な問題に対応できる窓口が必要だと思うんですが、大臣の答弁をお願いいたします。

◆ **国務大臣 河野太郎君 (デジタル大臣)**

今回、御問合せをいただいた際、お問合せをたらい回しにしてしまったということがありまして、大変申し訳なく思っております。

マイナンバーのあるいはマイナンバーカードに関するお問合せにつきましては、デジタル庁において、マイナンバー総合フリーダイヤル、〇一二〇一九五〇一七八、これを設けて対応してございますので、もしマイナンバーカードの保険証情報に誤りがある、気付かれた場合には、このフリーダイヤルにお問合せをいただく、あるいは御自身が加入されている保険者に直接お問合せをいただく、このいずれかで対応ができるようにいたしております。お問合せをいただければ、この保険証の情報を管理する支払基金、国保中央会と連携して適切に対応するようになっております。

この情報はデジタル庁のホームページあるいはデジタル庁のツイッターなどでも周知をしておりますので、何かあれば、この総合フリーダイヤルあるいは保険者にお問合せをいただきますようお願いをしたいと思います。

## ◆ 岸真紀子君

責任の所在が余りにも分からな過ぎるというのと、やっぱりこれ急ぎ過ぎていろんなことをやり過ぎたというのは深く反省をしていただき

たいと思います。そして、窓口は最低限分かりやすくしていくということを要望して、質問を終わります。

## ◎第211回国会 参議院 総務委員会 2023年5月23日

## ◆ 岸真紀子君

立憲民主・社民の岸真紀子です。

最初に、大臣に、五月の二日、早々に、前回の委員会質疑を踏まえて、会計年度任用職員の処遇改善に向けた常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することという通知を早々に出していただいたことに改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。大臣始め総務省の皆さんに、現場の会計年度任用職員も大変急いでやっていただいたことに感謝をと言っていましたので、ここでお伝えいたします。また、今後とも、今度は自治法の改正がきちんと自治体で運用されるということが重要になってきますので、引き続きの御協力、御協力というか御指導の方、賜りますようお願いいたします。

それで、今日は一般質疑なので別なことを聞いていきたいと思います。

最初に、国勢調査についてお伺いをします。

皆さん御承知のとおり、G7の広島サミットが二十一日まで開催されましたが、G7において日本だけが、性的マイノリティーに関する法律、例えば婚姻の平等、いわゆる同性婚ですね、こういうものであったり、LGBT差別禁止法が整備されていない実態にあります。

今日は、基幹統計である国勢調査におけるLGBTQプラスの観点から、調査項目への意見と要望を含め、質疑をいたします。

皆さんも、御自身で国勢調査の調査票に記入したり、最近ではインターネットでの回答というのも可能としておりますので何らかの入力をしたことがあると思うんです。

私は、実は元自治体職場で統計調査を担当していた、むしろこの統計調査を住民の方をお願いをしていた立場でございます。昔に比べると大変分かりやすく、かつ簡素に改良されていると感じていますが、残念ながら、二〇一〇年の統計、国勢調査以降、LGBTの当事者たちからは何度も、改善をしてほしいとか、あとはこの国会質疑でもLGBTの観点から改善を求めてきているんですが、前回の二〇二〇年調査でも改善はされなかったところです。

現在、二〇二五年の国勢調査に向けて国勢調査有識者会議が行われていますが、この中でいわゆる性別欄であったり世帯主と続き柄の議論の進捗状況を教えてください。

## ◆ 政府参考人 井上卓君（総務省統計局長）

お答え申し上げます。

令和七年国勢調査有識者会議におきましては、令和七年国勢調査の企画に関する事項な

ど、国勢調査に関する様々な課題について検討することを目的に、令和三年十二月に第一回目、令和四年十二月に第二回目の会議を開催しております。

二回目の会議では、令和四年五月から六月にかけて各府省及び地方公共団体に対して実施いたしました令和七年国勢調査の調査事項に関する要望への対応などについて議論を行ったところでございます。その中で、男女の別でございませつか世帯主との続き柄の選択肢についても議論がなされたところでございまして、現在の形を基本としつつ、引き続き慎重に検討を進めていくこととされたところでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

現在の形をというところとこれまでと変わらないので、残念ながら改善がされないような、今慎重な意見が多いというふうにも捉えます。

皆さんも性別欄をイメージしていただけると分かりやすいと思いますが、自認する性別と異なる性別を書くということは自らの人格を自ら大きく傷つける行為であって、今、例えば自治体の窓口で住民票の請求をするときとかに、例えば性別欄を入れるときとかでもいろんなところで配慮が進んできているのが実態でございませ。ですが、国勢調査についてはいまだに改善がされていない。本当に、いち早く改善が必要だと私は考えています。

同様に、同性カップルについても、現段階では、例えば配偶者欄に丸を付けたとしても修正を、その後のチェックする体制、まあ行政なのか、その後の調査員なのかにもよりますが、修正されてしまうので他人から否定される行為となっておりまして、人権の観点か

らいっても極めて問題であると指摘せざるを得ません。

国勢調査の目的には、我が国の人や世帯の実態を把握し、国や地方公共団体の各種の行政施策の基礎資料を得ることを目的として五年ごとに実施している国の最も基本的な統計調査であると認識しています。国勢調査は、国だけではなく、地方自治体の様々な行政施策の基礎データでもあるということです。

既に全国の自治体でパートナーシップ制度を導入しているのは本年四月時点で二百七十八自治体ありまして、人口カバー率でいうと六八・四％となっています。法整備はされていなくても、自治体から見るとデータを求めるニーズがあります。

また、経団連の十倉会長並びに日本労働組合総連合会の芳野会長の、この労使共に、ダイバーシティーや多様性が認められる社会が日本には必要だと発言されています。

国勢調査は、基幹統計として、行政だけではなく、社会としても広く活用することが目的に入っておりますよね。今指摘したとおり、自治体や民間も含め、社会全体として性的マイノリティー施策が必要で、それには統計調査は欠かせませ。ニーズに応えるべきではないかと思いますが、お答えをお願いいたします。

#### ◆ 政府参考人 井上卓君（総務省統計局長）

ただいま委員が御指摘になりましたように、国勢調査は、我が国にお住まいの全ての世帯の方々を対象に、行政の基礎的な情報を得るために実施しているものでございませ。

それで、全国一律な客観的な基準でこれを把握する必要がございまして、性別とか婚姻

関係につきましては民法などの法制度に基づいて実施しております、いわゆる性的マイノリティーや同性婚につきましては調査をしているところではございません。

また、国勢調査は国民の皆様には報告の義務を課して行うものでございまして、御回答いただけない場合には罰則の対象ともなり得るものでございます。このため、国勢調査におきまして、全ての国民に対して、いわゆる性的指向や性自認といった性的マイノリティーに関する内面に係るセンシティブな事項についてお尋ねすることには課題もあるものと認識しているところでございます。

いずれにせよ、性的マイノリティーや同性婚につきましては、法制度のほか、国民的なコンセンサスや公的統計としての正確性、有用性など、様々な観点を考慮して慎重に検討すべき課題ではないかと考えているところでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

確かにそのアウトティングの問題というのは残っておりますが、統計調査員を取りまとめる行政側も統計法で守秘義務が課されておきまして、違反した場合には原則、原則じゃない、罰則がありまして、例えば二年以下の懲役又は百万円以下の罰金という規定もあつたりします。確かにいろんな課題はあるかもしれませんが、もうニーズとして必要なのではないかと考えます。

これまでも、調査票の配偶者の有無欄には、届出の有無に関係なく記入してくださいという記載がされております。これは、世帯主との続き柄欄は、事実婚や内縁関係といった法律上の婚姻関係でなかったとしても配偶

者として回答できます。これは、調べると、一九二〇年実施の第一回調査から既に認められているんですね、法律がなくても。そういう実態です。なので、法律にないからという理屈は成り立ちません。

いろいろなことを理由としておりますが、国勢調査にLGBTQの視点を取り入れて実施してはいかがかと考えますが、再度答弁をお願いいたします。

#### ◆ 政府参考人 井上卓君（総務省統計局長）

事実婚につきましてはお尋ねでございしますが、国勢調査におきましては、婚姻関係につきましては、御指摘のとおり、婚姻の届出をしていないものの事実上婚姻関係と同様の者にある、同様の事情にある者については婚姻関係にある者と同様のものとして取り扱っているところでございます。

ただ、同性婚につきましては、現行の法制度上認められておりませんので、同性による婚姻届の届出を行いましてもそれは受理をされることはないということにおきまして、国勢調査において世帯主と性別が同一である者については婚姻関係にある者と同様のものとして取り扱うことが、取り扱ってはいないところでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

なので、さっきから言いますが、第一回目の調査ですよ、そのときから始まっているので、正直な話、その様々な法律というのはちょっとおかしいと思います。

ほかにもちょっと質問を用意していたけど、ちょっと時間の関係で要望だけしますが、このLGBT当事者から直接お話を聞

く、当事者団体の声も聞くべきということをお願いしておきます。この問題は、本当にいち早く、やっぱりちゃんと国として責任を持って、自治体の調査としても必要なんだというふうに改善を求めるところです。

次に、別な観点の国勢調査で、この間、ほかの委員会で他の議員が質問している関係で、ちょっと気になる場所があったので質問させていただきます。

国勢調査は、国籍に関係なく日本に住んでいる全ての人、住民基本台帳に関係なく三か月以上居住している人、分かりやすく言えば全ての住民が対象となっています。

匿名、例えば氏名欄にも、名前書かなくてもAとかBでもいいんですよ、実は。そういうふうに、住民基本台帳に全く関係ないので特定する必要がないんです。もちろん、記入された回答の正確性を高めるためには名前を書いていただいた方が、不明点あれば問合せできるので、御協力いただくことがベストです。しかし、個人の特定は必要ありません。

特に、近年の調査員の困り事としては協力を得られないということが本当に悩みで、プライバシー意識の高まりが回答率にも影響しています。

マイナンバーカードの利活用を進めようということだと思いますが、ここ最近の国会でのやり取りにマイナポータルを国勢調査に連携したらいいんじゃないかという意見がありまして、私はこの意見に強い懸念を感じています。マイナンバーにひも付けして調査を依頼したら、恐らくプライバシーへの懸念から調査協力は減るでしょうし、審査する側からしても、かえって住民基本台帳に引っ張られて、ある意味、実態を調査する目的そのもの

が崩れてしまうんじゃないかという懸念があります。

確認の意味で質問しますが、あくまでも現在のセキュリティーの高いオンライン調査の手法であって、変にマイナンバーやマイナポータルとの連携は考えていないということを確認させてください。

#### ◆ 政府参考人 井上卓君（総務省統計局長）

国勢調査でマイナンバーを利用することについてのお尋ねかと承知していますが、御指摘の、委員御指摘のとおり、国勢調査、現住地で調査を行う必要がございまして、住民票の記載の住所と異なる場合もあるなどの違いがあることはおっしゃるとおりでございます。

こうした問題も、こうした違いもあることから、利活用については丁寧に検討すべきものだというふうに認識しております。

#### ◆ 岸真紀子君

今の回答は明確に、今のシステムを使っていくという御回答だったと思うので、一つ安心材料となりました。国勢調査については引き続き、また機会あれば質問をしていきたいと思えます。

次に、今国会では、法務委員会において、外国人の強制送還についての新たなルールなどを盛り込んだ政府提出の入管法改正案が審議をされています。立憲民主党は超党派で議員立法、難民等保護法案、入管法改正案を参議院に提出し、これも法務委員会で並べて審議がされているところです。

そこで、外国人との共生社会について質問します。

二〇二二年末の数字になりますが、出入国管理庁の発表によれば、在留外国人数は三百七万五千二百十三人となっており、三百万人を超えています。ちなみに、先ほどまで取り上げていた国勢調査では、総人口に占める外国人の割合は、二〇一五年の一・五%から二〇二〇年調査で二・二%に上昇しております。五年間の外国人の増加率は四三・六%と非常に高くなっています。

この結果を読み解くと、技能実習生、特定技能、留学生など、外国人労働者やその家族の方が地域において産業や経済に欠かせない存在となっていると考えられます。

地域における外国人との共生社会は待ったなしの状況で、総務省としても、国籍などの異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていく、地域における多文化共生を推進しています。

現在、総務省としては、この多文化共生社会に向け、どのような取組を行っているのか、伺います。

#### ◆ 政府参考人 山越伸子君 (総務省大臣官房総括審議官)

お答えいたします。

外国人住民が増加する中で、国籍や民族など異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていく、いわゆる多文化共生を推進するためには、地方自治体が地域の実情に応じた施策に計画的かつ総合的に取り組むことが重要だと思っております。

このため、総務省は、地方自治体における取組に資するように、地域における多文化共

生推進プランというものを平成十八年に策定し、また令和二年には、在留外国人数の増加や入国管理制度の改正等の社会情勢の変化を踏まえ、この改訂を行ったところでございます。

総務省といたしましては、各自治体に対し、このプランを参考に、多文化共生の推進に係る指針であるとか計画を策定するように促しているとともに、自治体の取組事例を収集、周知し、自治体の幅広い取組への財政措置を行っているところでございます。

これに加え、特に災害時の情報伝達などについては、平成三十年代より災害時外国人支援情報コーディネーターの育成などの支援も講じているところでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

ちょっとほかにもいろいろ質問準備したんですが、だんだん時間がなくなってきたので、先に、ウクライナやミャンマーのように紛争に巻き込まれたり、宗教や人種、政治的意見といった様々な理由で迫害を受けるなど、生命の安全を脅かされ、国境を越えて他国に逃げなければならなかった人々、難民や避難民と言われていますが、こういった方々の庇護、支援は、日本も国際社会の一員として積極的に行う必要があります。しかし、日本における難民認定率は極めて低く、不透明だということは、今法務委員会でも議論がされているところです。

そのことは今回の委員会では言いませんが、例えば避難民の問題、ウクライナやミャンマーが分かりやすい例だと思いますが、在留資格が認められていても、その先はどうなっているのか、国から地方への財政負担など国としての支

援があるのか、お伺いします。

#### ◆ 政府参考人 君塚宏君

##### (出入国在留管理庁在留管理支援部長)

出入国在留管理庁では、外国人住民と直接に接する機会の多い地方自治体を中心に、外国人が地域行政や日常生活に関して多言語で相談できる一元的相談窓口の設置、運営を行う場合に、この外国人住民数に応じまして外国人受入環境交付金による支援を行ってございまして、この一元的相談窓口では、このウクライナの避難民、ウクライナからの避難民への情報提供、相談対応のために特別な対応をする場合に要する経費につきまして、この交付金の限度額を超えて交付決定等を行う特例措置を実施しております。

加えまして、地方公共団体の行政窓口において質の高い通訳サービスを提供するため、ウクライナ語を含む十九言語対応の通訳支援事業を実施しているところでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

多文化共生施策の推進においては、国の役割と地方自治体の、今ウクライナの例を言われましたが、まだまだちょっと不明確なところがあるので、本当は質問をしたかったんですが、更にこの役割というのを明確化していただきたいというのを要望しておきます。

最後になると思うんですが、地域における多文化共生社会の課題というのは、松本大臣も様々なことを御地元でも聞いておられると思います。自治体の職員としては、例えば子供の教育とか、不就学の方とかもいて、なかなかどう対応したらいいのかと分からないところもあると思うんです。大臣は、この多文

化共生社会の課題をどのように捉えて、その課題に対して総務大臣としてどのように解決していくのか、お伺いいたします。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君 (総務大臣)

私の地元の姫路市では、かつてインドシナからの難民の方々の受入れを行っていたところでありまして、実はそのベトナムからの難民の子供さんが後ほど甲子園で活躍をするといったようなこともあったりしたところございまして、多文化共生の意義について、私たちの地元の体験も踏まえて理解を深めていきたいと思っております。

今御指摘のあった多文化共生社会の実現に向けて、外国人住民の増加、多国籍化、多様性、包摂性のある社会実現の動きなど社会経済情勢の変化への対応が求められているところであり、地方自治体におかれても、それぞれの地域の実情に応じた形で多文化共生施策に取り組んでいただくことが重要になってきているというふうに考えております。

御承知のとおり、総務省では、令和二年に地域における多文化共生推進プランを改訂して、それぞれの自治体における計画的、総合的な多文化共生の取組を実施するようお願いをしてくれているところでございまして、当プランの中でも示しておりますように、地域における多文化共生の推進に当たっては、行政や生活情報の多言語化、日本語教育の推進などのコミュニケーション支援が一つ、また、外国人の子供の就学促進や災害時における被災者への円滑な情報提供などの生活支援も一つのテーマとして重要な課題と考えているところでありまして、地域住民などに対する多文化共生の意識啓発や、外国人住民との連

携、協働による地域活性化の推進などにも取り組んでいく必要があると考えております。

総務省としては、このような課題に適切に対応していただくため、関係府省と連携して、地方自治体に対して国の施策や自治体の好事例に係る情報提供を行うとともに、必要な地方財政措置を充実するなどの取組を行っ

てきたところでございまして、引き続き地方自治体の取組を支援してまいりたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

終わります。

### ◎第211回国会 参議院 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会 2023年5月31日

#### ◆ 岸真紀子君

立憲民主・社民の岸真紀子です。

マイナンバーカードをめぐる一連のトラブル、午前中の連合審査でもまだまだ疑念が深まっていて、どこからどう突っ込めばいいのかと悩むぐらいあります。

例えば、自治体や協会けんぽなど各保険者での入力ミスは起こるべくして起きた事象であると私は考えます。それは、五月十九日の当委員会での質問の際にも指摘したとおり、入力ミスとその後のチェック不足の要因は、システムの問題ではなく、原則持ちたい人が申請するはずのマイナンバーカードを、菅政権、そして続く岸田政権も、マイナポイント事業であったり健康保険証の廃止といった政策によって、住民の皆さんにマイナンバーカードを持たないと損だなと思わせたり、保険証がなくなったら医療が受けられなくなるから困るといった不安をあおって、何が何でもカードを持たせようとしたことに原因があります。

一連のミスは、駆け込みラッシュによって一気にカード申請とマイナポイント手続作業が増大したことによって起きたと考えます。

責任は国です。しかし、当初は、富士通 J a p a n のせいにしてみたり、自治体のせいにしてみたり、保険者のせいにしてみたりと聞こえていました。私は、別事案であるものの、二年前に審議を行った地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案のときから懸念していました。

どこが責任を持つのか、ここを明らかにしていただきたい。そうしなければ、残念ながら人々の不安は増すばかりです。河野大臣にお伺いします。

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君 (デジタル大臣)

今回の一連の事案につきましては、システム上のプログラムの誤りであったり、あるいは事務処理をマニュアルから逸脱してしまった、あるいは共用端末のログアウト忘れ、様々な理由によって発生をしたわけでございますが、最初にそうした事案が生じたときにきちんと情報を共有してシステムで対応できるものもあったわけでございますので、システムでの対応ができなかった、その前に情報の共有がしっかりなされていなかったというところは大いに反省をしなければなりません。

ん。おわびを申し上げたいと思います。

マイナンバーカードが増えたことによるものかという問いでございしますが、コンビニ交付の誤交付につきましては、マイナンバーカードを持つ人が増えたことによって別なコンビニで同時に同じ申請が行われ、システムの誤りで片方を上書きしてしまったという意味で、マイナンバーカードを使うコンビニ交付の件数が増えたことで、これまでは表に出てこなかったシステムの誤りが表面化したものでございます。

保険証とのひも付けに関しましては、これは、保険者の、被保険者の情報が変わるときにデータ登録をする、その際のひも付けの誤りでございますから、これはマイナンバーカードの枚数とは直接は関係はございません。

また、マイナンバーカードの申請が、今年の十二月末あるいは今年の締切り間際に非常に多くの申請を一度にいただいたわけですが、今のJ-LISのカードの発行能力に限界がございしますので、申請枚数が高い山になっても、交付は一定の枚数を超えて今交付ができないということで、交付の時期が遅れるという、これは申請をしていただいた方々には申し訳なく思っておりますが、申請時期が山のようになっても交付は時期が遅れるということでございますので、このひも付けに関してさほど大きな影響があったわけではないというふうに思っております。

ただ、市役所の方で申請の受付に対応をしなければいけないということで、本来はマイナポイントあるいは公金口座のひも付けにもう少し注意をしなければいけないところができなかったという意味で、自治体に御迷惑を

掛け、また、申請をされた、支援窓口に来られた方に御迷惑を掛けたということはあるかと思っております。

そうしたところを防げるようなシステムの対応をやはりきっちりやっていかなければいけない、それができていなかったというのは、これはもうデジタル庁の責任でございします。

#### ◆ 岸真紀子君

申請の数はすごく多かったけれども、実際にカードが行き渡るには、J-LISの機能の問題もありまして、同じ一定数しか出せなかったから、それが入力ミスを引き起こしたのではないという言いぶりだったとは思いますが、少なくとも、一連の中にはマイナポイントのひも付けの部分もあるので、やっぱりそういうところには少なくとも影響が出ていたし、そもそも、この保険証の、マイナ保険証にひも付けるに当たっての保険者に対して丁寧な説明ができていたかとか、そういったところにはまだまだ疑問が生まれます。

今大臣がおっしゃられたことの答弁と、あと午前中に連合審査で疑問に思った点があるんですが、このマイナンバーカードは、これからいろんな方に、まあ既にもうマイナ保険証でも六千万人以上持っているんですが、一気に集中してシステムにアクセスをしたときにバグが起きないのかという疑問が生まれます。ここは大丈夫なんでしょうか。

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君（デジタル大臣）

このシステムのバグを起こした富士通Japanの関連のものにつきましては百二十三の団体で使っておりますので、これをまず全

て一時停止をして、負荷を掛けて問題がないかどうかを確認をする、そういうテストをしているところでございます。

ちょっと今正確な数字はあれですが、今日までに半分ぐらいは終わっておりまして、残りの自治体についても、いつ停止をしてテストをするかという調整がほぼできているところでございますので、今日の時点で、失礼、昨日の時点で五十三の点検が終了し、六十五の団体で点検中あるいは点検の日程が確定をし、残りの五団体についても具体的な点検に合意をしていただいて日程を調整をしているところでございますので、今回バグを起こしたシステムについてはここでしっかり確認をしていきたいと思っております。

また、このシステムを分析をすると、本来きちっとしたプログラムであるならばもう少し排他処理が普通はうまくできるというものが、排他処理に問題があったということでございますので、恐らくこれをきっちりやることで将来的なバグというのは起こり得ないだろうと思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

将来的なバグは起こり得ないということであつたんですが、やっぱり、私は、本当に、今回の法案でほかにも様々なものにマイナンバーカードを連携していくということをしていく予定になっているんですが、本当に一気にアクセスしたときにバグが起きないのかというのを不安を感じたままでございます。ここはしっかりとデジタル庁としても引き続きこのバグが起らないようにするというのは必要だと思いますので、そこはお願いいたします。

あわせて、このマイナ保険証の問題なんですけど、これもちょっと通告していないけど、午前中聞いていて、やっぱりこのマイナ保険証についても本当にバグが起きないのかと。いろんな方が医療機関でとか薬局で使うときにバグが起きないのかどうか、それについてお答え願います。

#### ◆ 副大臣 伊佐進一君 (厚生労働副大臣)

バグが起きないのかという件でございますが、先ほど、バグについて恐らく一番大きな今問題になっておりますのは誤登録の問題であらうかというふうに思っております。

この誤登録については、しっかりと、これまでの、今既に登録されているものも全てのデータについてチェックをさせていただく体制でありますとか、あとは、これからもそうしたことが起こらないような様々なシステムチェックも行わせていただくということになっております。

こうした取組を通じて様々な誤りがないように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

誤登録は誤登録でまたちょっと後で質問するんですが、私が心配しているのは、データ、そのシステムに対して一気にアクセスを集中したときにバグが起きないのかということ懸念をしているというところなので、政府参考人で構いませんので、お願いします。

#### ◆ 政府参考人 日原知己君 (厚生労働省大臣官房審議官)

そちらにつきましては、医療機関からのア

クセスが集中した場合、こちらも見込んでシステムの方の設計をさせていただきます。

#### ◆ 岸真紀子君

そこが本当に今の状態で大丈夫なのかという懸念があるんですね。もう少しそこは丁寧な説明というのがまだまだ足りていないと思うので、この後も言いますが、やっぱりマイナ保険証は一回立ち止まるべきではないかと考えるところです。それはまた別なときにお話をしますが。

次の質問に入りますが、河野大臣というか、デジタル庁はですね、大分市の足立市長が二十五日の定例会見で、マイナンバーと公金受取口座に誤った登録があったことについて、これ先日の委員会でもやり取りをしていますが、その時点で本当は公表したかったんだけど、個別案件で人的エラーなのでデジタル庁は自治体名を公表しないという姿勢だったという報道がされたところです。

発覚が昨年十一月にしているのに、その時点で口座情報を修正して当事者に謝罪してデジタル庁に報告したけど、この間の委員会では、デジタル庁の統括官は、知らなかった、デジタル庁はそんなこと言っていないと答弁されていましたが、じゃ、なぜあの足立市長のような発言になるのかというところが疑問でございます。デジタル庁は公表を避けたんじゃないかとちょっと疑ってしまうところですね。

事象が発覚したら公表して、先ほど大臣も答えていただきましたが、全国で起こり得る事例であったらその時点で対応すべきだったというのは素直にさっきも大臣に答えていただきましたんですが、今後も、このシステム

の問題として、ログアウトしないまま次の申込みの操作をした、原因と見られているということですが、最初の事象が報告された時点でシステム改修を行うということになるということの理解でよいか、ここは確認をさせていただきます。富士通Japanのように、何かあったら直ちに止めてちゃんとチェックをするということで今後走っていただけるかということところです。

#### ◆ 政府参考人 楠正憲君 (デジタル庁統括官)

今般の公金受取口座の誤登録の事案に関しましては、支援窓口の操作支援においてマニュアルに沿ったログアウトの徹底ができていなかったことが原因でございまして、これについて、当初、個々にマニュアルの徹底をお願いをして、問合せのあった事案に関して個別にデータ修正をすることで足りるのではないかとということで、デジタル庁においては公表を行っておりませんでした。

しかしながら、そういった事例が蓄積を繰り返していったこと、また福島市の事例におきましてデジタル庁の調査の結果として同様の案件が複数件あったと、これが確認されたことがございましたので、これは全自治体での再発防止を徹底する必要があるというふうに判断をいたしまして、五月の二十三日付けで全自治体に対してマニュアル遵守の徹底を通知を行いまして、公表するとしたものでございます。

また、ログアウト忘れを防止するためのシステムの改修につきましても、こちら庁内の連携が不十分であったことからなかなか迅速に対応ができなかったことを大変申し訳なく

思っております、こちら現在どのように実現するかということについて確認中でございます。

#### ◆ 岸真紀子君

答弁としては、これは今後はちゃんと対応しますと言ってほしいというところなんです。いいですよ、それで。

#### ◆ 政府参考人 楠正憲君 (デジタル庁統括官)

しっかりと対応してまいります。

#### ◆ 岸真紀子君

マイナンバー制度の導入の目的として重点を最初置いていたのは税と社会保障の一体改革です。本当であれば、きちんと、皆さんがどのような所得があつて、困っている人はどのような人かというのを見付けやすくするためにマイナンバーというのをつくって動き出したはずなんです、残念ながら、そのことについては、全然、給付付き税額控除、四月二十八日の本会議で私も代表質問でさせていただいたら、後藤大臣からは全然進めていないというようなそっけない答弁だったことに残念ではあります。

これは、いろいろ言いたいところもありますが、今日は時間も限られているので本質である給付付き税額控除については質問をしますが、マイナンバーとマイナンバーカードの当初の使い方から相当なずれが生じていると感じています。

河野大臣、そもそも当初のマイナンバーカードと違う活用になってきているからこそこのトラブルも多いのではないかと考えるんで

すが、立ち止まってやり直すということも必要ではないかと考えますが、大臣の答弁をお願いいたします。

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君 (デジタル大臣)

済みません、ちょっと質問の趣旨がよく理解できていないかもしれませんが、マイナンバーにつきましては、もう二千五百ぐらいの、何というんでしょう、事務において使っております、これ、添付書類を省略をするとか、国民の皆様には何か証明の書類を取っていただかなくても手続きができるといった形で、これは行政の効率化、国民の利便性の向上というのに大きく役立っているというふうに思っております。

また、ここで、これまでの税と社会保障と防災以外についてもマイナンバーの利用をさせていただくということをこの法案に盛り込みましたので、これまた様々な分野で利用を促進をし、行政の効率化あるいは国民の利便性の向上ということにこれからはしっかり使ってまいりたいというふうに思っております。

また、マイナンバーとマイナンバーカード、この違いがなかなか国民の皆様には御理解をいただいていないところもあるものですから、このマイナンバーカードはオンラインでも対面でも本人を確認するための一番有効なパスポートであるということをもう少しきちりと御説明をしていきたいというふうに思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

今大臣がおっしゃられたように、今回の法案って、民間も含めたデジタルでの本人確認

としての機能としても利用していくのであれば、カードから離れて機能として作り直した方がいいんじゃないかというふうに私は考える、その方がよっぽどスムーズにできるものもあるのではないかと。

また、マイナンバーカードには、名前と住所と生年月日、おまけにマイナンバーまで書いてあります。顔写真があるのはとてもいいというふうな評判もある一方で、そこまで個人情報あるものをいろんな場面で使えというのは違うんじゃないかという指摘もあります。マイナンバーとは切り離して電子証明書機能で使ってもらえばいいのではないか、個人情報満載の、高いマイナンバーと一体化されてしまっていること自体に無理があるのではないかと考えます。

これ、自治体も相当苦勞してこの普及をしてきたのでなかなか言いづらいことではありますが、今こそ見直しというのは必要ではないかと考えるんですが、大臣のお考えをお聞かせください。

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君 (デジタル大臣)

マイナンバーカードは、これは、オンラインでの本人確認というものはもちろんのこと、対面でも本人確認をする言わば一番レベルの高い証明書でございますので、例えばスマホで手続をする、その際のスマホ搭載機能を使っての本人確認もできますし、スマホで様々な手続をやらない方は、市役所においてをいただいてマイナンバーカードでこれは本人だということを確認していただければ、今デジタルが自治体と進めております書かない窓口のように、本人確認ができれば、あとは書類を一々書いていただかなくても、今日はこ

の手続と口頭で言ういただければデータ連携をしている市役所ならば手続ができるということで、本人確認という意味でもこのマイナンバーカードというのは非常に役に立つものでございます。

もちろん、この券面に何を書くのかというところは、これからいろいろ議論をしていく新しい次のマイナンバーカードの、二〇二六年ですか、そこに向けて次をどうするという議論をそろそろしていかなければいかぬというふうに思っておりますが、そこまではまずしっかりとマイナンバーカードを使った対面あるいはオンラインの事務手続というものをやらせていただきたいと思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

ほかにもこのマイナンバーカードをめぐる様々な疑問というのはあるのですが、時間も限られているので、マイナ保険証についても伺いたいと思います。

マイナ保険証をめぐるのは、違う人のデータどころか新たに二人分の情報がひも付いてきたという情報があって、午前中の連合審査でも質問がされたところです。ただ、厚労大臣の返答としては、ちゃんと把握をしていないのか、何だかよく分からない答弁しかなかったもので、ちょっと、まだまだ疑念がいっぱいありますが、全く関係ない人に対して情報が見れるという個人情報の漏えいの問題と、医療データがひも付いている中で、利便性以前に、誤った情報がひも付いてしまっているというのは命に関わる問題なんです。

厚労省はこの個人情報を軽く見ているというふうにも見えますよ、このままでは。命に関わるという自覚があるのか、今日は伊佐厚

労副大臣にもお越しいただいていますので、  
ここについてお伺いします。

#### ◆ 副大臣 伊佐進一君（厚生労働副大臣）

保険者が登録した加入データに誤りがあつたことによりまして別の方の資格情報がひも付いて、結果的に薬剤情報が閲覧される事案が生じまして、国民の皆様にご心配をお掛けしていることについて申し訳なく思っております。

患者本人の健康、医療に関する情報に基づいたより良い医療を受けることができるようになるなど、オンライン資格確認において様々なメリットがございまして、本年四月中で八百二十九万件のオンライン資格確認が行われて、昨年四月と比較すると四十三倍と、そしてまた薬剤情報でも利用件数が四百七十三万件でございまして、実際に今医療現場において着実に御活用いただいている状況でございします。

本人、事業主、保険者がそれぞれの段階において登録データに誤りが生じる可能性を踏まえて適切に確認が行われる仕組みを構築すること、また情報に疑義がある場合には速やかに具体的な対応が行われる仕組みを確立することにしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

一方で、これだけではありませんで、通常、診療等に至る流れの中で本人確認も行っていただいております。これらの取組が相まって、国民が安心、安全にオンライン資格確認が利用できるようにしてまいりたいというふうに思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

報道に出たケースは本人が気付いたので大事に至らなかったから良かったものの、これが本当に本人気付かなくて、例えば、例えばですね、自分で気付かないで処方箋を受けたとします。飲み合わせが悪かったら死にも至ることもあります。そういった命の重さがあるというところなんです。

このマイナ保険証については、今誰の情報が付いているか、正直、チェックがし切れていないと言っても過言ではありません。午前中の委員会では前倒しでチェックすると言っただけでしたが、じゃ、それまでやっぱりこのマイナ保険証の運用は止めるべきだと私は考えます。是非とも、ここは少なくとも七月の保険者のチェックが終わるまでは止めるべきだということを要請します。

あわせて、二〇二四年の秋の保険証を止める、廃止問題ですが、これは時期を見送るか、若しくは廃止をやめるべきですね。やっぱり様々な問題があつて、マイナ保険証を使いたい人は使っているんです。だけれども、使いたくない人もいます。しかも、今本当に人の情報までひも付いていて、この状態で走るというのは余りにも乱暴過ぎないかということなんです。これはしっかりと、みんなの、国民の声なんです。本当に多くの方が不安を持っていて、このシステムトラブルで医療をもしかしたら本人確認ができなくて受けられなくなる可能性も極めて高いんじゃないですか。

厚生労働副大臣の見解ですね、少なくとも運用を止めていただきたい、また健康保険証の廃止はやめていただきたい、そう要望します。

#### ◆ 副大臣 伊佐進一君（厚生労働副大臣）

医療現場におきまして安心、安全に御利用いただけるものでなければならないというのは委員の御指摘のとおりだというふうに思っております。

このデータの誤登録、こうした問題については、人の作業が介在する仕組みである以上、何らかの誤りが生じ得ることを前提として対応していく必要があるというふうに考えておきまして、本人、事業主、保険者それぞれの段階において登録データに誤りが生じる可能性を踏まえて適切に確認が行われる仕組みを構築すること、これは紙の保険証でも同様の可能性がございます。

その上で、例えばその誤りを最小限にするシステムをどう構築するかと、あるいは誤りが起こったときの例えばアラートを含めたりリスクの低減をどう構築するか、そしてまた情報に疑義がある場合には速やかに連携を停止して修正するなどの具体的な対応が行われる仕組みを確立することが重要だというふうに考えております。

今般、システム的なチェック、あるいは自主的な保険者のチェックに加えまして、様々な制度的な担保をさせていただいております。また、既に登録済みのデータ全体のチェックも行わせていただいております、あつ、いただきます。こうした取組を通じて信頼の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

いや、やっぱりやめるべきなんですよ。やめてくれれば、こんな不安はなくなるんです。

最後に総務省に聞きますが、更新のときのトラブルも発生するのではないかというふうに考えます。更新はなるべく簡素にしないと、やっぱり更新に行かない国民が出るとマイナ保険証として使えなくなるという、医療がアクセスできなくなる可能性もあるので、このことについて、更新についての簡素化をお伺いします。

#### ◆ 政府参考人 吉川浩民君 （総務省自治行政局長）

お答えいたします。

マイナンバーカードが普及する中で、更新手続を円滑に行っていただくことは重要と考えております。

このため、まずは余裕を持って更新いただけるよう、更新が可能となります有効期限の三か月前のタイミングで地方公共団体情報システム機構から有効期限のお知らせやマイナンバーカードの交付申請書をお送りしております。また、更新手続を行う市区町村が窓口の体制を確保できるよう、国費により支援をしているところでございます。

加えまして、郵便局におきまして既に電子証明書の発行、更新ができるようになっておりますし、さらに、今回の改正案によりまして、カードの交付申請受付についても市区町村が指定した郵便局において取り扱わせることが可能となります。

電子証明書の更新に当たっては、確実に申請者本人の電子証明書が搭載されるよう、市町村の窓口で電子証明書の搭載後、電子証明書の写しを紙で印刷、交付しまして、記載内容に誤りがないか確認を行うことなどを事務処理要領等により市町村にお示ししております。

なお、マイナンバーカード及び電子証明書をオンラインで更新することにつきましては、国際的な基準や技術開発の進展等を踏まえつつ、検討すべき課題であると認識しております。

#### ◆ 岸真紀子君

済みません、厚生労働省も、この保険証の

更新のときに、近くなったらエラーメッセージ出しますよとか言っていたんですが、年に一回しか受けない人はそういったエラーを受け取ることもできませんので、厚労省としても対策を考えていただきたいということを申し上げ、質疑を終わります。

### ◎第211回国会 参議院 本会議 2023年6月5日

#### ◆ 岸真紀子君

立憲民主・社民の岸真紀子です。

会派を代表し、ただいま議題となりましたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案について質問します。

冒頭、一言申し上げます。

六月二日の参議院本会議で成立したマイナンバー法等改正案は、参議院の審議が四月二十八日の本会議から始まり、私もこの場で代表質問を行いました。その時点では、三月末にマイナンバーカードでのコンビニ交付の誤発行といったトラブルはあったものの、河野大臣の記者会見では問題ないとしており、今となっては問題が矮小化されていたことに気付くことができなかったという自責の念があります。

ところが、五月に入ってから次から次へとこの間のトラブルが明るみとなり、問題だらけとなりました。マイナ保険証に至っては他人がひも付けられている事象が数多く発覚し、個人情報漏えいと命に関わる重大な問題であるにもかかわらず、岸田政権は法案の取

下げや修正もせず、二〇二四年秋の健康保険証廃止を含む法改正を推し進めました。国民の不安が払拭されない中での一方的な押し付けに断固抗議します。総点検を終えるまでマイナ保険証の運用を中止することと健康保険証の廃止時期の見送りを強く求め、質問に入ります。

スマホやタブレットの普及が進み、インターネット情報は身近な存在となっています。例えば、言葉の意味を調べたいとき、昔は辞書を開いて調べていましたが、今はネット検索で迅速かつ簡単に情報を入手することが可能です。これは、デジタル化の恩恵と感じながらも、果たしてネット上で得た情報が正確なのか不安に感じることも多く、そして、信頼できる情報か否かは分かりにくくなっています。特に、社会経験が少ない子供は影響を受けやすいことが指摘されており、児童が動画投稿サイトを見て、バナナを三百本食べると死ぬといった情報を信じているという記事が先日も掲載されていました。

この背景には、正確性よりも個人の興味や関心に合わせた情報で注目を集め広告収入を

得るアテンションエコノミーや、自分が欲しい情報ばかりが集まり、逆に欲しくない情報は遮断されてしまうフィルターバブル、そして、SNSや動画サイトといった場で、同じ趣味、考えの人とフィルターが掛けられた空間で同様の意見が反響し合い、結果として偏った考えが増幅していくエコーチェンバー現象といったインターネット情報に特徴的な問題があります。

各企業の努力としてエコーチェンバーによるフェイクニュースの拡散や断絶の防止対策が行われつつあるものの、政府としての対策は必要です。国民の皆さんが安心して利用できるデジタル社会の形成に向け、政府がどのようにインターネット情報の信頼性の向上を図っていくのか、情報通信を担当する松本総務大臣、デジタル社会の形成を担当する河野大臣に伺います。

最近、毎日のように報道で取り上げられている生成AIについて伺います。

昨年十一月に対話型AIが公開されて以降、生成AIの急速な普及が進んでいます。生成AIは、インターネット上の文章や画像、音声などの分析結果を基に人間が作ったようなコンテンツを創出することから、利活用が期待される反面、個人情報への不適切な収集や誤情報の拡散、著作権の保護、監視や差別につながる懸念といった課題も指摘されています。AIを使いながらも健全に社会を発展させていくには、一定のルール作りが必要です。広島サミットでは、生成AIに関し、担当閣僚による広島AIプロセスを設け、国際的なルール作りを進めることで合意しています。

政府は、生成AIに伴う様々な課題にどの

ような認識をお持ちなのか、今後どのような規制等の整備を行う予定があるのか、高市科学技術政策担当大臣に伺います。

また、G7では広島AIプロセスがスタートし、経済協力開発機構においても国際的な政策指針、AI原則を見直す検討に入ったとの報道がありますが、日本政府としてどのように意見を反映していくのか、具体戦略も併せて松本大臣にお答え願います。

二〇二〇年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国の経済社会活動が書面、押印、対面を前提にしており、テレワーク環境も整っていなかったことなどが浮き彫りになり、政府はデジタル化の遅れを取り戻すために各種施策を進めています。

デジタル化により人手不足の解消や新しい産業の創出が期待される一方、雇用が失われることはないのでしょうか。また、幾ら研修機会があったとしても、全員が全員デジタル人材となることは難しく、労働移動が公正なルールに基づいて行われるのか懸念があります。デジタル化の推進に伴っての公正な労働移動に関する政府のお考えを河野大臣に伺います。

本法律案は、デジタル規制改革を国の基本方針に位置付け、テクノロジーマップの公表などを措置すること、行政機関等における情報の公表にデジタル技術を活用すること、さらには、フロッピーディスクなどを用いる申請等の手続をオンラインにより行うことができるようにすることなど、関係法律の所要の規定の整備を行うものとなっています。

政府は、このような改革により、生産性向上や人手不足の解消などの効果が期待されるとしています。しかし、本年一月、国土交通

省近畿地方整備局の河川監視カメラが不正アクセスを受け、カメラの運用が停止される事案が発生しました。カメラが勝手に操作されれば、豪雨時の情報提供に支障が生じるおそれがあったかもしれませんし、逆にフェイクニュースを流されてパニックに陥ることも想定されました。

デジタル庁は本事案にどのような対応を行ったのか、また、国の行政機関においてマルウェアが仕組まれた場合を想定した対処方法はあるのか、未然に防止するためにはどのように取り組むのか、河野大臣並びにサイバーセキュリティーを担う谷担当大臣に伺います。

地方自治体においても同様の懸念はあります。地方自治体のデジタル化に伴うサイバーセキュリティー対策はどうするのか、松本大臣に伺います。

定期検査や点検規制のデジタル化に当たっては、あくまでも安全性を確保する手法としてのデジタル技術であるということを忘れてはなりません。例えば、そのシステムが正しく稼働しているのか否かを確認するのは人であり、最終的な判断をするにしても人的技術力の向上は欠かせません。

デジタル技術を過信せず、人的な技術力の向上の必要性という認識を河野大臣はお持ちなのか、見解を伺います。

デジタル技術を活用した点検は、災害時での活用で役立つツールと考えます。近年、突発的な集中豪雨による自然災害が全国各地で発生していますが、そういった場合に、林道の被害状況や急斜面などにより人が立ち入れない箇所を、上空からのドローンを活用することによって、二次災害というリスクを下

げることができ、かつ短時間で撮影することもでき、災害状況を見る、撮ることができるツールとなります。災害状況をいち早く把握することは復旧の迅速化にもつながることから、災害時は、林道などにおいて、ドローンを目視できる状態になくとも、周りに人がいないなど安全が確認できれば使用できるようにしてほしいといった市町村長の生の声もあります。これは航空法の管轄で、本法律案の外の要望事項ではあるものの、デジタル技術の効果的な活用に向けての地方自治体からの要望として、まずは自由闊達な意見を集約し、更なるデジタル活用の進展を図ることも必要ではないでしょうか。河野大臣の見解を伺います。

本法律案では、事業所等における書面掲示が義務付けられているものに関し、利用者保護や利便性、デジタルデバインドに配慮して、従来の書面掲示義務も維持しつつ、同様のものをインターネットにより公衆の閲覧に供するとしています。例えば、郵便法の一部改正により、日本郵便株式会社は郵便約款その他総務省令で定める事項をインターネットにより閲覧に供する義務が追加されますが、既に公式サイトに掲載されているので新たな負担は生じないと思われま

しかし、本法律案によって、インターネット掲載が義務付けられる事業者の中には業務や費用といった新たな負担が生じる場合がありますが、これは事業者の負担となるのでしょうか。国の支援策はあるのか、新たに義務付けられる事業者はいつまでに整備しなければならないのか、事業者に対する周知広報の方法も含め、具体的に河野大臣にお答え願います。

本法律案では、古物営業法や水先法、質屋営業法など個別法の改正によって、標識や料金等の掲示についてデジタル対応が義務付けられることとなります。事業の規模が著しく小さい場合、その他の省令等で定める場合にはデジタル対応を義務付けしないこととしていますが、事業の規模が著しく小さい場合とはどのような事業者が想定され、その他省令等で定める場合というのとはどのような場合を想定しているのでしょうか。適用除外となる中小零細事業者の範囲はいつまでに決定し、どのように周知徹底を図るのか、河野大臣に伺います。あわせて、事業者にデジタル化の強制とならないよう配慮が必要と考えますが、見解を伺います。

本法律案は、国や地方自治体が私人に通知等を行うに当たり、所在不明である場合等に、一定期間、当該機関の掲示場等に書面を掲示することにより、その者に送達したものとみなす制度である公示送達のデジタル化を促すものとなっています。このことにより、これまでは掲示場に出向かなければ確認できなかったものが、インターネットを活用し、いつでもどこでも閲覧が可能になります。

一方で、市役所庁舎の前に設置されている掲示板とは違って、行政機関における公式サイト上では情報量が非常に多く、どこの行政機関も見付けやすいサイトとはなっていません。各省庁が利用者にとって利便性の高いサイトとするための支援が必要と考えますが、デジタル庁の関与方法を河野大臣に伺います。

本法律案により、インターネットを利用できる人にとっては、知りたい情報を入手したり、オンライン手続きができるようになること

は利便性や業務の効率化につながるメリットがあります。しかし、デジタル技術を過信し過ぎてしまうと、例えば国のシステムでインシデントが起きてしまったときに対応の遅れが生じてしまう可能性も否定できません。インシデントが起これないようにすることはもちろんではありますが、起きたときの責任の所在はどこになるのか、マイナンバーカードの一連のトラブルのようにたらい回しにならないのか、デジタル庁が責任を持って対応するという理解でよいか、河野大臣に最後にお伺いし、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣河野太郎君登壇、拍手〕

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君（デジタル大臣）

まず、インターネット情報の信頼性向上についてお尋ねがありました。

政府としては、御指摘のインターネット上の情報の信頼性向上を図るため、総務省を始めとする関係省庁において取組が行われているものと承知しております。デジタル庁としても、安全、安心で便利なデジタル社会を実現するため、今年度改定予定のデジタル社会の実現に向けた重点計画においてこれらの取組をしっかりと位置付けつつ、効果的な広報活動や情報発信に取り組むことを検討しております。

次に、デジタル化に伴う雇用への影響についてのお尋ねがありました。

デジタル化の進展により企業の生産性や産業競争力の向上などがもたらされるものであり、御指摘の雇用に関する懸念については、リスキリングを強化するとともに、デジタル

化による新産業の創出により雇用の拡大を目指してまいります。拡大した労働市場において産業構造の変化を踏まえた労働移動が円滑に行われるため、希望する労働者がスキルアップできるための研修等の機会や就職支援が十分に設けられることが重要と考えております。

次に、国土交通省の監視カメラに係る事案に対するデジタル庁の対応及びマルウェアへの対応方法についてのお尋ねがありました。

情報セキュリティインシデントについては、デジタル庁を含め、情報システムを整備、運用する各行政機関において責任を持って対応することとなっています。その際、政府統一基準を作成するNISCを中心に、デジタル庁を含めた情報システムを運用する行政機関が連携して対応することとしています。

御指摘の河川監視カメラについては、国土交通省が整備、運用しており、国土交通省において、NISCと連携して適切に対応されたものと承知しております。

次に、人的な技術力の向上の必要性についてのお尋ねがありました。

定期点検等に関するアナログ規制の見直しは、デジタル技術が活用可能になるよう現行法令を技術中立的にしていくものですが、人が点検等を行う場合と同等の安全性が確保できるよう、必要に応じて技術検証を実施することとしています。

新たな技術を導入する上では、それらを実際に使う方々のスキルの確保も重要と考えており、技術検証を行う際に現場の方々にとっての有用性についても十分に考慮していくとともに、関係省庁と連携し、デジタル人材のスキル向上にも努めてまいります。

次に、地方自治体の意見の集約についてのお尋ねがありました。

地方自治体におけるデジタル技術の活用の推進に当たっては、自治体の意見をしっかりとお聞きすることが重要であると考えております。デジタル庁では、国と地方の双方向のコミュニケーションの場としてデジタル改革共創プラットフォームを設け、日常的に自治体職員との意見交換や先行事例の共有を行っており、こうした場などを通じて丁寧に自治体の意見をお聞きしているところです。

引き続き、自治体からの意見も踏まえ、自治体向けのマニュアルの改定やテクノロジーマップの整備を進めるなど、関係省庁とも連携し、必要な取組を行ってまいります。

次に、書面掲示規制の見直しについてのお尋ねがありました。

今回の改正によるインターネット掲載は事業者において取り組んでいただくこととなりますが、デジタル化への対応に係る各種支援措置についても情報提供が適切に行われるよう、関係省庁と連携して対応してまいります。対応困難な一部の零細事業者に対する適用除外の基準については、事業者の負担にも配慮しつつ、従業員数など事業規模等の観点から、各規制の趣旨や対象業界の実情を踏まえて各規制所管省庁の省令において明確化することとしています。

この見直しについては、本法案の公布後一年以内に施行することとしており、円滑な施行に向けて、必要に応じて各規制所管省庁において運用に関するガイドラインを整備するなど、事業者に対して十分な周知が行われるよう、所管省庁と連携して対応してまいります。

次に、公示送達デジタル化についてのお

尋ねがありました。

インターネットにより公示送達を行う際のウェブサイトの在り方については、送達を受けるべき方が必要な情報に適切にアクセスできるように、規制所管省庁と連携して対応してまいります。

各省庁のウェブサイトの利便性の向上については、デジタル庁ウェブサイトの構築、機能改善を通じて得られた知見を各省庁と共有し、必要な支援を行ってまいります。

最後に、インシデントが起きたときの責任の所在についてのお尋ねがありました。

マイナンバーカード関連サービスの誤登録等の事案に関しては、国民の皆様には不安を与えていることは申し訳なく思います。

総理指示の下、デジタル庁が中心となり、関係府省等が一丸となって国民の皆様の不安解消への万全の対策を迅速かつ徹底して講じてまいります。

また、情報セキュリティインシデントについては、デジタル庁を含め、情報システムを運用する各行政機関において責任を持って対応することとなっています。その際、政府統一基準を作成するNISCを中心に、デジタル庁を含めた情報システムを運用する行政機関が連携して対応することとしています。

(拍手)

〔国務大臣松本剛明君登壇、拍手〕

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君 (総務大臣)

岸議員からの御質問に御答弁申し上げます。

まず、インターネット情報の信頼性向上について御答弁申し上げます。

インターネットを含め、情報空間におきましては表現の自由が守られなければなりません。偽情報は違法、有害であり得まして、情報の信頼性向上は重要であり、プラットフォーム事業者による自主的な取組が大切であると認識しております。

総務省としては、有識者会議において、プラットフォーム事業者による偽情報の削除等の取組をモニタリングし、結果を公表することにより透明性の確保を図っております。また、情報の受け手側の対策として、偽情報に関する啓発教育教材の開発等のICTリテラシー向上にも、関係企業、省庁と連携して取り組んでおります。

次に、G7広島AIプロセスに日本政府としての意見を反映する方策について御質問いただきました。

生成AIをめぐる諸課題については、我が国が議長国を務めたG7広島サミットにおいて、広島AIプロセスとして、担当閣僚の下で速やかに議論を進め、本年中にG7首脳に結果を報告することとなりました。

早速、五月三十日に、議長国の立場から、実務者レベルによる第一回G7作業部会を開催いたしました。OECDなどの協力も得つつ、また政府のAI戦略会議での議論も踏まえ、G7の議論を我が国が主導してまいります。

最後に、地方自治体のサイバーセキュリティ対策について御質問いただきました。

総務省では、セキュリティ対策の動向を踏まえ、地方自治体のセキュリティポリシーガイドラインの改定を行っております。また、人材育成のため、自治体職員を対象に、実践的サイバー防御演習、CYDERを実施するとともに、都道府県が市町村支援の

ために確保するデジタル人材に要する経費について、本年度から特別交付税措置を講じたところでございます。

地方自治体のサイバーセキュリティー能力の強化と併せて自治体のシステム標準化を進めているところであり、自治体DXに向け、地方自治体と更に連携を深めてまいります。  
(拍手)

〔国務大臣高市早苗君登壇、拍手〕

◆ **国務大臣 高市早苗君**  
**(科学技術政策担当大臣)**

岸真紀子議員から、生成AIに伴う課題、今後の規制についてお尋ねがありました。

昨今の生成AIの技術革新については、様々な利点をもたらす一方で、例えば、セキュリティーの問題、知的財産権の侵害、機密情報の流出や偽情報の大量流布など、新たな課題が生じるとの見方もございます。

生成AIに関する規制については、諸外国において推進又は規制のいずれか一辺倒というわけではなく、各国の事情に応じて適切なバランスを模索していると承知しております。

こうした中、生成AIに関する課題は多岐にわたることから、政府としては、技術のみならず、法制度、倫理などの幅広い有識者により構成されるAI戦略会議を開催するなどして検討を進めております。

生成AIに関する規制等の整備につきましては、まさしく検討中のため、現時点ではお答えできる段階にはありませんが、政府としては、G7においても主導的な役割を發揮しつつ、様々な懸念や課題への対応を検討してまいります。(拍手)

〔国務大臣谷公一君登壇、拍手〕

◆ **国務大臣 谷公一君**  
**(サイバーセキュリティー担当大臣)**

岸真紀子議員より、国の行政機関のサイバーセキュリティー対策について御質問いただきました。

政府においては、サイバーセキュリティー基本法に基づき、各政府機関がセキュリティー水準を一定以上に保つための政府統一基準を策定しており、これに基づき、各政府機関は、それぞれの業務、取り扱う情報及び保有する情報システムの特性等を踏まえた上でセキュリティー対策を講じているところです。

政府統一基準では、議員御指摘のネットワークなどのIoT機器の利用時の対策として、初期設定されているパスワード等の変更や、マルウェア感染による被害を未然に防止するため、想定される感染経路に不正プログラム対策ソフトウェアを導入するなどの対策を定めています。

また、政府機関等が参加するインシデント対処訓練においてマルウェア感染時のシナリオを取り上げるとともに、マルウェアによる影響の分析、解析や、必要に応じて被害のあった政府機関に対する支援ができるよう必要な体制を整備しているところです。

今後とも、各政府機関が継続的にサイバーセキュリティーに係る認識を高め、適切な対策が講じられるよう、注意喚起や情報提供を行うとともに、サイバー脅威の状況に応じて政府統一基準の見直しを行うなど、必要なセキュリティー対策の強化を図ってまいります。(拍手)

◆岸真紀子君

立憲民主党の岸真紀子です。

私は、マイナンバーカードに関連する疑問を、二〇二一年の一月二十八日の総務委員会から始まりまして、地方創生デジタル特別委員会、そして行政監視委員会と、もう何度も何度も重ねて問題提起と改善を求めてきました。

しかし、ここに来て、様々なトラブルが発生しています。ちょっと議事録にも残したいので読み上げますが、例えば、コンビニ交付サービスでの証明書の誤交付、これは住民票、印鑑証明、そして戸籍までもがシステムトラブルによって誤交付されました。

マイナ保険証に別人の情報がひも付けられていたというのも発覚しまして、昨年の二二年の十一月まで、分かっているだけで七千三百十二件、他人が閲覧が五件。二二年の十二月から五月二十二日までで新たに六十件程度。これは五月二十二日までと言いながら、なぜか昨日の記者会見で発表となっています。

全くの別人のマイナンバーに口座を誤登録されているのが七百四十八件。本人ではない、家族などの口座を登録したケースが約十三万件。マイナポイント事業で別人にポイントを誤付与したもの、二〇二二年七月にはマイナポイントの、皆さん忘れていたかもしれませんが、二重取りという問題もありました。

別人の顔写真を誤登録。希望していないのにマイナ保険証に登録。他人の年金情報が閲覧、これは年金情報の誤登録という問題です。

今現在明らかとなっているだけの数字や事象であって、まだまだ発覚する可能性が高いのではないのでしょうか。

こういったトラブルは、岸田政権が余りにも施策を拙速に推し進めたばかりに起きてしまったと断じざるを得ません。住民の皆さんの個人情報も余りにもでたらめに扱われてしまっていることに強く抗議します。松本大臣始め総務省の職員には、そのことを重く受け止めていただきたいです。

なぜ真剣に、私だけじゃなく、いろんな方が提案してきたと思います、こういったことを受け止めて改善をしてくれなかったのか、国民に多大な迷惑を掛けているこの混乱の責任をどうするのか、まず大臣に伺います。

◆国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

マイナンバーカードは地方のDXの基盤となるツールでありまして、住民の皆様、そして行政にとってもメリットがあるデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、カードの普及促進、利便性向上に取り組んできたところでございます。

ただ、今御指摘ございましたように、マイナンバーカード関連で一連の誤り事案が発生したことにつきましては、誠に遺憾であり、重く受け止めております。

総務省におきましては、事件発生以降、自治体からよく事情を伺うとともに、デジタル庁や地方公共団体情報システム機構と連携して、事業者からも直接原因や再発防止策について確認をさせていただいております。その上で、全国の自治体や事業者に対してもシス

テムの総点検を要請し、点検の参考となるよう、一連の事案について速やかに情報提供してまいりました。

また、申込者本人のマイナンバーカードに別人の決済サービスがひも付き、本人が将来受け取るべきマイナポイントが別人に付与される事案につきましては、通知によって自治体に注意を促し、デジタル庁においてシステム改修を行うとともに、申込みができなくなった方々について、自治体と連携して速やかに申込みが可能となるよう、ポイントを取得いただけるよう取り組んでいるところでございます。

また、加えまして、元組合員の年金情報に誤ったマイナンバーがひも付き、他の方のマイナポータルで元組合員の年金情報が表示されるといった事案が発生しております。これは、地方公務員共済に関して、令和三年十二月に誤ったマイナンバーを登録したことで生じたものでございますが、今後、マイナンバーの記載を徹底することによる新規誤りの発生防止と、マイナンバーを基にしたJ-LIS照会により既存データの総点検を図ることとしております。

一連の誤り事案について、再発防止策を徹底するなど必要な対応を行うとともに、信頼性の確保や安全性の向上に向けて、マイナンバーカードを、しっかり取り組んでいきまして、マイナンバーカードについて国民の皆様が安心して利用できるようにしていくことが私の責務であると考えているところでございます。

#### ◆ 岸真紀子君

大臣が最初におっしゃったとおり、私自身

もマイナンバー制度というのは大事だと考えていますし、マイナンバーカードが、利用が本当にうまくいくのであれば、これは良いものだと考えています。だからこそ、今の事象が残念でなりません。

それで、先ほど私、大臣の責任と言いましたが、総務省の最大の強みというのが、私が考えるには、地域に暮らす住民の生の声を聞く地方自治体と密接な関係にあることです。職員の皆さんは、実際に現場である例えば都道府県とか市町村とか、そういう行政の自治体に職員派遣された経験もあります。だからこそ、新型コロナウイルス感染症が感染拡大したときに総務省が主導となって、厚生労働省がやっていたんですが、総務省が主導となってリエゾンチームというのをつくって、ワクチンの接種を促すとか、そういった手助けをしてきたんです。

今回も、いろんなことが今起きていて、総務省とデジタル庁が努力しているのは分かります。分かるけれども、やっぱりこれだけ多くのトラブルが起きていて、残念ながら、どっちも責任を押し付け合っているようにも見えなくはないです、答弁とかを聞いていると。

それで、大事なのは、総務省は、やっぱりこの住民の声を現場で聞いている方々、例えば先ほど言った共済組合もそうです。それも含めて総務省の管轄ですし、住民の声を聞く自治体も総務省の管轄です。自治体の意見を積極的に総務省が聞いて、この問題を解決するためにはどうすべきかというのを牽引してほしいんです。それは総務省にしかできません。大臣、いかがでしょうか。

## ◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

政府におきましては、地方自治体との連絡調整を担うのが総務省であるというふうに考えております。また、住民の方にとりましては、やはり一番信頼性の高いのがそれぞれの地方自治体ではないかというふうに考えております。

今回、地方共済において誤り事案が発生をいたしました。この他人のデータを表示されていることを見られた方は、まず御自身のお住まいの自治体にお問合せをされたというふうに聞いているところでございまして、住民の皆様方が信頼する地方自治体との連絡調整は大変重要なことであるというふうに考えております。

そのような観点から、これまで、普及促進や利活用の拡大はもとより、トラブル事案の対応についても自治体と連携して取り組んできたところでございまして、総務省としては、都道府県ごとに担当職員を設け、都道府県と連携して市町村をサポートする体制を確立をし、随時、普及促進、利活用拡大の先進的な取組事例を提供するとともに、それぞれの自治体における現状や課題の丁寧な把握に努めて、きめ細やかに支援を講じてきたように考えているところでございます。

今般の一連の事案の対応につきましても、自治体からよく事情を伺いながら、関係省庁と連携して対応に取り組んでおります。

先般、国と地方の協議の場におきましても、地方側から国に対しまして、個々の事業者や地方公共団体での対応には限界があることから、マイナンバーカードの活用に係る様々な手続において、各省庁、地方公共団体及び関係事業者が一体となったチェック体制

や、誤った情報ひも付けの防止を担保する制度の構築などに取り組むこと、国と地方が一緒になってマイナンバーカードに対する国民の信頼の確保に取り組むことなどの意見をいただいたところでございます。

地方の声をしっかりと受け止め、連携しつつ、関係省庁としっかりと連携をいたしまして、国として責任を持って一連の事案への対応を行ってまいりたいと考えております。

## ◆ 岸真紀子君

松本大臣が最初にこの御自身のお言葉できつと答えていただいたとおり、本当に何かあったら一番に多分連絡行くのが市町村の窓口でございます。だからこそ、利活用は、総務省からいろんな、上、上からという言い方は悪いですが、そういうやり方をやっているかもしれませんが、今回のような事象は、逆に、国からのいろんな、スピードを急がされたばかりに起きてしまったことなので、そこは丁寧に聞いて、解決に向けたら、じゃ次、どんな対策ができるかというのを是非とも総務省にやっていただきたいということをお願いいたします。

これも何度も申し上げてきたことですが、マイナンバーカードやシステムなどのデジタル技術というのは、あくまでもツールであって、目的ではございません。それが、普及ありきで、菅政権下においてマイナポイント事業が始まりました。第一弾は二〇二一年十二月までとなっております。新規にマイナンバーカードを作ったら五千ポイント付与しますというものでした。これだけでも、相当自治体は、自治体は住民やJ-LISとの間でのトラブルが発生したことを覚えているで

しょうか。私もその都度質問しています。はつきり言って愚策でした。

にもかかわらず、懲りずに第二弾として岸田政権が始めたんです、マイナポイント第二弾を。マイナンバーカードに健康保険証をひも付けたら七千五百ポイント、口座にひも付けたら七千五百ポイント、第一弾と合わせると合計二万円ポイント、二万円分ということですね。

当時の二〇二一年十二月二十日、当委員会で私は、議事録にも残っていますが、こう言っています。マイナポイントは、二万円というお金でマイナンバーカードを売っていると言っても過言ではないかと私は考えます、高いカードだなと正直思うんですと皮肉を込めて指摘をしています。

あれだけでも大きな問題だったと今でも考えていますが、六月二日、参議院本会議で成立した東ね法案、いわゆる改正マイナンバー法等改正の、改正マイナンバー法ですが、これについては、健康保険証を二〇二四年秋廃止するという乱暴なもので、私たち立憲民主党は、それを見送るべきだとか廃止をやめるべきだということを言っていますが、昨日も岸田総理はどうも聞いてくれませんでした、本当に問題なものです。

言わばマイナンバーカードの強制であって、かつ、高齢者層が口座のひも付けをしていない、少ないという理由から、年金受給者だけにみなし同意というやり方で、これ消費者庁でいうとあり得ないこのみなし同意というやり方でやっているんですが、そういうやり方で無理やり口座を登録させるという強行に至りました。

だったら、だったらですね、マイナポイン

ト事業って何だったのかと。高額な予算を使って、自治体職員など現場に負担を掛けて、結果的に、現場に負担が掛かったから、いつもはこんなに多いミスはないにもかかわらず、誤登録などいろんな問題が起きてしまいました。慌てて事務をさせたから、入力間違いやトラブルが次々とする事態となっています。

松本大臣、結局このマイナポイント事業というのは何だったんでしょうか。お答え願います。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

昨年六月末のマイナポイント第二弾の本格開始以降、ポイント付与対象となるカードの申請期限だった今年二月までの八か月間におけるカードの申請件数は三千四百万件を超えまして、マイナポイントの付与はカードの早期普及に相当の効果があったものと考えております。

私どもとしては、デジタル社会をできる限り早期に実現をすることに意義があるということで、早期普及が進んだことは一定の効果があったことについて評価をいただければと思っているところでございます。加えて、マイナポイント事業はキャッシュレス決済の拡大、消費の喚起にも貢献する、その面でも意義のある事業であったと考えているところでございます。

なお、マイナンバーカードと健康保険証の一体化には様々なメリットがございますので、御理解をいただければ有り難く存じます。

#### ◆ 岸真紀子君

三千四百万件増えたからマイナポイントの

効果があったよと言うけど、結局、この後も聞きますけど、それだけの処理能力がなかったのにもかかわらず急がせちゃったんですよ。だから、結果的にいろんな個人情報が漏えいするような事態に招いてしまっているんです。

あと、マイナポイント事業は消費促進もあったというふうに今おっしゃいましたが、じゃ、本当に地域の消費拡大になったんでしょうか。皆さんの地域でマイナポイント使える、キャッシュレス決済できる事業者って、都会に住んでいる方は別かもしれませんが、地方に住んでいる方は本当にお店あるでしょうか。

私の住んでいるところは辛うじて全国チェーンのスーパーだとかコンビニとかがあるので使えますが、だけど、この委員会でも、当時、政府参考人からお答えいただいて、北海道にはセイコーマートさんというコンビニが全市町村にありますので使えますとおっしゃいましたが、それは誤った情報です。その後調べたら、ある村ではまだコンビニができていなくて、使えません。

結果的に、地域間格差であったり年齢間格差ですね、キャッシュレス決済というものであったら、そのときも指摘させていただきましたが、結局ネットで通販とかできなかつたら、キャッシュレス決済であったりいろんなことに使えないんですね。だから、そもそもこのマイナポイント事業というのはいろんな問題をはらんでいたと再度指摘せざるを得ない状態にあります。

このマイナポイント事業については、改めて決算委員会等で深く追及していかなきゃいけないと考えています。

ですが、でも、この質問聞きましょうか。マイナポイント事業に掛かった全ての経費は幾らなのか、そのうち事務局経費や広報費など内訳はどうなのか、教えていただけますか。

#### ◆ 政府参考人 大村慎一君

(総務省大臣官房地域力創造審議官)

お答えいたします。

マイナポイント第一弾の予算額は約二千九百七十九億円で、第二弾の予算額は約一兆八千百三十四億円でございます。

また、第一弾の事務局経費の執行額は約二百九十二億円で、そのうち広報費は約八十億円です。また、第二弾の事務局経費の予算額は約百七十一億円で、広報費は約七十五億円でございますが、執行額につきましては、まだ事業が完了していないため確定をいたしておりません。

以上です。

#### ◆ 岸真紀子君

二兆円以上掛けてこの事業をやったんですが、本当に、先ほど大臣は意味があったんだと言いますが、なぜ先を見通した仕事をしなかったのか、不思議でなりません。

申込期限は二〇二三年の五月まででしたが、いつの間にか九月に延長されています。その要因は、マイナポイント事業は二月末で申請が終了のはずだったんですが、オンライン申請が集中してパンクしてしまったり、カードがまだ発行されていないという問題とかもあります。

ここで聞きたいのは、結果的に一日期限を延ばしたと承知していますが、本来期限を守

らないような制度設計というのは、行政ではしてはならないです。不公平な扱いになるからです。

なぜかという、この二月末に申込み、申請の締切りというときに、結局マイナポイントを目当てに来た方が、オンラインでできなかったとしたら窓口で、システムがパンクしてできなくなったので窓口に来てどうしてくれるんだというふうに言ったときに、例えば行政の窓口の方が、情報が、一日延ばすというのを知らなかった。総務省はその日に通知したと言いますが、結局通知というのはタイムラグがどうしても生じてしまうので、そうになると、これもう間に合いませんよと返してしまう。そうすると不公平になってくるんですね。だから、そういう不公平な扱いはしてはならないと私は考えます。

システムの脆弱性という問題もあるのではないのでしょうか。なぜ自治体に説明を先にしないで引き延ばしたのか、そういう緩いことでいいのか、先を見通せなかったのかというのを確認させてください。

#### ◆ 政府参考人 大村慎一君

(総務省大臣官房地域力創造審議官)

お答えいたします。

マイナポイントの対象となるカード申請期限である二月末に備えまして、国民の皆様には早期の申請を様々な媒体を通じて呼びかけますとともに、市町村窓口で混乱が生じないよう申請受付の対応に万全を期すことについて、二月の上旬から要請を行ってまいりました。また、カードの未取得者に対してオンラインで簡単に申請ができるQRコード付き交付申請書の早期からの送付、携帯ショップ及

び郵便局、全国一万か所における申請サポート事業、過去の駆け込み申請等を踏まえたカード申請サイトの受付能力の強化と丁寧なメッセージ表示などの取組をいたしまして、国民の皆様には円滑にカードを申請していただけるよう環境整備に努めてまいりました。

しかしながら、カードの申請期限である二月末におきましては、過去の最大件数を大幅に上回る一日百万件を超える申請があり、カードを申請するために来庁した方で各地の市区町村窓口が大変混雑するとともに、申請サイトも混み合ったため、最後の手段として緊急避難措置を講じたものでございます。

なお、マイナポイント申込期限である九月末に向けましては、国民の皆様にはカードの早期受取、ポイントの早期申込みについて自治体と連携して周知広報を行うとともに、窓口混雑に備え、引き続きカードの交付及びポイント申込支援の体制を整備してまいりたいと考えております。

#### ◆ 委員長 河野義博君

おまとめください。

#### ◆ 岸真紀子君

はい。ほかにもいろんなことを指摘したかったんですが、済みません、時間を上回ってしまいました。

最後にまとめますが、やっぱり民信なくば立たずで、政治は民衆の信頼なくして成り立つものではありません。やっぱり、このマイナンバーカードはしっかりと自治体の声なり住民の方の声を聞いて一回立ち止まるべきだということを申し添えて、質問を終わります。

◆ 岸真紀子君

立憲民主・社民の岸真紀子です。

第二百十一回国会でマイナンバー法が改正された後もマイナンバーカードに関連するトラブルが次々と後を絶たない状況が続いています。しかも、言葉では、岸田総理も、一連のトラブルに関し、そして各大臣もその都度謝罪をしているようにはありますが、どうにも原因を人ごとにはしているように聞こえます。

なぜだろうと思ったら、例えば、マイナ保険証に他人の情報がひも付けられていたのは入力したときのミスのように言ってみたり、公金受取口座の登録に約十三万人が実際には受け取ることができない本人以外の家族の口座が登録していた事例も、まるで入力した側が誤っているという話しぶりであって、そもそもシステムの構築に問題があったこと、具体的に言うと発注者側や計画立案に携わるデジタル庁側が正しく理解できていなかったからという点が聞こえてきません。

先ほどの杉尾議員への答弁を聞いていても、国民の不安に対しては謝罪をしているんですが、それ以外についてはどうしても反省しているように聞こえないのがとても残念です。そのシステムが何のために必要で、実際に使う自治体など現場の職員がどう操作をするのか、使い勝手が良いものとして構築できているのかなど、そういった視点が欠けていたという反省と謝罪となっていないので、どうしても聞いていてももやもやするという印象を受けます。

最初に河野大臣に伺いますが、一連のトラ

ブルにはそれぞれシステム構築に問題があったと受け止めているのか、ほかの省庁の管轄は回答が難しいと思うので、デジタル庁所管の公金受取口座に絞っての答弁をお願いします。

◆ 国務大臣 河野太郎君 (デジタル大臣)

公金受取口座の登録、これをお願いする背景には、コロナ禍での給付金の給付作業に時間が掛かった、必要な情報を行政側になかったということ公金受取口座の登録をお願いをするということをはじめたわけですが、このマイナンバーカードあるいは住民票、戸籍の氏名は漢字氏名でございしますが、現在の口座名義、これは仮名氏名ということになっておりますので、自動で両者を照合することができない状況にあります。

現時点において、システム上で御本人名義ではなく家族名義の口座登録になっているものを排除するというのは、残念ながら難しいのが現実でございします。そのために、この登録手続の中では、登録可能な口座は本人名義とするという規約に同意を求めるほか、登録画面でも何度か注意喚起を行うということで御本人の口座を登録いただくような働きかけをやってきたところでございしますが、残念ながら家族名義に登録をされてしまった方がいらっしゃるというのも現実でございします。

普通の手順を踏んでいただければそういう登録はできないんですが、少し違ったやり方でできてしまうというのは、そこは御指摘のとおりではございしますが、その場合も漢字氏名と仮名氏名の突合ができないということ

で排除ができないというふうになっております。

ただ、先般の国会でマイナンバー法を改正をしていただきましたので、二〇二五年の六月までの期間に法律が施行され、振り仮名が公証されるようになりますので、そのタイミングに合わせてシステムの改修を行って、口座名義人の自動照合、これを実現をしていきたいと思っております。

また、その間の間に……

#### ◆ 委員長 鶴保庸介君

大臣、答弁おまとめください。

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君 (デジタル大臣)

その間の間に、漢字氏名と仮名氏名を何らかの形で、まあ一〇〇%ぱしっというわけにはいきませんが、漢字氏名と仮名氏名の照合をする検知モデルの開発を年内をめどに取り組んでいるところがございますので、一〇〇%排除というわけにはいきませんが、そうしたシステムも試していきたいというふうに思っているところがございます。

#### ◆ 岸真紀子君

時間が私、二十五分間しかないので、なるべくコンパクトに答弁いただきたいと思いません。

何か、そのシステムを改善していくというのは最後の方に読み取れてはいるんですが、とはいえ、やっぱり最初からそういうふうにしておけばよかったんじゃないかという反省が先に立ってこないと、なかなかみんなは、やっぱりもやもやが残って、だったらマイナンバーカードやっぱり嫌じゃないかというふ

うになってしまっているんですよ。そこは重く受け止めていただきたいです。

マイナンバーカードの失効が先月一か月で、先ほども言いましたが、二万件あったということです。小規模自治体では目立ってはいませんが、政令指定都市など大きな都市では一定程度の本人が希望しての自主返納も多くなっていると聞いています。

河野大臣は七月十一日のオンライン会見で、本当に微々たる数、変なことに惑わされないでと発言されたと報道で読みましたが、数としては、確かに全体数で見ると比率としては小さいのかもしれませんが、ですが、個人情報漏えいだけではなくて、他人にひも付けされているかもしれないという事案が発覚してから返納件数が増えていて、今も現在進行形です。自治体職員が対応に苦慮していると聞きます。

河野大臣は自主返納の重みをどう捉えているのかというのが重要になってきます。率の問題で小さく見たり、言葉が間違っていただけなのかもしれませんが、事象を変なことと済ませべきではありません。この点についていかがですか。

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君 (デジタル大臣)

不安に感じられる方がいらっしゃるというのは、大変申し訳なく、重く受け止めているところがございます。

委員おっしゃいましたように、このひも付け誤りの報道があつて返納が増えたということですが、このひも付け誤りとカードを持っている持っていないというのはこれは全く無関係でございますので、カードを返納することによってひも付け誤りのリスクがな

くなる、低下するという事はない。むしろ、カードを利用してマイナポータルからひも付け誤りがあるかどうかを御本人が確認することができますので、そうしたことを少し丁寧に周知をしていきたいというふうに思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

今のひも付け誤りのこともあるので、ちょっと質問を一問先に繰り上げてさせていただきますが、様々な理由での返納自体は以前から少なからずあったと聞いています。四月の住所異動で記入欄が、カードの記入欄がいっぱいになってとかの理由でした。しかし、六月からの返納は、マイナンバーカードをめぐる騒動により不安や不信の理由で増加していると現場からは聞いています。

これも何度も意見してきましたが、マイナンバーへの信頼を回復するには、一度カードの運用を立ち止まっての総点検とすべきであると強く要望しておきます。これは以前から申し上げているので答弁は要りません。

しかし、想像してください。国から再三にわたってカードの普及促進に、向上せよと自治体が迫られて、途中からは、方向修正はしたものの、地方交付税の算定にも入れるよというような脅しまで掛けられて、それで結果的に自治体職員の努力で普及率というのは上がってきました。でも、ここに来てその努力が、返納という手続を取らされている無力感、想像していただきたいんです。

また、説明や対応に時間を要している業務量の負担も多大なんです。

実際に窓口では、カードを再度持ちたいと思ったときに再作成というのはできるんです

が、有料で、カードに八百円、電子証明書は二百円という、千円ですね、合計千円が必要となる説明であったり、カードを先ほど言ったように返納しても、結果的に保険証とか公金受取口座のひも付けは残ったままとなっていますよという説明をしているところです。

特に自治体職員が心苦しいのは、保険証のひも付けは、一度ひも付けると取消しができなくて、ひも付け解除を求める住民の要請に応えられないということが、本当に対応に苦慮しているって、そういったような事情が様々なことを自治体の職員からは聞きました。

松本大臣は、こういった対応を実際に窓口職員が行っていることを承知しているのか。また、保険証のひも付け解除はできるようにすることは必要と考えますが、これは加藤厚労大臣にお考えをお聞かせ願います。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

委員御案内のとおり、マイナンバーカードは本人の意思により申請をしていただくものであり、返納することも御本人の意思によって可能でございます。

マイナンバーカード返納の際には、それぞれ自治体におきまして説明をいろいろさせていただいていることはよく承知をいたしております。例えば、再発行に手数料が掛かるであるとか、またコンビニ交付等のサービスをマイナンバーカードで行っている場合にはそのようなサービスが受けられなくなるなど、各自治体において窓口で御説明をいただいている実情があることはよく承知をいたしております。

先ほどございましたが、私どもとしては、地方交付税の算定に当たって交付率を利用さ

せていただいたのは、マイナンバーカードの利活用において地方交付税に財政的な一定の負担が掛かっていると考えられることから、これらを反映をするために交付率を活用させていただいたので、是非、総務省としては各自治体と連携をし、また行財政面からは支えていきますので、脅しであると受け取られないように私もまた御説明をしていきたいと思いますが、御理解をいただきたいと思っております。

マイナンバー制度、マイナンバーカードの信頼回復については、また関係省庁とも連携をしながら、同時に自治体の業務負担、財政負担等についてもしっかりと状況を伺いながら丁寧に進めてまいりたいと考えております。

#### ◆ 国務大臣 加藤勝信君（厚生労働大臣）

まず、今現状であります、マイナンバーカードを市町村の窓口で交付する際等に自治体において利用登録の支援が行われている中で、御本人の意向の確認が十分に行われず利用登録が行われてしまった場合には、現在、御本人からの申立てに基づいて個別に利用登録の解除を行っているところでございます。

こうした方に限らず、一般に利用登録を行った後で解除を希望する方について解除を行っていくためにはシステムの改修が必要となります。さらには、マイナポータルとの接続も切らなきゃいけません。こうした様々な手続というか改修が必要となりますから、そうした点も踏まえた検討が必要というふうに考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

松本大臣からは自治体への支援ということ

で御回答をいただきましたし、加藤大臣からも認識は持っていただいている、システムには、でも、改修するのに時間が掛かるので、まだ検討段階というふうに受け止めさせていただきますが、本当に返納までしている人たちなので、やっぱり外したいという苦情というか、すごいこういった声がありますので、是非ともそれは進めていただきたいと要望します。

事前に総務省へ、マイナンバーカードの再交付枚数と再交付の事由、事由というのは、紛失であったり、ICチップの読み取り不良とか国外転出等の理由等の内訳であったり、再交付が有料なのか無料の別なのかというのを照会したところ、済みません、国外転出じゃなくて国外からの転入でした。間違えました。把握していないので不明ですという回答がありました。

実は、マイナンバーカードが壊れやすいのか、初期段階からICチップが壊れているのかは不明なんです、磁気不良のための再交付というのが多いと聞いています。その場合は有料での再交付千円を求めることになるのですが、窓口で理解してもらうのが相当時間を要しています。これ、例えばスマホとカードを近づけて磁気で反応して壊れてしまうのかもしれないですし、なかなか分からないんですが、でも、これが分からないからこそ、自治体では壊れていたら負担を求めるということをやっています。これは自治体の人口規模に問わずに起きている問題で、困っている事象の一つです。磁気不良の再交付は目に見えないので本当分からないんですよ。

手数料を無料とするなど対策を講じていただきたいという要望が多いです。紛失とか故

意に壊したという事例以外は無料にすべきと考えますが、松本総務大臣に御質問します。

#### ◆ 国務大臣 松本剛明君（総務大臣）

委員もよく御案内のとおりかと思えますけど、マイナンバーカードの発行に当たっては原則千円の手数料が設定をされております。

マイナンバーカードを初めて発行する場合、また、マイナンバーカードに関して、御本人の責めによらず、発行に関わった市町村若しくは機構に誤りがあった場合などはその手数料を無料にする取扱いとしているところがございますが、本人の責めによる場合には有料となることになっております。

再発行の際に手数料が必要となる場合があることについては、総務省、市区町村においても広報をさせていただいているところであるかというふうに思いますが、また、マイナンバーカードの取扱いについて、J-LISのマイナンバーカード総合サイトにおいて、カードが熱で変形をしたり、高温、物理的な力によってカードに内蔵されている電子部品が故障する場合があるなども注意喚起をさせていただいております。

どのような場合が本人の責めによるものなのかは、これらを参考に、個別の状況に応じて現場、各市区町村において判断をされているところがございますが、総務省といたしまして、この取扱いについて、各市区町村の意見を踏まえつつ、より分かりやすく、現場において円滑な運用が図られるものとなるよう、適切に対応いたしたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

例えば折ったりとか、本当に故意的にやっ

たものならば手数料として受け取れると思うんですが、分かりづらいんで、これ行政が進めているものです。であれば、ただにすべきだということはしっかりと受け止めていただきたいです。

次に、毎年三月から四月は住民異動の繁忙期となりまして、これまでも住民係などの窓口は混雑してきました。提出をマイナポータルでできますよと、オンライン手続可能ですよ、これがメリットですよと言っていますが、実際には転入手続には窓口へ行くこととなります。これは、自治体としても各種自治体の情報の提供などが必要なので、やっぱり窓口に来てもらうということはいいことだと思うんですが、マイナンバーカードを保有している方は、住民票の住所異動の手続に加えてマイナンバーカードの住所変更手続と、住所異動によって失効する署名用電子証明書の再発行手続が必要となります。言わば時間が倍掛かると、市役所に滞在する時間がですね。

マイナンバーカードを持つことによってかえって待ち時間が長くなって、住民に対しての不利益が生じています。カードがなければ住民基本台帳への登録作業はそれだけで済むのでスムーズに終わりますし、住民帰ってから手続してもいいという処理ができたんですが、今は実態として違います。これでマイナンバーカードのメリットはたくさんありますよと喧伝されていても、なかなか、えって思うところがたくさんあります。

住民異動や氏名変更等により署名用電子証明書が失効してしまうことへの対応であったり、具体的に言うと、署名用電子証明の暗証番号の確認や、そもそも署名用電子証明とは何かの説明から始めなきゃいけないような実

態になっています。

これは改善ができないのか、政府参考人でのよいので、これ改善してほしいという要望も含めてお伺いいたします。

#### ◆ 政府参考人 山野謙君 (総務省自治行政局長)

お答え申し上げます。

マイナンバー法の規定に基づきまして、マイナンバーカードの交付を受けている者、引っ越しなどでカード記録等に、カードの記録事項に変更があったとき、これは住所地の市町村長にカードを提出しなければならないと、これを踏まえまして、市町村長はカード記録事項の変更等の措置を講じた上で返還することとされております。

それから、御指摘のありました署名用の電子証明書でございますが、これは住民の基本四情報が記録されておりますので、住所の異動があった場合には失効する、こういうことでございます。このため、異動後も引き続き署名用の電子証明書を利用するためには、再発行の手続を行う必要があるというものでございます。

委員御指摘ありましたように、これはカードの保有者の増加に伴いまして、年度末あるいは年度初めにおきまして、引っ越しに伴う転入転出の手続のほか、カードの記録事項の変更等で窓口職員の事務負担が増加傾向にあるということをご承知しておるところでございます。

一方で、一つは、本年二月に引っ越し手続オンラインサービスが開始されましたので、マイナンバーのカードの所有者、これは全ての市区町村に転出届がオンラインで提出できるようになりましたし、そういう意味では、転出証明書

情報のデータが転入予定の地の市町村に送られるということがございます。さらに、これも、コンビニ交付サービス、これ参加団体が……(発言する者あり) はい。人口カバー率高くなっておりましたので、一定、こういったことで窓口の混雑緩和に一定の効果があるのではないかと考えてございます。

いずれにしても、今後、市町村の実情を十分に把握しまして、カード記録事項の変更等に係る事務が円滑に行われるように努めてまいりたいと考えております。

#### ◆ 岸真紀子君

券面とかもこれから見直すと思うので、しっかりとそこはなるべく簡素化できるようにしていただきたいというところです。

だんだん時間がなくなったので次の質問は要望だけをしておきますが、マイナンバー、マイナポイント事業が九月末で終わりを告げることになるので、これまで様々なマイナンバーカードの保険証のひも付けとか公金受取口座のひも付けはマイナポイントブースというのをつくってやっていたんですが、これが、ポイント事業が終わるのでもう職員をそこに配置できなくなるという問題があります。松本総務大臣には、引き続き、恒久的にマイナンバーカードの業務に携わる職員確保に向けた財源の確立を、これ要望だけしておきます。よろしく申し上げます。

次の質問に入ります。ごめんなさい。

総点検についても要望があります。自治体からは、報道でしか情報がないことへの不満や、一体どれぐらいの業務量が増えるのかという不安が大きくなっています。確認作業の内容を明確にし、かつ、国がスケジュールあ

りきで走るのではなく、大中小規模、自治体に合わせた、事務内容に応じた期限とすることを要望いたします。当然、報道よりも先に自治体への周知を優先することが必要です。また、点検事務に係る体制確保は自治体となるのか、自治体に対する過度な負担とならないようにすること、とはいえ、人員配置を含め必要となる自治体の費用は国として財源措置することも必要ではあります。これはお願いできるか、河野大臣にお答え願います。

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君 (デジタル大臣)

今回の総点検に関しましては、まず、それぞれ所管官庁から担当部局にまとめて調査票を送ると同時に、マイナンバーを担当されている部局及び首長部局、知事部局にも同じ通知をお送りをするということで、何が起きているかということがそれぞれの自治体の中で情報共有がきちんとできるように努めているところでございます。

先ほどから申し上げますように、今、ひも付けのやり方を確認をしていただいておりますが、多くの自治体は住民基本台帳システムと連携をしておりますので、先ほど厚生労働省からお話がありました住所地特例の部分が恐らく確認が必要になってくるころだろうと思いますので、自治体、市町村においてはさほど負担になることはないのではないかと考えておりますが、その状況を見ながら最終的な期限というのは設定をしていきたいと思っております。

#### ◆ 岸真紀子君

本当に、自治体に合わせてとか、まあ保険者もそうですが、それぞれに期限を、こち

らが、国側からが決めるのではなくて、しっかりとそこは柔軟に対応していただきたいのと、財源はしっかりと確保していただきたいと思っております。

時間がなくなったので、ほかにもいろんな要望がありまして、加藤大臣には、マイナ保険証に関する総点検で国保中央会と支払基金が請け負ってJ-LISに照会を掛けるのに一件十円掛かることとなります。これはやっぱりその保険者に求めるべきではないので、しっかりと国が対応すべき、費用を対応すべきだということも要望しておきます。

最後に、政府はマイナンバーカードの普及を急いできました。その中でも特に問題なのが、杉尾議員も指摘しました健康保険証との一体化であって、私も何度も保険証の廃止は撤回すべきだと申し上げてきました。残念ながら、法律としては可決、成立しています。ですが、再三にわたって皆さんから指摘があったように、与党の中からもこの見送りは必要ではないかという声があります。

先日も、調剤薬局に行ったら、小さなお子さんを連れのお母さんが、お子さん体調悪いですよ、なので、一生懸命顔認証システムに照合しようとしても全然照合されないという問題がありました。もうとってもぎゃん泣きしていて読み込めないんですよ。そういった問題も起きています。

実際には、こういった現場でいろんなこのマイナ保険証の使い勝手の悪さというのが起きておりまして、厚生労働省としてどのように把握をしてどのように改善するのか、利用者目線に立っての加藤大臣の答弁をお願いいたします。

また、資格確認書であったり、プッシュ型

にしたり、現行保険証の廃止を立ち止まって見送るべきではないかと思いますが、その点についてもお答え願います。

#### ◆ 国務大臣 加藤勝信君（厚生労働大臣）

今、幼い子供さんのお話がありました。確かに子供さんの場合にはなかなかじっとしておれないので顔認証ができない場合もあると思います。そうした場合には、暗証番号を入力していただくことによって確認するという仕組み、あるいは診察した医療機関においてカードの顔写真と患者さんのお顔から目視による本人確認を行って対応している、こうした対応をしていただいているというふうにお聞きをしております。こうした受付方法などもしっかり周知をしていきたいと思っておりますが、医療現場においては実務上様々な課題が出てくるというふうにお聞きをしております。

今後とも、積極的に把握をして、新たな課題について御指摘があればそれをしっかり受け止め、一つ一つ丁寧に解決し、またその旨を周知していく、こういう姿勢で臨んでいきたいと思っております。

健康保険証の廃止をやめるということではありますが、こうしたカードの利用をしていただくことによって、あえて保険証がなくてもいいという方もいらっしゃるわけですから、全員に改めて、全ての方に健康保険証を発行する必要性はなくなっていくというふうにお聞きをしております。

しかし一方で、カードをお使いにならない方が保険料を納めながら保険診療を受けられない、こういったことがあってはならないわけですから、そうしたことがないように様々な周知を行うとともに、申請が期

待、資格確認書の申請が確認できないと判断された場合は、本人からの申請によらず、職権で交付するといった柔軟な対応を考えていきたいというふうにお聞きをしております。

#### ◆ 岸真紀子君

先ほどの案件は、暗証番号を忘れて、しかも受付の職員、薬局の方々が忙しくて対応できなかった事例です。

なので、そういった医療とかにもつなげられないという問題は本当に重く受け止めるべきだということを申し添えて、質問を終わります。